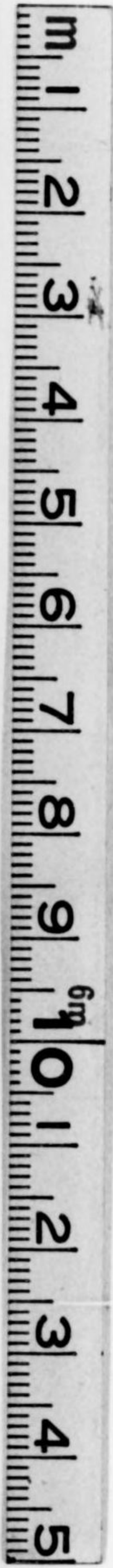
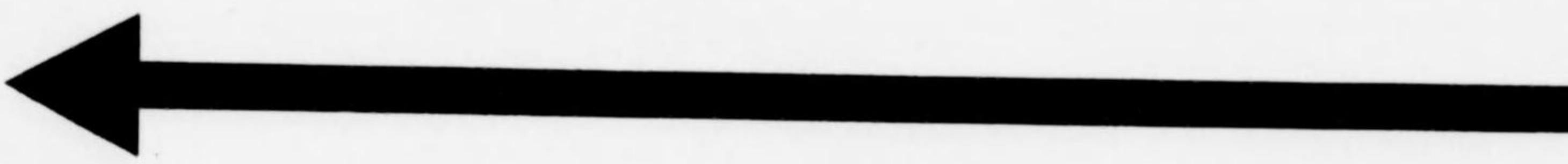


特274
374



始



ト工1J-1

特274
374



民國常識百科辭典

文學博士 荻原雲來 監修
法學博士 桑田熊藏

東京 テンセン社



序文

今や長期建設國民總力戦の時代である。ペラ／＼した本を讀んでゐる時ではない。知識の上に眠つてゐる時ではない。一行一句が悉く血となり、肉となる本を讀んでこの非常時に備へなくてはならぬ。

文化の躍進は今までに幾多の辭典を登場せしめた。中には龍大二十數卷にわたる百科事典もある。まさに知識の金字塔といつてよからう。然し其の中には、所有者の眼に一生觸れない頁がどれ程あるかも知れない。必要のない頁は謂はゞ餘白である。餘白だらけの百科事典を積

んで楽しんでゐるやうな人は、精神生活上の浪費者である。

無駄と贅澤とは許さない世の中である。單に生命を保つといふ上から言へば、一度の食事に數十分間を費すのは無駄である。丸薬一粒嘗めれば一日働けるやうな滋養食が出て來なければならぬ筈だ。無駄の多い百科事典は、これの逆を行くもので、數十分間で済ます一度の食事を數時間も費すやうなものである。無用の長物ではないにしても、今の時代に適してゐない。

第一線では生芋を入れた胃袋で戦ひながら、あの通りな素晴らしい戦果を収めてゐるではないか。皮も實も一切を擧げて榮養となる、戦時芋

のやうな至極實質的な事典を要求してゐるのである。

今のインテリは其の頭の中に、豊富な知識を貯藏して居る。この階級になると、通俗的な事典なんか必要はないやうに思はれるが、實際はなか／＼さうではない。何もかも知りつくしてゐるやうに見えて、案外物を知らないのが人間だ。

學者は自分の専門の事については非常に詳しいが、その畑を離れると皆目世間のことを知らない。技師は技術上のことは知つてゐても、肝腎な世渡の道に關であり、政治家は口は達者だけれど、實地の生活になるとお芋の煮えたも知

らないと言つた工合に、偉さうに見える人間ほどその知識が一方に偏つてゐる。これでは生活戦線の落伍者となるより仕方はないが、世間には此の種の人間が非常に多いのである。

學問の要諦は圓滿な常識を具へるといふことである。換言すれば實際的な世渡の道に明るくなるといふことである。國民教育に於ても「日常生活に必須なる知識技能を授くることを以て其の要旨とす」と規定したのもそのためであるが、兎角學問といふと、高遠な學理を内容としなくては釣合が取れぬやうに堅苦しく考へるところから、學問のある人に限つて、實生活と懸離れたやうな行方をしてしまふのである。

口に宇宙の眞理を論しながら、生命のために食物に依つて、幾カローリを必要とするかを知らない者や、古今東西の文學を云々しながら、手紙一本碌に書けない者や、醫學の根本原理を口にしながら、應急手當の心得さへない人間が甚だ少くないが、學問とは決してそんなもので無いといふことを、ハツキリと認識しなくてはならぬ。

人が獨立生活すると言ふことは何でもないやうで、實は甚だ難かしいものである。一人前の身體を持ちながら、ぶら／＼と寄生的な暮しをしてゐる人に向ひ、犬や猫でさへ自力で食つて行くのに、人間でありながら自分で食ふことが

出来ないかなど、貶す者もあるが、貶す人自身でも能く考へて見ると、完全な世渡りをしてゐる者は甚だ少い。

人間は金儲のみでもないけなしいし、學問のみでもないけなしい。趣味に溺れることもいけなければ、營利財利のみでも空理空論のみでも尙更いけなしい。自己のためにも社會のためにも、幸福にして意義ある生活を營むためには、圓滿にして常識に富む人格を養はなくてはならぬ。

尤も専門的な知識にしたところで、持つてゐるに越したことはないが、あらゆる分野にわたつて之を究めることは人間業では出来ないことであるし、高遠な學理は實際生活には縁遠いこ

とだから、そんな事は職業的に調査研究に當つてゐる學者や専門家に任して置けばよいのである。

社會の大部分を占める一般民衆としては、最も無駄のない方法で日常必須の知識を修得し、その修得したものを適切に其日々の實生活に利用して行くことが賢明な勉強法であるが、それには能く時代に即して、一粒の丸薬よく一日のカロリーを満たすに足る便利重寶な百科辭典を座右に備へることが必要となつて来る。

本書はこの要求に應ぜんため、苦心慘澹の結果生れたものであるから、口先ばかりの戦時體制版では決してない。活々とした新知識の寶庫で

あり、忠實な常識顧問である。然も文章は平易で、讀むだけでも面白く出來てゐる點で非常な人氣を呼んでゐることを附言し、毎戸一冊を備へられんことをお奨めする次第である。

皇紀二千六百年を迎へんとして

著 者 識

國民常識百科辭典 目次

第一編 皇室知識

第一章 我國體と皇室

- 第一節 天皇陛下……………一
- 第二節 皇后陛下……………二
- 第三節 皇太后陛下……………三
- 第四節 皇太子殿下……………四
- 第五節 皇族……………四
- 第六節 王族及び公族……………五
- 第七節 攝政……………五
- 第八節 臣籍御降嫁と御婚嫁の皇王族……………五

第二章 宮 城

- 第一節 沿革……………七
- 第二節 表宮殿及び御所……………七
- 正殿 鳳凰の間 豐明殿
- 表御座所 桐の間 千種の間
- 西溜の間 東溜の間 御車奇
- 東車奇 北御車奇 大宮御所

第三節 御 門

- 東宮御所……………二〇
- 宮城正門 鐵橋石橋 坂下門
- 内櫻田門 大手門 平川門
- 乾門 半藏門 櫻田門

第三章 御用邸・御所・離宮

- 葉山御用邸 沼津御用邸 那須御用邸
- 日光田母澤御用邸 日光御用邸
- 伊香保御料地 鹽原御用邸
- 青山御所 赤坂離宮 濱離宮
- 霞關離宮 武庫離宮 箱根離宮

第四章 御所・離宮・御苑

- 京都御所 仙洞御所 二條離宮
- 桂離宮 修學院離宮 新宿御苑

第五章 御料地其他

- 御料地 御料牧場 日光養魚場
- 御獵場……………二六

第六章 宮中三殿其他

- 賢所 皇靈殿 神 殿
- 神嘉殿 振天府 有光亭
- 懷遠府 建安府 惇明府

第七章 宮中御行事

- 朝賀 御用始 新年宴會
- 御講所始 陸軍始 御歌會始
- 更衣 重陽 大 祓

第八章 祝日及び祭日

- 第一節 祝日……………一九
- 朝賀 拜賀 參賀 賀表及言上書
- 四大節宴會に召さる範圍 紀元節
- 天長節 地久節 明治節
- 第二節 祭日……………三
- 元始祭 神武天皇祭 神嘗祭
- 新嘗祭 大正天皇祭 春季皇靈祭
- 秋季皇靈祭……………三

第九章 宮内省

- 侍從職 式部職 宗秩寮
- 諸陵寮 圖書寮 侍醫寮
- 内藏寮 内匠寮 主馬寮

第十章 内大臣府

第十一章 爵位・位階・勳等	三五
第十二章 宮中席次	三六
第十三章 歴代天皇御陵	三七
第十四章 神 社	三〇
寫眞 靖國神社	三〇
第一節 神宮	三一
第二節 官國幣社	三一
官幣大社 官幣中社 官幣小社	三一
別格官幣社 國幣大社 國幣中社 國幣小社	三一
第三節 官國幣社以外の主なる神社	三七
第二編 國家知識	
第一章 國家の成立と實質	三九
第一節 國家成立の要素	三九
國家の意義 國家の目的 領土 領土の分合 人民 主權	三九
主權の所在 統治權	三九
第二節 國家成立論	四一
國家神意說 國家財產說 國家契約說 國家實力說	四一
第三節 國家の實質	四三
第三節 國家の實質	四三
有機體說 倫理說 階級說	四三
第二章 國體及び政體	四三
第一節 國體	四三
國體の意義 君主國體の通念 君主國體の特徴	四三
第二節 共和國體の歴史	四七
第三節 政體	四七
政體の意義 政體の種類 現在の專制國 專制政體 立憲政體	四七
第三章 世界に特立する 日本帝國	五〇
我國の建國 我國の實質 我國體 我政體	五〇
第三編 政治知識	
第一章 五箇條の御誓文	五三
第二章 帝國憲法	五三
第三章 國體と政體	五三
第一節 國體	五三
第二節 國家	五四
第三節 國民	五四
第四節 政體	五四
立憲政體 專制政體	五四
第四章 政 府	五五
內閣 外務省 內務省 大藏省 陸軍省 海軍省 司法省 文部省 農林省 商工省 逓信省 鐵道省 拓務省 厚生省	五五
第一節 內閣總理大臣	五五
第二節 閣議事項	五六
第三節 各省大臣	五六
第四節 行政裁判所	五七
第五節 會計検査院	五七
第五章 立 法	五七
第一節 立法、司法、行政	五七
第二節 帝國議會	五八
第三節 衆議院	五八
第四節 選舉區	五九
第五節 貴族院	五九
第六節 召集、開會、閉會	五九
第七節 議會の權限	六〇
第八節 議院の權限	六〇
第九節 議員の權利義務	六〇

第十節 休會、停會、解散	六一
第十一節 協贊と承認	六一
第十二節 上奏と奏上	六一
第十三節 建議	六一
第十四節 委員會	六一
第十五節 政府委員	六一
第十六節 政黨	六一
第十七節 法律と命令	六一
第六章 司 法	六三
第一節 司法制度	六三
裁判所 區裁判所 地方裁判所 控訴院 大審院 檢事局	六三
第二節 司法職員	六五
判事 檢事 司法官試補 裁判所書記 執達吏	六五
第七章 行政機關	六六
第一節 官制と職制	六六
第二節 地方行政機關	六七
府縣知事 北海道廳長官 朝鮮總督 臺灣總督 樺太廳長官 關東州廳長官 南洋廳長官	六七
第八章 府縣行政	六九
第一節 府縣の組織	六九
府縣會 府縣參事會 府縣官吏及び吏員 府縣參事會	六九
第二節 府縣稅	七〇
第三節 府縣の監督	七〇
第九章 市町村行政	七一
第一節 市町村の構成	七一
自治 自治團體 市町村の組織 市町村住民 公民及び公民權	七一
第二節 市町村條例及び規則	七二
第三節 市町村の機關	七二
市町村會 市町村會議員の定數 市參事會 市參事 町村民總會 市町村民會 市町村民 助 役 收入役 副收入役 區長 委員 有給吏員	七二
第四節 町村民の選任、待遇	七三
第五節 市町村稅	七三
第六節 市町村組合	七三
第七節 市町村の監督	七三
第十章 警察行政	七三
第一節 警察の分類	七三
保安警察と行政警察 司法警察と行政警察 高等警察と普通警察	七三
第十一章 行政救濟	七六
第一節 請願	七六
第二節 行政訴訟	七九
第三節 行政訴訟	七九
第四編 法律知識	
國の警察と地方警察 第二節 警察官廳 內務大臣 地方長官及び警視總監 警察署長 警察官吏 憲兵 軍隊	七六
第一章 總 則	八〇
第一節 人	八〇
第二節 能力	八〇
第三節 民法上の無能力者	八〇
第四節 住所	八〇
第五節 法人	八〇
第六節 物	八〇
第七節 法律行為	八〇
第八節 時 效	八〇

第二章 物權法…………… 八二

第一節 物權…………… 八二

第二節 所有權…………… 八二

第三節 所有權に關する實際問題…………… 八二

第四節 占有權…………… 八三

第五節 地上權…………… 八三

第六節 地上權と土地賃借權の異同…………… 八三

第七節 永小作權…………… 八三

第八節 地役權…………… 八三

第九節 留置權…………… 八四

第十節 先取特權…………… 八四

第十一節 質權…………… 八四

第十二節 抵當權…………… 八五

第十三節 附加物と從物…………… 八五

第十四節 賣渡抵當と根抵當…………… 八五

第三章 債權法…………… 八五

第一節 債權…………… 八五

第二節 債權の效力…………… 八六

第三節 債權の消滅…………… 八六

第四節 時效の中斷…………… 八六

第五節 契約…………… 八七

第六節 金錢貸借上の實際問題…………… 八七

第七節 保證と連帶…………… 八七

第八節 貸金の利子…………… 八八

第九節 債權の賣買…………… 八八

第十節 金錢債務臨時調停法…………… 八九

第十一節 買戻契約…………… 八九

第十二節 不動產貸借の實際問題…………… 八九

第十三節 事務管理…………… 九〇

第十四節 不當利得…………… 九〇

第十五節 不法行爲…………… 九〇

第四章 親族法…………… 九一

第一節 親族…………… 九一

第二節 準血族…………… 九一

第三節 戶主…………… 九一

第四節 家族…………… 九二

第五節 戶主權…………… 九二

第六節 婚姻…………… 九二

第七節 離婚…………… 九二

第八節 婚姻豫約の問題…………… 九二

第九節 實子…………… 九三

第十節 養子…………… 九三

第十一節 養子縁組…………… 九三

第十二節 養子縁組…………… 九四

第十三節 親權…………… 九四

第十四節 後見…………… 九四

第十五節 親族會員…………… 九五

第十六節 親族會…………… 九五

第十七節 扶養義務…………… 九五

第十八節 扶養義務の發生…………… 九六

第五章 相續法…………… 九六

第一節 家督相續…………… 九六

第二節 遺產相續…………… 九六

第三節 單純承認…………… 九七

第四節 限定承認…………… 九七

第五節 相續の拋棄…………… 九七

第六節 家督相續人の廢嫡…………… 九八

第七節 遺言…………… 九八

第八節 遺留分…………… 九八

借地借家法…………… 九八

第一章 借地法…………… 九八

第一節 借地法の特質…………… 九八

第二節 借地法の解釋…………… 九九

第三節 借地法施行地區…………… 九九

第二章 借家法…………… 一〇一

第一節 借家法の特質…………… 一〇一

第二節 借家法の解釋…………… 一〇一

第三節 借家法施行地區…………… 一〇一

第四節 借家法の實際問題…………… 一〇三

民事訴訟法

第一章 裁判所の取扱事件…………… 一〇三

第二章 訴訟…………… 一〇三

第一節 訴訟の手續…………… 一〇四

第二節 和解…………… 一〇五

第三節 支拂命令…………… 一〇五

第四節 訴訟費用…………… 一〇五

第五節 訴訟に貼用の印紙…………… 一〇六

第三章 上訴…………… 一〇六

第一節 控訴…………… 一〇六

第二節 上告…………… 一〇六

第四章 再審…………… 一〇七

第五章 強制執行…………… 一〇八

第一節 執行の手續…………… 一〇八

第二節 差押の範圍…………… 一〇八

第三節 差押の出來ぬ物權…………… 一〇八

第四節 不法なる差押…………… 一〇九

第五節 假差押…………… 一〇九

第六節 假差押の取消…………… 一〇九

第七節 假處分…………… 一一〇

第八節 破産…………… 一一〇

商法

第九節 強制執行の費用…………… 一一〇

第十節 競賣手數料…………… 一一〇

第一章 商行爲…………… 一一一

第一節 絕對的商行爲…………… 一一一

第二節 相對的商行爲…………… 一一一

第三節 附屬的商行爲…………… 一一二

第四節 商事…………… 一一二

第五節 小商人…………… 一一三

第六節 商業上の契約…………… 一一三

第二章 運送及び寄託…………… 一一三

第一節 運送…………… 一一三

第二節 寄託物損滅の實際問題…………… 一一三

第三節 倉庫の寄託物…………… 一一四

第三章 保險…………… 一一四

第一節 火災保險…………… 一一四

第二節 生命保險…………… 一一四

第四章 手形及び小切手…………… 一一四

第一節 手形…………… 一一四

第二節 手形の不渡…………… 一一五

第三節 手形の裏書…………… 一一五

刑法

第四節 引受人…………… 一一五

第五節 小切手…………… 一一五

第一章 總則…………… 一一六

第一節 刑の種類…………… 一一六

第二節 刑の執行猶豫…………… 一一六

第三節 時效…………… 一一七

第四節 犯罪の構成…………… 一一七

第五節 正當防衛…………… 一一七

第六節 緊急避難…………… 一一八

第七節 未遂罪…………… 一一八

第八節 共犯…………… 一一八

第九節 併合罪…………… 一一九

第十節 累犯…………… 一一九

第十一節 酌量減輕…………… 一二〇

第二章 罪…………… 一二〇

第一節 罪と刑罰…………… 一二〇

第二節 騷擾の罪…………… 一二〇

第三節 放火及び失火の罪…………… 一二一

第四節 住居を侵す罪…………… 一二一

第五節 文書偽造の罪…………… 一二三

第六節 過失死傷の罪…………… 一二四

第七節 名譽毀損の罪	一三四
第八節 業務を妨害する罪	一三五
第三章 盜犯豫防法	一三五
第四章 暴力行為處罰法	一三六
第五章 不穩文書臨時取締法	一三七
第六章 警察犯處罰令	一三七
第一節 拘留のみに處すべき場合	一三八
第二節 拘留又は科料に處すべき場合	一三八
第三節 科料のみに處すべき場合	一三九
第四節 教唆者、從犯者の處分	一三〇
刑事訴訟法	
第一章 裁判所の管轄	一三〇
第一節 事物管轄	一三一
第二節 土地管轄	一三一
第二章 公訴權	一三三
第一節 公訴權の發生	一三三
第二節 公訴提起の方式	一三三
第三節 公訴權の消滅	一三三
第三章 訴訟關係者	一三三
第一節 裁判所	一三五
第二節 檢察及び其補助者	一三四
第三節 被告人及び代理人	一三四
第四節 辯護人	一三五
第四章 起訴の準備及び起訴	一三五
第一節 公訴の準備	一三五
第二節 公訴の提起	一三五
第三節 豫審	一三六
第五章 公判	一三六
第一節 公判前の手續	一三六
第二節 公判の審理	一三七
第六章 上訴	一三七
第一節 控訴	一三八
第二節 上告	一三八
第三節 抗告	一三八
第七章 再審	一三八
第一節 再審の原因	一三九
第二節 再審の請求	一三九
第八章 非常上告	一三九
第九章 略式手續	一三九
第十章 刑の執行	一四〇
第一節 死刑の執行	一四〇
第二節 自由刑の執行	一四〇
第三節 財産刑、科料、沒收の執行	一四〇
第十一章 私訴	一四一
第十二章 陪審法	一四一
第一節 陪審に附すべき事件	一四一
第二節 陪審員	一四一
第三節 陪審の方法	一四二
第四節 罰則	一四三
工場法	
第一章 工場法の沿革	一四三
第二章 工場法の實際	一四三
第一節 適用の範圍	一四三
第二節 時間の制限	一四五
第三節 年齢の制限	一四六
第四節 扶養其他	一四七
第五節 罰則	一四七
第一節 選舉權及び被選舉權	一四八

第二節 選舉區制	一四八
第三節 選舉方法	一四九
第四節 候補者及び當選人	一四九
第五節 選舉運動	一五〇
第六節 選舉違反	一五〇
書式	
第一章 諸届諸願書及び諸證書様式	一五一
第二章 戶籍に關する諸届の心得	一五一
第一節 届出一般の通則	一五一
第二節 記載すべき事項	一五二
第三節 届出の義務者	一五三
第四節 二通以上を要する場合	一五三
第五節 届出の期間	一五三
第三章 出生に關する届出	一五四
第一節 嫡出子の出生	一五四
第二節 庶子と私生子	一五四
第三節 届出期間	一五五
第四節 届出人	一五五
第五節 出生届の書式例	一五五
第六節 庶子及び私生子届出の書式例	一五七
第四章 婚姻に關する届出	一五九
第一節 婚姻の届出	一五九
第二節 婚姻届出の書式例	一六〇
第五章 離婚に關する届出	一六三
第一節 離婚届出の手續	一六三
第二節 離婚届出の書式例	一六三
第六章 家督相續に關する届出	一六六
第一節 届出上の注意	一六六
第二節 相續届の書式例	一六七
第三節 家督相續人の廢除、指定取消	一六七
第四節 廢除、指定取消の書式例	一六八
第七章 後見に關する届出	一六九
第一節 届出の心得	一六九
第二節 後見に關する書式例	一七〇
第八章 隠居及び失踪に關する届出	一七二
第一節 隠居届	一七二
第二節 失踪届	一七二
第九章 死亡に關する届出	一七三
第一節 届出の心得	一七三
第二節 死亡届の書式例	一七三
第十章 入籍、就籍、離籍に關する届出	一七三
第一節 入籍の心得	一七三
第二節 入籍届の書式例	一七三
第三節 就籍届の心得	一七三
第四節 就籍届の書式例	一七四
第五節 離籍の心得	一七五
第六節 復籍拒絶届	一七五
第十一章 廢家、絶家、分家に關する届出	一七六
第一節 廢家の届出心得	一七六
第二節 廢家届の書式例	一七七
第三節 分家の届出心得	一七七
第四節 分家届の書式例	一七七
第五節 絶家再興届と絶家及び一家創立届の心得	一七八
第六節 絶家再興届の書式例	一七八
第十二章 轉籍、寄留に關する届出	一七九

第一節 届出の注意	一七九
第二節 轉籍届の書式例	一七九
第三節 寄留届の心得	一八〇
第四節 寄留届の書式例	一八〇
第十三章 戸籍謄、抄本交	
附請求願及び戸籍簿閲覧	一八一
第一節 謄本、抄本の下附請求	一八一
第二節 謄本、抄本下附願書式例	一八一
第三節 閱覽願	一八一
第十四章 改名届	一八一
第一節 届出の心得	一八一
第二節 改名届の書式例	一八一
第十五章 兵事に關する願届	一八一
第十六章 其他一般書式	一八一
第一節 一般の書式例	一八一
第二節 警察に關する届出	一八一
第十七章 一般證書の書き方	一八一
第一節 金錢貸借の証文	一八一
第二節 不動産擔保	一九二
第三節 不動産擔保	一九三
第四節 物品貸借	一九三
第五節 借家証文	一九三
第六節 借地証文	一九四
第七節 委任狀の書き方	一九四
第五編 財政知識	
第一章 總論	一九五
第二章 國家の經費及び收入	一九五
第一節 國家の事業	一九五
第二節 國家の經費	一九五
第三節 經費の負擔	一九五
第四節 收入の種類	一九六
私經濟的收入	一九六
非經濟的收入	一九六
第五節 剩餘金	一九六
第三章 豫算と決算	一九七
第一節 豫算	一九七
第二節 豫備金	一九七
第三節 決算	一九七
第四章 貨幣	一九八
第一節 本位貨幣	一九八
第二節 現行貨幣の品位	一九八
第五章 國稅	一九八
第一節 國稅の種類	一九八
第二節 地租	一九九
有租地 免租地 災害地免租	一九九
自作農地免租 納稅義務者	一九九
納稅期	一九九
第三節 營業收益稅	二〇〇
一課稅標準	二〇〇
二免租及び猶豫稅率及び納期	二〇〇
申告	二〇〇
第四節 所得稅	二〇一
一納稅義務者	二〇一
二所得算定法	二〇一
三所得算定額の控除	二〇一
四所得稅の免除	二〇一
五所得稅率	二〇一
六所得の申告	二〇一
七納稅の期日	二〇一
第五節 資本利子稅	二〇五
甲種乙種稅率	二〇五
免稅	二〇五
申告	二〇五
第六節 兌換銀行券發行稅	二〇六
第七節 狩獵免許稅	二〇六
第八節 取引所稅	二〇六
第九節 相續稅	二〇六
一相續稅の免除	二〇六
二家督相續稅	二〇六
三遺產相續稅	二〇六
第十節 酒造稅	二〇九
第十一節 織物消費稅	二一〇
第十二節 砂糖消費稅	二一〇

第十三節 骨牌稅	二二二
第十四節 印紙稅	二二二
一有稅文書	二二二
二無稅文書	二二二
第十五節 登錄稅	二二三
一所有權の登錄稅	二二三
二權利の登錄稅	二二三
三強制執行の登錄稅	二二三
四其他の登錄稅	二二三
第十六節 有價證券移轉稅	二二四
課稅物件	二二四
納稅者	二二四
稅率	二二四
免稅	二二四
納稅方法	二二四
第六編 經濟知識	
第一章 經濟學	二二三
第二章 現代の經濟社會組織	二二三
第一節 自由主義	二二三
第二節 價格主義	二二三
第三節 資本主義	二二三
第三章 現代の經濟社會組織の利害	二二三
第一節 利益ある點	二二三
第二節 弊害ある點	二二三
第四章 現代の經濟社會組織に對する新思想	二二三
第一節 社會主義	二二三
第二節 共產主義	二二三
第三節 產業革命主義	二二三
第五章 生産	二二四
第一節 生産の意義	二二四
第二節 生産の三要素	二二五
自然(土地) 勞力(勞働) 資本	二二五
第六章 企業	二二七
第一節 企業の意義	二二七
第二節 カルテル(企業聯合)	二二八
第三節 トラスト(企業合同)	二二八
第七章 交換	二二九
第一節 交換の意義	二二九
第二節 貨幣交換	二二九
交換媒介としての貨幣	二二九
通貨の伸縮力	二二九
一貨幣の種類	二二九
本位貨幣 補助貨幣	二二九
二紙幣の種類	二二九
兌換紙幣 不換紙幣 正貨準備	二二九
第三節 信用交換	二二九
一信用の種類	二二九
私信用と公信用	二二九
對物信用と對人信用	二二九
消費信用と生産信用	二二九
二信用の形式	二二九
公債證書及び債券 手形	二二九
第六編 臨時租稅增徴法	二二五
第一節 所得稅	二二五
第二節 法人の營業收益稅	二二六
第三節 資本利子稅	二二七
第四節 相續稅	二二七
第五節 礦產稅	二二七
第六節 酒稅	二二七
第七節 砂糖消費稅	二二八
一砂糖	二二八
二糖 蜜	二二八
第八節 取引所稅	二二九
第九節 臨時利得稅	二二九
第十節 附加稅の制限	二二九
第七章 地方稅	二二九
第一節 特別地稅	二二九

第八章 價格

- 第一節 價格の意義……………三三三
- 第二節 價格變動の一般原因……………三三三
- 需要供給の増減 効用の變化
- 生産費の高低
- 第三節 價格の法則と競争との關係……………三三三
- 供給に絶對的の制限ある場合
- 供給に相對的の制限ある場合
- 供給を増加し得る場合

第九章 物價

- 第一節 物價の意義及び種類……………三三四
- 眞價 市場
- 第二節 物價變動の原因……………三三五
- 品質の良否 供給量の増減
- 支拂資金の増減 通貨の價値
- 第三節 物價變動の結果……………三三五

第十章 分配及び消費

- 第一節 所得……………三三六
- 第二節 勞銀……………三三六
- 第三節 地代……………三三六
- 第四節 利子……………三三七
- 第五節 利潤……………三三七
- 第六節 消費……………三三八

- 第七節 消費と生産の均衡……………三三六
- 第八節 消費と生産の不均衡……………三三九

第十一章 諸利息早見表

- 第一節 利子早見表……………三四〇
- 第二節 年利日歩換算表……………三四一
- 第三節 日歩年利換算表……………三四三
- 第四節 公債、株式市價利廻表……………三四三

第十二章 外國度量衡

- 第一節 外國度量衡換算表……………三四五
- 第二節 各國貨幣の換算表……………三四六

第七編 外交知識

第一章 外交の基調と國際會議

- 第一節 日本の國際的地位……………三四七
- 英米の對日外交 支那を誤るもの
- 條約と自衛權 朝鮮を脱した日本
- 新日本外交の將來
- 第二節 一大思想の對立……………三四〇
- 國民主義 國民主義と帝國主義
- 帝國主義 國際主義
- 二大主義の將來

第三節 國際聯盟

- 國際聯盟の目的 聯盟加盟國……………三五三
- 聯盟の機構 聯盟總會
- 聯盟理事會 聯盟事務局
- 第四節 軍備縮小會議……………三五三
- 各國の軍備競争 會議開催の事情
- 華府會議の開催 比率協定の成立
- 失敗した華府會議 倫敦軍縮會議
- 倫敦會議の結果 日本軍縮會議
- 會議脱退 三國協約
- 第五節 不戰條約……………三五九
- 不戰條約案 不戰條約と日米交渉
- 批准問題
- 第六節 極東及び太平洋の諸問題……………三六三
- 東亞に及ぶ列國の帝國主義
- 日露戰爭 歐洲大戰前の極東
- 太平洋と列國 我國の發展
- 我發展策の頓挫 米國の對日政策
- 華府會議と太平洋問題
- 第七節 四ヶ國條約及七ヶ國條約……………三六七
- 四ヶ國條約 四ヶ國條約の效果
- 九ヶ國條約 華府條約廢棄
- 第八節 我國の聯盟脱退……………三六九
- 聯盟と滿洲事變 滿洲の建國
- 聯盟と上海事變

第二章 委任統治及び移民

- 第一節 南洋の委任統治……………三七四
- 聯盟脱退と南洋問題
- 南洋は誰に返すべきか
- 委任統治に出るまで
- 聯盟規約による解釋
- ヤップ島 南洋の開發
- 第二節 米國の移民禁止……………三七六
- 移民制限の理由 日本人の移民禁止
- 排日斷行
- 第三節 滿洲移民……………三七八
- 滿洲移民計畫 移民の生活狀態

第八編 軍事知識

第一章 國防の意義と陸海軍の沿革

- 陸軍の沿革……………三八一
- 海軍の沿革……………三八一
- 第二章 統帥權と編制權……………三八三
- 統帥大權 編制大權

陸軍

第一章 陸軍の編制

- 元帥府 軍事參議院
- 陸軍省 參謀本部
- 教育總監部 師團司令部
- 旅團司令部 聯隊區司令部
- 航空兵團司令部 要塞司令部
- 東京警備司令部 防衛司令部
- 憲兵司令部 陸軍航空本部
- 陸軍航空廠 陸地測量部
- 陸軍造兵廠 陸軍兵器廠
- 陸軍被服廠 陸軍糧秣廠
- 千住製絨所 陸軍築城部
- 陸軍技術本部 陸軍運輸部
- 軍馬補充部 陸軍衛生材料廠

第二章 教育機關

- 陸軍大學校 陸軍步兵學校
- 陸軍砲工學校 陸軍戸山學校
- 陸軍騎兵學校 陸軍野戰砲兵學校
- 陸軍重砲兵學校 陸軍工兵學校
- 陸軍士官學校 陸軍幼年學校
- 陸軍教導學校 陸軍飛行學校

第三章 陸軍管區

第一師管——第十六師管……………三六九

第四章 團隊の編成

近衛師團 第一師團——第二十師團……………三九三

第五章 我外地軍隊及其任務

- 我外地軍隊 朝鮮軍
- 臺灣軍 臺灣守備隊
- 關東軍 關東獨立守備隊
- 旅順重砲兵聯隊

第六章 陸軍給與令表

……………三九七

第七章 世界八大國陸軍現有軍備表

- 日本 中華民國 ソビエト聯邦……………三九八
- 米國 英國 佛國 獨國
- 伊國

海軍

第一章 海軍の編制……………三〇一

海軍省 軍司令部 高等軍法會議
 將官會議 艦政本部 水路部
 鎮守府 要港部 海軍港務部
 航空本部 航空廠 海軍工廠
 火藥廠 燃料廠 海軍航空隊
 海兵團 防備隊 防備戰隊
 警備戰隊 駐滿海軍部 陸戰隊

第二章 海軍の任務……………三〇三

第一節 平時に於ける任務……………三〇三
 領海權の保護
 航通及び通商權の保護
 外交問題の後援 局外中立の維持
 在外邦人の保護

第二節 戦時に於ける任務……………三〇四

第三章 艦船の種類と任務……………三〇四

戦艦 巡洋艦 海防艦
 砲艦 驅逐艦 潜水艦
 潜水母艦 航空母艦 敷設艦
 掃海艇 特務艦其他

第四章 軍港要港及び艦隊……………三〇五
 軍港及び要港 艦隊の目的

第五章 教育機關……………三〇六

海軍大學校 海軍兵學校
 海軍機關學校 海軍工機學校
 海軍通信學校 海軍々醫學校
 海軍砲術學校 海軍水雷學校
 海軍潜水學校 海軍航海學校
 海軍經理學校 海軍々樂練習
 信號練習 四等兵教育

第六章 海軍區と志願兵徴募管區……………三〇九

第一節 海軍區……………三〇九
 第一海軍區——第三海軍區

第二節 志願兵徴募管轄區……………三〇九
 第一徴募區——第三徴募區

第七章 海軍給與令表……………三一〇

第八章 帝國海軍常備艦船表……………三一〇

第九章 世界六大國海軍現有勢力比較表……………三一六

日本 獨逸 伊太利 米國
 英國 佛國

空軍及兵器

第一章 帝國の空軍……………三一六

空中國防 我空軍の組織
 航空隊の機數 戰鬥單位の不足
 民間飛行界 航空工業
 各種軍用機 投下爆彈
 海軍航空部隊の任務
 海軍航空隊の組織
 海軍航空隊の現狀
 海軍航空隊の將來 海軍機の任務
 飛行艇

第二章 陸海軍の兵器……………三二三

戰車 裝甲自動車
 裝甲列車 各種機關銃
 各種の大砲 各種の砲彈
 毒瓦斯 煙幕と火焰
 殺人光線 各種の海軍砲
 砲彈と火藥 魚雷と機雷
 各種の光學兵器

第三章 兵役義務と徴兵制度……………三三〇

兵役義務 徴兵制度と服役
 現役機關の伸縮 短期現役兵

第九編 宗教知識

幹部候補生 下土任官者
 徴收延期 召集と免除

第一章 宗教の變遷……………三三三

第二章 宗教の種類と要素……………三三三

第一節 宗教の要素……………三三三
 第二節 宗教の種類……………三三四
 波羅門教 佛教 猶太教
 基督教 マホメット教
 神道 其他の宗教

第三章 佛教と宗派……………三三六

第一節 佛教の傳來……………三三六
 第二節 宗派……………三三六
 天台宗 眞言宗 淨土宗
 臨濟宗 曹洞宗 黃蘗宗
 淨土眞宗 日蓮宗 時宗
 融通念佛宗其他

第四章 神道各派……………三三七

第五章 佛教各宗派……………三三八

天台宗 眞言宗 淨土宗

臨濟宗 眞宗 日蓮宗其他
 寫眞 ニコライ堂

第六章 基督教各派……………三四〇

第七章 大師號一覽表……………三四一

第八章 寺院の取締……………三四二

第一節 參拜料縦覽料及び寄附金募集……………三四二
 第二節 僧侶の托鉢……………三四三

第十編 教育知識

第一章 教育の理論……………三四三

第一節 教育の意義と目的……………三四三
 第二節 教育の期間……………三四三
 智育 德育 體育 情育

第三節 教育の方法……………三四四
 技術教育 國民教育 社會教育
 女子教育

第二章 國民教育の實際……………三四五

第一節 教育の種類……………三四五
 第二節 國民教育……………三四六

第三章 教育制度……………三四六

第十一章 社會知識

第一章 社會通念と其構成……………三五三

第一節 我國の教育制度……………三四六
 第二節 初等教育……………三四六
 第三節 中等教育……………三四七
 第四節 高等教育……………三四七
 大學
 官立大學 大學令概要
 公立單科大學 私立大學
 女子大學

第五節 師範教育……………三四九
 師範學校 高等師範學校
 教員養成所

寫眞 東京帝國大學赤門(國寶)

第六節 專門教育……………三五〇
 第七節 實業教育……………三五〇
 中等實業教育 高等實業教育

第八節 特殊教育……………三五二
 聾盲啞教育 神宮皇學館
 軍事教育 青年教育
 學生及び兒童發育標準表
 世界義務教育年限表

第一節 社會とは何ぞや……………三三三
 社會有機體說 同類意識說
 模倣說 精神的全體說
 相互作用說
 寫眞 プラートン スペンサー
 第二節 社會構成の三條件……………三三三
 人類の根本的本能 距離による條件
 接觸の度數による條件
 同類意識 其他の條件

第二章 社會思想……………三五七
 第一節 左右兩翼思想……………三五七
 左翼思想 右翼思想
 第二節 左翼思想の發生……………三五八
 資本主義 勞資二階級の發生
 企業の弊害 失業の脅威
 勞働者の工場生活
 資本主義制度と資本家
 第三節 資本主義對策と社會主義……………三六一
 自然放任論 社會政策
 勞働組合主義 社會主義の主張
 第四節 社會主義の二大傾向と政
 治理論……………三六二
 集産主義 共產主義 民主主義
 社會的デモクラシー
 民衆的デモクラシー 無政府主義

無政府主義と社會主義の異同
 寫眞 マルクス
 第五節 社會主義の分類……………三六五
 空想的社會主義 科學的社會主義
 修正派社會主義 社會民主主義
 サンチカリズム ギルド社會主義
 社會改良主義
 第六節 マルキシズム……………三六九
 第七節 レーニンズム……………三七〇
 寫眞 レーニン

第三章 社會運動……………三七二
 第一節 我國の左翼運動……………三七二
 最初の社會黨 基督教社會主義
 平民新聞 主義者の政黨運動
 赤旗事件 大逆事件と其の反映
 社會主義再興時代
 サンチカリズム時代
 社會主義同盟 共產黨事件
 政治運動熱 主義者の大檢舉
 新生共產黨事件 今後の左翼運動
 寫眞 中江篤介
 第二節 左翼の政治運動……………三七八
 左中右の三政黨 日本共產黨
 日本共產黨の外郭團體
 社會大衆黨 國家社會黨

第三節 右翼思想の擡頭……………三八〇
 歐米個人主義 國家主義
 右翼思想の發生
 第四節 急進的右翼思想……………三八二
 ファツシズムの影響
 ファツシヨ化の内部原因
 日本共產黨の跳梁 經濟恐慌
 政黨政治の墮落 財閥への反感
 軟弱外交 寫眞 ムツソリーニ
 第五節 國家主義と個人主義……………三八五
 國家主義 個人主義 世界主義
 國家主義の利弊 帝國主義
 社會主義と國家主義
 第六節 ファツシヨ化した國家主義……………三八七
 ファツシズム
 ファツシズムの主張
 ファツシズムの獨特の理論
 ファツシヨの危険性
 寫眞 ヒットラー
 第七節 日本主義運動……………三九〇
 日本主義の鼓吹 大日本協會
 日本主義協會 日本主義運動
 寫眞 杉浦重剛
 第八節 國家主義運動……………三九一
 初期の諸團體 大正中期前の團體

第十二編 文學知識

第一章 汎論……………四〇一
 第一節 文學の意義……………四〇一
 文學の目的 文學の起源
 文學の形態 文學の内容 文學と情
 第二節 文學と實生活……………四〇四
 第三節 文學の種類……………四〇五
 詩 散文 主觀的散文
 戲曲 雜文學
 第四節 舊文學と新文學……………四〇六

歐洲大戰當時の諸團體 猶存社
 左翼運動の勃興 赤化防止團
 國本社 行地社
 無産政黨運動 共產黨の擡頭
 日本共產黨事件 昭和初期の運動
 第九節 運動のファツシヨ化……………三九七
 新興諸團體擡頭 不祥事件續發
 軍部と政黨 二・二六事件

寫眞 ルーソー
 第二節 擬古主義(古典主義)……………四〇八
 第三節 浪漫主義……………四〇九
 寫眞 バイロン
 第四節 理想主義……………四一〇
 第五節 寫實主義……………四一〇
 第六節 自然主義……………四一〇
 寫眞 ゾラ
 第七節 本来自然主義及び徹底自
 然主義……………四二二
 第八節 印象主義……………四二二
 第九節 新印象主義……………四二三
 第十節 現實主義……………四二三
 第十一節 人道主義……………四二四
 寫眞 トルストイ
 第十二節 廢類主義……………四二四
 第十三節 惡魔主義……………四二五
 第十四節 唯美主義及び耽美主義……………四二五
 第十五節 享樂主義……………四二六
 第十六節 戀愛至上主義……………四二六
 寫眞 スタンダール
 第十七節 汎美主義……………四二七
 第十八節 神秘主義……………四二七
 寫眞 アンドレーシエフ
 第十九節 象徵主義……………四二八

第二十節 新浪漫主義……………四一九
 第二十一節 新古典主義……………四二〇
 第二十二節 新理想主義……………四二〇
 第二十三節 新英雄主義及び傳統主義……………四二二
 第二十四節 表現主義……………四二三

第三章 文學の種類……………四三三
 第一節 詩……………四三三
 主觀詩 客觀詩 抒情詩
 叙事詩 劇詩 無韻詩
 自由詩 散文詩 卽興詩
 教訓詩 戲詩 卽興詩
 寫眞 ミルトン ボードレル
 第二節 戲曲と劇……………四三八
 悲劇 運命劇 性格悲劇
 境遇悲劇 喜劇 卽興喜劇
 悲喜劇 神祕劇 夢幻劇
 問題劇 傾向劇 靜劇
 社會劇 動物劇 童話劇
 寫眞 シェイクスピア エマーソン
 第三節 小説……………四三五
 本格小説 心境小説 通俗小説
 新聞小説 觀念小説 科學小説
 實驗小説 目的小説 戀愛小説
 歴史小説 自傳小説 滑稽小説

傳奇小説 探偵小説

寫眞 夏目漱石 曲亭馬琴

第四節 描寫法の種別……………四三九

内面描寫 平面描寫 自然描寫

心理描寫 性格描寫 性慾描寫

感覺描寫……………四四一

第五節 短歌と俳句……………四四一

萬葉集 古今集 新古今集

三代集 八代集 今代の短歌

俳句の特色……………四四二

現代の歌壇と俳壇 俳句の歴史

俳句の序と曲と題……………四四三

寫眞 正岡子規……………四四四

第十三編 美術知識

第一章 論……………四四五

第一節 美術と人生……………四四五

古代埃及の人工事 埃及人の疑問

靈魂とピラミット ミイラの副葬品

繪畫や彫刻の起り 再生せぬ靈魂

美術の發見……………四四六

生ける美術……………四四七

寫眞 ピラミット……………四四八

第二節 美術の發達……………四四八

水彩畫と油繪 印象派の繪畫

未來派の作品……………四六七

第三章 書畫骨董……………四六七

第一節 書道及び書蹟の觀賞……………四六七

書道の起源 御家流 書蹟

著名なる書蹟 寫眞 小野道風筆

第二節 書畫鑑定の心得……………四六九

贋物の作り方 素人鑑定法

第三節 刀劍の鑑定に就て……………四七〇

日本刀の系統 刀劍鑑定に就て

刀劍の名匠……………四七二

第四節 陶磁器の觀賞に就て……………四七二

古代陶磁器 古瀬戸と唐物

遠州七窯……………四七三

寫眞 色繪鶴島 牡丹香爐

古九谷 赤繪間取松竹梅德利

柿右衛門 藍繪雲龍長皿

第五節 陶品鑑定に就て……………四七四

第六節 茶器觀賞に就て……………四七四

藥入 茶碗 釜 香爐

第四章 美術設備……………四七五

第一節 博物館及び美術館……………四七五

寫眞 藥師如來三尊……………四七五

第二節 特別保護建造物……………四七六

第十四編 音樂知識

寫眞 東大寺

第一節 音樂の沿革……………四七七

第二節 西洋音樂の歴史……………四七七

太古の音樂 中古の音樂

歌 劇……………四七八

寫眞 ヘンデル スボンチニ

第三節 邦樂の歴史……………四七九

神樂と唐樂 催馬樂

琵琶歌 田樂

猿樂と能 淨瑠璃と清元

小唄と長唄 琴曲……………四八二

清樂 我國の洋樂……………四八二

第四節 音樂の種類……………四八二

聲樂 樂器……………四八二

第五節 音樂の組織……………四八四

音樂の要素 旋律と音律……………四八四

第六節 音樂の聴き方……………四八六

第七節 能樂の動向……………四八七

第十五編 農業知識

エジプト美術

メンフィス中心時代

希臘美術

タリスマン美術

寫眞 希臘の彫刻

羅馬の彫刻

羅馬の建築

羅馬の美術

近代美術

羅馬の彫刻

第二章 繪畫……………四五二

第一節 繪畫觀賞の心得……………四五二

繪畫の三要素 繪畫の様式

繪畫の手法 觀賞の三階段

繪畫の批評……………四五三

第二節 日本畫の歴史……………四五六

流派以前 大和繪派

土佐派と春日派 鎌倉時代の土佐派

足利時代の土佐派 巨勢派

陀摩派 北宋派 狩野派

光琳派 浮世繪派 南宋派

圓山四條派 近世の土佐派

寫眞 徑山育王山圖 國寶山水圖

南宋畫 山月猛虎圖

第三節 日本畫の觀方……………四五六

觀賞的態度

作者の心持を受入れること

解釋は自由にすること

第四節 西洋畫の觀方……………四五六

水彩畫と油繪 印象派の繪畫

未來派の作品……………四六七

第三章 書畫骨董……………四六七

第一節 書道及び書蹟の觀賞……………四六七

書道の起源 御家流 書蹟

著名なる書蹟 寫眞 小野道風筆

第二節 書畫鑑定に就て……………四六九

贋物の作り方 素人鑑定法

第三節 刀劍の鑑定に就て……………四七〇

日本刀の系統 刀劍鑑定に就て

刀劍の名匠……………四七二

第四節 陶磁器の觀賞に就て……………四七二

古代陶磁器 古瀬戸と唐物

遠州七窯……………四七三

寫眞 色繪鶴島 牡丹香爐

古九谷 赤繪間取松竹梅德利

柿右衛門 藍繪雲龍長皿

第五節 陶品鑑定に就て……………四七四

第六節 茶器觀賞に就て……………四七四

藥入 茶碗 釜 香爐

第四章 美術設備……………四七五

第一節 博物館及び美術館……………四七五

寫眞 藥師如來三尊……………四七五

第二節 特別保護建造物……………四七六

第一章 農業の概念……………四八九

第一節 農業の意義……………四八九

第二節 農業の助成機關……………四八九

農會 組合 特殊金融機關

試驗場 農業教育機關……………四九〇

第三節 作物……………四九一

普通作物 特用作物……………四九一

第四節 土壤……………四九二

砂土 埴土 壤土

耕地 整地……………四九二

第五節 整地用農具……………四九二

播種 農業用具一般……………四九三

第六節 育種及び選種……………四九三

育種 選種 播種 選種……………四九三

第七節 作物の栽培……………四九四

播種 育苗 移植……………四九四

第八節 作物の管理……………四九六

間引 摘芽 中耕……………四九六

土寄 蔓返し 除草……………四九六

施肥 病蟲害の防除……………四九六

ホルドゥ液 銅石鹼液……………四九六

油乳劑 益鳥・益蟲……………四九六

第二章 穀菽類(荳類)……………四九九

第一節 稻……………四九九

一 稻の品種及び効用……………四九九

二 稻の選種及び浸種……………四九九

三 播種 浸種法……………四九九

四 苗代……………四九九

五 苗代の選定 苗代の管理……………四九九

六 本田……………四九九

七 本田の整地 植付……………四九九

八 播種 代播 田植……………四九九

九 灌溉 除草 施肥……………四九九

十 播種 除草器各種……………四九九

十一 害蟲 螟蟲……………四九九

十二 浮塵子 螟蛉……………四九九

十三 稻の收穫……………四九九

十四 播種 稻扱 唐箕其他……………四九九

第十五節 麥……………五〇〇

一 麥の品種及び効用……………五〇〇

二 麥の選種及び播種……………五〇〇

三 麥の管理……………五〇〇

四 中耕 土入 鎮壓 施肥……………五〇〇

四 麥の病蟲害 寫眞 麥蛾
五 麥の收穫
插繪 穀打臺其他

第三章 蔬菜類

第一節 果菜類.....五〇七
茄 胡瓜 寫眞 茄子の品種
第二節 葉菜類.....五〇八
漬菜類 甘藍 葱
第三節 根菜類.....五〇九
大根 蕪菁 甘藷 馬鈴薯
第四節 促成栽培及び軟化法.....五一二
插繪 溫床

第四章 果樹類

第一節 果實の種類、效用、適地.....五二二
插繪 果實類 剪定用具
第二節 果實の管理.....五二二
剪定 整枝 摘果 袋掛 施肥
插繪 果樹の整枝法
第三節 果樹の繁殖.....五二三
繁殖法 苗の移植
插繪 果樹の蕃殖法

第四節 果樹の病蟲害.....五二四
病蟲害 防除

第五章 特用作物(工藝作物)

大麻 楮 蘭 蓼 蘆
檀 漆木 人蔘 甘蔗
茶 煙草
插繪 大麻 人蔘 甘蔗 煙草

第六章 觀賞類

朝顔 菊

第七章 森林

第一節 森林の種類及び效用.....五二七
第二節 材木の種類.....五二八
杉 檜 赤松 黒松
落葉松 樺 栗 櫟類
樟
第三節 造林法.....五二八
苗木の仕立 植栽 保護
插繪 苗木の植付方式
第四節 林産.....五二九
木炭製造 木醋製造 樟腦製造
椎茸栽培 松茸栽培
第五節 我國林業の概要.....五三〇

第八章 養畜

第一節 牛.....五三二
品種 飼養 插繪 牛の品種
第二節 馬.....五三三
第三節 豚、羊、山羊.....五三三
插繪 羊
第四節 鶏.....五三三
孵化 育雛 飼養
第五節 蜜蜂.....五三四
品種 分封 飼養
採蜜 製蠟
插繪 蜜蜂 養蜂

第九章 養蠶

第一節 蠶の飼育.....五三六
品種 催青 掃立
給桑 眠起 除沙
分箔 上簇 收繭
蠶病 軟化病 硬化病
膿病 微粒子病 蠶蛆病
插繪 掃立、踊繭
第二節 桑の栽培.....五三七
品種 繁殖法と仕立法
管理 霜害 病蟲害
插繪 桑の仕立法

第十章 農産製造

第一節 農産製造の範圍.....五三八
第二節 農産製造品.....五三八
一 梅干 原料 製法
二 切干 種類 製法
三 麵類 餛飩の種類 製法
四 蒟蒻粉及び蒟蒻
五 納豆 種類 製法
六 晒箱 種類 製法

第十一章 最近の農村問題

第一節 米穀.....五三九
一 米穀自治管理
二 穀共同貯蓄助成
第二節 蠶絲.....五四一
第三節 肥料.....五四二
第四節 農家小組合.....五四七
一 農家小組合の發展
二 農家小組合の構成
三 農家小組合の活動
共同設備 共同作業
共同販賣 共同購入
共同金融 社會的施設
四 農家小組合の財政

第五節 小作.....五四九
小作爭議の概況
小作爭議の原因
小作爭議の發生期
小作權關係又は小作地引上
小作爭議の結果
小作調停
地主と小作組合及び協調組合

第十二章 拓殖農業

第一節 朝鮮.....五五一
耕地面積 農家戸數及び小作
執租法 打租法
定租法 朝鮮農地令
主要農産物 南棉北羊政策
產額
第二節 臺灣.....五五二
耕地面積 農家戸數 小作制度
農産額 米生産額
第三節 樺太.....五五六
耕地面積 主要農産物產額
第四節 關東州.....五五七
第五節 南洋群島.....五五七
第十三章 農業關係高等農
學校一覽表.....五五八

第十六編 工業知識

第一章 工業概念

第一節 工業の意義.....五五九
第二節 工業の助成機關.....五五九
第三節 工業と商業との關係.....五六〇
第四節 工業の發達.....五六一
家内仕事 賃仕事 手工業
家内工業 工場工業
第五節 工業の分類.....五六二
製産工業 築造工業
紡績工業 金屬工業
機械器具工業 窯業
化學工業 製材木製品工業
印刷及製本業 食料品工業
瓦斯及電氣業 其他の工業

第二章 原動機

第一節 動力と原動機.....五六四
原動機 原動機の發達 熱機關
第二節 汽罐.....五六五

汽罐の分類 圓筒式汽罐
汽罐の附屬品 多煙管式汽罐
水罐式汽罐 通風及び焚火法
節炭機 挿繪 ランカシャー汽罐
コルニツシュ汽罐

第三節 蒸気機関
ハズミ車と調速機 凝縮器
複式汽機 多段膨脹汽機
挿繪 蒸気機の一部

第四節 蒸気タービン
衝動式蒸気タービン
反動式蒸気タービン
混合式蒸気タービン
挿繪 蒸気タービンの復水器

第五節 内燃機関
四衝程サイクル機関
二衝程サイクル機関
瓦斯機関 ガソリン機関
石油機関 デイゼル機関
挿繪 四衝程サイクル機関の理
二衝程サイクル機関の理
瓦斯機関 ガソリン機関
石油機関 デイゼル機関

第六節 水力原動機
水力原動機の種類 ベルトン水車

フランシス・タービン

第三章 機械工業
第一節 機械工業の基礎
機械の種類 機械の容量
仕事及び工率

第二節 機械製作法
機械製作の順序 設計
木型 鑄造 鍛造
仕上 組立 試験
挿繪 空気槌 萬力

第三節 工作機械
切削機械 神削機械 研磨機械
剪断機械 壓穿機械
挿繪 穿孔機 平削機

第四節 動力の傳達
動力の傳達法 直接接觸 間接接觸
挿繪 齒車各種 調帶と調鎖

第五節 運搬機械
起重機 昇降機
自動階段 鐵索運搬機
調帶運搬機 螺旋運搬機
鋤鏈運搬機
挿繪 蒸気運行起重機
可搬起重機 昇降機
鐵索運搬機 鋤鏈運搬機

第六節 揚水唧筒
往復式唧筒 迴轉式唧筒
挿繪 タービン唧筒

第四章 電気工業
第一節 發電所
火力發電所 水力發電所 電化

第二節 電気機械
發電機 交流發電機
周波數 三相交流發電機
直流發電機 電動機 直流電動機
交流電動機 變壓器 變流機
配電盤 挿繪 交流發電機
三相交流發電機 直分流捲電動機
誘導電動機の固定子及び回轉子
變壓器

第三節 電燈、電熱器
電燈 白熱電燈 弧光燈
電熱器 電氣爐
挿繪 弧光燈 太陽燈

第五章 交通運輸工業
第一節 汽車
蒸汽機關車 機關車の種類
客車 貨車
挿繪 最新式蒸汽機關車

第二節 船舶
船舶の構造 船舶の主要装置
造船作業 挿繪 淺間丸

第三節 航空機
飛行機 飛行機の原理
飛行機の構造 飛行船
挿繪 偵察機 爆撃機 戦闘機
水上飛行機
飛行機用發動機組立工場
獨逸飛行船ツェッペリン號
英國の飛行船B號

第四節 自動車
ガソリン自動車の構造
自動車工業
挿繪 箱型と幌型自動車

第五節 電車
電流の供給 電車の構造
制動装置 電氣機關車
寫眞 架空索道 ケーブルカー
電氣機關車

第六章 土木工業
第一節 測量、土木及び基礎工
測量 土工 基礎工

第二節 土木用機械
掘鑿機 杭打機 鑿岩機 浚深機

運搬機 挿繪 混凝土混和機

第三節 道路
鋪裝 鋪裝の種類 都市計畫
挿繪 輾壓機

第四節 鐵道
本軌鐵道 廣軌鐵道 狹軌鐵道
單線鐵道 複線鐵道 複々線鐵道
齒軌鐵道 吊架鐵道 鋼索鐵道
地上鐵道 高架鐵道 地下鐵道
輕便鐵道 本鐵道

第五節 港灣並に其工事
港灣の分類 築港工事
第六節 橋梁
橋梁の分類 橋梁架設工事
寫眞 東京芝浦の跳開橋
鳴絳江の旋開橋

第七章 建築工業
第一節 建築の様式、種類
建築の様式 建築の種類
木造建築 木骨造建築
石造建築 煉瓦造建築
鐵筋混凝土建築 鐵骨造建築
寫眞 白木屋百貨店の現代建築

第二節 家屋の構造
建築の基礎 煉瓦葺工事

建築用石材 屋根
建築施行 附屬設備

第八章 化學工業
第一節 無機化學工業
酸類工業 硫酸 硝酸 鹽酸
アルカリ工業
重碳酸曹達
電解工業
電氣鍍金
電熱工業
鐵合金
燐

人造肥料工業
窒素肥料 磷酸肥料
加里肥料 窯業
陶磁器 硝子
珐瑯鐵器 セメント
印刷工業 活版印刷
木版 亞鉛凸版
寫眞銅版 三色版
平版印刷 石版
コロタイプ グラビヤ版
オフセット版
挿繪 英國ブランナーモンド會社
の曹達工業 書體の種類

活字の種類 平豪印刷機
グラビヤ印刷機

第二節 有機化學工業……………六〇七

纖維工業 紙
人造絹絲(レイヨン) 製糖工業
製革工業 油脂工業 油 脂
石 鹼 護謨工業 染料工業
醸造工業

第九章 工業經濟……………六二〇

第一節 工業經營……………六二〇
工場の意義及び種類 工場の位置
工場設備 工場動力
工場勞力 工場組織
勞働能率と科學的管理 作業計畫
第二節 産業の合理化……………六二三
産業の合理化 製品の單純化
第三節 工業所有權……………六二四

第十七編 商業知識

第一章 商業概念……………六二五

第一節 商業の意義……………六二五
第二節 商業の種類……………六二五
第三節 商業の助成機關……………六二六

商業教育機關 商工會議所
商業組合 工業組合
同業組合 産業組合
商品検査所 商品陳列所
商業興信所 商品陳列所

東京商工會議所
橫濱商工獎勵館商品陳列所
商品陳列所の實況

第四節 商業上の無能力者……………六二八

未成年者 妻 禁治產者
準禁治產者

第五節 商業の要素……………六二九

商業使用人 支配人
番當手代 其他の使用人
商業仲介者 代理商
仲立人 問屋
運送取扱人 商業資本

第六節 商業の組織……………六三〇

個人商業 共同商業 組合
會社 合名會社 合資會社
株式會社 株式合資會社
企業聯合(カルテル)コンツェルン
企業聯合(カルテル)コンツェルン
第七節 商業の施設……………六三三
營業所 商號 商業帳簿

商業登記 登錄 發明
實用新案 意匠 商標
廣告

第二章 賣 買……………六三五

第一節 賣買の概念と其目的物……………六三五
貨物 有價證券
公債の性質 國債の特典
公債の募集 内債と外債
確定公債と流動公債
公債の償還 地方債
社債 株券

第二節 賣買業の種類……………六三九

卸賣業 小賣業 萬屋
單一店 百貨店 連鎖店
分派店 通信販賣店

第三節 賣買取引の場所……………六三〇

定日市場 常設市場 店舖
寫眞 東京中央卸賣市場 築地魚
市場 神田青果市場

第四節 賣買業の經營……………六三三

仕入 販賣 直接賣買
間接賣買 相對賣買 競争賣買
第五節 賣買の條件……………六三四

一 品質 現品による法

二 數量 標準品による法

三 代價 風袋

四 現場渡值段 買主店渡值段

五 船渡值段 運賃込值段

六 陸揚濟值段 停車場渡值段

七 引渡 引渡の時期

八 即時渡 直渡

九 近日渡 先渡

十 定期渡 到着渡

十一 引渡の場所 支拂の時期

十二 代金支拂 引換拂

十三 前拂 支拂の方法

十四 後拂 貨幣

十五 支拂の要具 紙幣

十六 金屬貨幣 爲替手形

十七 手形 爲替手形

十八 約束手形 小切手

第三章 銀行……………六四二

第一節 銀行の意義及び效益……………六四二

銀行の意義 銀行の效益

第二節 銀行の種類……………六四三

普通銀行 貯蓄銀行
特殊銀行 日本銀行
橫濱正金銀行 日本勸業銀行
農工銀行 日本興業銀行
北海道拓殖銀行 臺灣銀行
朝鮮銀行 朝鮮殖産銀行
寫眞 日本銀行 朝鮮銀行
橫濱正金銀行

第三節 預 金……………六四四

當座預金 特別當座預金
定期預金 通知預金
預金手形預金 別段預金

第四節 貸 出……………六四六

一 手形割引 當所割引
他所割引 無擔保割引
擔保割引
二 貸付 證書貸付
手形貸付 當座貸越
コールドロン

第五節 爲 替……………六四八

一 内國爲替 送金爲替
逆爲替 荷爲替

二 外國爲替……………六四九

外國爲替の特徵
輸出入の決算 國際貸借
貿易外勘定
外國爲替の取組法
參着拂 期間付爲替
法定平價 正貨現送點
外國爲替相場
受取勘定と支拂勘定
正金建値 爲替手形の種類
クリンピルと荷付手形

第六節 取立其他……………六五三

取立 手形交換 保護預り

第四章 信 託……………六五二

第一節 信託の概念……………六五二
第二節 信託業……………六五三
第三節 金錢信託……………六五五
第四節 金錢以外の信託……………六五六
有價證券信託 金錢債權信託
動産信託 土地信託
地上權の信託 土地の賃借權信託

第五章 取 引 所……………六五七

第一節 取引所の意義及び效益……………六五七
取引所の意義 取引所の效益
寫眞 東京株式取引所實況

第二節 取引所の種類及び組織	六五六	第三節 倉庫業	六六三	第六節 書信の秘密	六七二
取引所の種類	物産取引所	保管	入庫及び出庫	保管料	六七二
證券取引所	取引所の組織	第八節 外國貿易	六六五	第九節 通 信	六七三
會員組織取引所	株式組織取引所	第一節 外國貿易	六六五	第九節 切手の貼り方	六七三
第三節 取引の種類	清算取引	第二節 外國貿易に關する施設	六六五	第三章 日本 の 慣 例	六七三
實物取引	長期清算取引	稅 關	商品検査所	第一節 正式は毛筆	六七二
第四節 取引の方法	短期清算取引	保稅倉庫	保稅工場	第二節 書簡箋	六七二
第六節 保 險	六六〇	寫眞 横濱稅關	横濱生絲検査所	第三節 文 體	六七三
第一節 保險の意義及び效益	六六〇	第三節 取引の方法	六六七	第四節 他人の妻に送る手紙	六七三
保險の意義	保險の效益	第四節 稅關手續	輸入手續	第四章 歐米の慣例	六七三
第二節 保險の組織	六六〇	輸出手續	稅關貨物取扱	第一節 若き婦人への手紙	六七三
相互保險	營利保險	異議及び訴願	六六七	第二節 既婚婦人への手紙	六七三
第三節 保險の種類	六六一	第一章 書信の目的	六六九	第五章 書翰文の構成	六七三
生命保險	死亡保險	第二章 和洋共通の慣例と作法	六七〇	第一節 冒頭語、往信用、返信用	六七四
混合保險	火災保險	第一節 用 紙	六七〇	第二節 前 文	六七五
特殊保險	海上保險	第二節 書 體	六七〇	第三節 時候用語	六七六
第七章 倉 庫	六六二	第三節 文 章	六七〇	第四節 先方の起居	六七九
第一節 倉庫の意義及び效益	六六二	第四節 署名と日附	六七〇	第五節 當方の起居	六七九
倉庫の意義	倉庫の效益	第五節 封 緘	六七一	第六章 本文の書き方	六八〇
第二節 倉庫の種類	六六三	第一節 日 附	七二二	第一節 祝 賀	六八〇
一般倉庫	特別倉庫	第二節 書 名	七二三	第二節 音 問	六八一
滿倉庫	保稅倉庫	第三節 宛 名	七二三	第三節 贈 答	六七八
農業倉庫	米穀倉庫	第四節 脇 付	七二四	花を贈る	蔬菜を贈る
		第五節 封 緘	七二五	新茶を贈る	西瓜を贈る
		第十一章 自他の稱呼	七二五	松茸を贈る	歳暮の祝儀を贈る
		第一節 一人稱、二人稱	七二六	土産物を贈る	記念品を贈る
		第二節 三人稱	七二七	土産物を贈る	七二九
		第十二章 書信の慣用語	七二九	第四節 謝 禮	七二九
		第十三章 口語體	七三三		
		第十四章 文 例	七三六		
		第一節 祝 賀	七三六		
		年 賀 狀	結婚を祝す		
		出産を祝す	入營を祝す		
		開店を祝す	轉居を祝す		
		第二節 音 問	寒中見舞		
		暑中見舞	七二七		
		第三節 贈 答	七二八		
		花を贈る	蔬菜を贈る		
		新茶を贈る	西瓜を贈る		
		松茸を贈る	歳暮の祝儀を贈る		
		土産物を贈る	記念品を贈る		
		第四節 謝 禮	七二九		

第四節 謝 禮	六八四	第六節 書信の秘密	六七二
第五節 見 舞	六八五	第七節 葉 書	六七二
第六節 通 知	六八六	第八節 通 信	六七三
第七節 照 會	六八八	第九節 切手の貼り方	六七三
第八節 借 用	六八八	第三章 日本 の 慣 例	六七三
第九節 謝 罪	六八九	第一節 正式は毛筆	六七二
第十節 誘 引	六九一	第二節 書簡箋	六七二
第十一節 謝 絕	六九二	第三節 文 體	六七三
第十二節 督 促	六九三	第四節 他人の妻に送る手紙	六七三
第十三節 勸 告	六九三	第四章 歐米の慣例	六七三
第十四節 弔 慰	六九七	第一節 若き婦人への手紙	六七三
第十五節 紹 介	六九八	第二節 既婚婦人への手紙	六七三
第十六節 依 頼	七〇〇	第五章 書翰文の構成	六七三
第十七節 註 文	七〇〇	第一節 冒頭語、往信用、返信用	六七四
第十八節 招 待	七〇一	第二節 前 文	六七五
第十九節 懇 談	七〇三	第三節 時候用語	六七六
第二十節 送 迎	七〇四	第四節 先方の起居	六七九
第二十一節 商 用	七〇六	第五節 當方の起居	六七九
第七章 末 文	七〇九	第六章 本文の書き方	六八〇
第八章 結 語	七一	第一節 祝 賀	六八〇
第九章 追書、袖書	七二	第二節 音 問	六八一
第十章 日附、署名、宛名、脇付、封緘	七三	第三節 贈 答	六八一
		第四節 謝 禮	六八三

地形 氣候 産業 交通 人口

第一節 靜岡縣……………七八

了仙寺 唐人お吉の墓
玉泉寺 石廊崎 米山薬師
葦山の反射爐 八丁池
千本松原 白隠禪師墓
田子浦 白糸瀧 清見寺
龍華寺 三保松原 羽衣の松
久能山 駿府城址 佐夜の中山
可睡齋 秋葉神社 三方原古戰場
濱松城址 猪鼻湖
寫眞 三保の松原

第二節 愛知縣……………七六九

日本ライン 名古屋城址
岡崎公園 蒲郡 南知多
犬山遊園地 寫眞 名古屋城

第三節 岐阜縣……………七九二

長良川 養老 關ヶ原古戰場
惠那峽 日本ライン
寫眞 大垣城 長良川の鶴飼

第四節 山梨縣……………七九三

富士五湖 御嶽昇仙峽 八ヶ岳高原
寫眞 本栖湖

第五節 長野縣……………七九二

善光寺 濫峠越 菅 平

寫眞 諏訪湖 上高地浮門
善光寺 松本城……………七九四

第六節 新潟縣……………七九四

親不知子不知 米山薬師
春日山 新潟農園 佐渡ヶ島
寫眞 關の膳棚岩

第七節 富山縣……………七九五

黒川溪谷 高岡公園
寫眞 雄山神社 兼六公園
安宅の關 山中温泉

第八節 石川縣……………七九六

寫眞 山代温泉

第九節 福井縣……………七九六

福井市と其附近 永平寺 敦賀
寫眞 藤島神社 敦賀築港棧橋
永平寺

第六節 近畿地方……………七九七

地形 氣候 産業 交通 人口

寫眞 琵琶湖……………七九八

第一節 滋賀縣……………七九八

三井寺 彦根城 竹生島
寫眞 彦根城 千疊閣 二條城

第二節 京都府……………八〇〇

圓山公園 京都市内 天橋立
建築物 自然物 温泉

寫眞 清水寺 京都御所建禮門
西本願寺飛雲閣 金閣寺
嵐山渡月橋……………八〇三

第三節 三重縣……………八〇三

皇大神宮 阿漕塚 二見浦夫婦岩
鈴屋遺跡 吉野熊野國立公園地帯
鳥羽の鳥巡り
寫眞 比叡山 鳥羽港 二見ヶ浦

第四節 奈良縣……………八〇四

月ヶ瀬 賀名生 吉野山
初瀬 奈良公園 生駒山
寫眞 法隆寺 春日神社 月ヶ瀬

第五節 和歌山縣……………八〇五

和歌の浦 瀨八丁 白濱温泉
寫眞 和歌の浦 湯崎温泉

第六節 大阪府……………八〇六

大阪城址 四天王寺 築港 橋梁
寫眞 四天王寺 大阪築港棧橋

第七節 兵庫縣……………八〇八

神戸市 六甲山 布引瀧 寶塚
姫路城 赤穂町及び赤穂御崎
温泉
寫眞 明石城 明石の浦海岸
白鷺城 有馬温泉

第七章 中國地方……………八二〇

地形 氣候 産業 交通 人口

第一節 岡山縣……………八二二

後樂園 岡山城 五百羅漢
吉備津神社 津山附近 鷲羽山
豪溪 寫眞 岡山城

第二節 廣島縣……………八二三

嚴島神社 千光寺山 淨土寺山
吳淞線 能地の浮鯛 福山城
瀬の浦
寫眞 大本營(廣島城) 尾道港
嚴島神社 瀬の浦

第三節 山口縣……………八二四

長門峽 青海島 秋芳洞
秋吉臺 山口附近 萩市附近
下關市附近
寫眞 錦帯橋 秋芳洞 秋吉臺
吉田松陰廟因舊宅

第四節 鳥取縣……………八二七

大山國立公園 浦富海岸
鳥取砂丘 船上山
寫眞 大山國立公園 境浦

第五節 島根縣……………八二八

松江 安來 美保關
大社 鬼の舌振 隠岐島

第八章 四國地方……………八二九

千丈溪 斷魚溪
寫眞 松江城……………八三〇

第一節 德島縣……………八三〇

徳島公園 阿波十郎兵衛遺跡
鳴門公園 祖谷溪 歩 危
寫眞 鳴門海峡

第二節 香川縣……………八三三

屋島 五剣山 栗林公園
寒霞溪 金刀比羅宮 丸龜城址
善通寺 琴彈公園 仁尾平石
寫眞 寒霞溪老杉洞 讃岐沖

第三節 愛媛縣……………八三三

松山城 面河溪 波止濱
松山道後附近
寫眞 高濱港 宇和島城 道後温泉

第四節 高知縣……………八三四

室戸崎 高知城 龍河洞
寫眞 室戸岬燈臺 山内一豊銅像

第九章 九州地方……………八三四

地形 氣候 産業 交通 人口

第一節 福岡縣……………八三六

福岡市と其附近 八幡市と其附近

戶畑市 若松市 直方市 飯塚市
小倉市 門司市 久留米市
大牟田市 寫眞 龜山上皇御銅像

第二節 大分縣……………八三八

大分市 別府温泉
寫眞 別府温泉 耶馬溪青洞門

第三節 佐賀縣……………八三八

松浦遊覽地 舞鶴公園
寫眞 虹の松原

第四節 長崎縣……………八三九

國立公園雲仙 多良岳
鶴波越 諏訪公園 唐八景
寫眞 雲仙

第五節 熊本縣……………八三〇

熊本市 阿蘇國立公園
寫眞 熊本城 阿蘇山

第六節 宮崎縣……………八三一

霧島國立公園 青島
高千穂峽 宮崎神宮 日南海岸線
鶴戸神宮 都井岬
寫眞 宮崎神社

第七節 鹿兒島縣……………八三三

池田湖 霧島國立公園
鹿兒島市 指宿温泉
寫眞 高千穂七つ池 霧島山

第八節 沖繩縣……………八三四

波上宮 首里市一圓 萬座毛
南嶺山 與那原 名護町
寫眞 變つた家屋

第十章 北海道地方……………八三五

地形 氣候 産業
交通 住民 札幌市
函館市 小樽市 旭川市
室蘭市 帯廣市 釧路市
千島列島 阿寒國立公園
大雪山國立公園 洞爺湖
五稜郭公園 トラピスト女子修道院
大沼公園 古代文字
北大附屬植物園 神居古潭
寫眞 阿寒湖 大雪山 大沼公園
樺太神社
樺太 海約島 オタスの杜
八咫嶺 豊眞峽 神樂園
樺太神社
寫眞 オロツコ族の生活状態
眞岡市街

第十一章 樺太地方……………八三九

第十二章 臺灣地方……………八四三

地形 氣候 産業
交通 住民 基隆市
臺北市 臺中市 嘉義市
臺南市 高雄市 臺東
澎湖諸島 臺灣神社 ガランビー
地 港 媽祖廟 阿里山
大タロコ峽 日月潭
寫眞 新高山 臺灣蕃人
臺灣の支那建築

第十三章 朝鮮地方……………八四五

地形 氣候 産業
交通 住民 釜山
馬山 鎮海 大邱
仁川 開城 京城
元山 定州 平壤
朝鮮八勝 昌慶苑 朝鮮八景
東萊海雲臺 圓們江 京城慶會樓
寫眞 仁川 大洞江畔の線光寺
外金剛神溪寺 金剛山長安寺

第十四章 關東州……………八五〇

地文 人文 鹽田

都市 星ヶ浦 白玉山
寫眞 鹽田 旅順關東廳 大連埠頭
第十五章 南洋諸島……………八五一

地文 人文
寫眞 バラオ郵便局無線電信所
バラオ島民の集會所

第二十編

外國地理知識

第一章 亞細亞洲……………八五三

第一節 總說……………八五三
境界 地形 氣候
産業 交通 住民
政治
第二節 支那本部……………八五四
境界 地形 氣候
産業 交通
政治
楊子江 萬里の長城 住民
孔子廟 中部支那 泰山
赤壁 南部支那 中山陵
新疆 青海 蒙古
西藏

寫眞 楊子江 大冶鐵山
北京孔子の墓
上海の邦人經營紡績會社
蘇州郊外虎邱の靈嚴寺
蘇州附近の風景 廣東の船家
香港蒙古の遊牧 蒙古の女
喇嘛の大本山 西藏人

第三節 滿洲……………八六一

概説 領域 地形
産業 氣候 交通
住民 教育 軍事
政治 都邑 千山
北陵 本溪湖 熊岳城温泉
湯崗子温泉
寫眞 南滿の農耕
興安嶺のカラマツ林
本溪湖製鐵所 日清油房
鞍山製鐵所 奉天の北陵
鄭家屯附近の放牧 哈爾濱

第四節 亞細亞露西亞……………八六七

西比利亞 地形 バイカル湖
氣候 産業 交通
住民 都邑 尼港事件
中亞細亞 イラン高地 高加索
寫眞 西比利亞ヴェルホヤンスク

第五節 西南亞細亞……………八七〇

境界 氣候 死海
産業 住民 交通
區別 小亞細亞 メソポタミヤ
シリヤ イエルサレム
アフガニスタン ベルチスタン
アラビヤ半島 メッカ
寫眞 亞刺比亞人 土耳其人
シヤム人 アフガニスタン人

第六節 印度……………八七三

境界 地形及び氣候
生物及び産業 住民及び宗教
政治 都邑 ムガル帝國
ネパール プーター
寫眞 パミル高原 印度人
第七節 印度支那……………八七五

境界 地形 産業

住民 佛領印度支那
暹羅 英領印度支那
寫眞 アカ人(印度支那族)
馬來土人 盤谷

第八節 馬來諸島……………八七五
概説 比律賓 蘭領
寫眞 ボルネオの水上生活

第二章 大洋洲……………八七六

第一節 島嶼部……………八七六
概説 ミクロネシヤ
メラネシヤ ポリネシヤ
キラウエア火山 ニュージールランド
寫眞 サイパン島マルキョク海岸
マリオ人(ニュージーランド)
第二節 濠太刺利……………八七八
概説 都邑
寫眞 オーストラリヤ土人

第三章 阿弗利加洲……………八七九

第一節 總說……………八七九
境界 地形 氣候及び生物
サハラ 交通 住民及び政治
寫眞 マサイ人(阿弗利加)
カラカバ族(亞弗利加)
第二節 地方誌……………八八〇

ナイル地方 スエズ運河
ピラミッド パーバリ地方
西部阿弗利加 南部阿弗利加
喜望峯 東部阿弗利加
島嶼部

第四章 南亞米利加洲……………八八二

奈良奠都 聖武天皇 東大寺 大極殿跡 光明天皇 和氣清麻呂の忠誠 宇佐神宮 卑人塚 皇化の普及 寫眞 宇佐八幡宮	第三節 奈良朝の文化……………九二七 大陸文化の影響 佛教と美術 文學の興隆 正倉院 國史の編修 産業の發達 風俗	第四節 平安京……………九二八 桓武天皇 平安神宮 蝦夷地平定 膽澤城址 令外官	第五節 藤原氏の專權……………九二九 藤原氏の繁榮 菅原道眞 櫻寺跡 醍醐天皇 藤原氏の專權 地方の紊亂 六孫王神社 天慶の亂 刀伊の賊 開城南大門 前九年・後三年の役 金澤城址 寫眞 櫻寺跡 開城南大門	第六節 平安朝の文化……………九三三 外來文化の日本化 平安朝の佛教 延曆寺 高野山奥院 國文學の興隆 美術工藝	風俗 宸殿造 寫眞 延曆寺 高野山 第七節 源平二氏……………九三三 後三條天皇 院政 武士の興起 保元の亂 熊野坐神社 平治の亂	第八節 平氏の隆替……………九三五 平氏の全盛 嚴島神社 源賴朝の舉兵 木曾義仲 平氏の滅亡 平家一門の墓 皇室御系圖(三) 諸家系圖 寫眞 嚴島神社 木曾義仲の墓	第三章 近古……………九四〇 第一節 鎌倉の開府……………九四〇 鎌倉幕府 頼朝の霸業 武家政治の特徴	第二節 鎌倉時代の文化……………九四一 武士道の發達 鎌倉の文化 武士の生活 學問・文藝 金澤文庫 鎌倉時代の佛教 久遠寺 知恩院 永平寺 美術工藝の新傾向 寫眞 僧兵	第三節 北條氏の越權……………九四三 幕府の專權 承久の亂	後鳥羽帝仙宮の跡 泰時等の民政 順德帝の御火葬場 蒙古の來寇 蒙古塚 兩統交立 寫眞 蒙古塚	第四節 建武中興……………九四四 後醍醐天皇 護良親王 千早城址 勤王の土興る 北條氏滅亡 生品明神 東勝寺址 建武中興 足利尊氏 鎌倉宮 菊池神社 正成の討死 湊川神社 櫻井驛址 名和神社 寫眞 湊川神社	第五節 吉野朝廷……………九四七 南北兩朝 新田塚 勤王軍不振 塔尾御陵 楠正行の戦死 四條驥神社 賀名生行宮址 南北合一 寫眞 新田塚 加名生行宮址	第六節 室町時代……………九四八 室町幕府の制度 足利義滿 金閣 永享の亂 嘉吉の亂 寫眞 金閣寺	第七節 足利氏の外交と室町の文化……………九四九
--	---	--	---	---	--	---	--	--	----------------------------------	---	---	--	--	--------------------------

明との交渉 天龍寺 倭寇 倭寇船 朝鮮半島との交通 烽火臺 紅毛人の來航 美術工藝 宗教と學藝	第八節 室町幕府の末路……………九五二 足利義政 應仁の亂 地方の形勢	第九節 群雄割據……………九五三 戰國の世 皇室の御式微 歴代天皇の御仁愛 北條早雲 春日城址 謙信と信玄 武田信玄の墓 桶狭間の戰 中國の形勢 月山城址 四國・西國の形勢	第十節 織田・豊臣二氏……………九五五 信長の上落 近畿平定 安土城址 武田氏滅ぶ 信長の中國經略 高松城址 山崎の戰 賤ヶ嶽の戰 本能寺 大阪城 天下統一 小田原城 秀吉の勤王 聚樂第 秀吉の集權政治 寫眞 大阪城	第十一節 安土・桃山時代の外交と文化……………九五七	信長と宗教 安土の學林 基督教の影響 朝鮮征伐 名護屋城址 碧蹄館 蔚山城址 桃山の文華 皇室御系圖(四) 諸家系圖	第四章 近世……………九六一 第一節 江戸幕府……………九六一 關ヶ原の役 大阪冬・夏の陣 關ヶ原首塚 江戸の開府 江戸城 江戸幕府の組織 諸侯に對する政策 江戸幕府の外交	第二節 徳川氏との外交……………九六二 朝鮮との交通 支那との交通 蘭人の來航 山田長政 日本町 外教の禁 鳥原の亂 原城址 長崎の出島	第三節 江戸時代の文化……………九六四 民衆の文化の特色 徳川氏と佛教 萬福寺 學問の復興 國文學 美術工藝	第四節 江戸幕府の失政……………九六六 元祿時代 悪貨鑄造 吉宗の中興 田沼の失政	寛政の治 文化・文政の世 幕府の衰兆 寫眞 江戸時代の貨幣	第五節 學問の興隆と尊皇思想……………九六八 幕府の朝廷對策 後光明天皇 國史の編纂 古典の尊重 尊王論 王政復古の源	第六節 幕府の内憂外患……………九六九 海防論の擡頭 外國艦擡令 開國論者 黒船 黒船の來朝 神奈川條約 安政の假條約 國論の不統一 安政の大獄 公武の合體	第七節 王政復古……………九七一 攘夷の決行 長州征伐 大政奉還 鳥羽・伏見の戰 官軍の東征 戊辰の役 若松城址 五稜廓址 皇室御系圖(五)	第五章 現代……………九七三 第一節 明治維新……………九七三 天皇親政 五箇條の御誓文 東京奠都	第二節 明治大正時代の内政……………九七四
--	--	--	--	----------------------------	--	---	---	---	---	-------------------------------------	--	---	---	--	-----------------------

版籍奉還 制度の改善 西南の役
 熊本城 立憲政治 憲法發布
 明治天皇 大正天皇
 關東地方大震災
 國民參政權の擴張
 寫眞 熊本城 伊藤博文 桃山御陵
 乃木希典 乃木神社
 第三節 明治・大正時代の外交……………九七六
 外國との和親 朝鮮との修好
 天津條約 日清戰役
 下關條約 廣島大本營跡
 北清事變 日露戰役
 ボーツマス條約 韓國併合
 世界大戰 ヴェルサイユ條約
 國際聯盟
 寫眞 大本營址 日本海大會戰
 小村壽太郎 西園寺公望
 第四節 明治・大正時代の文化……………九七九
 外來文化の影響 政黨の發達
 教育の發達 文藝の進歩
 經濟界の緊張
 寫眞 原敬 福澤諭吉 大隈重信
 坪内逍遙
 第五節 昭和の情勢……………九八二
 今上天皇 ワシントン會議

不戰條約 滿洲事變
 上海事件 聯盟脫退
 無條約時代 二・二六事件
 日獨防共協定 日伊親善協定
 支那事變 張鼓峰事件
 第六節 國史重要事項 一覽表……………九八五
 第一節 我國政治上の三大變化……………九八五
 第二節 重要帝都表……………九八五
 第三節 武家政治……………九八五
 第四節 幕府……………九八五
 第五節 我國の外國への出兵……………九八六
 第六節 明治維新前に渡來せる歐
 米人……………九八六
 第七節 主なる對外條約……………九八六
 第八節 我國と大陸との交通……………九八七
 第九節 國史上に見えた戰役……………九八七
 第十節 對外戰役……………九八九
 第十一節 著名なる官・國幣社……………九八九
 第十二節 著名なる別格官幣社……………九八九

第十三節 著名なる佛寺……………九九〇
 第十四節 國史上著名な書籍……………九九一
 第七章 歴史對照年表……………九九三
 第廿二編 東洋歴史知識

第一章 上古……………一〇〇一
 第一節 支那の上代……………一〇〇一
 漢民族の發展 大帝國の建設
 三皇・五帝 夏の世
 堯舜の世 湯王の建國
 夏の滅亡 禹王陵
 殷の滅亡 禹王陵
 寫眞 黃帝 舜帝 堯帝 禹王
 武王 湯王
 第二節 周の世……………一〇〇九
 周公の盛世 周の制度 春秋の世
 覇者 戰國の世 合従・連衡
 古朝鮮 燕の衛滿 箕子陵
 寫眞 箕子陵
 第三節 儒教と諸子百家……………一〇一〇
 學術の發達 孔子 五經・論語

孔子の廟 儒教 孟子と荀子
 諸子百家 老莊の學
 寫眞 孔子 聖廟
 第二章 中古……………一〇一三
 第一節 秦の統一……………一〇一三
 始皇帝の内治 焚書坑儒
 萬里長城 項羽と劉邦
 寫眞 萬里長城 項羽
 第二節 前漢と後漢……………一〇一五
 漢の高祖 郡縣・封建併用
 武帝の偉業 漢の中絶
 後漢の興起 後漢と匈奴
 大秦國との交通 寫眞 高祖 武帝
 第三節 朝鮮半島の變遷……………一〇一五
 漢の朝鮮征服 三韓と三國
 任那日本府 漢倭奴國王印
 寫眞 漢倭奴國王印
 第四節 漢代の文化……………一〇一六
 訓詁の學風 修史
 漢字の發達 道教
 漢の文化と我が國 樂浪
 寫眞 漢字の發達 樂浪の工藝
 第五節 印度佛教の傳播……………一〇一七
 古代印度 釋迦 佛教の興起
 釋迦降魔圖 佛教の東漸

第六節 三國・兩晉・南北朝……………一〇一八
 三國鼎立の世 諸葛孔明
 西晉の統一 蜀の城門
 五朝・十六國 南北朝
 南北朝の文化 佛教東傳
 好太王碑 佛國寺
 寫眞 諸葛孔明 佛國寺
 第七節 隋の興亡……………一〇一九
 文帝の統一 煬帝の經略
 貞觀の治 則天武后
 寫眞 好太王碑 佛國寺 太宗
 第八節 唐の興亡……………一〇二一
 唐の外國經略 唐の半島統治
 大唐平百濟國碑塔 唐の對外交通
 大食國 開元の治
 安祿山の亂 唐の滅亡
 朱全忠
 寫眞 大唐平百濟國碑塔
 第九節 唐代の文化……………一〇二三
 文化の發達 唐朝の官制
 田制と税制 兵制
 學制 刑法
 文藝 佛教
 道教 佛愈の廟
 玄妙觀 諸種の西教

第三章 近古……………一〇二五
 我國に及ぼした唐文化の影響
 第一節 北宋と南宋……………一〇二五
 宋の統一 宋と遼
 王安石 金と宋
 宋の南遷 蒙古族の興起
 宋の宗教と文學 宋の藝術
 寫眞 太祖 王安石
 第二節 元の興亡……………一〇二九
 太祖の經略 太宗オゴタイ
 拔都と欽察汗國 フラグとイル汗國
 高麗と蒙古 滿月臺
 世祖忽烈 南宋の滅亡
 元と日本 元の政治
 元の領土 東國の黄金島
 居庸關 元の滅亡
 寫眞 成吉思汗 世祖忽烈
 マルコポーロ
 第三節 明の興亡……………一〇三〇
 明の太祖 成祖の内治
 成祖の對外經略 帖木兒大帝
 アクバル大帝 タージ・マハル
 高麗の衰亡 京城南大門
 蒙古の南侵 倭寇

秀吉の征韓
 寫眞 明の太祖 タージ・マハル
 京城南大門
 第四節 西洋人の東漸…………… 1033
 印度航路發見 西力の東漸
 赤嵌樓 天主教の傳來
 西洋學術の輸入 寫眞 赤嵌樓
 第五節 元明兩代の文化…………… 1034
 兩代の特色 朱子學 陽明學
 俗文學 詩文 ラマ教
 ダライラマの殿堂 美術工藝
 我國との關係
 寫眞 ダライラマ殿堂

文淵太閣
 第二節 西洋諸國の東方經略…………… 1035
 西力東漸の變遷 英佛と印度
 印度帝國 阿片戰爭
 南京條約 長髮賊の亂
 英佛聯合軍の上陸 北京條約
 總理各國事務衙門 米清通商條約
 露西亞の東方經略 露西亞の東方經略
 ネルチンスク條約 キヤクタ條約
 ウラジホストツク港 伊犁事件
 佛蘭西の安南攻略 清佛戰爭

國民政府の統一 外蒙古の獨立
 西藏の獨立 露支紛争
 日支通商條約の改訂 滿洲事變
 印度の國民運動 滿洲事變
 滿洲帝國の出現 上海事變
 滿洲國治外法權撤廢
 乾岔子島事件 西安事變
 綏蒙戰爭 蘆溝橋事件
 支那事變 張鼓峰事件
 寫眞 袁世凱 張作霖 滿洲國皇帝
 支那歴代興亡表 支那歴代帝都表

第廿三編 西洋歴史知識

第一章 上古…………… 1038
 第一節 古代東方諸國の興亡…………… 1038
 最古の文明 埃及の建國
 埃及文明 ビラミット
 バビロニヤ アツシリヤ
 晉符文字 ヘブライ
 フェニキヤ 波斯 ダリウス王

寫眞 ナイルとピラミット
 第二節 希臘…………… 1039
 希臘環境 スバルタとアテネ
 スバルタ教育 ソロンの改革
 波斯戰爭 アテネの隆盛
 ペロポネネス戰役 フィリッパ
 アレクサンドル大王
 希臘の文化 三大哲學者 希臘美術
 寫眞 アテネのアクロポリス
 ソクラテス
 第三節 羅馬…………… 1040
 羅馬の建國 共和時代の職制
 ポエニ戰役 ケーザルの治績
 三頭政治
 第四節 帝政と文化…………… 1041
 羅馬の帝政
 コンスタンチヌス大帝
 マルクス・アウレリウス
 羅馬と基督教 羅馬の文化
 寫眞 キリスト

第二節 アラビヤ民族…………… 1041
 マホメット アラビヤ半島の征服
 コーラン サラセンの版圖擴大
 東西兩カリフの對立
 サラセンの文化 サラセンの美術
 第三節 基督教會…………… 1042
 希臘正教と羅馬正教 法皇
 カロルス朝の創立
 西羅馬帝國の再興 チヤールス大帝
 オット大帝 グレゴリー七世
 第四節 封建制度…………… 1043
 法皇權の隆盛 封建制度 騎士
 農民 商人 自由都市
 第五節 十字軍…………… 1044
 十字軍の起因 十字軍の經過
 十字軍の終結 法權の衰退
 第六節 十字軍後の歐洲諸國…………… 1045
 イングランド王國 ヘンリ二世
 ジョン王 大憲章
 佛蘭西 百年戰爭
 王權擴張時代 獨逸の國情
 スウイス
 オスマントルコ アンゴラノ戰
 第七節 文藝復興…………… 1046
 文藝復興の原因 美術の復興

第三章 近古…………… 1047
 第一節 宗教改革…………… 1047
 教會の腐敗 ルーテルの改革說
 チヤールス五世
 シマルカルデン同盟
 カルヴインの新說 ヤン會
 第二節 宗教改革と歐洲の形勢…………… 1048
 和蘭の獨立 イングランド教會
 ユグノー戰役 ナント勅令
 三十年戰役の勃發
 ウェストファリアの講和
 帝權の衰微
 第三節 諸國家の興隆…………… 1049
 ルイ十四世 ヴェルサイユ宮殿
 スペイン繼承戰爭
 佛蘭西大革命の萌芽
 エリザベス女王
 チヤールス一世の失政
 國王の處刑 クロムウエルの專制
 名譽革命 大ブリテン王國

第四節 殖民地經營時代…………… 一〇七六

イギリスの植民地 佛蘭西の植民地
植民地政策の衝突 巴里條約

第五節 北歐の情勢…………… 一〇七七

露西亞の獨立 ベーテル大帝の偉業
北方戰役 ニスタット條約

西比利亞拓殖 波 蘭
普魯亞 フレデリック大王、
埃太利繼承戰 マリヤ・テレサ

戰後の形勢 七年戰役
寫眞 フレデリック大王

第六節 北米合衆國の獨立…………… 一〇八〇

印紙條例の發布 ワシントン
ヨークタウンの陥落
ヴェルサイユの和議 憲法の制定
貧 都

寫眞 ワシントン

第七節 近古の國家社會と其文化 一〇八二

國家社會 産業
哲學と純文學 啓蒙文學
美術 科學

科學の應用と發明
寫眞 カント シェクスピア
ニュートン

第四章 近 世…………… 一〇八四

第一節 佛蘭西大革命…………… 一〇八四

革命の原因 ルイ十六世の失政
人權の宣言 王政の廢滅
恐嚇時代
ロベスピエールの暴政
都督政府と外征 執政政府
寫眞 ルイ十六世

第二節 ナポレオンの帝政…………… 一〇八六

アミアン條約 ナポレオンの即位
トラファルガル海戰
ライオン同盟 大陸封鎖令
ナポレオン一世の流配
ワーテルローの會戰
ウィーン會義 寫眞 ナポレオン

第三節 佛蘭西革命の反動政治と自由運動…………… 一〇八八

神聖同盟 亞米利加諸國の獨立
モンロー主義 希臘の獨立戰

第四節 佛蘭西の隆盛…………… 一〇八九

七月革命 二月革命 クリミヤ戰争
ナポレオン三世の治績

第五節 英吉利の隆盛…………… 一〇九〇

産業革命 憲法政治の改善
グレイ コブデン 奴隸廢止

第六節 伊太利王國…………… 一〇九二

サルヂニヤ王 伊太利王國の實現
領土の統一

第七節 亞米利加合衆國の興隆…………… 一〇九三

版圖の膨脹 南北戰役
奴隸解放令 リンカーン

第八節 獨逸帝國の建設…………… 一〇九三

ウィリヤム一世 モルトケ
北獨逸聯邦 普佛戰役
セダンの敗戰 ウィリヤム一世
寫眞 モルトケ

第九節 露西亞帝國の發展…………… 一〇九四

アレクサンドル二世
セバストポリ軍港
露土戰役 柏林條約

第十節 近世の國家とその文化…………… 一〇九五

近世文明の二大特色 科學の發達
社會主義 思想の變遷
文學 美術 科學
應用科學 世界共通事業
寫眞 バイロン トルストイ
ウイン アインシュタイン

第五章 現 代…………… 一〇九九

第一節 列強の世界政策…………… 一〇九九

三國同盟 二國同盟
萬國平和會議 獨 逸

佛蘭西 露西亞
巴爾幹諸國 列強の植民政策
亞弗利加の分割
アラビ・パシヤの奮起
トランスヴァール戰争

佛蘭西の世界政策 獨逸の植民地
英吉利の東洋經營
英吉利の南洋經營
露西亞の中央亞細亞經營
佛蘭西の印度支那經營
露西亞の極東經營
獨逸の膠州灣租借
大洋洲諸島の分割 米西戰争
寫眞 グラットストン
ヴィクトリヤ女王

第二節 世界大戰…………… 一〇四

國際關係の變調 伊土戰争
バルカン戰役 ブカレスト條約
二大主義の對立 世界大戰の勃發
世界大戰と我國 東西兩戰線の戰況
巴爾幹の戰況 獨逸海軍の窮狀
ヴェルダンの攻圍戰
亞米利加合衆國の宣戰
露西亞の單獨講和 伊太利軍の進撃
聯合軍の總攻撃 兩共和國成立

ヴェルサイユ條約
寫眞 フエルチナンド大公 ヒン
デンブルグ ウィリヤム二世

第三節 大戰後の列國…………… 一〇八

世界の改造 新興の七國
統治委任諸地方 國際聯盟
フイウメの所屬問題
土耳其共和政權の成立
獨逸の賠償問題 ロカルノ會議
軍備縮小會議 倫敦軍縮會議
寫眞 マクドナルド

第四節 列強の現勢…………… 一二二

英吉利 佛蘭西 獨 逸 伊太利
勞農露西亞 亞米利加合衆國
寫眞 ヒットラー ムツソリーニ

第六章 諸家系圖…………… 一二四

第廿四編 動物知識

緒 言…………… 一二三

遺傳性 變異性 子の數

第一章 人生と動物…………… 一二三

第一節 哺乳類の利害…………… 一二三

第二節 鳥類の利害…………… 一二三

第三節 魚類の利害…………… 一二三

第四節 節足動物の利害…………… 一二三

第五節 軟體動物の利害…………… 一二三

第二章 動物と其分類…………… 一二四

一 脊椎動物 哺乳類
鳥 類 爬 蟲 類
兩 棲 類 魚 類
無脊椎動物 節足動物
軟體動物 蠕形動物
棘皮動物 腔腸動物
海綿動物 原生動物

第三章 脊椎動物…………… 一二六

第一節 哺乳類…………… 一二六

人 類 猿 類 翼手類 食肉類
齧齒類 長鼻類 有蹄類 奇蹄類
偶蹄類 反芻類 不反芻類
鯨 類 齒 鯨 類 鬚 鯨 類 食 蟲 類
貧齒類 有袋類 單孔類
寫眞 赤毛猿 蝙蝠 臘腸獸
モルモット 象 縞馬
阿弗利加犀 山羊 水牛
麒麟 鹿 駱駝 鯨鯨
上龍 千歲鱈 カンガール

第二節鳥類……………二三四

走禽類 猛禽類 攀禽類 鳴禽類
鳩類 鷄類 涉禽類 游禽類
鳥類の保護
鴛鴦 鴛鴦 火食鳥 鶯 鳩 鳩
孔雀 丹頂鶴 鴨 鴨
ペリカン 鸚鵡

第三節爬蟲類……………二二九

蜥蜴類 蛇類 鱉類 魚類
挿繪 蝦 永食部 鱉 すっぱん

第四節兩棲類……………二二〇

無尾類 有尾類
挿繪 プロボック

第五節魚類……………二二四

硬骨類 硬鱗類 板鰓類 圓口類
挿繪 鱒 赤鯉

第四章 無脊椎動物(節足動物)……………二二二

第一節昆蟲類……………二二三

膜翅類 鱗翅類 雙翅類 鞘翅類
有吻類 直翅類 脈翅類 無翅類
挿繪 汲食子と節蜂 蠶 女王と雄蟻
くつわ蟲と蟋蟀

第二節蜘蛛類……………二二五

挿繪 鳥取り蜘蛛 蠍 甲蟹
百足

第三節多足類……………二二六

第四節甲殼類……………二二六

挿繪 伊勢蝦 蟹

第五章 軟體動物……………二二七

第一節頭足類……………二二八

挿繪 蛸
第二節斧足類……………二二八
挿繪 鮑 子安貝 砵磔

第三節腹足類……………二二九

第六章 蠕形動物……………二二九

第一節環蟲類……………二二九

第二節圓蟲類……………二二〇

第三節扁蟲類……………二二〇

第七章 棘皮動物……………二二二

第一節海膽類……………二二二

第二節人手類……………二二二

第三節海百合類……………二二二

第四節海鼠類……………二二二

挿繪 海百合 海鼠

第八章 腔腸動物……………二二二

第一節珊瑚類……………二二二

第二節水母類……………二二二

第九章 海綿動物……………二二三

第十章 原生動物……………二二三

挿繪 有孔蟲の死殻 夜光蟲

第十一章 動物の構造と生理……………二二四

第一節動物體の構造……………二二四

細胞の排列 細胞の大きさ 細胞の形
細胞の排列 器官 器官の種類
外被 感覺器 神經系 骨格
筋肉 消化器 循環器 呼吸器
排泄器 發聲器 發光器 發電器
動物體の形と機能

第二節動物の生理……………二二七

同化作用と呼吸作用 體温
運動 生長 老衰と壽命 再生
繁殖 分裂 出芽 卵發生
世代交替
挿繪 蛙卵 鱸卵

第十二章 動物の生態と分布……………二二〇

第一節動物の生活法……………二二〇

遊離動物と固定動物 附生生活
動物の共同生活 社會生活
共生生活 群集生活
家族生活 寄生生活
挿繪 磯巾着と蟹

第二節動物の防衛法……………二二二

保護色と擬態 脫離
其他の防禦法

第三節動物の棲處……………二二三

氣中動物 土中動物 水中動物

第四節動物の移行……………二二三

移行 移住 移行の方法
偶然的移行 人為的移行

第五節動物の分布……………二二五

舊北區 新北區 東洋區
亞弗利加區 濠洲區 南米區

第十三章 動物の壽命と保護……………二二五

第一節動物の壽命……………二二六

第二節保護鳥……………二二六

植物と人生 植物の保護

第一章 人生と植物……………二二六

第一節觀賞用植物……………二二六

花卉 庭木 並木 盆栽
寫眞 花壇 盆栽

第二節食用植物……………二二九

穀類 蔬菜類 果樹類

第三節材用植物……………二七〇

建築用 土木用 枕木用 造船用
家具・器具用 薪炭用 山林

第四節工業用植物……………二七二

纖維科植物 網布科植物
製紙科植物 編物科植物
敷物科植物 油蠟科植物
香料科植物 釀造科植物

第五節藥用植物……………二七三

第六節有毒植物……………二七三

第二章 植物の分類……………二七四

顯花植物 隱花植物

第三章 顯花植物……………二七五

第一節櫻(薔薇科植物)……………二七五

花葉 果實 種類 效用 薔薇科植物

挿繪 櫻 平安神宮の櫻

第二節油菜(十字科植物)……………二二八

花 果實、種子 根、莖、葉
效用 十字科植物

第三節豌豆(豆科植物)……………二二九

根、莖、葉 花 果實と種子
效用 豆科植物

第四節躑躅(石南科植物)……………二八二

莖と葉 花 果實
石南科植物 挿繪 躑躅

第五節小麥(禾本科植物)……………二八二

根、莖、葉 花の着き方
果實と種子 效用
禾本科植物 挿繪 禾本科植物

第六節赤松(松科植物)……………二八四

莖 葉 花 果實と種子
效用 松科植物

第七節一位、公孫樹、蘇鐵……………二八七

裸子植物 一位科 公孫樹科
蘇鐵科 挿繪 一位科植物

第八節桑(桑科植物)……………二八八

莖 葉 花 果實

第九節 粟(穀斗科植物)……………二八九
花 莖と葉 果實と種子
效用 穀斗科植物

第十節 桐(玄參科植物)……………二九〇
花 果實と種子 效用

玄參科植物

第十一節 蒲公英(菊科植物)……………二九〇
根 莖と葉 花
果實と種子 效用 菊科植物
挿繪 たんぽぽ

第十二節 花苧蒲(薺尾科植物)……………二九二
根 莖 葉 花
果實と種子 效用 薺尾科植物
挿繪 花苧蒲 胎座の種類
薺尾科植物

第十三節 胡瓜(葫蘆科植物)……………二九四
莖と葉 花 果實と種子
效用 葫蘆科植物

第十四節 馬鈴薯(茄科植物)……………二九五
挿繪 胡瓜
根 莖 葉 花

第十五節 朝顔(旋花科植物)……………二九五
莖 葉 花

果實と種子 效用 旋花科植物

第四章 隱花植物……………二九六
第一節 蕨(羊齒植物)……………二九六
根 莖 葉 效用
羊齒類 羊齒植物 石松類
木賊類 若葉 地下莖 わらび根
挿繪 石松 いはひば 杉 菜
くらまごけ 木賊

第二節 杉(蘇鐵類)……………二九六
根 莖 葉 蘇鐵類

第三節 錢苔(苔類)……………二九九
形 態 苔 類 蘇苔植物
挿繪 錢苔

第四節 松茸(蕈類)……………三〇〇
形 質 效用 蕈 類

第五節 蠟燭(菌類)……………三〇〇
形 質 繁殖 效用

第六節 酵母菌(酵母菌類)……………三〇一
形 質 繁殖 效用
酵母菌類 菌 類
挿繪 酵母菌

第七節 昆布(藻類)……………三〇一
形 質 繁殖 效用

藻類 綠藻類 褐藻類
紅藻類

第八節 梅木苔(地衣類)……………三〇一
形 態 構造 繁殖
地衣類 挿繪 梅木苔

第九節 バクテリア類(細菌類)……………三〇三
形 態 性質 所在
有益な細菌類
有害な細菌類 菌藻植物
挿繪 腸チブス菌 赤痢菌 結核菌

第五章 植物の形態……………三〇四
第一節 根……………三〇四
若い根 根と水 根と日光
根の向地性 根と空氣 根の作用
根の變態 挿繪 根毛と根冠

第二節 莖……………三〇五
莖の向日性 莖の背地性
莖の作用 莖の變態
挿繪 莖の向日性 背地性

第三節 葉……………三〇六
葉と日光 葉の作用 葉の變態

第四節 果實と種子……………三〇六
果實の構造 種子の構造
果實 種子の散布 種子の發芽

第六章 植物の構造、生理……………三〇七
第一節 植物體の構造……………三〇七
植物の個體 植物細胞 莖の構造
根の構造 葉の構造
挿繪 細胞の形 横の莖の構造

第二節 根の吸收作用……………三〇九
挿繪 根毛の作用

第三節 蒸散作用……………三一一
蒸散作用 排水現象
挿繪 いね ふき

第四節 炭素同化作用……………三一一

第五節 呼吸作用……………三一一

第六節 植物の養料と肥料……………三一一
養料 肥料

第七節 特殊養分……………三一一
寄生 共生 食 蟲
挿繪 食蟲植物

第八節 植物の成長、感覺、運動……………三二三
成長 感覺 運動

第九節 植物の休眠、紅葉、落葉……………三二三
休眠 紅葉 落葉

第十節 植物の繁殖……………三二三
有性繁殖法 無性繁殖法
人工繁殖法 株分
挿繪 取木

接木 植物の品種改良
挿繪 接木

第十一節 植物の患害……………三二五
植物の寄生による害 動物の害
煙毒、鐵毒の害
異常の氣候による害 忌地
挿繪 煙毒

第十二節 植物の群落……………三二六
水生植物群落 乾生植物群落
中性植物群落

第七章 植物の分布……………三二六
植物區系 地理的分布
我國の植物分布 水平分布
垂直分布

第八章 植物の進化と系統……………三二七
進 化 化石上の事實
發生上の事實 形態上の事實
不用の器官 分布上の事實
植物の系統 挿繪 系統樹

緒言……………三二九

第廿六編 鑛物知識……………三二九

第一章 人生と鑛物……………三二九
第一節 鑛物の利用範圍……………三二九

第二節 鑛物の産額……………三三〇

第二章 岩石の種類と特徴……………三三〇
第一節 火成岩……………三三〇
一 深成岩 二 火山岩

第二節 水成岩……………三三一
一 碎屑岩 二 沈澱岩
三 生物岩

第三節 變成岩……………三三三

第三章 鑛物、岩石の用途……………三三三

第四章 鑛物の通有性……………三三三
第一節 鑛物の形態……………三三三
結晶 結晶質と非結晶質

第二節 鑛物の物理性……………三三四
劈開と斷口 條 線
色と條痕 透明度と光澤
硬度 味と臭と觸感
磁性 螢光と燐光

第三節 鑛物の化學性と其變化……………三三五

第五章 造岩鑛物……………三三六
第一節 石英類……………三三六

水晶 水晶の種類 玉髓
蛋白石 石英類の用途
挿繪 玉髓

第二節 長石 陶土
長石と陶土の用途

第三節 雲母(きさら) 雲母の用途
第四節 輝石及び角閃石、橄欖石、蛇紋石

輝石と角閃石 橄欖石 蛇紋石

第六章 岩石の分類
火成岩 水成岩 變成岩

第七章 火成岩
第一節 深成岩 閃綠岩 斑禰岩
花崗岩 橄欖岩 蛇紋岩

第二節 火山岩 玄武岩
石英粗面岩 安山岩 玄武岩
火成岩の節理

第三節 火山の噴出物 火山礫と火山灰
黑曜石 浮石 火山彈

第八章 水成岩
第一節 碎屑岩 頁岩
礫岩 砂岩 頁岩
凝灰岩 集塊岩

第二節 沈澱岩 天日製鹽法
岩鹽 鹽田法 普蘭店の鹽田

第三節 生物岩 石灰洞(鍾乳洞)
石灰岩 石灰岩 石灰洞

第九章 變成岩
片麻岩 結晶片岩

第十章 風化作用と土壤
風化作用 土壤 挿繪 土壌 岩石

第十一章 地殻の構造
地球 地殼 火成岩
寫眞 古生代の硅岩層と中生代の水成岩

第十二章 地殻の變遷

地層の新舊 地質時代の判定
地質時代の別 太古代 古生代
中生代 新生代 第三紀 第四紀
洪積世 沖積世 各地質時代の岩石
挿繪 斷崖の地層

中生代の陸棲爬蟲類の禽龍
古生代の硬鮮魚
古生代の隱花植物
第三世紀植物と動物の化石
第四世紀の洪積世動物

第十三章 燃料礦物
第一節 石炭 石炭の種類と用途
石炭の成因 瀝青炭 褐炭
無煙炭 石炭の產地
泥炭

第二節 原油と天然瓦斯 石油の成因 採油
原油の分溜 石油の用途
原油の產地 天然瓦斯
寫眞 天然瓦斯が井水と共に噴出してゐる光景
秋田縣豊川油田の全景

第三節 土瀝青と油母頁岩

第十四章 裝飾礦物

第廿七編 近代科學知識

第一章 科學と生物の進化
第一節 科學の意義
科學と化學との區別 因果律
第二節 生物の進化説 前成説 類型説
ユージエニツクス ヌーゼニツクス
進化論 ラマーキズム
自然淘汰説 雌雄淘汰
新ラマーク説 新ダーウイン説
突然變異説

第二章 物理と化學
第一節 物質及び分子
物理學と化學の異同 物質 分子 原子 電子
生物體の細胞 細胞の成分
動物の生殖作用 バクテリア
第二節 運動とエネルギー
エネルギーの供給 エネルギーの不滅

第十四章 裝飾礦物

第十四章 裝飾礦物

第十四章 裝飾礦物

第十四章 裝飾礦物

第十四章 裝飾礦物

第十四章 裝飾礦物

エネルギーの衰散 引力の法則
 相対性原理 新時空観念 二七三
 第三節 熱と光と音…………… 二七三
 熱 太陽熱の利用 光の性質
 スペクトル・紫外線と赤外線
 単色 光の速度 超光速度
 F光線 X光線 音の種類
 音の速度 怪音を握る僧
 谷間を傳ふ木霊 怒濤の盛氣樓
 歌ふ怪像 謎の怪音

第三章 電 氣…………… 二八二
 第一節 電氣の諸原理…………… 二八二
 電氣の本體 電子 電流
 電流の直流と交流 感應電流 變 壓
 電磁石 感應電流
 第二節 電信及び電話…………… 二八三
 電信機 電話 通話の原理
 寫眞 電話機
 第三節 無線電信…………… 二八四
 無線の原理 デリンジヤー現象
 秘密無線電信 超高速送信器
 無線電話 無電の秘密装置
 長短波通信 折衝 サイクル
 第四節 ラヂオ…………… 二八九

現場放送 中繼放送
 寫眞 ラヂオ…………… 二九二
 第五節 電送寫眞…………… 二九二
 電送器 寫眞の電送
 寫眞受器の原理
 第六節 テレヴィジョン…………… 二九三
 第七節 電 機…………… 二九三
 電 鈴 電氣爐 扇風機 電 燈
 寫眞 電機爐

第四章 近代兵器…………… 二九四
 第一節 爆 彈…………… 二九四
 爆彈の威力 照明彈
 毒瓦斯彈と消毒彈 燒夷彈
 魚雷彈 氣象彈 煙幕彈
 塵の爆彈
 寫眞 煙幕彈 世界の大口ケツト
 第二節 ロケツト…………… 二九七
 ロケツトの威力
 ロケツトを研究する國々
 月世界征服
 第三節 ラヂウム…………… 三〇一
 ラヂウムの銀行 生命を奪ふ威力
 怪光線 惡魔的存在
 寫眞 キュリー夫人
 第四節 飛行機…………… 三〇四

飛行機の種類 飛行機の原理
 發動機 プロペラ
 飛行機の發達 垂直飛行への企圖
 戦闘機 偵察機
 攻撃機 急降下爆撃機
 飛行艇
 寫眞 神風號 カプロニ
 重爆撃機
 ボーリング重爆撃機
 九〇式水上偵察機
 シュルスキー型爆撃艇

第五節 敵機撃墜装置…………… 三一一
 機の未來位置 測高機 電氣装置
 算定具 防空網 聽熱器
 第六節 殺人光線…………… 三二五
 第七節 タンク(戰車)…………… 三二六
 寫眞 タンク
 第八節 装甲自動車…………… 三二六
 第九節 銃 砲…………… 三二七
 小 銃 自動小銃 機關銃
 輕機關銃 重機關銃 機關砲
 航空用機關銃 大砲の種類
 加農砲 白 砲 榴彈砲
 野戰砲 騎 砲 山 砲
 野戰輕榴彈砲 野戰重砲

攻城砲 ベルタ砲 海岸砲
 高射砲 歩兵砲 迫撃砲
 對戰車砲
 寫眞 重砲 野戰重砲 高射砲
 第十節 兵器の原動力石炭液化…………… 三三〇

第五章 船 車…………… 三三一
 第一節 船 舶…………… 三三一
 模型船 スペインの寶船
 ビクトリヤ號 サンタ・マリヤ號
 日本丸 ジヤガトラ船
 グレートハリイ號 船の噸數
 和船の石積 進水式
 試運轉 モーター船
 デイゼル機關 世界の豪華船
 コンクリート船
 寫眞 ノルマンディ號

第二節 軍 艦…………… 三三五
 我國の軍艦 軍艦の任務
 一萬噸巡洋艦
 寫眞 主力艦の威力 長門
 第三節 車 輛…………… 三三八
 電 車 單車とボギー車
 自動車 ガソリン自動車
 蒸汽自動車 電氣自動車
 木炭自動車

寫眞 自動車
 第六章 日常科學の知識…………… 三三〇
 汽船用浮上金庫 地下鐵道
 ネオンサイン 深海測量儀
 ドアー・エンジン 輪轉機
 瓦斯 石炭瓦斯
 メタン瓦斯 コークス
 ガソリン アルコール
 セルロイド 重水素
 人造羊毛 ヴイタミン
 米とヴィタミン 電氣療法
 活動寫眞 ロボツト
 寫眞 太陽燈

第廿八編 運動競技知識
 第一章 角 力(相撲)…………… 三三四
 第一節 角力の起源…………… 三三四
 神様と角力 裁判の一形式
 挿繪 横綱の土俵入り
 第二節 天覽角力協會…………… 三三四
 第三節 武家相撲の勃興…………… 三三四

武藝十八般の一 土俵の由來
 第四節 女角力…………… 三三四
 第五節 日本相撲協會…………… 三三四
 協會の成立 力士の組織
 相撲四十八手
 挿繪 相撲

第二章 柔 道…………… 三三六
 第一節 柔術の起源と流派…………… 三三六
 第二節 講道館柔道の由來と型…………… 三三七
 一立業
 手業 腰業 足業 捨身業
 二寝業
 三絞業
 挿繪 四十八手の中八圖

第三章 劍 道…………… 三三九
 第一節 劍道の沿革…………… 三三九
 挿繪 劍道

第四章 ラヂオ體操…………… 三五〇
 第一節 ラヂオ體操の原則…………… 三五〇
 挿繪 ラヂオ體操
 第二節 ラヂオ體操の歌…………… 三五二
 第五章 乘 馬…………… 三五二

第一節 馬術	一三五二	庭球	槍投
馬術の沿革	近世の馬術	走高飛	鐵槍投
諸流派	一三五二	砲丸投	三種銃技
第二節 馬術の種類	一三五二	棒高飛	五種銃技
插繪 馬術	一三五三	ゴルフ	圓盤投
第三節 競馬	一三五三	競走	スキー
競馬の起源	現今の競馬	ウオーター polo	水泳
一三五三	一三五四	レスリング	水中飛込銃技
第六章 射術	一三五四	バスケットボール	バレーボール
第一節 弓術	一三五四	驛傳銃走	ホツケイ
沿革	流派	插繪 野球	走巾跳
第二節 射撃	一三五五	ゴルフ	棒高跳
一三五五	一三五五	トボール	スキー
第七章 各種競技	一三五五	ホツケイ	バスケット
第一節 オリムピック大會	一三五五	終	
古代オリムピック	一三五五		
近代オリムピック	一三五五		
五大洲から参加	一三五五		
冬季オリムピック競技	一三五五		
オリムピックと日本	一三五八		
第二節 水上競技	一三五八		
第三節 陸上競技	一三五八		
第四節 各種運動競技の方法	一三五八		
野球	野球の競技場		
野球用具	野球の仕方		
ラグビー	フットボール		

皇室編

第一章 我國體と皇室

我大日本帝國の開國は三千年以前に成つたもので、國號を日本と稱することは、國土が東半球の絶東に位置することに因み「日出づる本」として美稱したものである、然しこの稱號は紀元前三百年代天智天皇の朝に始まつたもので、それ以前は「やまと」と稱し倭・大和などの文字を以て現はした。國體は古來立君獨裁制で、君主が獨權を以て人民を統御し給ひ、神武天皇御即位以來二千六百年間、皇統連続として今上に至り、御代を重ね給ふこと實に百二十四代に及んで居る。その間政體には多少の變革があつて、上古王朝時代は、上下共に簡朴で、殆ど封建制度が行はれたが、中古に及んで唐制を模倣して郡縣となり、公家時代もこれを踏襲した。然るに鎌倉時代に入つて復た封建の勢を馴致し、徳川氏に至つて大成したが、明治戊辰の年王室が政權を親らし給ふと共に再び郡縣の制に復し現今に及んで居る。皇室は天皇陛下の御一家で別に帝室とも稱し奉つて居る。

第一編 皇室知識 第一章 我國體と皇室

そこで我大日本帝國臣民は皇室を御宗家と仰ぎ、臣民はすべて皇室の分家として君臣一致の國家を成してゐるが、こゝに皇室とは天皇の御一家を申上げるのであつて、天皇は我大日本帝國の統治權の總攬者に在しますと同時に、又皇室の御家長で在らせられる。故に天皇は國家の政治上に於かせられても、或は亦皇室の御事に於かせられても、最高の權力を保有してゐられし奉るのである。

又皇室に於かせられては、御家長としての御地位に於て、皇族を御監督遊ばされ、皇族の御身上に關しては皇族はすべて、その御婚嫁はもとより臣籍御降下、臣籍御降嫁を始め、國外旅行に至るまですべて勅許を仰がねばならぬ。又皇族が御幼年で御父なき場合の教育及び保護等も勅命によらなくてはならぬ。更に天皇は皇室の御家長に在しますが故に、皇室財産及び皇室會計を御管理になり、宮内官制及び宮内官の俸給を定められ、宮内官を任免し給ふばかりでなく、皇室典範を改正し、皇室令を制定し給ふのである。故に皇族はすべて天皇の御監督に服し給ふのであつて、皇室は天皇の御家長權のもとにあらせられる天皇の御一家であると申し上げることが出来るのである。しか

も天皇は我大日本帝國の元首にして統治權の總攬者に在りし其の大權は皇祖の御神勅に發し、その皇位は皇統に於てのみ繼承されるのであるから、天皇及び天皇の御一家は一般國法の外に在りし、皇室及び諸皇室令に基いてその御一家をなし給ふのである。尙我皇室の御方々は左の通りである。

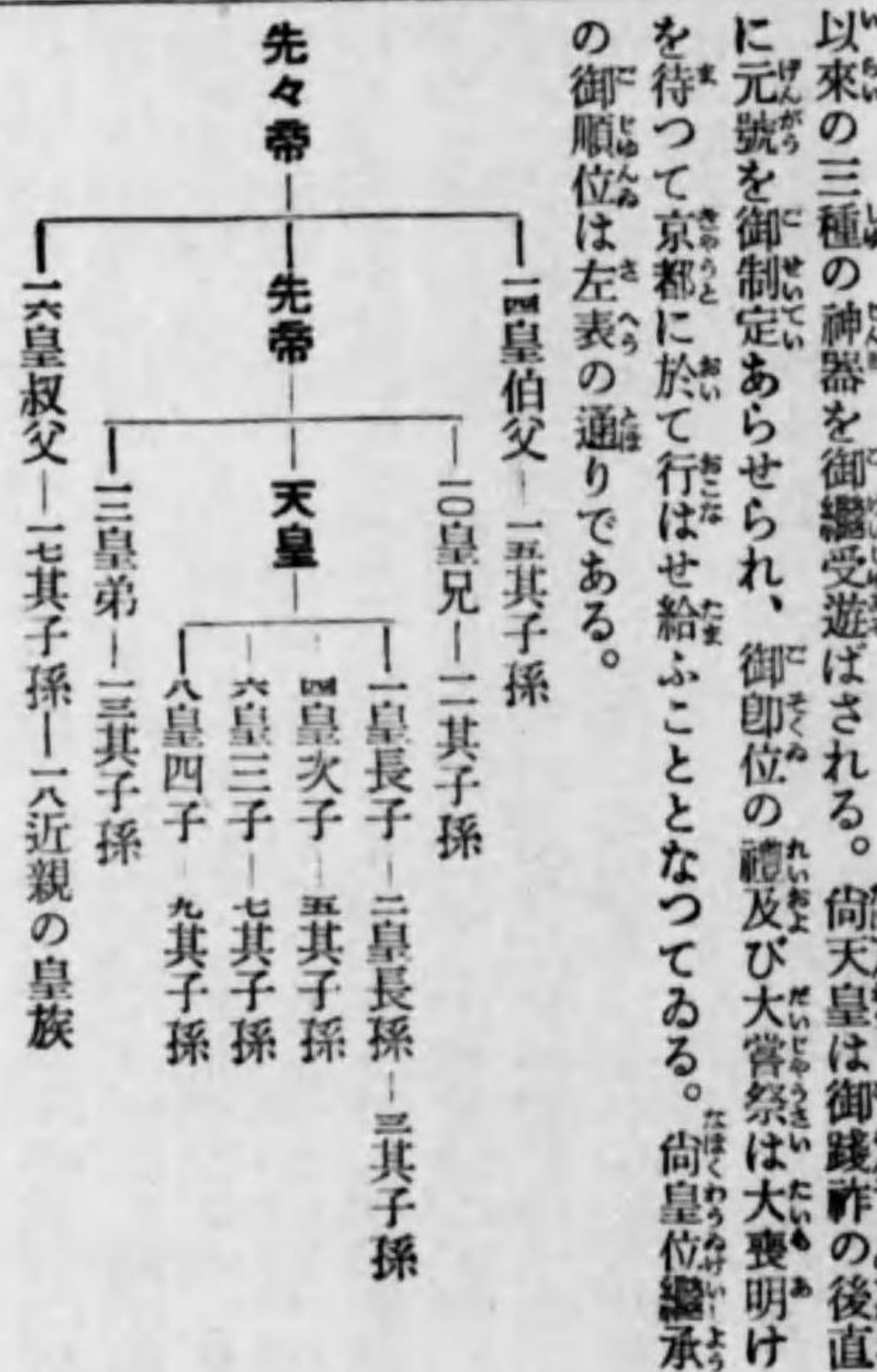
今上天皇	御名 裕仁 大正天皇第一皇男子
	御降誕 明治三十四年四月二十九日
	御踐祚 大正十五年十二月二十五日
	即位禮 昭和三年十一月十日
	大嘗祭 昭和三年十一月十四日、十五日
皇后宮	御名 良子 故邦彦王第一女子
	御誕生 明治三十六年三月六日
皇太后宮	御成婚 大正十三年一月二十六日
	御名 節子 故公尊九條道孝第四女子
	御誕生 明治十七年六月二十五日
東宮	御名 明仁親王 御稱號總宮第一皇男子
	御誕生 昭和八年十二月二十三日
義宮	御名 正仁親王 第二皇男子
	御誕生 昭和十年十一月二十八日

照宮	御名 成子内親王 第一皇女子
	御誕生 大正十四年十二月六日
孝宮	御名 和子内親王 第三皇女子
	御誕生 昭和四年九月三十日
順宮	御名 厚子内親王 第四皇女子
	御誕生 昭和六年三月七日

第一節 天皇陛下

天皇は萬世一系の寶祚を繼がせ給ひ、大日本帝國に君臨して萬機を統治し給ふ御方に在ります。國家の統治權は立法、司法、行政の三權に分れ、司法權は裁判所に委ね、立法權は議會を參與せしめ、行政權については各省大臣を設けて居るが、これは政治上の便宜を計るため、そのため天皇の統治權は分割されるものではない。我國法では天皇は固有に統治權を總攬し給ふ天皇の地位は法律の規定に基くものではなく、國體そのもの關係に基き、大臣以下の官公吏は法律の規定によつてその資格を得るが、天皇に於かせられてはさうではない。天皇は憲法を定め給ふが、これは施政の方針を明かにするに止まるものであるから、憲法は末で天皇は本であらせられることを記憶せねば

ならぬ。國家に法律のある以上如何なる尊貴な御方でも、その法律に對しては責任を負はねばならぬが、憲法第三條に「天皇は神聖にして犯すべからず」と規定されてある通り、天皇のみは法律に對して責任はないのである。だから假りに天皇が刑法上の罪を犯し給ふとも、法文によつてその罪を論ずることは出来ない。而して天皇が我大日本帝國の元首として統治權を總攬し給ふ御身位を皇位といふ。故に皇位は國家統治の大權の淵源である。從て皇位は皇祖の皇統にのみ繼承されるものである。とは、皇祖の御神勅に明らかなことで、その御順位は皇長子御繼承の制によつて第一順位は皇長子、第二順位は皇長孫とし、皇長子及びその御子孫皆無のときに限り第三順位として皇次子及びその御子孫に傳へ、以下皆この例によることとし、皇子孫皆無のときは皇兄弟及びその御子孫を以て第四順位とし、皇兄弟及びその御子孫皆無のときは皇伯叔父及びその御子孫をもつて第五順位とし、皇伯叔父及びその御子孫皆無のときは、最近親の皇族に傳へられることになつてゐる。從つて皇位の御繼承は皇祖の皇統に出で給ふ男系の御男子に限られて居る。現制に於ては女帝の制は認められてゐない。而して皇位御繼承の開始は元帝崩御の後廢時の間斷もない。これを踐祚と申上げ、皇祖



第二節 皇后陛下

天皇の御正配を皇后と稱し奉る。皇后の册立は詔書を以て公布せられる。これは先皇の典故を重んじ、册立の儀式を缺かないためである。東宮が大統を繼ぎ給ふ場合、既に御正配のあらせられたときは、その方は皇后とならせ給ふ。皇后、太皇太后、皇太后を併せて三后と稱し奉り、共に陛下と敬稱し、出御を行啓、仰せを令旨と申し奉るのである。

第三節 皇太后陛下

皇太后は三后の一で、天皇の御母を皇太后と申し上げ、陛下の敬稱を奉る。皇太孫或は傍系の皇族が天位を嗣がせられたときは、先帝の皇后陛下のことをいふ。出御を行啓仰せを令旨と申上げるとは三后の場合と同一である。

第四節 皇太子殿下

帝位の御繼承者に定められた御方を皇太子と稱し奉り、東宮、春宮と別稱される。皇子の皇太子に立ち給ふ御儀式を立太子式と稱し奉り、このときには詔書を賜ひ、賢所、皇靈殿、神殿に奉告し勅使を以て伊勢神宮、神武天皇の御陵並に先帝の御陵に奉幣せしめ給ふ。皇太子の敬稱は殿下で、出御を行啓仰せを令旨と申上げるとは、三后の場合と同様である。

第五節 皇族

天皇の御家族はこれを皇族と申し上げるが、皇族の御身分は天皇について高貴に在します。故に皇室典範は明文を以て皇族の制を立て、皇族の御身分及び御榮譽等を正文に示して君臣の分を明らかにしてある。

即ち皇室典範は先づ皇族の御身分を定めて、太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王をもつて皇族とし、次でその御身分

朝香宮 東久通宮 北白川宮 竹田宮

第六節 王族及び公族

前韓國皇帝の御一家を王族と申し上げ、皇帝の御一統に屬する李煥及び李熹の二家を公族と申し上げるのである。韓國併合の際賜つた詔書によつて前韓國皇帝を立て、王とし、太皇帝を太王とし、皇太子及び將來の世嗣を王世子として各々その配偶者を皇妃・太王妃・王世子妃として、皇族の禮を以て御待遇になり、特に殿下の敬稱を用ひさせられ、同時に李煥・李熹の御二方を公とし各々その配偶者を公妃とし、均しく皇族の禮遇を賜はり、殿下の敬稱を用ひさせられることになつて居る。更に大正十年の詔書によつて王世子の系嗣にも皇族の禮遇を賜はり、特に殿下の敬稱を用ひさせられるやうになつた。従つて王公族はその身分は皇族ではないが、特にその禮遇を受けさせられたものである。尙王・公族の方々は左の通りである。

第七節 攝政

攝政は憲法及び皇室典範に基き、天皇の名に於て大權を代行する者の稱で、天皇が未成年に達し給はざる場合と、天皇が久しきに亙るの故障により大政を親らすること能はざる場合に

位に及んで皇子より皇太孫に至るまでの御男子を親王、御女子を内親王とし、五世以下は御男子を王、御女子を女王とすることを原則として、天皇の支系から入つて大統を承継給ふ場合に限つて、皇兄弟姉妹に在します王・女王に特に親王・内親王の號を宣賜し給ふことになつてゐる。

更に又その御榮譽に就ては皇室典範に「太皇太后・皇太后・皇后の敬稱はこれを陛下とし、皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王の敬稱はこれを殿下とす」と規定せられてある。皇族は更にその御身分に於て一般臣民の叙勳の例によらず特に勳章を賜ひ、特別の御紋章御旗幟を用ひさせられ、御誕生・御成年・御婚姻等についても特別の儀禮をもつてその威儀を保ち給ふこととなつてゐる。而して皇族は皇祖の皇統に出で給ふため、御男子に限り皇位繼承の御資格を有し給ひ、御男子は御成年と同時に貴族院に議席を得られ、又御在京の親王に限つて樞密院に列する權を有し給ふのであつて、攝政就任もまた皇族に限り認められてゐる。尙皇族の御方々は左の通りである。

秩父宮 高松宮 三笠宮 閑院宮 東伏見宮
伏見宮 山階宮 賀陽宮 久邇宮 梨本宮

限つて置かれる。天皇が成年に達すべき年齢については國によつてその規定は同一でないが、我國では皇太子及び皇太孫は共に滿十八歳を以て成年とされて居る。天皇が成年に達し給はぬときは、實際上大權を行使する能力があらせられると否にかかはらず攝政が置かれる。又天皇が久しきに亙るの故障は、それが肉體上の故障たる精神上の故障たるを問はない。例へば天皇が外國に滞在される場合などは大權を行使する能力はあつても、實際上これを行ふことが出来ないから攝政を置かれる。

故障の有無及び攝政を置くべきか否かの問題は、皇族會議及び樞密顧問の議を経て決定される。攝政となつて大權を代行する資格については一皇族であること、二成年以上であること、三精神又は肉體上に重大な缺點を有せざること、四皇后は別として女子にして攝政となる場合は配偶者のあらざること、等が規定されてある。攝政は皇太子又は皇太孫を以て任ずるのが原則であるが、是等の方が在らせられなかつたり、在らせられても未成年者である場合は、親王及び王、皇后、皇太后、太皇太后、内親王及び女王の順序によつて就任されるのである。

第八節 臣籍御降下と御婚嫁の皇王族

正殿 正殿は御盛儀をあげさせ給ふ最も莊重な御殿である。天皇、皇后兩陛下が一月元旦と二日に文武百官より拜賀を受けさせ給ふ御儀式を始め皇室國家の大典並に軍旗親授等の御儀はすべてこの御殿で行はせられる。遠くは憲法發布式、英國皇帝から明治天皇へ同國最高のガーター勳章を御贈進の式、又大正天皇踐祚の御儀昭和四年五月英國皇帝よりグロスタ一公殿下を御差遣の御儀及び今上陛下へガーター勳章御贈進の御盛儀もこの御殿で行はせられたのである。御殿は南面して東西七十尺、南北六十五尺の正室を廻り、周圍三方に廣き廻廊を加へて、東西九十八尺、南北八十三尺、軒の高さ二十一尺八寸、銅瓦葺入母屋造である。内壁は紫赤色正倉院龍紋模様の繻子を貼り、その上に紫赤色桐鳳凰模様の繻子紙帳を垂れ、金糸の繻子をこれに附し、上部小壁には紫赤色獅子唐草模様の繻子を貼り、御天井は塗格襖と爲し、格間には襖紙を貼り、極彩色を以て寶相華蜀葵等の模様を描き、内部は窓帷をかけ、御床は黒檀花欄機等の寄木張にして、南面五間、東西二面各四間とされて居る。

玉座は北壁中央に位し、南面して床上の壇三級に設けられ、紫赤色の絨毯を以て覆はれ、壇上に二脚の御椅子が安置

されてゐる。一つは主上の玉座、一つは皇后の御座と承る。玉座の眞上には高く金菊の御紋章を表はせる天蓋あり。背壁に帳あり、白茶色繻子にして金糸を以て菊桐模様を刺繻し、中央に金糸刺繻を以て菊花御紋章を表し、菊桐の小模様を一面に散らしてある。

鳳凰の間 鳳凰の間は新年の政始、御歌會、御講書始、各皇族方と朝見の儀を行はせらるゝところである。又各國大使の謁見、信任狀捧呈及び内外文武官の公式謁見、拜謁等もこの御殿で行はせられる。室内は二十八坪で四方の壁は金色燦然として鳳凰飛翔の模様が描き出され頗る壯麗である。

豐明殿 豐明殿は御饗宴場で宮中四大節の御饗宴を始め、外國の貴賓や各國大使等を召され、午餐又は晚餐等の御宴を賜ふところである。從つて約百八十坪もあり、宮中最大廣間である。廣間の四壁は晴茶色劉江模様の繻子張り、格天井は二重折上げて紅霞潤蠟色塗の格縁が用ひられ、木間の中は總て姫路皮を敷ひ、金箔を施した極彩色鮮麗なる草花が描き出されてゐる。前庭には加藤清正が朝鮮から持ち歸つたと言ふ大石鉢の噴水が設けられてある。

表御座所 鳳凰の間は十間四方四間、西南を出御の御間とし、

西北は近侍の控所、天井は白木格天井、壁間には千羽雀を描き、床の御刀臺には御太刀をかけ給ふ。その一の間二の間を御日常の御政務室、或は表内謁見所に充てさせられてゐる。從つて此處で各大臣や軍部の上長官等からの奏上を聴し召され又は拜謁なども遊ばされる。亦御學問所では皇室令制行政、陸海軍々事學を始め御日常の御學問其他臨時の御進講等も御聽取遊ばされる。

桐の間 桐の間は皇后陛下の御謁見所で、各國使臣への謁見其他重臣や夫人等に拜謁仰付らるゝ場合に用ゐさせられる。四壁は桐模様にて金色に張られ、室内は桐の木で調製の御調度品を配された十五坪餘の御殿である。

千種の間 千種の間は牡丹の間、竹の間と共に後席の間と稱し御祝宴や御陪食の後は控の間又は談話室等に用ゐられてゐる。又御小宴に御使用遊ばされることもある。この間は約八十餘坪で欄間には山崎朝雲の芭蕉の彫刻があり、格天井や室内の周圍の壁、腰には花卉が見事に浮出されて千種の間由来が示されてゐる。

西溜の間 西溜の間は豐明殿に次いでの大廣間である。平常は拜謁、御陪食等に召された諸員の控室になつてゐる。從來皇

族會議にもこの間を使用された。室内には「富士の巻狩」の額が掛けられてゐるが、これは今尾景年揮毫のもので、京都の川島甚兵衛が苦心した日本ゴブラン織である。

東溜の間 東溜の間は最高御詢機關である樞密院本會議が、天皇陛下御親臨のもとに開かれる御間で、議席は玉座に向つてU字型に設けられてゐる。天井は格天井、壁に掛けられた額や襖等には雅麗な模様が描かれ、床は寄木張りである。御造りは西溜の間と殆んど同様である。尙この外に葡萄の間、(皇族の方々の御休所)南溜の間、北溜の間、牡丹の間、竹の間等がある。

御車寄 御車寄は天皇陛下が御昇降遊ばさるゝところである。行幸啓、御幸啓の御時、國賓並に國書捧呈のため参内する外國使臣の出入の時、又は朝賀を始め四大節等に際し多數の臣僚が参内の場合等には特に此處から出入することを差許されるのである。

東車寄 東車寄は文武百官の出入するところである。此處に天機奉伺、御機嫌奉伺を始め任官、叙任、叙勳等の御禮言上のために、御帳が二冊備へ付けてあつて奉伺者が隨時に記入出来るやうになつてゐる。この御帳は毎夕兩陛下の御手許に

差出され、畏くも御遊ばさるゝ由承つて居る。

北御車寄 北御車寄は皇后陛下の行啓、還啓に此處から御出入遊ばされる。皇太后陛下、皇太子殿下、皇子殿下方の御出入も多く此處からなされるのである。

大宮御所 大宮御所は皇太后陛下の御住居で、昭和三年に完成された純日本式の御殿である。大宮御所と御命名の上、翌五年五月に青山東御所より移らせ給ふたのであるが、誠に御質素で然かも御手狭の模様を拜し奉る。

東宮御所 東宮御所は皇太子殿下と義宮殿下の御住居で、昭和十一年八月上棟式を行ひ、最近完成された御殿で、赤坂離宮東門内にある。

第三節 御門

内濠は宮城を繞る高い石垣に添つてゐるお濠のことで、外濠は製寄屋橋、鍛冶橋、吳服橋、神田橋、雉子橋、牛込見附、四谷見附、赤坂見附等のお濠のことである。是等は徳川時代江戸城の要害堅固のために築造された城廓の名残で、俗に江戸卅六見附といつたものである。今日では外濠の見附即ち御門は何れも名のみである。和田倉

等の浪士達によつて、時の關老安藤對馬守を襲撃した歴史上にも有名な門である。

内櫻田門 内櫻田門は昔桔梗門と稱し、今の坂下門から右へ曲つたところにある門である。昔は女性のみが出入した門ださうで、門内には樞密院事務局や内閣文庫等がある。

大手門 大手門は内櫻田門の角の二重櫓について曲つたところにある。徳川時代の本丸は此處が正門になつてゐて、その門前には大手櫓が架けられてあつたが、今日では濠の一部を埋められて道路となつてゐる。

平川門 平川門はその昔春日局が三代將軍家光を家督に定めるため、駿府の家康のところへ密行した時この門から出たと言ひ、又奥女中繪島が併生鳥と亂行をした時夜更にこの門から出入したとも傳へられてゐる門である。此處に架けられてゐる橋は高欄擬寶珠の櫓で、昔の姿そのままで江戸城の名残りをとめてゐる。

乾門 乾門は竹橋の近衛師團司令部の前の門で、宮城の通用門である。交通の關係上の乾亥の方角にあたることから大正二年五月乾門と改稱された。

半藏門 半藏門は寛永四年に築かれたもので、初めは麹町見附

門を始め内濠の御門は宮城の境界となつてゐるので、形の上にも多少の變化があつても大部分は舊形のまま残されてゐる。

宮城正門 宮城正門は御門の中で最も重く、天皇陛下の行幸、還幸、或は行幸啓、還幸啓の際、通御遊ばさるゝ御門である。又皇族方の公式御参内、外國貴賓の参内、大公使の信任状呈、凱旋將軍の参内の時に使用さるゝ外、一般有資格者の通行出来るのは、神日祭日に参列参拜又は豊明殿の御宴に召さるゝ場合のみである。

鐵橋石橋 鐵橋石橋といふ聞きなれぬ名稱であるが、所謂二重橋のことである。徳川時代には奥の方の橋を西丸下乗橋、前の方の橋を西丸大手橋といひ、兩岸が高いので上下に木橋を架けてあつて、それが二重になつてゐたところから、二重橋と傳へたものである。明治二十二年宮城御造營に際して現在の構造に改め、その名稱も奥の橋を鐵橋、外の橋を石橋と改められたのである。

坂下門 坂下門は昔は西丸坂下門と稱し、今の正門から右へ進んだ最初の門である。この御門は宮城の通用門ともいふべく、文武官の参内、宮内省への通路口である。尊王攘夷論の盛んであつた文久二年の正月、川邊左次右衛門、小田彦三郎

と言つてゐたが、後に半藏門といふやうになつた。その由来は半藏門の傍に槍の名人服部半藏俗にいふ槍の半藏が住んでゐた關係からだといはれてゐる。今日では殆んど閉門されて御用以外の者は宮内官でも通行を許されない。

櫻田門 櫻田門は史蹟で有名な井伊大老が暗殺されたところである。半藏門から濠端に添うて参謀本部の方に向つて進むと警視廳前が櫻田門である。これは内櫻田門に相對して外櫻田門とも言はれたのである。かの關東大震災のために大破されたが、元の通りに修築され、昔のままの姿を残し史蹟として永遠に保存されてゐる。尚ほこのほど取り除かれた和田倉門はその昔門内に和田倉と稱する倉庫があつたからこの名が生れたものである。元和七年の建築に係ると傳へられてゐる。又江戸圖解集覽には昔太田氏の士和田藏半左衛門の住せし所からとある。尚ほ和田倉門と併行して今の東京商工會議所の前に馬場先門といふのがあつたが、日露戦争後凱旋道路を設けられたために取り除かれたのである。

第三章 御用邸、御所、離宮

(但拜觀を差許されぬもの)

葉山御用邸 明治二十七年に御造營遊ばされ、更に大正五年に御増築ありて御用邸の附屬邸をも設けられ、兩陛下に於かせられては皇太子殿下、内親王さま方と御遊幸御遊覧などに御使用遊ばされる。所は神奈川県三浦郡葉山町。尚同三浦郡西浦村に「立石御休所」がある。

沼津御用邸 明治二十六年に御造營遊ばされ、更に同三十六年に附屬邸、同三十八年に西附屬邸を設けられて今日に至つてある。近年は偶々皇太后陛下の御轉地にも御使用遊ばされてゐる。所在地は静岡県沼津市大字下香貫字島郷である。

那須御用邸 大正十五年に御造營遊ばされ、更に昭和五年に御増築になつたのである。御用邸は廣漠たる高原に聳え、海拔實に三千尺、鷲谷の溪谷を越えた丘に四萬五千坪の大ゴルフ場、昭和十三年奉祝記念に全國文武官が獻上した鷲鳴亭、澄空亭の御休所がある。所在地は栃木縣那須郡那須村大字湯本である。

日光田母澤御用邸 明治三十二年赤坂離宮内の舊御殿を移築改修あらせられ、更に大正五年御用邸内の一部の林地を開墾せられ附屬邸を御増設あらせられた。大正天皇の特に御愛好遊ばされた御用邸である。所在地は栃木縣日光町である。

あらせられたのである。御所の一劃内に大宮御所(皇太后宮御在所及び青山東御殿(舊東御所))がある。所在地は東京市赤坂區青山である。

赤坂離宮 赤坂離宮は元紀州侯の邸で明治五年に離宮になつたのである。翌六年皇居炎上の際には明治天皇の假皇居となつた。苑内に聳ゆる壯麗な洋館は、明治四十一年時の工費約二千萬圓で御造營になつたもので、大正十一年英國皇太子コンノート殿下御來朝に際しては御旅館に充て、同十三年今上陛下の御成婚に際し更めて東宮假御所と定められ、御即位後一年餘り御住居遊ばされた。又昭和十年四月滿洲國皇帝陛下御來訪の節も御旅館に充てさせられたのである。所在地は東京市赤坂區元赤坂町である。

濱離宮 濱離宮は元徳川將軍鷹獵の地と稱せられ、家宣の頃より御用屋敷となり、後に濱御殿と稱せられた。宮内省の所管となつてから離宮に編入されたもので、明治十六年以降大正五年まで毎年觀櫻御會が催されたほどの景勝名苑である。所在地は東京市京橋區築地である。

霞關離宮 霞關離宮は元星田侯の邸であつたが後副島伯の邸となり、更に明治八年有栖川宮の御邸に收められ、明治三十七

日光御用邸 日光御用邸はもと御殿地と稱せられたところで、徳川將軍が日光社參の際使用した假館であつた。明治二十六年この建物を修築して御用邸に編入遊ばされたものである。大正十年英國皇太子殿下御來朝の節御旅館に充て其後各宮殿下の御遊幸などに御使用遊ばされる。所在地は栃木縣日光町大字日光善如寺谷である。

鹽原御用邸 明治三十七年子爵三島彌太郎の所有地を建物と共に御買上げに相成り鹽原御用邸と稱せられるに至り、更に明治四十五年御増築遊ばされ、皇太子殿下の御遊幸のため設けられたものであるが、今尚ほ皇子様方の御遊幸などにも御使用遊ばされてゐる。所在地は栃木縣鹽原町字福渡である。

伊香保御料地 明治二十三年に土地建物を御買上げになり舊建物を修築し御料地内御殿と稱せられたのであるが、近年は御使用されない。所在地は群馬縣伊香保町である。

青山御所 青山御所は元丹波篠山藩主青山下野守の屋敷跡と紀州侯邸の一部を劃して御造營遊ばされたもので、明治六年英皇太后還御あらせられ、翌七年より青山御所と稱せられるに至つたのである。畏も大正天皇には明治十二年八月三十一日當御所に御誕生あらせられ、東宮に在せし頃は此處に御居住

年霞關離宮と定められたものである。暹羅國皇帝、羅尼西亞皇太子殿下など國賓御來朝の節御旅館に充てられ、現在では皇族講話會又は賜餐等に使用せられてゐる。所在地は東京市麹町區霞關である。

武庫離宮 武庫離宮は明治四十一年二月離宮に編入されたもので、眼下に白砂青松の須磨を望み、風光明媚の状は恰も繪の如くである。大正天皇に於かせられては、大正五年九州の陸軍大演習より還幸の御途次、初めてこの離宮に御駐蹕遊ばされ、又先年御來訪の滿洲國皇帝も御宿泊あらせられ、いたく風光を愛でさせ給ふた由承る。所在地は兵庫縣神戸市須磨區西須磨である。

函根離宮 明治十九年御造營遊ばされたもので、海拔二千五百餘尺、蘆の湖面より百二十餘尺の高地、御遊幸並に御療養のため御使用遊ばされたものであつたが、彼の關東大震災のため倒潰し、今は建物の一部が残存してゐるに過ぎない。所在地は神奈川県箱根町塔ヶ島である。

第四章 御所、離宮、御苑

(但拜觀を差許されてゐるもの)

宮城の拜觀は大正時代には許されてゐたのであるが、今日のところでは差許されぬことになつてゐる。現在拜觀を差許されてゐるのは京都御所、仙洞御所、二條離宮、桂離宮、修學院離宮、新宿御苑等であるが、何れも歴史的に由緒深きものばかりであるから、國民が均しく拜觀の光榮に浴したいと希望するの無理からぬことである。從來の拜觀範圍は僅かであつたが、廣く國民をして中古以來の我皇室の御所、離宮、御苑を拜觀せしめられんとすの御思召から、昭和十一年九月一日から宮中席次を有する者全部、各種議員及び委員、官公私立學校長及び職員、神官、神職、神佛各宗派教職員、公益團體、教化團體、社會事業團體、邦人の内地視察團、外國人の本邦視察團等を始め在郷軍人や小學校六年生に至るまで拜觀を差許されることになつた。但熱海御用邸は縣に御下附になつて何人にも拜觀を許されてゐる。

京都御所 京都御所は桓武天皇の寛都に伴ひ御造營になつたもので、延暦十二年より十八年に亘つて落成したものである。その城内の宏大、殿門の莊嚴は實に一大偉觀である。以來村上天皇に至るまで十三朝の皇居とされてゐたが、天徳四年に至り炎上して烏有に歸したので翌五年再建せられた。然るに

が正親町天皇のために仙洞を御造營せんとしたが崩御せられたために果さなかつた。その後徳川家康が後陽成天皇のために今の寛女院御所の地に御造營申し上げた。寛永五年徳川氏は更に後水尾天皇のために仙洞を御造營して櫻町宮と稱したこれが現在の仙洞御所の地である。

其後數度の火災にあふ毎に幕府で造進し奉り安政の炎上當時は上皇が在りしなかつたので別に宮殿の御造營もなく單に外垣の修理に止められたのであるが、明治維新後に至り大修理を加へて保存され、その林泉に至つては年古ると共に苔光藓色清雅を極めてゐる。即位の大典に際し、この地域内に悠紀、主基の兩殿を御建造になつた。

二條離宮 二條離宮は徳川時代の二條城であつたのが明治十七年離宮になつたのである。徳川家康が關ヶ原の一戦によつて覇を天下に稱へるやうになつてから、此處に地を逃んで輩下の鎮營とし、且上洛の際に駐在所とするため慶長七年起工し其後伏見城の天守及び殿舎をも移して本丸を築き、寛永三年には後水尾天皇の行幸をも請ひ奉り、同十一年には家光自ら三十萬の兵を率ゐて上洛し、大いに武威を張つたところである。其後家茂も上洛して此處に駐紮したこともある。慶喜も

十六年を経た圓融天皇の貞元元年に復び炎上し、その後幾度か浩營し幾度か炎上したのであるが、十一代將軍徳川家齊の老中松平定信が第百十九代光格天皇の聖旨を奉じて、寛政二年新内裏を造營した。これが安政元年にまた炎上したので、十二代將軍家慶が造營に着手し、安政三年竣工したので、即ち現在の京都御所である。

明治天皇には慶應四年八月二十七日紫宸殿に於て即位の禮をあげさせ給ひ、車駕東行の後も紫宸殿、清涼殿、御常御殿、小御所等は其のまま存置せられ、千年の舊京を重んぜられての大御心を以て、即位の禮、大嘗祭は依然として舊都に於て行はせられるのである。拜觀の順序は清所門から參入し、武家玄關前を経て宜秋門に出で御車寄より昇殿するのである。二側廊を南行して先づ諸大夫の間に入り、此處を拜觀して殿上の間、清涼殿、紫宸殿、小御所と言ふ順序に拜觀し、御拜廊下を経てもとの御車寄に還るのである。

仙洞御所 帝都の定らなかつた時代の、御在位中の御所を仙洞といつたので、皇居と仙洞とは同所であつたと傳へられて居る。平城上皇の時、平城宮を仙洞御所としたのが別居の始めである。應仁の兵火以來久しく荒廢に歸し、其後豊臣秀吉

こゝで大政を奉還したなどなか／＼由緒の深い離宮である。その建築の結構といひ、用材彫繪の微といひ、頗る丹精を極めたもので壯麗雅美人目を眩するばかりである。拜觀を許さるゝは主として二の丸の御殿と林泉である。その順序は式臺の間、大廣間、黒書院、白書院の順序であるが林泉の四百八十餘坪の池は加茂川の清流を引き、鳥あり、洲あり、岬あり、架するに橋を以てし、其間巨岩怪石が横はつてゐる幽境である。

桂離宮 桂離宮は明治十六年離宮に編入されたのであるが、東方は帯の如き桂川に境し、西方は繪の如き西山、北方は遙かに嵐山を望み實に天下の名園である。豊臣秀吉が天正の末年正親町天皇の皇孫陽光院の第六皇子智仁親王を請うて己が猶子となし、八條の宮と稱して桂の里に築いた別墅が即ちこの御所である。その總面積は一萬三千七百坪、桂川の清流を導いて穿たれた池は二千餘坪、島嶼の数は十數に及ぶ名泉であるが、昭和九年の關西の大風水害のためにその風姿をいたく傷けられて居る。拜觀順序は通常門より臣下詰所玄關を拜り、詰所廊下を過ぎて昇殿し、御車寄、古書院、中書院、御幸御殿、林泉の順序である。

修學院離宮 修學院は比叡山の西南雲母坂の西麓にある。その昔播磨守佐伯公行が佛教を信じて一寺を建立して修學院と名付けたのであるが、其後いたく廢頽したのに御修理を加へられて、明治維新離宮と稱して今日に及んでゐるのである。その東北にあるを上の御茶屋といつて最も高く、稍西南にあるを中の御茶屋と稱し、風趣頗る幽邃で地積は八萬四百餘坪である。

新宿御苑 新宿御苑は徳川時代までは内藤駿河守の所領にして下屋敷であつたものである。明治五年政府がこの下屋敷を買収して試験所を設けたのが今日の新宿御苑の素地である。其後明治十二年宮内省の所管に移り植物御苑と名稱を改め、此處で栽培したものを御料に供したものである。

總面積十九萬三千六百五十七坪、純日本式庭園で明治天皇が屢々行幸あらせられ、鴨獵を遊ばされた林泉等もあり、また樂羽亭と御命名の由緒ある建物もあるが、その頃は鳥禽を飼養されて、動物園もあつたが十餘年前廢されたのである。明治三十九年新宿御苑と改稱されて今日に至つてゐるのである。苑内には御花園、御野榮畑等あり、毎年四月には觀櫻會九月には觀菊の御宴が催される。又苑内の芝生はゴルフリン

クとなり、聖上陛下にも時折行幸あらせられる。

第五章 御料地其他

御料地 皇室が土地を所有せられてゐたことは遠く神代からであると日本書紀にあるが、現今の御料地の名稱は明治以後である。明治維新前に御料の名稱はあつたが、これは供御の料を産する土地の意味で皇室の御所有の意味ではなかつたのである。明治十八年宮内省に始めて御料局が設置された當時は、宮城、離宮、御用邸等の外に御料牧場を加へ、僅かに面積三萬二千餘町歩に過ぎなかつたのであるが、明治二十一年頃から内地所在の官有林野百五十七萬町歩と、北海道所在の二百萬町歩が皇宮附屬地に編入された。然るに明治二十七年に至り北海道の百三十七萬町歩を開墾地に充てられたので、結局官有林野より御料地に編入したのは二百二十萬町歩である。爾後漸次處分せられ、昭和十年一月現在では大約百四十萬町歩の御料地になつて居る。その中二十萬七千三百六十二町歩が世傳御料地で、百二十二萬五千八百三十四町歩が普通御料地である、御料地の主要なるものは

- 奈良縣 畝傍山御料地 靜岡縣 千頭瀨尻御料地

神奈川縣 丹澤御料地 愛知縣 段戸御料地

長野縣 木曾御料地 岐阜縣 木曾御料地

等でその大部分は森林農地及び雜地である。

御料牧場 御料牧場は北海道の新冠牧場、千葉縣の下總牧場等がその主なるものである。新冠牧場は軍用馬を始め優秀なる實用雜種馬の生産に重きを置き、牛羊の飼育に併せて林木の生産にも力を注がれて居る。而して下總牧場は優良競馬種の産出と種馬の名所として有名である。その總面積は千四百四十四町歩である。

日光養魚場 日光養魚場は幸湖(中禪寺湖)及び、その附近一帶を一定の料金のもとに、鱒釣を許して愛釣家を喜ばしてゐる。現在養魚場の主なる事業は鱒類の採卵孵化、飼育、放流魚池に育養、漁撈釣魚、魚肉魚卵の賣拂等で、毎年六月一日より九月二十日に至る間、鑑札料を徴収して一般に公開してゐる。その中で愛釣家を最も楽しませるのは、湯川の鱒釣であるとのことである。

御獵場 帝室御獵場としては日光、江戸川、長良川、岩瀬、天城、神通川等が指定されて居る。日光御獵場は栃木縣の上都賀、河内の兩郡に跨り、猪、鹿、熊、羚羊、雉子、山鳥、

第六章 宮中三殿其他

吹上御苑内の東南部の一角に破風造りの白木御殿が拜されるこれが世にいふ宮中三殿、即ち賢所、皇靈殿、神殿の三殿である。特に一段高く設けられた中央の御殿が賢所で、その西が皇靈殿、その東が神殿である。御祭典に際して參列する諸員の賢所參集所は、神域より約二十間餘を隔てた御苑の清林中に設けられてある。

賢所 御祭神は天祖天照大御神を奉祀するところである。御神體は崇神天皇の朝より歷代天皇の「みしるし」とせられ

てゐる三種の神器の一たる神鏡であらせられる。この神鏡自體を賢所とも申し上げるのであるが、御殿の名は温明殿と申し上げるのである。神鏡を天照大神の御魂代としてお祭りする所以は、神代の昔瓊々杵尊が我國に降臨遊ばされた時に天照大神が申下された神勅によるものである。

この神勅によつて草薙劍と八坂瓊曲玉とが共に歴代奉安されてゐたものである。然るに第十代崇神天皇の御代に至りその鏡と劍とが大和國笠縫邑に奉遷してお祭りされるやうになつた。而して後また寶鏡は伊勢の皇大神宮で天照大神の御魂代として祭られるやうになり、寶劍は尾張の熱田神宮で祀られるやうになつたのである。賢所は明治維新前京都皇宮内紫宸殿の東方建春門内の内侍所に奉祀せられたのであるが、明治二年明治天皇が京都より賢所を奉じて東京へ行幸あらせられるに當り、今の宮城内に新殿を造營して奉祀されるやうになつたのであるが、同六年皇居炎上のため赤坂の假皇居に移御され、更に皇居竣工の明治二十二年今の温明殿に御鎮座あらせらるゝに至つたのである。賢所の参拜は皇族、王公族殿下をはじめ奉り華族、文武高等官が海外旅行又は出張、赴任に際して所管廳を通じて

じて願出た者に許される例である。

皇靈殿 神武天皇を始め奉り大正天皇に至る百二十三代の歴代天皇の皇靈及び皇后、皇妃、皇親、即ち皇族方の御靈を鎮祭し給ふところである。

神殿 御祭神は神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神、及び天神地祇、八百萬神であらせられる。

神嘉殿 新嘗祭を行はせ給ふ所、賢所の西にある。

振天府 明治二十七八年の役及び臺灣の役において、我軍隊が戦利品、或は記念品として獻上した品々、又忠死者の氏名肖像、武器等を永く御保存の思召を以て建設されたもので、櫻田門に面して吹上御苑の入口と並んだ境上にある。

有光亭 威海衛戰の鹵獲品を藏め給ふ。

懷遠府 明治三十三年の北清事變における殉國者の氏名、肖像、記念品等を藏め給ふ。

建安府 明治三十七八年役の戦利品、記念品及び戦病死者の氏名、肖像等が保存されてある。

倂明府 大正三四年役の戦利品、記念品及び戦死將卒の遺物を保存遊ばさる。

第七章 宮中御行事

朝賀 毎年一月元旦に文武百官が参朝、天皇陛下に壽賀を申上げる儀式で、朝拜とも稱して居る。(第八章第一節参照)

御用始 毎年一月四日午前九時、天皇陛下には内閣に臨御あり、大臣以下参列して先づ神宮の事を奏上し、次で内閣總理大臣は政務を奏上するのである。

新年宴會 毎年一月五日宮中に、内閣總理大臣及び各省大臣以下文武百官を召されて行はせられ、更に諸官省の一般官吏に對しては、別に酒饌料を賜つて休業させらるゝのである。

(第八章第一節参照)

御講書始 毎年一月七日御學問所に於て、天皇陛下に於かせられては親しく儒臣の進講を聞き召される。

陸軍始 毎年一月八日代々木練兵場に於て、天皇陛下に於かせられては親しく觀兵式を舉行あらせられる。

歌御會始 毎年勅題に因む兩陛下の御製を始め奉り、御陪詠及び一般臣下の詠進歌を披露される御行事で、御日取は一定してゐないが、一月中旬宮中に於て執り行はせられる。

更衣 毎年四月一日、禁中宮殿の裝飾、御帳、障代等を撤

して夏の御物と改められる御行事であるが、現今は時候の寒暖に應じ御日取は一定されてゐない。

重陽 昔は毎年九月五日、群臣を召して宮中に菊花宴を張らせられたが、今では菊花御宴と改稱あらせられて、その御日取は一定してゐない。

大歳 毎年六月末と十二月末との兩度に執り行はせられる御行事で、天武天皇の朝から始まつた御行事である。

第八章 祝日及び祭日

祝日と祭日は俗に旗日といつて山村漁邑に至るまで、日の丸の國旗をかゝけて敬神の至念を表示して祝福の純情を披露する日である。吾々國民はこの意義深い祝日祭日の廻りくる毎に天祖、皇祖、烈聖、天神地祇の御神徳御威業を深く景仰し奉るとともに、我皇室の御繁榮と國家の萬々歳を祝き建國の大精神を奉體し、以てますく寶祚國運の隆昌を祈るべきである。

昔我宮中では行はせられた祭日は、大祀、中祀、小祀の三種に分たれ、新嘗祭の如きは遠く神代に起源を發し、次に正月元旦の四方拜は上下を通じて行はれてゐた。明治元年九月に明治天皇の御降臨を以て天長節が起されて今日の盛大なる祝日祭日

の端緒が開かれたのである。明治五年に神武天皇の御即位日を以て紀元節とされた。更に明治六年十月太政官布告を以て年に入回の祝日祭日を制定されて休暇日と定められた。即ち元始祭新年宴會、孝明天皇祭、紀元節、神武天皇祭、神嘗祭、天長節新嘗祭等である。更に明治十一年に春季、秋季皇靈祭の二つが加へられた。大正年間、大正天皇の御降誕日八月三十一日が炎暑の候なので天長節の外に十月三十一日を天長節祝日とお定めになった。更に今上陛下の御代に至り四月三十日を以て天長節と定められた。次で昭和二年十一月三日新たに明治節を加へられたので、茲に改めて一年を通じて四回の祝日、即ち新年朝賀及び宴會、紀元節、天長節、明治節と十一回の祭日、即ち元始祭、紀元節祭、神武天皇祭、神嘗祭、新嘗祭、大正天皇祭、春季皇靈祭、同神殿祭、秋季皇靈祭、同神殿祭とが制定された。

第一節 祝日

新年朝賀及び宴會は毎年一月一日、二日、五日に行はせらるる祝日である。一月一日は早旦、四方拜、歳旦祭、晴御膳が終つて皇族方を始め内外文武官から拜賀を受けさせ給ふ。二日も同じく晴御膳に次で拜賀を受けさせらるるのである。而して新

春を壽ぎ内外の諸臣とお慶びを共にせらるる御宴會は一月五日である。上代は元日に催されたのであるが、明治五年より一月五日とお定めになった。尙拜賀の資格者は左の通りである。

- 一月一日朝賀
 - 第一回 皇族、王族、公族（御一方づゝ）
 - 第二回 大勳位、親任官、前官禮遇、貴族院議長、衆議院議長、勳一等、功一級、親任官待遇、公爵、従一位並に以上夫人、勳一等外國人、同夫人（單獨）。
 - 第三回 高等官一等、貴族院副議長、衆議院副議長、麴香間、候、勅任待遇並に以上夫人（列立）。
 - 第四回 宮内委任官、同待遇（列立）。
 - 第五回 外國交際官同夫人（單獨）。
- 一月二日拜賀
 - 第一回 伯爵、従二位、勳二等、子爵、正三位、従三位、功三級、勳三等、男爵、正四位、従四位並に以上夫人、勳二等、勳三等外國人並に以上夫人（列立）。
 - 第二回 貴族院議員、衆議院議員、高等官三等以下高等官八等以上及び該當の待遇を享くる者並に高等官九等、功

四級、勳四等、功五級、勳五等、勳六等、正五位以下従六位以上、奏任官待遇の神職、門跡寺院の住職、准奏任、雇外、國人、勳四等、勳五等、勳六等外國人（列立）。
参賀 参賀は兩陛下に拜謁仰付られないで宮中に参内し、設けの奉書紙を縦二折にして横帳とした帳簿に署名して、新年の賀意を表し奉るのである。判任官及び同待遇は一日各廳へ参賀し、正七位以下従八位以上、功六級、功七級、勳七等、勳八等、奏任官待遇は二日宮中へ参賀を許されてゐる。大宮御所への参賀も二日で、その資格者は宮中席次第一階乃至第三階の者並に以上夫人、宮中席次第四階乃至第十階の者、神佛各宗派管長、門跡寺院の住職等である。
服装は、男子は大禮服、正装、服制なき者は通常禮服、女子は大禮服又は袴（禮服）但参賀の向は中禮服、拜賀の向にして大宮御所へ参賀する者は大禮服又は袴（禮服）にて差支ない。神佛各宗派管長、門跡寺院の住職は大禮服に相當する服を着用すべきである。

中へ奉呈する定めである。宮中への賀表、言上書は宮内省式部職宛、大宮御所への賀表は東京市赤坂區皇太后宮職宛に送附すべきである。なほ紀元節、天長節、明治節の場合も同じ手續きで、その都度賀表を宮中へ奉呈せねばならぬことになつて居るのである。
四大節宴會に召さるる範圍 御宴會に召さるる範圍は皇族、王族、公族各殿下、本邦駐劄各國大使、勳一等雇外國人、大勳位以下勅任待遇以上の者、即ち宮中席次第一階第一序乃至第三階第二十七に至るまでの者であるが、この外特別の恩召により、子、男爵もお召の光榮に浴するのである。然るに國運の隆盛に伴ひ、大宴會に召さるる勅任待遇以上の者實に四千人に達してゐるので、四大節に毎度召さるるものと、甲乙又は甲乙丙の各班に區分して、一度に約千人位に制限して召されて居る。
紀元節 毎年二月十一日に行はせらる。當日は神武天皇御即位相當の日である。天皇の創業を仰ぎ、皇運の隆昌を祝し建國の精神を追懷のため、明治六年三月太政官布告を以て公示された祝日である。當日は天皇陛下御親ら皇族殿下文武百官を率ゐさせられて賢所、皇靈殿、神殿を御親祭遊ばす大祭

で、夕刻皇靈殿で御神樂の儀がある。當日はまた神宮、官國幣社以下各神社に於ても祭典が行はれる。

天長節 毎年四月二十九日に行はせらる。今上陛下の御降誕の吉辰を祝賀し、聖壽の萬歳と寶祚の無窮とを祈り奉る祝日である。當日は宮中三殿では宮内勅任官、奏任官總代が参列の上嚴かな御祭典が行はれ、陛下が御親拜遊ばさるゝ小祭である。當日代々木練兵場に行幸、近衛、第一兩師團の觀兵式を饗はせ給ふ外、神宮及び官國幣社以下に御祭典が行はれるのである。

地久節 天皇陛下の天長節に對し、皇后陛下の御誕辰を地久節といふ。地久節は公定せられた國家の祝日ではないが、現今では毎年皇后陛下の御誕辰三月六日と、皇太后陛下の御誕辰六月二十五日とは共に奉祝せねばならぬ日である。地久節の起りは明治七年五月二十八日である。

皇后陛下の地久節には宮中席次第一階第一乃至第十六の者及び宮内勅任官、同待遇以上夫人、宮内奏任官、同待遇は宮中で拜賀を仰付けらる。皇太后陛下の地久節には宮中席次第一階第一乃至第十二の者並に宮内親任官待遇、宮内勅任官、同待遇並に以上夫人及び特に召された者、宮内奏任官、同待遇

御の日である。即ち四月三日を期し、豊原瑞穂國を平定して皇基を定め給ふた同天皇を御追孝のため制定された祭日である。當日は天皇陛下には皇族方及び文武百官を率ゐさせ給ひ皇靈殿で御親祭遊ばさるゝ大祭である。諸員拜禮退下後、東遊といふ優美な舞が奉納される。山陵へは勅使を参向せしめられて奉幣の儀がある。

神嘗祭 毎年十月十七日に行はせらる。當年の新穀を皇祖天照大神の御食すに當り行はせらるゝ御祭典である。神代の昔、天照大神が穀神から五穀の種子を得られ天狹田長田にお播きになつて收穫せられたのが、我瑞穂國に於ける農産の大本であるといふところから起つたものである。今日の十月十七日とお定めになつたのは明治十二年からである。當日は神宮並に宮中賢所に於て御祭典が行はれる。神宮にありては十五日豊受大神宮に、十六日皇大神宮に新穀獻進の御儀あり、十六日豊受大神宮に、十七日皇大神宮に勅使参向の上奉幣せしめらる。賢所では十七日天皇陛下には皇族方及び文武百官を率ゐて御親祭遊ばされ、之れに先立ちて神宮を御参拜せらる。

新嘗祭 毎年十一月二十三日に行はせらる。皇祖天照大神

遇は何れも亦坂離宮で拜賀を仰付けられて、賜餐の光榮に浴するのである。

明治節 毎年十一月三日に行はせらる。明治天皇の御降誕相當日を明治節と定め、同天皇の偉業を稱へ御遺徳を景仰すると共に明治中興の精神を振作し、國運の隆興を祈請するため昭和二年三月三日に制定されたものである。當日は宮中に於ける御祭は天長節祭と同様一般文武高等官の参列なく、宮内勅任官總代が参列し、天皇陛下御親ら賢所、皇靈殿、神宮に御親拜あらせらるゝ小祭である。この日は神宮、官國幣社以下各神社に於ても祭典が行はれる。

第一節 祭日

元始祭 毎年一月三日に行はせらる。歳の首めに皇位の元始を祝し給ふ御祭典で、明治三年御親祭の御豫定のところ、明治天皇御微恙のため三條右大臣をして行はせられ、翌四年正月三日御親祭あらせられたのに始まる。當日は宮中賢所、皇靈殿、神宮で天皇陛下御親ら皇族方及び文武百官を率ゐさせられて御親祭遊ばす大祭である。

神武天皇崩 毎年四月三日に行はせらる。この日は神武天皇崩

を始め奉り天神地祇に新穀を進められて、天皇陛下御親ら御食すといふ御祭典である。御儀は近古皇室御式微の際約二百年ばかり中絶を拜したこともあるが、遠く神代時代からのお祭である。今日の十一月二十三日と制定されたのは明治六年からである。當日は十一月二十三日より翌二十四日に互り宮中神嘉殿において行はせられるが、夕の儀に次で曉の儀と莊重を極めた御祭典である。また當日神宮には勅使をして奉幣せしめ給ふなど大祭中最も重い御親祭である。御儀の参列者は各皇族方をはじめ奉り大勳位以下勅任待遇以上であるが、この外に伯爵、子爵、男爵の總代各一人宛が参列するのである。

大正天皇祭 毎年十二月二十五日に行はせらる。申すまでもなく當日は大正天皇の崩御遊ばされた日で先帝御追孝のためお定めになつた祭日である。當日は天皇陛下御親ら皇族方及び文武百官を率ゐさせ給ひて皇靈殿を御親祭遊ばさるゝ大祭である。山陵へは勅使を参向せしめられて奉幣の儀がある。

春季皇靈祭 毎年春分日たる三月二十一日若くは二十二日に行はせらる。宮中皇靈殿に奉祀の歴代天皇、追尊天皇、皇后、皇妃、皇親御追遠のため三月の春分日即ち彼岸の中日に行

はる、御祭典である。御祖先の神靈を祀らせらるゝことは我
國上代からの美風であるが、今日の御制度は明治十一年に設
けられたものである。宮中では皇靈殿に於て天皇陛下文武百
官を率ゐさせ給ひて御親祭遊ばされる大祭である。諸員拜禮
退下後に優美な東遊も行はせらる。

秋季皇靈祭 毎年秋分日たる九月の二十三日若くは二十四日に
行はせらる。御祭意も起因も春季皇靈祭と同様である。又御
祭典の御模様も同一である。

第九章 宮内省

宮内省は内大臣府と共に皇室令に依る官省で宮内大臣は親任
とし、皇室一切の事務に付き補弼の責に任じ華族及び朝鮮王公
族を監督する。又勅を奉じて皇室典範に於て制定せらるゝもの
を除き、其他の法規を施行するの権能がある。

大臣に直屬する官に参事官、参事官附、秘書官、宮中顧問官、
宮内省御用掛等がある。次に大臣官房は秘書課、總務課、大膳
課、皇宮警察部等に分れ、その事務管掌は左の通りである。

- 一 職員の進退身分に關する事項
- 二 大臣の官印及省印の管
守に關する事項
- 三 行幸啓に關する事項
- 四 褒賞及賜與に關
する事項
- 五 救済に關する事項
- 六 進獻に關する事項
- 七 恩
給に關する事項
- 八 文書の接受發送に關する事項
- 九 御物の
管理に關する事項
- 一〇 統計及官報報告の調製に關する事
項
- 一一 供御及饗宴に關する事項
- 一二 警察消防及衛生に
關する事項
- 一三 前各號の外他の主管に屬せざる事項。

向宮内省には侍從職、式部職、宗秩寮、諸陵寮、圖書寮、侍
醫寮、大膳寮、内藏寮、内匠寮、主馬寮等の部局が置かれてある。
侍從職 側近の事を掌る。
式部職 典式、交際、雅樂、翻譯及狩獵の事を掌る。
宗秩寮 一 皇族に關する事項 二 皇族會議に關する事項 三 王
族及公族に關する事項 四 爵位に關する事項 五 華族に關す
る事項 六 朝鮮貴族に關する事項 十 有位者に關する事項の
事務を掌る。
諸陵寮 陵墓の管理及調査に關する事務を司る。
圖書寮 一 皇統譜に關する事項 二 陵墓及墓籍に關する事項
三 皇室典範、詔書、勅書、皇室令其他重要な文書の原本尙
藏に關する事項 四 世傳、御料臺帳に關する事項 五 天皇皇
族、王族及公族實錄の編修に關する事項 六 王族譜、公族譜及
王公族の墓籍に關する事項 七 圖書の保管出納に關する事項

八 公文書類の編纂及保管に關する事項等の事務を掌る。
侍醫寮 診候、進藥及調劑に關する事務を掌る。
内藏寮 一 御資會計及通常會計に關する事項 二 特別會計の
豫算決算に關する事項 三 帝室經濟會議に關する事項 四 現
金の出納に關する事項 五 用度に關する事項 六 前各號の外
法令の規定に依り、特に主管に屬せしめられたる會計に關す
る事項等の事務を掌る。

内匠寮 一 宮殿其他建築物の保管監守に關する事項 二 建築及
土木に關する事項 三 庭園及園藝に關する事項 四 電氣瓦斯
水道及寫眞に關する事項等の事務を掌る。
主馬寮 馬車、馬匹、自動車、牧場及び輸送に關する事務を掌る。
此他宮内省の所屬官は左の如くである。

皇 后	宮 職	皇 太后	宮 職	澄宮附職員
皇 族	附 職員	帝 室	會 計 審 査 局	帝 室 林 野 局
同 支 局	及 出 張 所	御 歌	所	學 習 院
學 習 院	評 議 會	女 子	學 習 院	東 京 帝 室 博 物 館
奈 良 帝 室 博 物 館	李 王	職	臨 時 帝 室 編 修 局	
宗 秩 寮 審 議 會	華 族 世 襲 財 產 審 議 會	宮 内 官 考 査 委 員 會		
宮 内 省 恩 給 審 査 會	爵 香 間 祇 候	錦 鷄 間 祇 候		

第十章 内大臣府

内大臣府は明治十八年の官制によつて創設されたもので、内
大臣は常侍補弼を任とし御璽、國璽を尙藏する外詔書、勅書其
他宮廷の文書に關する事務を掌り内大臣府を統轄する。

第十一章 爵位、位階、勳等

爵 位 我國の爵位は公、侯、伯、子、男爵の五階級に分れて
居る。國家に對して特に勳功のあつた者又は功勞の顯著なる
者に賜はる優遇で、爵位を賜はつた者は華族に列せられ、永
く子孫に傳へる。

位 階 位階は華族及び勳任、奏任の各官吏又は國家に勳功あ
る者、特に表彰すべき功績ある者に叙し、正一位から從八位
までの十六階に分れて居る。この中從四位以上は勳授として
宮内大臣これを奉じ、正五位以下は奏授として、宮内大臣が
これを宣する。

勳 等 勳等は國家に對し勳績功勞ある者又は婦徳の表彰、外
國人に對する禮遇として賜はり、大勳位、勳一等より勳八等
までの九等に分ち、これを彰はすために勳章を賜はる。勳章
の種類は

- 大勳位 菊花章頭飾 菊花大綬章

- 勳一等 旭日桐花大綬章 瑞寶章 寶冠章
- 勳二等 旭日重光章 瑞寶章 寶冠章
- 勳三等 旭日中綬章 瑞寶章 寶冠章
- 勳四等 旭日小綬章 瑞寶章 寶冠章
- 勳五等 雙光旭日章 瑞寶章 寶冠章
- 勳六等 單光旭日章 瑞寶章 寶冠章
- 勳七等 青色桐葉章 瑞寶章 寶冠章
- 勳八等 白色桐葉章 瑞寶章 寶冠章

文化勳章（昭和十二年二月十一日御制定）
 婦人に對しては寶冠章を賜はる。この外に尙ほ金鷄勳章、
 褒章、記章等がある。金鷄勳章は功一級より功七級までの七階
 に分れ、武勳の拔群なる者に對して年金と共に賜はるが、勳一
 等功三級以上は親授せられ、勳二等功四級以下は賞勳局總裁
 が奉授する。褒賞には紅綬、綠綬、藍綬、紺綬、黃綬の五種あ
 り。身命を賭して人命を救助した者には紅綬、特に德行高き者
 又は職業に精勵する者には綠綬、公益のために盡力した者には
 藍綬、私財を投じて公衆のために盡した者には紺綬又は
 黃綬を賜はる。記章は從軍記章、御大典記念章等の如く、戦役
 其他の事件を記念するため、これに參與した者に賜はる。
 尙ほ昭和十二年紀元の佳節を卜して、文化勳章を御制定遊は
 さい。我國文化の創造發展に功績卓絶なる者を表彰することに

なつた。その第一回の叙勳者は左の九氏で、同年四月二十八日
 賞勳局で授與式が行はれた。
 理學博士 本多光太郎 理學博士 長岡半太郎
 文學博士 幸田成行 文學博士 佐木信綱
 美術家 岡田三郎助 美術家 藤島武二
 美術家 竹内恒吉 美術家 横山秀磨
 理學博士 木村 榮

第十一章 宮中席次

宮中に於ける群臣の席次は、第一階より第十階までの十階級
 に分れ、その次第は次の如く定められて居る。

第一階 大勳位菊花章頸飾、同菊花大綬章、内閣總理大臣、樞
 密院議長、元勳優遇のため大臣の禮遇を賜はる者、元帥、國
 務大臣、宮内大臣、内大臣、朝鮮總督、内閣總理大臣又は樞
 密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者、國務大臣宮内大臣
 又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者、樞密院副議長、
 陸軍大將、海軍大將、樞密院顧問官、親任官、貴族院議長、
 衆議院議長、勳一等旭日桐花大綬章、功一級、親任官の待
 遇を賜はりたる者、公爵、從一位勳一等旭日大綬章、同寶
 冠章、同瑞寶章。

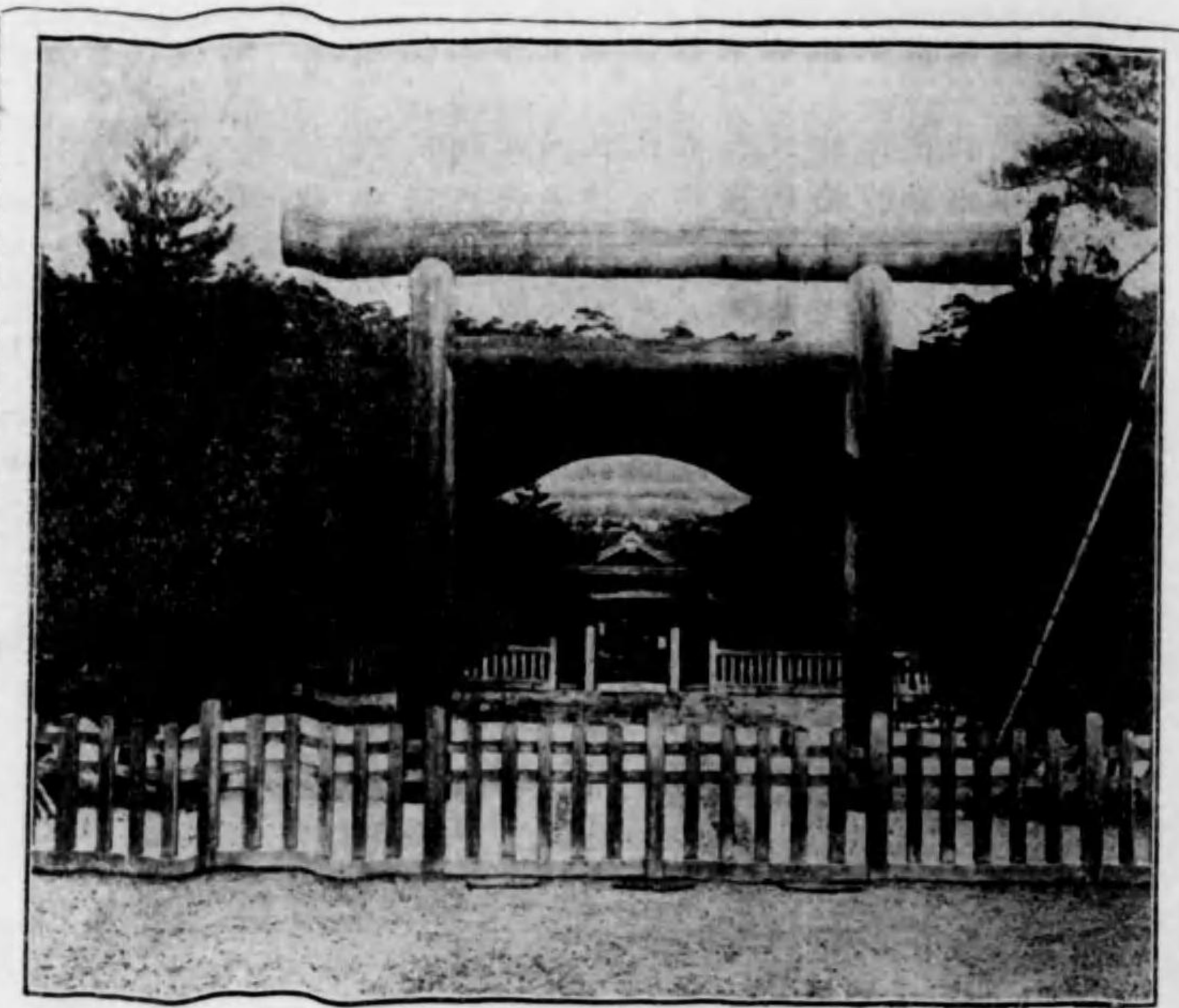
- 第二階 高等官一等、貴族院副議長、衆議院副議長、府省間祇
 候、侯爵、正二位。
- 第三階 高等官二等、功二級、錦鶏閣祇候、勅任待遇、伯爵、
 從二位、勳二等旭日重光章、同寶冠章、同瑞寶章、子爵
 正三位、從三位、功三級、勳三等、男爵、正四位、從四位。
- 第四階 貴族院議員、衆議院議員、高等官三等、高等官三等の
 待遇を受ける者、功四級、勳四等、正五位、從五位。
- 第五階 高等官四等、高等官四等の待遇を受ける者、功五級、
 勳五等、正六位。
- 第六階 高等官五等、高等官五等の待遇を受ける者、從六位、
 勳六等。
- 第七階 高等官六等、高等官六等の待遇を受ける者、正七位。
- 第八階 高等官七等、高等官七等の待遇を受ける者、從七位、
 功六級。
- 第九階 高等官八等、高等官八等の待遇を受ける者。
- 第十階 高等官九等、奏任官待遇、正八位、功七級、勳七等、
 從八位、勳八等。

第十三章 歷代天皇御陵

我國氏が一般に敬神崇祖の念の強いのは、我國に於ける最も
 美しい家族制度の根本である。個人の家には勿論、況んや
 今日の國體を築き給うた御歴代の御陵に對し、一層敬虔の念を
 以て御聖德を偲び奉るの自然の理で、御陵を參拜することは
 誠に臣子忠愛の至情といはねばならぬ。

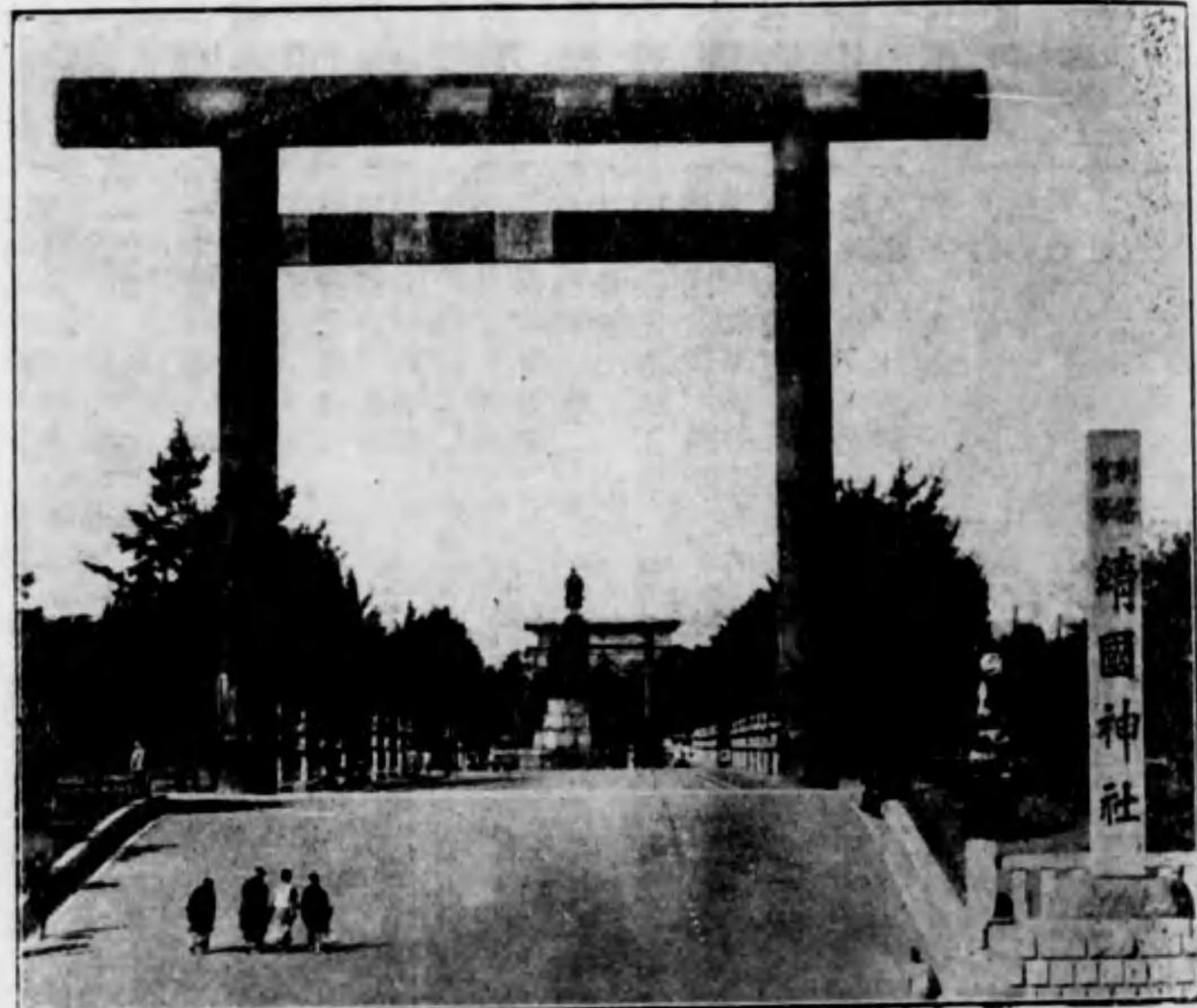
第一代 神武天皇	畝傍山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
第二代 綏靖天皇	桃花鳥田丘上陵	同
第三代 安寧天皇	井上陵	同
第四代 懿德天皇	畝傍山南織沙溪上陵	同
第五代 孝昭天皇	掖上博多山上陵	奈良縣南葛城郡大正村
第六代 孝安天皇	玉手丘上陵	奈良縣南葛城郡掖上村
第七代 孝靈天皇	片丘馬坂陵	奈良縣北葛城郡王寺町
第八代 孝元天皇	劍池嶋上陵	奈良縣高市郡畝傍町
第九代 開化天皇	春日率川坂上陵	奈良市油阪町
第十代 崇神天皇	山邊道勾岡上陵	奈良縣磯城郡柳本町
第十一代 垂仁天皇	菅原伏見東陵	奈良縣磯城郡柳本町
第十二代 景行天皇	山邊道上陵	奈良縣磯城郡柳本町
第十三代 成務天皇	狭城盾列池後陵	奈良縣生駒郡平城村
第十四代 仲哀天皇	惠我長野西陵	大阪府河内郡藤井寺町
第十五代 應神天皇	惠我藻伏岡陵	大阪府河内郡古市町
第十六代 仁德天皇	百舌鳥耳原中陵	大阪府堺市大仙町
第十七代 履中天皇	百舌鳥耳原南陵	大阪府泉北郡神石村

第八代	反正天皇	百舌鳥耳原北陵	大阪府堺市三國ヶ丘町
第九代	允恭天皇	惠我長野北陵	大阪府河内郡道明寺村
第十代	安閑天皇	菅原伏見西陵	奈良縣生駒郡伏見村
第十一代	雄略天皇	丹比高鷲原陵	大阪府河内郡高鷲村
第十二代	清寧天皇	河内坂門原陵	大阪府河内郡西浦村
第十三代	顯宗天皇	傍丘磐坂南陵	奈良縣北葛城郡下田村
第十四代	仁賢天皇	植生坂本陵	大阪府河内郡藤井寺町
第十五代	武烈天皇	傍丘磐坂北陵	奈良北葛城郡志都美村
第十六代	繼體天皇	三島藍野陵	大阪府三島郡三島村
第十七代	安閑天皇	古市高屋丘陵	大阪府河内郡古市町
第十八代	宣化天皇	身狹桃花鳥坂上陵	奈良縣高市郡畝傍町
第十九代	欽明天皇	檜隈坂合陵	奈良縣高市郡阪合村
第二十代	敏達天皇	河内磯長中尾陵	大阪府河内郡磯長村
第二十一代	用明天皇	河内磯長原陵	同
第二十二代	崇峻天皇	倉梯岡上陵	奈良縣磯城郡多武峯村
第二十三代	推古天皇	磯長山田陵	大阪府河内郡山田村
第二十四代	舒明天皇	押坂內陵	奈良縣磯城郡城島村
第二十五代	皇極天皇	(重祚 齊明天皇)	
第二十六代	孝德天皇	大阪磯長陵	大阪府河内郡山田村
第二十七代	齊明天皇	越智岡上陵	奈良縣高市郡越智岡村
第二十八代	天智天皇	山科陵	京都市東山區山科御陵
第二十九代	弘文天皇	長等山前陵	滋賀縣大津市別所町
第三十代	天武天皇	檜隈大內陵	奈良縣高市郡高市村
第三十一代	持統天皇	同	同
第三十二代	文武天皇	檜隈安古岡上陵	奈良縣高市郡阪合村
第三十三代	元明天皇	奈良山東陵	奈良市奈良阪町
第三十四代	元正天皇	奈良山西陵	同
第三十五代	聖武天皇	佐保山南陵	奈良市法蓮町
第三十六代	孝謙天皇	(重祚 稱德天皇)	
第三十七代	淳仁天皇	淡路陵	兵庫縣三原郡賀集村
第三十八代	稱德天皇	高野陵	奈良縣添上郡田原村
第三十九代	光仁天皇	田原東陵	京都市伏見區桃山町
第四十代	桓武天皇	柏原陵	京都市伏見區桃山町
第四十一代	平城天皇	楊梅陵	奈良縣生駒郡都跡村
第四十二代	嵯峨天皇	嵯峨山上陵	京都市右京區北嵯峨朝原山町
第四十三代	淳和天皇	大原野西嶺上陵	京都府乙訓郡大原野村
第四十四代	仁明天皇	深草陵	京都市伏見區深草東伊達町
第四十五代	文德天皇	田邑陵	京都市右京區太秦三尾町
第四十六代	清和天皇	水尾山陵	京都市右京區嵯峨水尾清和
第四十七代	陽成天皇	神樂岡東陵	京都市左京區淨土寺眞如町
第四十八代	光孝天皇	後田邑陵	京都市右京區宇多野馬場町
第四十九代	宇多天皇	大內山陵	京都市右京區鳴瀧宇多野谷
第五十代	醍醐天皇	後山科陵	京都市伏見區醍醐古道町
第五十一代	醍醐天皇	醍醐陵	京都市伏見區醍醐御陵東裏町
第五十二代	朱雀天皇	村上陵	京都市右京區鳴瀧宇多野谷
第五十三代	村上天皇	櫻本陵	京都市右京區鳴瀧宇多野谷
第五十四代	冷泉天皇	後村上陵	京都市上京區衣笠北道町
第五十五代	圓融天皇	紙屋上陵	京都市上京區龍安寺朱山
第五十六代	花山天皇	圓融寺北陵	京都市上京區衣笠殿町
第五十七代	一條天皇	北山陵	同
第五十八代	三條天皇	同	同
第五十九代	後一條天皇	善提樹院陵	京都市左京區吉田神樂岡町
第六十代	後朱雀天皇	圓乘寺陵	京都市右京區龍安寺朱山
第六十一代	後冷泉天皇	圓教寺陵	同
第六十二代	後三條天皇	圓宗寺陵	同
第六十三代	白河天皇	成善提院陵	京都伏見區竹田淨提善院町
第六十四代	堀河天皇	後圓教寺陵	京都市右京區龍安寺朱山
第六十五代	鳥羽天皇	安樂壽院陵	京都市伏見區竹田內畑町
第六十六代	崇德天皇	白峯陵	香川縣綾歌郡松山村
第六十七代	近衛天皇	安樂壽院南陵	京都市伏見區竹田內畑町
第六十八代	後白河天皇	法住寺陵	京都市東山區三十三間堂廻
第六十九代	二條天皇	香隆寺陵	京都市上京區平野八丁柳町
第七十代	六條天皇	清閑寺陵	京都東山區清閑寺歌ノ中山
第七十一代	高倉天皇	後清閑寺陵	同
第七十二代	安德天皇	阿彌陀寺陵	山口縣下關市宇阿彌陀寺町
第七十三代	後鳥羽天皇	大原陵	京都府愛宕郡大原村
第七十四代	土御門天皇	金原陵	京都府乙訓郡海印寺村
第七十五代	順德天皇	大原陵	京都府愛宕郡大原村
第七十六代	仲恭天皇	九條陵	京都市伏見區深草本寺山町
第七十七代	後堀河天皇	觀音寺陵	京都市東山區今熊野
第七十八代	四條天皇	月輪陵	同
第七十九代	後嵯峨天皇	嵯峨南陵	京都市右京區嵯峨天龍寺芒ノ馬場町
第八十代	後深草天皇	深草北陵	京都市伏見區深草坊町
第八十一代	龜山天皇	龜山陵	京都市右京區嵯峨天龍寺芒馬場町
第八十二代	後宇多天皇	蓮華峯寺陵	京都市右京區北嵯峨朝原山町
第八十三代	伏見天皇	深草北陵	京都市伏見區深草坊町



(皇天治明)陵御山桃

第九代	後伏見天皇	深草北陵	同
第九代	後二條天皇	北白河陵	京都市左京區北白川追分町
第九代	花園天皇	十樂院上陵	京都市東山區粟田口三條坊町
第九代	後醍醐天皇	塔尾陵	奈良縣吉野郡吉野町
第九代	後村上天皇	檜尾陵	大阪府南河内郡川上村
第九代	長慶天皇	御陵未定	
第九代	後龜山天皇	嵯峨小倉陵	京都市右京區嵯峨鳥居本小坂町
第二〇代	後小松天皇	深草北陵	京都市伏見區深草坊町
第二〇代	稱光天皇	同	同
第二〇代	後花園天皇	後山國陵	京都市北桑田郡山國村
第二〇代	後土御門天皇	深草北陵	京都市伏見區深草坊町
第二〇代	後柏原天皇	同	同
第二〇代	後奈良天皇	同	同
第二〇代	正親町天皇	同	同
第二〇代	後陽成天皇	同	同
第二〇代	後水尾天皇	月輪陵	京都市東山區今熊野
第二〇代	明正天皇	同	同
第二〇代	後光明天皇	同	同
第二〇代	後西天皇	同	同
第二〇代	靈元天皇	同	同
第二〇代	東山天皇	同	同
第二〇代	中御門天皇	同	同
第二〇代	櫻町天皇	同	同
第二〇代	桃園天皇	同	同
第二〇代	後櫻町天皇	同	同



(段九京東)社神國靖

第二八代	後桃園天皇	同	同
第二九代	光格天皇	後月輪陵	同
第三〇代	仁孝天皇	同	同
第三〇代	孝明天皇	後月輪東山陵	同
第三〇代	明治天皇	伏見桃山陵	京都市伏見區桃山町
第三〇代	大正天皇	多摩陵	東京府南多摩郡横山村

第十四章 神社

我國では明治四年五月諸神社の社格を定め官幣社、國幣社、府縣社、郷社、村社に分ち、伊勢神宮は別にこれを定めなかつたが、國家の宗廟として社格は固より諸神社の上にある。官國幣社を總稱して官社といひ、府縣社以下を諸社といふ。官幣社は朝廷自ら昔から奉幣し、國幣社は國司から奉幣せしめたものである。今では何れも内務省の所管に屬し、神饌幣帛料は國庫から支出される。祭神の由緒功績によつて大中小の區別あり、又別格官幣社は、國家の功臣を祀り、社格については當時、官國幣社の何れにも屬しなかつたので、假りに別格として官幣社に列せしめられた。諸社は地方長官が管轄し、神饌幣帛料は府縣社は府縣より、郷社は郡市より、村社は市町村から奉納する。この外に無格社がある。これは里人一部人民の所管であるが、これも國家から公認されて居る。

第一節 神宮

皇太神宮	天照坐皇大御神 相殿神 萬幡豐秋津姫命	宇治山田市
豐受大御宮	豐受大御神 相御神 御伴神	宇治山田市
荒祭宮	天照坐皇大御神 御神荒御魂	皇大神宮域内
月讀宮	月讀尊	三重度會郡四郷村
月讀荒御魂宮	月讀尊荒御魂	三重度會郡四郷村
伊佐奈岐宮	伊弉諾尊	月讀宮域内
伊佐奈彌宮	伊弉冉尊	月讀宮域内
瀧原宮	皇大神御魂	三重度會郡瀧原村
瀧原並宮	皇大神御魂	瀧原宮域内
伊雜宮	皇大神御魂 相殿神玉柱屋姫命	三重志摩郡磯部村
風日祈宮	級長津彦命	皇大神宮域内
倭姫宮	倭姫命	三重度會郡四郷村
多賀宮	豐受大神荒御魂	豐受大神宮域内
土賀宮	大土乃御祖神	豐受大神宮域内
月夜見宮	月夜見尊 月夜見尊荒御魂	宇治山田市

風宮 級長津彦命

一〇・二五 豊受大神宮城内

第二節 官國幣社

一 官幣大社

賀茂別雷神社	別雷神	五・二五	京都市上京區上賀茂
賀茂御祖	玉依姬命、賀茂健甕命、賀茂別命、息長	五・二五	京都市左京區下鴨宮河町
石清水八幡宮	品陀別命、息長	九・二五	京都市右京區八幡町
松尾神社	帶姫命、比賣神	九・二五	京都市右京區松尾山
平野神社	大山咋命、中津島姫命	四・二	京都市上京區平野宮本町
稻荷神社	古開神、比咩神	四・二	京都伏見區深草藪内町
大神神社	倉稻魂神、猿田彦命、大宮女命	四・九	奈良縣磯城郡三輪町
大和神社	倭大物主櫛玉命、倭大國魂神、八千	四・一	奈良縣山邊郡朝和村
石上神社	布都御魂、伊弉諾命、伊弉册命、天之子	九・二五	奈良縣山邊郡丹波市町
春日神社	建御賀豆智命、伊弉册命、比賣神	三・三	奈良市春日野町
廣瀨神社	八根命、比賣神	四・五	奈良縣北葛城郡河合村
龍田神社	若宇迦賣命	四・四	奈良縣生駒郡三郷村
丹生川上神社	天國御柱命	四・四	奈良縣吉野郡小川村
枚岡神社	上社 高靈神、阿象下社 女命、開靈神	一〇・一八	同 川上村
	天兒屋根命、比賣神、齋主命	六・一	同 丹生村
	神武甕槌命、齋主命	二・一	大阪府中河内郡枚岡村

大鳥神社	大鳥連祖神、表筒男命、中筒尾	八・三	大阪府泉北郡鳳町
住吉神社	長帶姫命、生島神、足島神	六・三	大阪府住吉區住吉町
生國魂神社	撞賢木殿之御魂、天	九・九	大阪市天王寺區生玉町
廣田神社	疎向津媛命、大己	三・六	西宮市廣田
水川神社	須佐之男命、大己	八・一	埼玉縣北足立郡大宮町
安房神社	貴命、稻田姫命	八・一〇	千葉縣安房郡神戶村
香取神社	伊波比主命	四・四	千葉縣香取郡香取町
鹿島神社	武甕槌命	九・一	茨城縣鹿島郡鹿島町
三島神社	玉篋入彦殿之事代	八・一六	靜岡縣田方郡三島町
熱田神社	草薙神、大己	六・二	名古屋市熱田新宮坂町
日吉神社	大山咋神	四・四	滋賀縣滋賀郡坂本村
日御神社	大己貴神	九・六	和歌山市秋月
國懸神社	國懸大神	五・四	鳥根縣鏡川郡大社町
出雲大社	大國主命	三・八	大分縣宇佐郡宇佐町
宇佐神社	譽田別尊、比賣神、大帶姫命	九・九	鹿兒島縣始良郡霧島村
霧島神社	天饒石國饒石天津日高彥火瓊杵尊	四・三	兵庫縣津名郡多賀村
伊弉諾神社	伊弉那岐命	一〇・三	福岡縣糟屋郡香椎村
香椎宮	仲哀天皇、神功皇后	二・二	奈良縣高市郡飯傍町
檉原神社	神武天皇、媛備	一〇・二	宮崎縣宮崎町
宮崎神社	神日本磐余彥尊	一〇・二	宮崎縣宮崎町

平安神宮	桓武天皇、伊香沙別命、日本武命、帶中津彦命、息長帶姫命、譽田別命、豐姫命、武	四・五	京都市左京區岡崎町
氣比神宮	內宿禰命	九・四	福井縣敦賀市敦賀町
鹿兒島神宮	天津日高彥穗々	八・五	鹿兒島縣始良郡隼人町
鷯戶神宮	出見命	二・一	宮崎縣南那珂郡鷯戶村
淺間神社	彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊	二・一	靜岡縣富士郡大宮町
建部神社	木花咲耶姫命	四・五	滋賀縣栗太郡瀬田町
札幌神社	日本武命	六・五	北海道札幌郡藻岩村
宗像神社	大國魂神、大己貴神、少彥名神	二・一	福岡縣宗像郡田島大島各村
吉野神宮	多紀理姫命、市杵島姫命、多岐都姫命	九・七	奈良縣吉野郡吉野町
台灣神社	後醍醐天皇	一〇・六	台北市大宮町
樺太神社	能久親王	八・三	樺太豐原郡豐原町
月山神社	大國魂命、大己貴命、少彥名神	七・五	山形縣東田川郡立谷澤村
多賀神社	月讀命	四・三	滋賀縣犬上郡多賀村
阿蘇神社	伊邪那岐命、伊邪那美命	七・六	熊本縣阿蘇郡宮地町
宮崎	健甕龍命	八・五	福岡縣糟屋郡箱崎町
八坂神社	素盞鳴命、稻田比賣命、八柱御子神	六・五	京都市東山區祇園町
日枝神社	大山咋命	六・五	東京市麹町區永田町

龜山神社	彥五瀨命	九・三	和歌山縣海草郡三田村
熊野坐神社	家都御子神	四・五	和歌山縣牟婁郡本宮村
熊野速玉神社	熊野速玉神	一〇・五	新宮市
諏訪上社	建御名方富神	四・五	長野縣諏訪縣中洲村
諏訪下社	八切刀賣命	八・一	同 同 下諏訪町
明治神社	明治天皇	二・三	東京澁谷代々木外輪町
丹生都比賣神社	昭憲皇太后	一〇・六	和歌山縣伊都郡天野村
朝鮮神宮	丹生都比賣神	一〇・七	京城府南山
白峰宮	天照大神	九・二	京都今出川通堀川東入
赤間宮	崇德天皇	一〇・七	下關市阿彌陀寺町
水無瀨宮	安德天皇	三・七	大阪府三島郡島本村
鎌倉宮	後鳥羽天皇、土御門天皇、順德天皇	八・二〇	神奈川縣鎌倉町
井伊谷宮	護良親王	九・三	靜岡縣引佐郡井伊谷村
八代宮	宗良親王	八・三	熊本縣八代郡八代町
梅宮神社	懷良親王	八・三	熊本縣八代郡八代町
貴船神社	酒解神、大若子神	六・一	京都府愛宕郡鞍馬村
大原野神社	小若子神、酒解子神	六・一	京都府愛宕郡鞍馬村
吉田神社	建御賀豆智命、伊波比主命、天之子、八根命、比賣神	五・八	京都府乙訓郡大原野村
	建御賀豆智命、伊波比主命、天之子、八根命、比賣神	四・八	京都府左京區吉田神樂岡

北野神社	菅原道真朝臣	八〇四	京都上京區北野馬喰町
金鏡神社	稚日女神	四〇五	埼玉縣兒玉郡青柳村
金崎宮	天照大神 素盞鳴尊	五〇六	福井縣敦賀郡敦賀町
太宰府神社	菅原道真朝臣	八二五	福岡郡筑紫郡太宰府町
生田神社	尊良親王 恒良親王	四〇五	神戶市下山手通一丁目
長田神社	事代主神	一〇〇八	神戶市長田町三丁目
海神社	底津綿見命、中津 津見命、上津綿	一〇二一	兵庫縣明石郡垂水町
英彦山神社	忍骨命	九二八	福岡縣田川郡彦山村
嚴島神社	市杵島姬命	六二七	廣島縣佐伯郡嚴島町
住吉神社	表筒男命荒魂、中 筒男命荒魂、底筒	一三二五	山口縣豐浦郡勝山村
吉備津神社	大古備津彥命	一〇一八	岡山縣吉備郡真金町
伊太邪會社	大屋毘古命	一〇一五	和歌山縣海南郡西山東村
熊野那智社	家津御子神、 熊野速玉神、 熊野夫須美神	七二四	和歌山縣那智町
御上神社	天之御影命	五二四	滋賀縣野洲郡三上村
座摩神社	生井神、福井神、綱 長井神、波比祇神、 阿須波神	四二二	大阪市東區渡邊町
臺南神社	能久親王	一〇二八	南市南門町
三 官幣小社			
大國魂神社	武藏大國魂神	五〇五	東京府北多摩郡府中町
波上宮	速玉男尊、伊弉 册尊、事解男尊	五二七	那霸市若狹町
龜門神社	玉依姬命	一一五	福岡縣筑紫郡太宰府町
住吉神社	底筒男命、中筒 男命、表筒男命	九二二	福岡市住吉
志賀海神社	底津綿津見神、 中津綿津見神、 上津綿津見神	九〇九	福岡縣糟屋郡志賀島村
四 別格官幣社			
談山神社	藤原鎌足朝臣	一一七	奈良縣磯城郡多武峰村
護王神社	和氣清廣朝臣 和氣清盛	四〇四	京都市上京區櫻鶴圓町
小御門神社	藤原師賢卿	四二九	千葉縣香取郡小御門村
菊池神社	藤原武時、菊池 武重、菊池武光	五〇五	熊本縣菊池郡隈府町
湊川神社	補正成朝臣	七二二	神戶市湊東區多開通
名和神社	名和長年	五〇七	鳥取縣西伯郡名和村
阿部野神社	北畠親房	一一四	大阪府住吉區北畠西一
藤島神社	新田義貞	八二五	福井市岩堀町
結城神社	結城宗廣	五一	津市八幡町
豐榮神社	毛利元就	一〇一	山口市上宇野野田
建勳神社	織田信長朝臣	七一	京都上京區紫野北船岡
豐國神社	豐臣秀吉朝臣	九一八	京都大和郡大路正面茶屋
東照宮	德川家康朝臣	六一	栃木縣上都賀郡日光町
常磐神社	德川齊昭	五二二	水戸市常磐町

照國神社	鳥津齊彬	一〇六八	鹿兒島市山下町
靖國神社	明治維新前後殉 國者及戰歿者	四〇三〇	東京市麹町區富士見町
靈山神社	北畠親房、北畠 顯家、北畠顯信	四二二	福島縣伊達郡靈山村
梨木神社	藤原實萬 三條實美	一〇一〇	京都上京區寺町廣小路
東照宮	德川家康	四二七	靜岡市根古屋
四條巖神社	楠正行	一一三	大阪府北河內郡四條巖
唐澤山神社	藤原秀郷	一〇二五	栃木縣安蘇郡沼沼町
上杉神社	上杉謙信	四二九	米澤市堀端町
尾山神社	前田利家	四二七	金澤市西町
野田神社	毛利敬親	三二五	山口市上宇野野田
北畠神社	北畠顯能	一〇三三	三重縣一志郡多氣村
佐嘉神社	鍋島直正	一一二	佐賀市松原町
山内神社	山内豐信	一一一	高知市鷹匠町
五 國幣大社			
氣多神社	大己貴命	四三三	石川縣羽咋郡一ノ宮村
大山祇神社	大山積神	四三三	愛媛縣越智郡宮浦村
高良神社	高良玉垂命	一〇一三	福岡縣三井郡御井町
多度神社	多度神	五〇五	重縣桑名郡多度村
熊野神社	神祖熊野大神 御氣野命	一〇一四	鳥根縣八東郡熊野村
南宮神社	金山彥神	五〇五	岐阜縣不破郡宮代村
六 國幣中社			
敢國神社	敢國津神	一三三	三重縣阿山郡府中村
淺間神社	木花開耶此咩命	四一五	山梨縣東八代郡一宮村
寒川神社	寒川比古命 寒川比女命	九二〇	神奈川縣高座郡寒川村
鶴岡八幡宮	應神天皇	九二五	神奈川縣鎌倉郡鎌倉町
玉前神社	玉埼神	九二二	千葉縣長生郡一宮町
貫前神社	經津主神	三二五	群馬縣北甘樂郡一ノ宮
二荒山神社	二荒山神	四二七	栃木縣上都賀郡日光町
都々古別社	豐城入彥命	一〇二二	宇都宮市馬場町
伊佐須美社	都々古和氣神	九二一	福島縣東白川郡棚倉町
神志波神社	大毘古命 命建沼河別	九一五	福島縣大沼郡高田町
志波神社	志波彥神	三二九	宮城縣宮城郡鹽竈町
鹽竈神社	鹽竈神	七二〇	山形縣飽海郡
大物忌神社	大物忌神	五〇八	山形縣飽海郡吹浦村
若狹彥神社	若狹比咩神	三〇〇	福井縣遠敷郡遠敷村
射水神社	若狹比咩神	三〇〇	高岡市定塚町
彌彥神社	二上社	四三三	新潟縣西蒲原郡彌彥村
出雲神社	天香山命	九一四	京都府南桑田郡千歲村
出雲神社	大國主命 三穗津姬命	一〇二二	京都府與謝郡府中村
籠神社	天水分神	四二四	兵庫縣出石郡神美村
出石神社	八種神寶	一〇二四	鳥取縣岩美郡宇倍野村
宇倍神社	武內宿禰命	二二二	鳥取縣岩美郡宇倍野村
水若酢神社	水若酢命	五〇三	鳥根縣磯地郡五箇村
中山神社	金山彥命	四二四	岡山縣苫田郡一宮村
安仁神社	安仁神	一〇二二	岡山縣邑久郡大宮村

忌部神社	天日彥命	一〇・九	德島市富田浦町二軒屋
大麻比古神社	大麻比古神	一一・一	德島縣板野郡板東町
田村神社	田村神	一〇・八	香川縣香川郡一宮村
土佐神社	一言主神	八・三五	高知縣土佐郡一宮村
西塞多神社	西塞多神	四・五	大分縣大分郡東植田村
田島神社	多紀理毘賣命 市杵島比賣命 多岐郡比賣命	九・六	佐賀縣東松浦郡呼子町
住吉神社	上筒之男命 中筒之男命 底筒之男命	二・九	長崎縣壹岐郡那賀村
海神社	豐玉姬命	八・五	長崎縣上縣郡峰村
金刀比羅宮	崇德天皇	一〇・〇	香川縣仲多度郡琴平町
大洗磯前社	大己貴神	九・九	茨城縣東茨城郡磯濱町
酒列磯前社	少彥名命	一〇・五	茨城縣那珂郡平磯町
美保神社	事代主命	四・七	鳥根縣八東郡美保關町
新田神社	通々杵命	九・五	鹿兒島縣薩摩郡川内町
都々古別社	味銀高彥根命	二・一	福島縣東白川郡近津村
函館八幡宮	品陀加氣命	八・五	函館市谷地頭町
生島足島神社	生島神、足島神	九・九	長野縣小縣郡東鹽田村
伊和神社	大己貴神	一〇・五	兵庫縣栗東郡神戶村
眞清田神社	大明神	四・三	宮市大宮町
白山比咩社	菊理媛神、伊弉册尊	五・六	石川縣石川郡河内村
戶隱神社	天手力雄命 須佐之男命	八・五	長野縣上水内郡戶隱村
藤崎八幡宮	應神天皇	四・八	鳥根縣飯石郡東須佐村
忌宮神社	仲哀天皇、神功皇后、應神天皇	二・五	山口縣豐浦郡長府町
柞原八幡宮	仲哀天皇、神功皇后	三・五	大分縣大分郡八幡村
高瀬神社	高瀬神	九・三	富山縣東礪波郡高瀬村
津島神社	建速須佐之男命	六・五	愛知縣海部郡津島町
箱根神社	箱根神	八・一	神奈川縣元箱根
秩父神社	八意思金命 知知夫彥命	一・三	埼玉縣秩父郡秩父町
伊豆山神社	伊豆山神	四・五	靜岡縣田方郡熱海町
龜神社	素盞鳴尊	一〇・九	福井縣丹生郡織田村
佐太神社	佐太大神	九・五	鳥根縣八東郡佐太村
吉備津神社	大吉備彥命	一〇・三	岡山縣御津郡一宮村
吉備津神社	大吉備彥命	四・八	廣島縣芦品郡綱引村

第三節 官國幣社以外の主なる神社

新田神社	新田義興	府社	東京市蒲田區矢口町
平田神社	平田篤胤	府社	東京市小石川區第六天町
乃木神社	乃木希典、乃木靜子	府社	東京市赤坂區新坂町
宇治神社	菟道稚郎子	府社	京都府久世郡宇治町
大酒神社	秦酒公	村社	京都府右京區太秦
宮道神社	日本武尊、稚民主、宮道彌益	村社	京都府宇治郡山科村
三栖神社	天武天皇	村社	京都市伏見區橫大路
御靈神社	楠逸成	村社	京都市右京區桂
守谷神社	惟喬親王	村社	京都市愛宕郡鞍馬村
六孫王神社	源經基	村社	京都市下京區八條町
道風神社	小野道風	村社	京都府葛野郡小野郷村
高倉神社	以仁王	村社	京都府相樂郡棚倉村
車折神社	清原頼業	村社	京都府伏見區深草町
東丸神社	荷田春滿	府社	京都市南區高津一番丁
高津宮	仁德天皇	府社	大阪府南河內郡金岡村
金岡神社	巨勢金岡	郷社	大阪府南河內郡金岡村
御靈神社	應神天皇、素盞鳴尊	府社	大阪府東區淡路町五丁目
天滿宮	菅原道真	府社	大阪府北區大工町
難波神社	仁德天皇、素盞鳴尊	府社	大阪府東區博勞町五丁目
杭全神社	素盞鳴尊	郷社	大阪府住吉區平野宮町
走水神社	弟橘媛命	郷社	神奈川縣三浦郡浦賀町
賴政神社	賴政	村社	神奈川縣足柄上郡神繩村
左馬神社	源賴朝	村社	神奈川縣鎌倉郡瀨谷村
白旗神社	源義經	村社	神奈川縣鎌倉郡川上村
大久保神社	大久保忠世	縣社	神奈川縣足柄郡小田原
報德二宮	二宮尊德	縣社	同
多田神社	源滿仲、賴光、賴義、賴家	縣社	兵庫縣川邊郡多田院村
柿本神社	信、賴義、義家	縣社	明石市
大石神社	大石良雄、外四六名	郷社	兵庫縣赤穂郡赤穂町

西宮神社	西宮大神	縣社	西宮市社家町
小茂田濱社	宗 助國	縣社	長崎縣下縣郡左須村
大村神社	大村直澄外	縣社	長崎縣東彼杵郡大村玖島
神 社	神原康政	縣社	高田市高城宇岡島
東郷神社	東郷平八郎	縣社	埼玉縣入間郡吾野村
高山神社	高山正之	縣社	群馬縣新田郡大田村
御靈神社	那須與市宗高	村社	栃木縣那須郡珂那村
賣日神社	神田阿禮	村社	奈良縣添上郡平田村
弘計王子社	顯宗天皇	村社	奈良縣高市郡飛鳥村
小泊瀨雅雀社	武烈天皇	村社	奈良縣高市郡高市村
守國神社	松平定信	縣社	三重縣桑名郡桑名町
山室山神社	本居宣長	縣社	松阪市殿町
淡國玉神社	崇神天皇外一座	縣社	靜岡縣磐田郡見付町
曾我八幡宮	曾我兄弟	村社	靜岡縣富士郡鷹岡村
曾我八幡宮	曾我兄弟	村社	靜岡縣富士郡上井田村
武田神社	虎御前	村社	靜岡縣富士郡上井田村
穴穂神社	武田晴信	縣社	山梨縣中巨摩龍五組
雄琴神社	景行天皇	村社	滋賀縣滋賀郡坂本村
野山神社	小槻今雄宿禰	縣社	滋賀縣滋賀郡雄琴村
佐和山神社	勾當内侍	縣社	滋賀縣滋賀郡堅田村
青葉神社	井伊直政、井伊直孝	縣社	滋賀縣大上郡青波村
板倉神社	伊達政宗	縣社	仙台市通町
天鷲神社	板倉重信、重矩	縣社	福島市宇紅葉山
彌高神社	平 國香	縣社	秋田縣由利郡龜田町
	平田篤胤、佐藤信淵	鄉社	秋田市東根小屋町
柴田神社	柴田勝家	村社	福井市佐佳枝上町
小濱神社	酒井忠勝	鄉社	福井縣遠敷郡雲濱村
火野見宿禰社	野見宿禰	鄉社	鳥取縣氣高郡大正村
神 社	松平直政	縣社	松江市天守閣下
作樂神社	兒島高德	縣社	岡山縣吉田郡院生村
宗忠神社	黒住宗忠	縣社	岡山縣津島郡今村
閑谷神社	池田光政	縣社	岡山縣和氣郡伊里村
橋 神社	橋 諸兄	村社	廣島縣沼隈郡柳津村
神田神社	平 將門	村社	廣島縣高田郡丹比村
阿部神社	阿部正次、以降領主	縣社	福山市西町松山
築山神社	大内義隆	縣社	山口市
松陰神社	吉田矩方	縣社	山口阿武郡椿郷東分村
南龍神社	徳川頼宣	縣社	和歌山海草郡和歌浦町
月輪神社	九條兼實	縣社	徳島縣名西郡高志村
春野神社	野中兼山	縣社	高知縣高岡郡五台山村
水 天 宮	安徳天皇、高倉中宮、二位時子	縣社	久留米市瀬下町
篠山神社	有馬頼永	縣社	久留米市篠山町
小松神社	平 重盛	鄉社	大分東國東郡上國崎村
廣瀬神社	廣瀬武夫	縣社	大分縣直入竹田町
加藤神社	加藤清正	縣社	熊本市新堀町
生目神社	藤原景清	縣社	宮崎縣宮崎郡生目村
松原神社	鳥津貴久	鄉社	鹿兒島市松原町
徳重神社	鳥津義弘	鄉社	鹿兒島市置郡中伊集院
松前神社	武田信廣	鄉社	北海道松前郡福山松城

第二編 國家知識

第一章 國家の成立と實質

第一節 國家成立の要素

國家の意義 國家とは何んぞやといへば特定の土地において、獨立した主權の下に統治される人民の團體で、土地と、人民と、主權がその三要素となつて居り、その成立については征服起源説、神意説、社會契約説、財産説などいろいろに分かれて居る。以下これを敷衍して説明しやう。

一 國家は土地を以てその存在要素として居る。領土が即ちこれである。故に特定した土地でなければならぬ。二 國家は統治組織を有つてゐる。即ち統治社會であるが、この統治組織は繼續的でなければならぬ。事實上一時亡びる場合があつても、豫めその存続期間を限定しないと、國家の一特質である。三 國家は體制社會である。故に統一された法的規範がある。同時に又國家は自主社會である。國家の目的は古代希臘時代から人類の幸福を計る點にありと

されてゐたが、最近の「警察國家主義」によれば、國民全體の福祉を目的とする警察國家主義や、一定の法律秩序を維持するを目的とする法治國家主義や、國民の文化を増進することを目的とする文化國家主義など種々の見解を生じて來た。然し通説としては獨立を擁護し、秩序を維持するとともに、その構成員たる國民の精神的、生理的發達を計り、且能ふ限り社會文化の興隆に努力することを以て、國家究極の目的であるとして居る。

領土 國家を成立する土地はこれを領土と稱するが、これは人為を以て自然を區劃した國家の範圍である。そしてこの土地の上空は領空と稱し、領土と區別して説く場合もある。法律的にいへば、領土は統治權の客體で、統治關係に立つ土地である。従つて領土上に在るものや、領土に入り來るものは、國際法上の治外法權を有する者を除き、他は悉くその統治權の支配を受けなければならぬ。

領土の分合 昔は憲法または皇室の家法により、領土は分割出來ないものとしたが、現在では必要に應じ分割出來るものとされてゐる。他國の領土を自國に併合し得ることは各時代を通じて否認されなかつたが、最近では帝國主義に對する反動

として、領土の併合は非難される。然し或國がその生存上新たに開拓するとか、又は能力のない他國の領土を開拓し得ることは、國家の生存權として認めらるべきものである。かかる場合その領土の變更に關する手續については憲法の變更、法律の發布、議會の協賛などいろ／＼の區別がある。

封建時代は人民は、その領土の附屬物の如くに考へられたが、現在では領土の變更に際しては、その人民は新舊何れの國籍に屬するとも、各人の選擇に任すことを通例としてゐる。又法令はその施行區域を明記しない限り、新領土にも效力を及ぼすが、領土減少の場合には、その範圍内に效力を縮小されるものである。

人民 國家成立の一要素である人民を臣民と稱し、必然的に國家と永久從屬の關係を有してゐる。そしてこの從屬する關係を國籍又は臣民籍といひ、これは國民たる身分を示すものであるから、臣民は領土内の住民と同じ意味ではない。尤も通常の場合には、一國の住民はその國の臣民であるが、外國の臣民にして國內に住居するものは、その國の臣民ではない。臣民籍を有するには、必ずしも領土内に在留することを必要とせず、國家團體の一員たる法律上の能力を有することを必要とするのである。

とするのである。この從屬關係を基として、臣民には更に二つの關係が生ずる。義務的の關係と權利的關係である。その中で第一に含まれる服從の義務は、尤も根本的關係で、若しこの關係のないときは、國家の成立は不可能である。

主權 主權は國家の發生と同時に保有し、他の何者からも侵されぬ最高唯一の權力であり、獨立絕對の權力であつて、この主權のない團體は國家ではない。

主權はこれを分割することは出来ない。主權が分割されたら忽ち無國家の状態となるのである。主權の唯一不可分は國家の統一と、連續を維持するために極めて大切である。又主權は獨立不可分である。外部の勢力に對して獨立を維持することの出来ない國家は、完全な國家ではなく、他の國家の屬國に過ぎない。國家の主權は唯一不可分であるから、それと對立併存し得るものはない。又主權は獨立不可抗的であるから、若し制限されるものがありとすれば、それは眞正の主權ではなく、それを制限するものこそ眞の主權である。憲法は政府の權利を制限し、人民の權利を規定するが、國家の主權を制限することは出来ない。國家は憲法以上の存在であり、憲法は主權によつて初めて效力を生ずるのである。

主權の所在 主權の所在については國家にありとするもの、特殊階級にありとするもの、議會にありとするもの、人民にありとするものなど諸説があつて一定しないが、大體に於て共和國は人民に、英吉利は議會にあり、日本は我國の憲法第一條に「大日本帝國は萬世一系の天皇を統治す」とある如く、天皇が常に主權者であらせられるのである。攝政を置かれた場合でも、大權の行使は總て、天皇の御名に於てすべきものとなつてゐる。

統治權 統治權は國權ともいひ、主權者が臣民を支配し得る力で、これもまた絕對的のものである。普通の服從關係にあつては、その關係を絶てばこれに服從するの要はないが、統治權の場合には、自己の意思によつてこれを脱することは出来ない。統治權は自治團體もこれを有するが、國家の統治權が固有であるのに對して、自治團體の有する統治權は、國家から委託されたものに過ぎないのである。

第二節 國家成立論

國家の成立については古來多くの學説があるが、そのうち國家神意説、國家財產説、國家契約説、國家實力説などが最も有

力である。國家神意説 國家は神が自ら建設したものの、又は神の命令によつて建設したものだとする説である。即ち主權及び國家成立の基礎を、人力を超絶した神意に歸せんとするもので、政教一致の古代社會には、洋の東西を問はず普く行はれた。例へば、ヘブライ人はその國家を以て神の建設にかゝるものとし、神人自治の政治から君主政治を経て、法治政治が布かれに至つたものだと思はれた。ギリシヤ人も、法に従ふことは神の意思に従ふものと思はれた。ローマ人も、法に従ふことは神の意思に従ふものと思はれた。ゴッロの如きも國權の神聖を説き、アルタルコスには「神の信仰なくして國家を建設することは、宛ら領土なしに都市を建設するよりも困難である」と斷じ、アウグステイヌスも「國家こそ神の命令によつて人類救済の力をもつ」と述べた。かくて多くの法王は、教會を以て君權の上に位するものとし、法王は君主廢權を有つてゐると主張したが、近代法王の權勢が衰へると共に「帝王神權説」がこれに代り、帝王は君主が神の命によつて任ぜられたものとか、帝王は神の映像であり全智全能であるなどの説が起るに至り「君主は國家である。君主の意思は國家の意思である」とした佛蘭西のボヌーエや「國家は神の命令による

倫理的な存在である」と唱へた獨逸のシタールなどが、當時の學界を風靡した。

この神意説から派生して、フィルマーは「族父權論」を唱へた。それは、神よりアダムを経て、代々の家長に授かつた家長權なるものが、君主權の起源であるといふのである。

國家財産説 この説は國家成立の起源を財産に求めんとするもので、社會經濟の基礎が土地であつた時代には、土地を領有することが、政治上の權力を生む主なる原因となつたから、土地の領有權は國家權力であるとの思想が生じ、中世紀の封建制度が一層この思想を助成し、近代ではこの思想は、主としてフィジオクラットとフオン・ハルラーにより唱道された。フィジオクラットは先づ社會を發展的に考へ、人類最初の社會状態を、何等組織のない人間群の集團とし、そこには自給自足的な經濟が行はれたが、次第に自然的生産物の不足を來すや、狩獵と魚漁との時代となり、更に第三段階に於て、遊牧と家畜飼養の時代を假定した。そしてこの第二段階に於ては權力、第三段階に於ては財産制度が発生し、有産者と無産者との對立を假定し、第四段階に至つて自然的生産物の不足と人類の慾望の増加とが原因となつて、自然を支配する技術

としての農業が始まり、定住時代となつた。この時代に至つて初めて、自給自足の經濟は不可能となり、分業が始まつた結果として、統制せられた社會即ち國家が発生した。されば國家の發生原因は土地の所有であり、土地所有權の發生と共に、この段階に於ける權力者は、土地所有者として支配階級をなすに至つたといふのである。フオン・ハルラーは、一面國家實力説の主張者であるが、他面には又財産説の主張者でもあり、その實力は土地の領有によつて、現はれるものであるとした。

國家契約説 これは各個人が相互の安全を保障せんがため、その自由意思に基く契約によつて社會を形成し、國家を組織するに至つたとする説である。

國家成立の起源を個人の契約に歸する思想は、古代希臘の哲學者中に見出されるが、近代に於ては宗教改革以後、教會について先づ主張され、次いで國家に論及せられるやうになつた。その先驅者は英國キリスト教會の僧フリーカーで、彼の説くところは、國家の基礎を、社會を成さんとする人間の本性と物質生活を中心としての個人間に行はれる闘争を、各自の安寧福祉のために防止する目的で、各自の合意契約の上で、外

的規律を設定せんとする人間の欲求に求めてゐる。従つて國家は個人間の闘争を除き、その幸福を増進せんがために、契約を以て作られたものであるから、支配者の權力は、契約當事者の全體の承認により與へられるものか、又は直接神によつて與へられるものかの何れかであるが、彼は人民の承認によつて君主の權力を生ずる場合と、神の任命によつて生ずる場合とを認め、契約論者である半面に於てまた君權神授説の影響を留めてゐる。この契約説は十七、八世紀に於ける自然法學の發達と共に最も隆盛を極め、ホッブス、ロック、ブーフ

エンドルフ、ルソーなどによつて盛んに主張された。

國家實力説 これは征服起源説で、國家の起源を専ら實力による征服に歸したものである。従つて權力を強者の實力と見る思想と相關聯して、國家權力説とも呼ばれてゐる。歐洲では古代希臘のソクラテス時代に既に詭辯學派によつて、國家は強者の利益を保護する制度であると唱へられたが、近代ではスピノーザが法と權力とを同一視し、國家を以て家人の權力を集合したものであると説き、又十九世紀に於てはフオン・

ハルラーが神權的權力説の代表者となつて、當時勃興してゐた急進思想に反對し、強者が弱者を支配するのは自然の法則

であり、永久に停止せらるべきものではなく、國家も亦この法則に基いて生じた事實であるとした。

この説は最近ダンブローウィッツ、ラッツェンホーフアー、オッペンハイマーなどによつて代表せられる社會學的國家論者によつて繼承せられる外、社會主義者や、無政府主義者などによつて支持せられてゐる。

以上の如く國家成立の起源については、種々の説があり、人により時代によつて變遷は免れないが、今日歐洲では實力説が、正當なものとして一般に受け入れられてゐる。

第三節 國家の實質

國家の成立に關する説には、一面亦國家の實質に關する見解をも含むが、更に國家の實質觀として國家合力説、國家有機體説、國家倫理説、國家階級説とにつき述べて見やう。

國家合力説 これは國家乃至國權を以て、國民のエネルギーの結合した特殊な力の表現だとする説である。

スピノーザも「萬物はその生存する能力を有つてゐるだけそれだけ生存する權利を有つてゐる」との前提から「國家も各人の能力權利の集合したものだ」といつたが、合力説はオ

ストワルドやメンツェルによつて、初めて大成されたものである。

オストワルドは主として内容に對する觀察を行つた結果、



デーノビス

兵力と金貨の集積を以て國力の源だといつたが、メンツェルは専ら形式上の研究から、人類はその本能的衝動や支配者又は團體を愛する情や、習慣及び因襲に對する惰性や、結果に對する批判から生理的、心理的、經濟的エネルギーを總體的に一つに合し、特殊の獨立した力を現出するから、國家はこの力を基礎として構成されるものであると述べた。ベロルツハイマーも亦一種の合力説を唱道したが、彼は國權の淵源を以て法的、人爲的のものとした。

有機體説 この説は國家を生物學上の、自然有機體に擬して説かんとしたものである。

アリストテレスは「人は蜜蜂や蟻よりも遙かに政治的なり」といひ、ポーロは、教會を人體に譬へたが、是等の言葉の中

階級説 國家を以て一の階級が、他の階級に對する抑壓的、權力的、組織的搾取機關とするのがこの説で、マルクス及びエンゲルスによつて唱へられ、その一派によつて支持されてゐる。

エンゲルスはモルガンの「古代社會論」を擴充し、そこ



スルゲンエ

に彼の國家觀を樹立した。彼によるときは原始共產社會は、父權制の確立と共に記録ある歴史時代に入るが父權制やこれに伴ふ財産相續制の發達に従つて、富の集積が行はれ、土地なども家族から個人の所有に移つた。然かし更に自給經濟組織が交換經濟組織に進み、農と工との分化が起り、商品生産が勃興して、貨幣經濟が完備し、自由民と奴隸との區別の外に、有産者對無産者の對立が顯著となるに及んで民族制度が崩壞した。國家はこの民族制度の廢墟の上に搾取機關として現はれた。民族制度と國家との相異は、國家が地域團體であり、日被掠奪階級を抑壓するための強制的權力を有ち、その設備の費用に充てるための租稅制度をもつ點にある。

びその機關や人民の關係を、有機體の神經中樞と、その細胞や細胞などの關係で説明したのは、中世紀に入つてからのことである。

倫理説 古代希臘のプラトンは、國家を以て正義を目的とするものと説いた。彼によると國家は社會の公正を維持し、一般人民の利益並に幸福を増進するための組織である。「規律ある生活」に於てのみ人は眞善美たり得る。だから「國家は最高の道徳」でなければならぬ——とした。アリストテレスは國家を以て善を目的とする各人の團結だから、國家は最高の善を目的とする一定の地域團體であると説いた。近代に於てはヴォルフは、國家は各人が自己を完成すべき倫理的團體であるといひ、フイヒテはまた國家は人類をして文化を獲得せしめるために存し、自由の進化を確立することを目的とすべきだと説いた。

然かし國家倫理説を大成したのはヘーゲルである。彼は社會と國家とは本質的に異なるものと解し、國家は倫理的理念を表現するもので、法はその客觀的表現、道徳は自由の主觀的内在であると説いた。即ち法と道徳とが完全に一致合體した規範が、倫理であるといふのである。

第二章 國體及び政體

第一節 國體

國體の意義 國家主權の特質は各國とも皆同一であるが、その所在は國々の國情によつて異なるし、又同一國民に於ても、時代によつて異なることがある。例へば佛蘭西や露西亞などの革命のあつた國では、革命の前後によつて國民が異なる譯ではないが、主權の所在は革命前には君主にあつたものが、革命後は主權が人民に歸したのである。かやうに主權の所在によつて異なる國家の體様を國體といふのである。

君主國體の概念 一人の自然人の意思によつて統治せられる國家が君主國體である。この國體では、一人の主權者は國家の意思を代表し、國家の主權はその主權者の固有のものである。故に古代に於てはこれを天與又は神授の權と稱し、君主自身も神の子孫として尊崇せられたのである。

第十九世紀の中葉まで、羅馬の獨裁君主であつた羅馬法王の政治は神權政治であつたが、その後次第に君主を神として崇拜する宗教的信仰が衰へ、封建思想に基いて、君主は國家

の所有主と看做され、土地や人民は君主の私有財産と看做されるやうになつた。

かく君主を神又は神の代表者と信じ、若しくは國家の所有主と見る觀念は、君主は國家の上又は國家の外にありと看做すもので、國家は全人民の組織した共同生活體であるといふ學說とは相反するが、社會が一種の宗教的信仰に支配せられ、又は封建的思想に基いて公私の區別を知らない間は、前述の如き君主國體は、國家を組織し又はこれを支持すべき唯一の制度であつた。佛國王ルイ第十四世が「國家は即ち余なり」といつたのは、神權主義と封建主義とを混淆した、當時に於ける君主の思想をよく代表したものである。

然かし近代では君主國體の概念は大に變化し、神權主義にもあらず又封建思想にもよらない、純然たる政治的基礎の上に立つて、専ら國家の本質に基き、統一せられたる人民共同體の元首として、君主を國家の一員乃至國家の機關と看做すやうになつた。

然しながら現在に於ける君主國體は、歴史の產物で理論から發生したものでないから、實際今も尙ほ神權主義、封建主義及び近代の思想が混淆されてゐる。たとへば英國の國體何に拘らず、最早君主國體ではない。

第二節 共和國體の歴史

共和國體は君主國體の反對で、國家の主權は一人の固有にあらず、國體の協同的意思に存する國體である。君主國體の主權者は、一方に於て自然人たる資格を有するけれども、共和國體の主權者は、多少の人員によつて成立せる國體であるから、一方に於て自然人たる資格を有することなく、唯だ法律上に於て人格を有して存在するのみである。

共和國體の最もよく發達したのは、古代に於ける希臘、羅馬の盛時であつた。希臘や羅馬も最古代は君主制であつたが、漸次貴族制となり、次いで民主制となつたのである。然し希臘人羅馬人といへども、共和制といふ稱名を有した譯ではない。單に君主制に反對なものとして少數者若しくは多數者の會議制を採用し、貴族制、民主制、寡頭制、富族制等の區別をしたままでのことである。

共和制の語源であるレバブリックは、羅句語では「公共の福祉」といふ意味を有し、公共團體である凡ての國家をいひあら

は主權が議會にあるから、理論上共和國體であるが、形式上では英國は依然君主國體であり、又法律の上には、英國王が今尙ほ英國全土の所有主である。歐洲大戦前の獨逸、露西亞、殊に我日本の如きは一概に、最近の思想のみを以て論ずべからざることは言ふまでもない。

君主國體の特徴 君主國體の第一の特徴は、君主が國家の最高權を固有すること、法律の裁可、不裁可、國際上の條約、宣戰講和、軍隊の指揮、大臣の任命、獨立命令、赦免などの特權が君主固有の權として認識せられる間は、君主國體は儼然として存在する。次に、君主が凡て國家權能の泉源たることもその特徴である。君主は無論一人で國家の職務を悉く自ら執行し得るものではないが、君主國體なる以上は國家の立法權、司法權、行政權は、皆悉く君主に屬さなければならぬ。即ち法律案を通過し、裁判をなし、百般の行政事務を行ふことは、それらの特別の機關に管掌せしめることは出来ても、是等の機關は君主の意思によつて存立し、君主の委任によつて活動し、君主の名義によつて執行されるのである。第三の特徴は、憲法の修正變更は君主の意思に従はねばならないこと、若し元首の意思でなく、又は元首の意思に

はす語であつた。ルソーの民約論に於ても「如何なる政體にても法律によつて支配せられ、公共の福祉のためにするものはレバブリックである。正當なる政體は凡てレバブリックであつて、必ずしも貴族制、民主制を指すものではない」といつてゐる。レバブリックなる語が全く共和制を意味するに至つたのは千七百七十六年に北米合衆國が獨立したとき、自らその政體を稱してレバブリックと名づけてから後のことである。

第三節 政體

政體の意義 古代では國體と政體とは混同して考へられたが、近代では兩者の區別が認められることゝなつた。即ち、國體は國家主權の所在によつて定まり、政體は主權運用の形式如何によつて定まるのである。従つて政體とは、國家の主權運用の形式如何によつて定まる政治の體様といふことになるのである。

古代の國家では國家と政府との區別がなかつたから、個人の自由權利は、確立的な保證がなかつたが、近代では國家と政府との區別を明かにし、個人の自由と權利が確立的に保證されてゐる。國家の主權者が主權を保持し、然も凡てその主

権を運用する権力をも掌握する場合は、國家と政府との區別は判然しないが、主権者は主権を保持しても、これを運用する権限を他に委任するときは、主権の所在と政權の所在との區別を生じ、こゝに國體と政體とは分れることとなるのである。かくて國家の體様は主権の所在によつて定まり、政治の體様は主権運用の形式によつて定まるのである。

政體の種類 古代に於て國體と政體とを混同して考へられてゐた當時は、政體を分つて君主、寡頭、民主の三種とし、或は君主、僭主、貴族、寡頭、民主(良民)、暴民の六種とし、更にこれに混合政體を加へて七種とし、また近代に至つてはマキサウエリーの如く、君主、共和の二種に分類したのもあるが、一般には君主、貴族、民主の三種に分類した。然しかる政體別は、立憲代議制度が行はれるやうになつてからは、不完全たるを免れないので、近代では立憲及び專制の二種に分類されることになつた。即ち國體が君主、民主の何れであつても、憲法に依據して主権を運用するか否かによつて區別するところの政體別が、今日行はれてゐるところの分類法で、それが立憲、專制の二大政體別である。

従つて君主國體中にも、その政體は專制なるもの、或は立

憲なるものがあり、又共和國體であつてその政體は專制なるもの、或は立憲なるものもあるのである。

專制政體 專制政體は立憲政體に對立するもので、その特質は憲法によつて何等の制限を設けず、國家の主権者が、直接凡ての政權を運用する。この場合その國家が君主國體、貴族國體、民主國體の何れであつても、その政體は專制政體なのである。又その國家がその全權(主權)を擧げてこれを政府に附與し、人民各個のために、何等の自由も權利も確定的に保證しないものもまた專制政體である。要するに專制政體は、爲政者が國家の主権を運用するに當つて、憲法による何等の制限、規定を設けることなく、一切を專斷するものをいふのである。

現在の專制國 專制政體の國を專制國といひ、その政治を專制政治といふが、專制政治は古代から近代立憲政治の確立するまでに一般に行はれた政治體様で、立憲政治が確立し流行するに及び次第に消滅し、現在君主國體の國で、專制政體を保持してゐるのは、僅かにアビシニア、ネパール、暹羅などの三四ヶ國を數へるに過ぎず、また共和國體で專制政體を採つてゐるのに勞農露西亞の如きがある。

立憲政體 立憲政體にあつては、國家の主権者が、直接政權を運用しないで、政府を機關として權力を附與し、成文若しくは不成文の憲法を以て政府の權力を制限し、政權を運用せしむることを第一の特質としてゐる。

第二の特質は直接或は間接人民をして、一國の政治特に立法に參與せしむることである。國家は絕對無限の主権を有するから、各人はこれに對して絕對服従をなすべき義務があるが、國家と人民との關係が、單にこの法律のみによるときは、主権者と人民との關係が主人と奴隸との關係の如くなり、人格を有し、理性や良心を有する人民の甘受出來ないところである。そこで歐米に於ける近代の人民は、參政の權利を有することを以て自由民の特權となし、革命の手段によつてこの特權を得んことに努力した。唯だ近代國家は、古代希臘や羅馬の共和時代の如き都市國家でなく、老大な國家を形成するに至つたところから、直接に人民議會を開くことが不可能となり、こゝに人民代議制を以て、古代の自由民全體の議會に代へることとなつたのである。かくて第十九世紀に於ける歐洲列國の人民が要求した憲法とは、人民代議會を開き人民をして一國の立法に參與せしめやうといふことになつ

た。立法は國家の行政、司法の根本であり、これが非なるときは、人民の自由、權利は保證せられず、司法、行政も完全に行ふことが出来ないから、人民は代議院をして立法の事に參與せしめ、且政府を監督せしめて、專制の弊を防遏することとしたのである。

立憲政治 立憲政體の國を立憲國といひ、その政治を立憲政治といふのである。プラトンは法律が遵守せられるか否かによつて、公正の國と不正の國とに分ち、君主制と僭主制、貴族制と寡頭制、民主制と暴民制とに分類し、アリストテレスはこの標準を、公共の福利を目的とするか否かに置いた。従つて立憲政治の概念は既に彼等の時代において、その萌芽を發してゐたのである。それが羅馬の共和政治に現はれ、中世紀の末葉にはマルシリウスによつて學說としての基礎を築かれたのである。

近世の立憲政治は、自由平等論をその思想的背景として居る。モンテスキューが政治的自由を主張して三權分立を説きルソーが天赋人權を高調し、自由平等を叫ぶに及び、北米合衆國の獨立を招來し、佛蘭西革命を生み、遂に立憲政治が世界に流行し始めたのであるが、一面から見れば、農工商階

級の專制君主、封建諸侯、寺院僧侶等に對する階級闘争の成果である。従つて議會、租税法がその先驅をなした。千二百十五年英吉利王ジョンは大憲章に署名し、英國は立憲政治の祖國とせられたが、立憲政治の基礎的成文は、北米合衆國の獨立憲法と、佛蘭西革命の人權宣言とにその源を發してゐる。米國ヴァージニア州憲法は「凡て人は自然に於て、平等自由且獨立として、一定の先天的權利を有す」。「凡ての權力は國民に在り、國民より出で、政府は國民の受任者なり」と明示し、佛蘭西の人權宣言には、第一條に「人は出生及び生存に於て自由及び平等の權利を有す」、第二條には「凡ての政治的結合の目的は人の天賦且不可讓の權利を保持するにあり」、第三條には「主權の本源は必ず國民に在り」といつてゐる。かくて第十九世紀の歐洲大陸は、擧つて是等の新憲法に追隨して、立憲政治の確立に狂奔したのであつた。

第三章 世界に特立する日本帝國

我國の建國 我國の建國は神武天皇の御代に至つて完成されたのであるが、建國の基礎は、皇孫瓊杵尊に賜はつた「豊葦原の瑞穗の國は、これ吾が子孫の王たるべきの地なり。爾、

宜しく就いて治すべし、寶祚の隆なる、常に天壤とともに窮りなかるべし」の神勅がそれである。豊葦原の瑞穗の國が、我日本であることはいふまでもないが、これより先出雲を中心とした日本は、大國主命によつて支配されてゐたのである。そして高天原からの數度の使節派遣によつて大國主命の讓國となり、ついで皇孫の降臨となつたのであるが、我國主權の所在はこの時の神勅により萬世に亘つて確立し、其後二代を経て神武天皇に至り、建國が完成されると同時に、國家の主權は確實に萬世一系の天皇に歸着したのである。

かくの如くして我國家は成立したのであるが、こゝで吾々日本國民として、最も注意しなければならぬのは、支配することではなく、統治すためであつたといふ一事である。大國主命の讓國にも神武天皇の建國にも、無論武力は用ゐられてゐるが、その目的は大國主命が武力を以て宰領してゐる國土を、徳風を以て統治することであつた。

これによつて見れば、我國家の成立は抽象的な神意説や、物質的な財産説や、社會的な契約説や、闘争的な實力説などによつて解釋されるべきものでなく、夫等を凡て超越した獨立的なものである。

我國家の實質 我國家の實質は、萬世一系の天皇によつて統治せられる一大家族で、上下一心、君民同治、大家族全體の道德的繁榮を、永久に企圖するところの特殊な團體である。我國家は萬邦に比類のない萬世一系の天皇によつて統治せられ建國以來曾て寸毫の變改、罅隙を見ないのである。また我國は單なる人類の有機的結合體や、物理學的エネルギーの結合體ではない。極めて道德的に結合された血族的團體であるから、一の階級が他の階級に對する抑壓的、權力的、組織的、排取機關ではなく、上下一心、君民同治、大家族全體の道德的繁榮を、然も永遠に亘つて企圖するところの渾一的團體である。かくの如く我國家は、道德的團體ではあるが、それが單なる理念的表現としての倫理的團體ではなく、自然的、實際的、且情實的な現實の道德的團體である。

我國體 我國の國體は尤も理想的にして、且萬邦無比なる君主國體である。それは、皇祖天照大神の神勅によつて、我國の統治者は、萬世一系の天皇であらせられることが確定されてこの方、數千年の間儼乎たる事實として繼續され、その間些の變改、罅隙をも發見し得ないからである。即ち國家主權の所在は萬世に亘つて不易であり、然も主權者おはす天皇

の御位は、天壤と共に窮りなく、かくの如き君主國體は、世界廣しといへども何處にも求め得られないのである。

然らばかくの如き國體が何故に、我國に於てのみ嚴存し得るか、國史の證するところによれば我大和民族は、其先を皇室に發してゐる。皇室があつて後我臣民が生々發展して來たのである。従つて我國は元來一大家族である。我君臣の關係を家系の觀點からすれば、皇室は宗家であり億兆の臣民は無類の分家である。これを人倫的觀點からすれば、君主は尊親であり臣民は赤子である。そして是等の關係は元來は眞個の事實であり、今日では不拔の信念となつてゐる。「義は乃ち君臣、情は父子を兼ね」といふことは、一の觀念ではなくして肇國以來實際に行はれ來つた眞事實であり且大信念である。

かくの如き君臣の關係により、従つて親子自然の至情によつて結合された我國に於て、最も理想的なる且萬邦無比なる國體が成立し存在することは敢て怪しむに足らないのである。

我政體 我國の政體は立憲政體であるが、國體が歐米各國のそれと選を異にし、君臣の關係も、歐米各國のそれと絶對にその類を別にしてゐるところから、立憲政體の確立するに至つた事情もまた、彼我の間雲泥の差があるのである。歐米各國

に於ては幾度か官民の衝突により、流血の慘事を見て、君主專制を破壊し、その後立憲政體の成立を見たのであるが、我國に於てはかかる不祥事は少しもなく、憲法の制定に當つては、明治大帝に於ては親しくこれを統理あらせられ、明治二十二年二月十一日を以て純なる欽定憲法が發布せられ、我立憲政體が確定したのである。

これより先明治元年三月十四日、大帝は五ヶ條の御誓文を發し「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」と宣らせられ、以來、着々としてこれを事實の上に現はし給ひ、明治十四年十月に至り、二十三年を以て國會を開設すべしとの大詔が換發せられ、超えて十七年三月、宮中に憲法制度取調局を設け、伊藤博文等をして憲法の起草に着手せしめられ、遂に二十二年紀元節の佳辰を以て、最も莊嚴な儀式によつて欽定憲法を發布されたのである。

我欽定憲法が如何なる聖旨によつて發布せられたかは「憲法發布」の告文を拜誦すれば知悉することが出来る。

皇朕謹み畏み、皇祖、皇宗の神靈に誥げ白さく、皇朕天壤無窮の宏謀に循ひ、惟神の寶祚を承繼し、舊圖を保持して敢て失墜する無し。顧みるに世局の進運に膺り人文

第三編 政治知識

政治

第一章 五箇條の御誓文

我國政の基礎は憲法に示されて居るが、憲法の基礎を固めたものは五箇條の御誓文である。それより先明治天皇は、慶應三年十二月「精神武辨堂上の別なく、當の公議を竭し、天下と休戚を同じくし云々」との御沙汰を宣し給ふたが、次で明治元年三月十四日、畏くも天皇は親王、公卿、諸侯等を率ゐて紫宸殿に出御あらせられ、天神地祇を祭り、臣民開發のため、詔して立憲思想を御示しになつた。これ即ち五箇條の御誓文で、その全文は次の如くである。

- 一 廣く會議を興し萬機公論に決すべし。
- 一 上下心を一にし盛んに經綸を行ふべし。
- 一 文武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す。
- 一 舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。

の發達に従ひ、宜しく皇祖皇宗の遺訓を明徴し、典憲を成立し、條章を昭示し、内は以て子孫の率由する所と爲し、外は以て臣民翼贊の道を廣め、永遠に遵行せしめ、益々國家の本基を鞏固にし、八洲民生の慶福を増進すべし。茲に皇室典範及憲法を制定す。惟ふに此れ皆、皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならず。而して朕が身に逮で時と俱に舉行することを得るは洵に、皇祖皇宗及我が皇考の威靈に倚靠するに由らざるは無し。皇朕仰で、皇祖、皇宗及、皇考の神祐を禱り、併せて朕が現在及將來に、臣民に率先して、此の憲章を履行して、從らざらんことを誓ふ。庶幾くは神靈これを鑒みたまへ。我國は萬世一系の天皇これを統治したまひ、君臣の義は父子の情を兼ね、上下一心君民同治、只管國家の道德的繁榮を企圖するところの國體である。従つて「廣く會議を興し、萬機公論に決し」させ給ふことは、「此れ皆、皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述」したまふ所以に外ならぬ。憲法を制定せさせたまふて、我國を立憲政體にあそばされることは、取りも直さず、我國體に遵據して、皇祖皇宗の洪範を紹述したまふ所以に外ならないのである。

一 知識を世界に求め大に皇基を振起すべし。
我國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ、大に是國是を定め萬民保全の道を立てんとす。衆亦此旨趣に基き協力努力せよ。
是れ實に今日の我立憲政治の基礎を成すものである。

第二章 帝國憲法

我國の憲法は、明治二十二年二月十一日紀元の佳節を以て皇室典範と共に發布された。歐洲各國に憲政を布かれた由來を見るに、王家が衰滅して政權が庶民の手に歸したとか、人民が王家に迫り暴力を以て立憲を強制した等の例を以て充たされて居るが、我國の憲法は是等と全然その趣を異にし、明治維新の際、明治天皇が躬ら發し給ふた御誓文の御趣旨を奉戴し、有司が朝廷に建議した結果明治十四年十月十四日の詔勅を以て大權換發のことに定められ、二十二年に至つて發布されたものである。上下を通じて萬民歡呼の裡に、かゝる一大盛典の行はれたことは、世界に會てその例のない所であると共に、我國の憲法は實に東洋に於ける立憲政體の先驅をなしたものである。

第三章 國體と政體

第一節 國體

土地と人民とを基礎とし、主権者がこれを統治して、初めて國家なるものが成立する。國體は國家を組織する根本要素であるが、國によつて國家成立の事情を異にするから、従つて國體も君主國體、民主國體（共和制國體）、貴族制度國體等の差を生ずる。君主國體は主権者が君主である國、民主國體は主権者が人民にある國、貴族制國體は貴族によつて統治される國である。我國は純然たる君主國體であるが、君主は萬世一系の天皇であらせられる。國民の大部分も概ね君主の後裔であるから、治者と被治者との間が親子の如き關係を以て結ばれて居る、これが我國體の精華で世界無比である所以であつて、他の君主國の如く、一片の理論を以て君主の標準とし、人心を收攬して統治するものとは素より同日の論ではない。

第二節 國家

個々の人間が集まり、同心協力して一團體をつくつたものを人間社會といひ、この人間社會が一定の領土を有し、一定の制度法規を定め、主権者を戴いて有形無形の利益を保護されるものを國家といふ。つまり國家は主権者に依つて統治される人間

社會のことである。

第三節 國民

國家を組織する一要素は人民で、人民はその國家にとつて組織の根本要素を成して居る。國家は國民を取扱ふ上に於てその利益と必要に應じ、職業や階級等の區別を設けることがあるがこれは便宜上から斟酌したもので、國民の國家に對する資格は一切平等である。國家は一個人では成し得ない萬能の力を持つて居るから、國民は國家の支配を受けて、各個の利益を鞏固にし、各人の行爲と意思とは、これを國家に委ねて一大團結を成せねばならぬ。そのため國民は一個人としての生活と、國家の一員としての生活との二重の生活を営まねばならぬ。

第四節 政體

政體は統治權の總攬者が統治權を行はせられる方法形式をいふのである。故に政體は國體と全く異なり、統治權が何人に行はるかといふ問題でなく、統治權者が定まつてから政治を行はせられる方式に過ぎないのである。而して政體は所謂三權分立主義を採用するかどうかによつて、立憲政體と專制政體とに區別される。

立憲政體とは立法、司法、行政の國權作用を各々異

つた獨立の機關に分けて行はせる政體をいふ。これは三權分立主義によるもので、立法權は議會により、司法權は裁判所により、行政權は政府によるなど、各々その機關を別にして行はしめる。例へば我國の政體の如きである。專制政體 專制政體とは統治權の作用を立法、司法、行政の三權に分けず、且つ是等の作用を一人又は一機關をして行はしめる政體をいふのである。

第四章 政府

政府といふ語は、國家最高の行政機關の意にも用ひ、天皇に屬して國家を統治する一切の機關とも解釋せられ、又内閣を指すこともあるが、現今の學說では天皇の命を奉じて、憲法上の大權を施行する國務大臣を意味するものと解釋されて居る。内閣 内閣は行政各部の統一を保持するために設け、國務大臣を以て組織する官廳である。現行の制度では國務大臣と行政大臣とは、同一の人に結合されるから、憲法上の機關である大臣と、行政上の機關である大臣と、混同し易い誤解がある。然し國務大臣と行政大臣とは全然その性質を異にして居る。内閣を組織するものは國務大臣であつて行政大臣ではない。その結果として行政大臣以外に、尙ほ特旨を以て國務

大臣をして内閣に列せしめられることがある。

- 外務省 大臣官房、東亞局、歐亞局、亞米利加局、通商局、條約局、情報局、文化事務局、調査部。
- 内務省 大臣官房、神社局、地方局、警保局、土木局、衛生局、社會局。
- 大藏省 大臣官房、主計局、主税局、理財局、銀行局、專賣局、外國爲替管理局、預金部。
- 陸軍省 大臣官房、人事局、軍務局、兵器局、經理局、醫務局、法務局、整備局。
- 海軍省 大臣官房、軍務局、人事局、教育局、軍需局、醫務局、經理局、建築局、法務局。
- 司法省 大臣官房、民事局、刑事局、行刑局。
- 文部省 大臣官房、專門學務局、普通學務局、實業學務局、社會教育局、思想局、宗教局、圖書局、教育調査部。
- 農林省 大臣官房、農務局、山林局、水産局、米穀局、畜産局、商工省 大臣官房、商務局、工務局、鑛山局、貿易局、保險局、特許局。
- 逓信省 大臣官房、郵務局、電氣局、工務局、管船局、經理局、航空局、電氣局、貯金局、簡易保險局。

鐵道省 大臣官房、監督局、運輸局、建設局、工務局、工作局、電氣局、經理局。

拓務省 大臣官房、朝鮮部、管理局、殖産局、拓務局。
厚生省 大臣官房、體力局、衛生局、豫防局、社會局、勞働局、職業部、臨時軍事援護部、保險院、傷兵保護院。

第一節 内閣總理大臣

内閣總理大臣は、憲法上では國務大臣として内閣の一員たると同時に、行政上では單獨制の中央行政官廳たる地位にある。又各大臣の首班として機務を奏宣し、旨を承けて行政各部の統一を保持する。その權限は、
一 須要と認めるときは行政各部の處分又は命令を中止せしめる。
二 所管の事務について警視總監、北海道廳長、官、府縣知事を指揮監督する。若し命令又は處分が成規に違ひ、公益を害し又は權限を犯す者ありと認めるときは、これを停止又は取消すことを得る。
三 法律勅令の範圍内に於て、職權又は特別の委任に依り、法律勅令を施行し、又は安寧秩序を保つために、所管の事務につき閣令を發する。

第二節 閣議事項

内閣は行政の方針を確立し、行政各部の統一を保つために設けられたものである。處理する事項については、官制上必ず閣議を経なければならぬものと、然らざるものがある。その閣議を必要とするものは、
一 法律案及び豫算決算案。
二 外國條約及び重要なる國際要件。
三 官制又は規則及び法律施行に係る勅令。
四 各省間の主管權限の爭議。
五 天皇から下附せられ又は帝國議會から送附した人民の請願。
六 豫算外の支出。
七 勅任官及び地方長官の任命及び進退。
八 各省主管の事務につき、高等行政に關係して事體のやゝ重大なるもの等である。

第三節 各省大臣

各省大臣は國務大臣として、憲法上の機關であると同時に、一方では單獨制の中央行政官廳たる地位にある。我國法上では國務大臣が同時に行政大臣であるから、前述の如く二者を混同される處があるが、國務大臣は憲法上の機關であつて、各省

大臣は行政上の機關である。各省大臣の權限はその主管事務に應じて異なるが、一般的には、
一 法規の制定權。
二 下級官廳に對する指揮監督權。
三 人民の訴願に對する裁決權。

四 所部の官吏に對する統督及び任免權を有して居る。

第四節 行政裁判所

行政裁判所は合議制の行政官廳で一人の長官と十四人の評定官から組織される。評定官は五年以上高等行政官又は裁判官の職を奉じ、滿三十歳以上の男子たることを要し、裁判をなすときは裁判長及び評定官五名以上の列席を必要とする。行政裁判所は法律、勅令によつて行政裁判所に出訴をした事件を審判する權限を持つて居るが、概括的にその權限に屬する事件は、
一 海關税を除く租税及び手数料の賦課に關する件。
二 租税滞納處分に關する件。
三 營業免許の許否及び取消に關する件。
四 水利及び土木に關する件。

五 土地の官民有區分の査定に關する件。
この外恩給法、土地收用法、鑛業法、河川法、砂防法、府縣制、市町村制、其他各種の法令に於て、個別的にその權限に屬するものも少くはない。

第五節 會計検査院

會計検査院は、會計検査官を以て組織する合議制の行政官廳で三部に分れ、各部に一名の部長と四名の検査官があり、検査の事務を分掌する。會計検査院は天皇に直屬し、國務大臣に對しては獨立の地位にあり、官金の收支、官有物及び國債に關する計算を検査確定し、一般國家の會計を監督することを以てその職責とするものである。

第五章 立法

第一節 立法、司法、行政

立法とは法律を制定することをいふ。その手續は政府又は議院から法律案を議會に提出し、議會はこれを討論審議した上で條項を確定し、天皇の裁可を経て初めて法律が制定される。されば國家の機關たる帝國議會が立法の機關となるので、一

且裁可を得た法律は直ちに公布せられ、一定時期を以て效力を生ずるのである。

司法とは裁判所が民事及び刑事の訴訟に對し、天皇の名に於て法律を適用することをいふ。即ち司法は獨立の地位に在る裁判官が自分の自由意思で、民事又は刑事の訴訟事件に對して法律を適用する統治權の作用である。天皇は議會の協賛によつて立法權を行はせらるゝも、司法權は天皇が裁判所に委任して行はせられるのである。

行政とは天皇の大權及び法律の範圍内で、國家の目的を達するため、行政廳が統治權を行ふことで、立法及び司法以外の政務を總稱する。司法は法律の適用を目的とするも、行政は國家又は公共の利益を圖るために行動する諸種の作用であつて、法律の適用を目的としない。

第二節 帝國議會

帝國議會は憲法の規定に基き、明治二十三年創設せられたもので、貴族院と衆議院との二院から成つて居る。議會はその性質上、主として立案審議をなすものであるから、その執る所は敏速よりも鄭重を尙び單調よりも複雑であることを欲する。從

つて社會の各階級から成るべくその意思を發表せしめることを精神とせねばならぬ。所謂公議を輿論に求める方法は、二院制を以て最上とするが、一面には又政府と議會との衝突を避ける上にも必要がある。若し議會が一院制であつたならば、政府は直ちに議會と衝突するが、その間に別に一院がある時は、二者の調和を圖つてこれを調整することになる。例へば衆議院に於て政府を痛撃しても、貴族院が政府の提案に賛助すれば、政府は危殆に陥ることはない。又貴族院が政府に盲従するやうな場合にも、衆議院でこれを非難すれば、政府の非を改めしめることが出来る。帝國議會は毎年東京に召集せられ、三ヶ月の期間を以て開會される。

第三節 衆議院

衆議院は、各府縣の選舉區から、一般に選出された議員によつて組織される。議員の選舉權及び被選舉權は大正十四年五月五日を以て公布せられた改正選舉法に明示されて居る如くである。議員の選舉法は世界各國一様でなく、その種類もいろいろあるが、最も普通なものには直接選舉法と間接選舉法、普通選舉法と制限選舉法等である。直接選舉法は我國の選舉法の如く國

民が直接に議員を選挙するものであり、間接選舉法は米國の如く、先づ議員を選挙する人を選び、夫等の人々によつて議員を選挙する方法である。又普通選舉法は選挙人の資格を定める上に、財産上や教育上等の制限を設けないが、制限選舉法はこれに反し財産や教育の程度により資格を制限する。我國は以前は制限選舉法が行はれたが、現在では普通選舉法によつて衆議院議員を選挙せしめてゐる。

第四節 選挙區

選挙を行ふ便宜上、全國を多くの區劃に分制し、議員の全數をこれに配當し、その各部から所定の議員を選出するために設けられたのが選挙區で、理論からいふときは全國を通じて一選挙區とし、別に選挙區劃を設けないことを至當とするが、元來選挙は國民の行ふものであるから、その實行には最も便利な方法を執らねばならぬ。然るに全國を通じて一選挙區とするときは、地域の極めて狭い國を除く外は、その實行が頗る困難であるから、何れの國でも選挙區を設けて居る。選挙區を設ける方法には區域を狭くして、一區から一人づゝの議員を選出するものと、區域を廣くして一區から數人を選出するものとの二種が

ある。この場合前者を小選挙區制、後者を大選挙區制といふのである。

第五節 貴族院

- 一 成年に達せられた皇族の男子。
- 二 公侯爵にして滿三十歳以上の男子。
- 三 伯爵の男子で神官、諸宗僧侶、教師の職に在る者を除いた中から互選された伯爵十八人、子爵と男爵各六十六人。
- 四 滿三十歳以上の男子で、國家に功勞あり又は學識ある者から勅選された者。
- 五 滿三十歳以上の男子で、帝國學士院會員中から、互選し勅任された者。
- 六 滿三十歳以上の男子で、北海道及び各府縣に於て土地又は商業につき、多額の直接國稅を納める者の中から互選して勅任された者。

第六節 召集、開會、閉會

召集は議員各個人を召集することで、議會そのものに對する

命令ではない。議會が合議體で成立したことを開會といひ、議會は開會と同時に始めて權限を行使する能力を生ずる。議會が合議體として權限の行使を停止することを閉會といひ、閉會後は議員はあつても議會はない。

第七節 議會の權限

- 一 議會の權限の主なものは次の通りである。
- 一 法律の制定に協賛を與へること。
- 二 憲法の改正案を議決すること。
- 三 緊急命令に承諾を與へるや否やを議決すること。
- 四 豫算案に協賛を與へること。
- 五 豫算超過若くは豫算外の支出に對し、承諾を與へるや否やを決すること。
- 六 國債を起し又は豫算外國庫の負擔となるべき契約をなす場合には協賛を與へること。
- 七 緊急財政處分に對し、承諾を與ふるや否やを決すること。
- 八 豫算を審査すること。
- 九 毎年度發行の大藏證券最高額を決すること。

第八節 議院の權限

- 一 議院の權限の主なものは次の通りである。
- 一 天皇に上奏すること。
- 二 天皇に奏上すること。
- 三 政府に建議をなすこと。
- 四 法律案を議決し又は提出すること。
- 五 人民の請願を受理すること。
- 六 議員の逮捕を許すこと。
- 七 内部に必要な規則を定めること。
- 八 議員の資格を審査すること。
- 九 議員の懲罰をなすこと。
- 一〇 議員の請暇及び辭職を許可すること。

第九節 議員の權利義務

兩院議員はすべて左の權利を有し義務を負ふものである。

- 一 發言表決を自由に行ふこと。
- 二 身體の自由を有すること。
- 三 質問すること。
- 四 議案及び上奏案を發議すること。

義

- 一 召集に應ずること。
- 二 自ら出席すること。
- 三 議場に出席すること。
- 四 院内の整理に服すること。
- 五 選舉人の指示若くは委囑を受けざること。

第十節 休會、停會、解散

休會 議會の會期中その時日を定めることは各院の自由であるから、一開會日と他の開會日との間が幾日隔つても亦各院の自由である。各院はこの權限により或は休暇のため、或は議事の準備のために、その討論を一時止めることがある。これが議會の休會で、素より大權の發動によるものではない。

停會 停會とは大權によつて議會の會期中、議會の議事を中止することである。だから停會中は兩院とも本會議はもとより、委員會も一切開くことは出來ぬ。然し停會は議事を中止するもので、これを廢止するものではないから、停會の期日さへ經過すれば、召集を行はずして當然開會し、會議の組織も

第十一節 協賛と承諾

亦停會のため改められることはない。

解散 解散とは議員の資格を任期に先づて剝奪することである。解散は衆議院にのみ行はれるので、貴族院に對しては行はれない。それで衆議院が解散されたときは貴族院は停會となる。解散は閉會中でも出来るが、普通は開會中に行はれる。

協賛は天皇の行爲に對し、同意を表すものでも無ければ、又その申込みに對する承諾でもない。たゞ天皇の統治權の行動に際し、議會の希望する所を表示するに過ぎない。だから協賛は事件の前にのみするもので事件後には無い。承諾は緊急命令や豫算超過や豫算外の支出に對し、事後に於て異議のないことを表示するものであるから、協賛のやうに修正權はない。

ことが出来る。然るに奏上は議院が議決の結果を奏聞に達すること、法律案の可決、又は議長、副議長の候補者の選挙に限り居るのである。

第十三節 建議

建議は議院が政府に對して、立法又は行政事項に關する將來の希望を述べることである。然しこの希望が直ちに行はれると否とは建議の性質に關係なく、從つて政府は必ずしも議院の建議を採用せねばならぬ義務もない。そこで一旦建議が採納されたならば、同一會期中に同一建議を再びなすことは出来ぬ。

第十四節 委員會

委員會は特定の事項を審査せしめるために、特定の人を以て組織される本會議の豫備機關で、議案を鄭重慎重に調査すること、議決の經過を敏捷ならしめることを目的とする。この委員會には全院委員會と、常任委員會と特別委員會との三種がある。全院委員會は議員の全數を以て委員とし、その本會議と異なる所は唯議長が違ふこと、法律上效力ある議決が出来なく議案を審議するのみである。常任委員會は事務の必要により、

これを數科に分ち、擔任の事件を審査するためには、毎會期の始めに委員を選任し、その會期中存続する。特別委員會は一件を審査するために設けるもので、政府から提出した法律案の如きは、この委員會を経なければ本會議に上程することは出来ないものである。

第十五節 政府委員

政府委員は帝國議會の開會に當り、政府の意見を述べ又は説明をなすために任命された官吏で、國務大臣とは別である。從つて政府委員はその任命された事務の範圍外に互つて意見を述べ、又は説明する權能はない。

第十六節 政黨

政黨は多數人が、同一の目的の下に結合した政治上の結社であるから、各政黨とも各々異つた政治上の主義、綱領、宣言等をも有して居る。政黨は政治の状況によつて幾つもあるが、これを大別すれば政府の與黨と反對黨の二つに大別される。從つて反對黨の勢力が政府を凌ぐときは、内閣を更迭せしめることもあり得るのである。

第十七節 法律と命令

法律は帝國議會の協賛を経て、法律といふ名稱で天皇の裁可公布された法規をいふ。命令は帝國議會の協賛を経ることなく天皇の親裁により、又はその委任により行政官廳の發する法規其他の規則である。法律と命令との區別は立憲政體で始めて認めることが出来るもので、專制政體ではこの區別は認められない。命令には緊急勅令、執行命令、獨立命令、委任命令などがあつて各々その效力を異にしてゐる。

第六章 司法

第一節 司法制度

司法は法律の適用を目的とする統治權の作用で裁判所がこれを行う。司法について司法行政といふことがあるが、これは司法大臣が裁判所や検事局を監督する行政事務の如く、司法といふ國家行爲を行ふために必要な準備及び補助をなす各種行政の總稱である。又司法事務を大別して司法行政事務と司法裁判事務との二つに分つが、一般的に司法に關係する事務は行政事務であり、事件の審理及び裁判に關し且各訴訟の終るを目的とす

る事務は裁判事務である。例へば各司法年度に於ける事務の分配、判事の配置を定めるなどは司法行政事務に屬し、被告の呼出、證人の訊問などは司法裁判事務に屬して居る。

裁判所 裁判所は法律の適用を目的とする統治權の作用を行ふ所で、普通裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四種に分たれて居る。

區裁判所 區裁判所は、一人の判事を以て組織する單獨制の司法官廳である。その裁判權は

一 民事事件については、千圓を超過しない金額又は價格千圓を超過しない物に關する請求。

二 價格に拘らず住家其他の建物、又はその或る部分の受取、明渡、使用、占據又は修繕に關し、又は賃借人の家具若くは所持品を賃借人が差押へたことに關して、賃借人と賃借人との間に起つた訴訟、不動産の境界のみに關する訴訟、占有のみに關する訴訟、雇主と雇人との間に雇傭期限一年以下の契約に關して起つた訴訟、賄料、宿料、旅人の運送料、これに伴ふ手荷物運送料、旅店若くは飲食店の主人、又は運送人が旅人より保護のために預つた手荷物、金銭、有價物等につき、旅人と旅店若くは飲食店の主人との

間、又は旅人と水陸運送人との間に起つた訴訟。
三 法律に特別の規定あるものを除き非訟事件に關する事務。

四 破産事件。
五 刑事事件では拘留又は科料に該する罪、有期の懲役若しくは禁錮にあたる罪で豫審を経ないもの、其他訴訟法又は特別法によつて、區裁判所に屬せしめた訴訟を取扱ふ。

地方裁判所 地方裁判所は民事、刑事の訴訟を裁判する合議裁判所で、區裁判所の控訴審となり、又は區裁判所に屬しない事件の第一審裁判所となり、三人の判事を以て民事部又は刑事部を組織する。地方裁判所の裁判權は、一民事事件については區裁判所の權限に屬するもの、又は皇族に對する民事訴訟にして東京控訴院の權限に屬するものを除く以外の訴訟、區裁判所の判決に對する控訴、區裁判所の決定及び命令に對し法律で定められた抗告。

二 非訟事件では區裁判所の決定及び命令に對し、法律に定められた抗告についての裁判。
三 刑事事件については訴訟法其他法律の定めたる事件の裁判などである。
控訴院 控訴院は民事、刑事の裁判をする合議裁判所で、各控

訴院に一乃至二以上の民事部及び刑事部がある。控訴院の裁判權は、
一 民事と刑事の事件を問はず、地方裁判所の第一審に對する控訴、地方裁判所の第一審として爲した決定及び命令に對し法律に定められた抗告。
二 東京控訴院に限り皇族に對する民事訴訟につき第一審及び第二審の裁判所としての裁判權。
三 以上の外訴訟法其他の法律で定められたものである。

大審院 大審院は最高裁判所で、法律の解釋適用の統一を圖ることを以てその本務とするから、大審院の特別權限に屬する皇室に對する罪、内亂に關する罪、皇族の犯した罪に對する以外は、事實審として審理しないのが原則であるが、刑事事件に付ては例外として事實審理をする。その裁判權に屬する事項は、
一 終審裁判所として地方裁判所及び控訴院の第二審判決に對する上告、地方裁判所の第二審として爲した決定及び命令並に控訴院の決定及び命令に對して法律に定められた抗告
二 皇室に對する罪、内亂に關する罪、皇族の犯した罪で、禁錮以上の刑に當るもの、豫審及び裁判。

三 以上の外訴訟法及び特別法の定めたる事項等であるが、大審院は法律の解釋適用を歸一することを職責とするから、各部に於て同一の法律點につき相容れない意見を發見するときは、人民をしてその適從する所に迷はしめる結果となるので、この弊を避けるため、この場合には各部の聯合審判制が行はれてゐる。

検事局 検事局は裁判所に對し獨立した官廳で各裁判所に附置されてゐる。一人乃至數人の検事を置くが各検事局が相對立して獨立するもので無く、その内部では融合して同一體となつてゐる。この點で検事局は全く裁判所とその性質を異にした一の司法行政官廳である。即ち検事局は司法大臣に從屬し、各検事局は一個の司法行政官廳の一部であるから、検事はその最上官たる司法大臣及び所屬上官の命令に服せねばならぬ。これを検事同一體の原則といふのである。

第二節 司法職員

判事 判事とは所謂裁判官のことで、司法裁判所を構成し、その裁判事務を司り、豫審判事、受託判事、受命判事、監督判事、豫備判事等の種別がある。豫審判事は司法大臣から

各地方裁判所の裁判權に屬する、刑事の豫審手續をなすことを命ぜられた地方裁判所の判事で、大審院の特別事件を除く外地方裁判所に限つて常設される。受託判事は或る裁判所又は判事が訴訟行爲を他の裁判所の判事に囑託した場合、その囑託を受けた判事のことである。受命判事は合議裁判所の合議體即ち部の一員で、特別の場合に部の委任を受けて事務の執行に就ては、部を代表し檢證、臨床訊問などを行ふ。監督判事は區裁判所に二名以上の判事を置いた場合、司法大臣がその一人に命ずる職名で、司法大臣の委任により司法行政事務を行ふが、たゞ大臣の委任によつて行政事務を行ふのみで裁判官たる職司は他の判事と異なる所はない。豫備判事は判事に缺員あるまで司法大臣が新任の判事に命ずる職名である。
檢事 檢事は司法行政の事務を行ふ官吏で、裁判官では無いから、如何なる場合でも裁判事務に干與することは出来ぬ。それと同時に裁判所に對して獨立して居る。その職務の大要は左の如くである。
一 刑事訴訟に關する職務として犯罪を捜査すること、公訴を提起すること、公訴を實行すること。
二 公益の代表者として上告、再審、非常上告をなすこと。

第七章 行政機關

三 民事事件については必要と認めるとき、通知を求め又は裁判所の通知に依つて法廷に立會ひその意見を述べること。

四 裁判所に屬し又はこれに關係する司法行政事件に付き、公益の代表者として、法律上その職權に屬する監督事務を行ふこと。

司法官試補 高等試験の司法科に合格し、判事又は檢察の事務を修習する者を司法官試補といふ。

裁判所書記 裁判所書記は上官の命令により、その事務を執行する者で、管掌する事務の主なるものは左の通りである。

- 一 公判又は判事、檢察の事務に立會ふこと。
- 二 書類の調製。
- 三 書類の送達。
- 四 判決の正本、謄本、抄本の作製、認證及び執行文の附與等に關すること。
- 五 訴訟關係人の呼出に關すること。
- 六 會計事務に關すること。

執達吏 執達吏は裁判所から發する文書を送達し、又は裁判所の裁判を執行し、並に強制執行をすることを常職とする官吏で、區裁判所のみ置くものである。

行政機關は行政を司る機關で、中央行政と府縣行政（地方行政）に分つことが出来る。地方行政は行政機關を分つた土地の區劃により、その地方の政治を委任する制度である。又中央行政は行政の事務の性質に依りその機關を區別し、廣く全國一般に及ぶ政治を行ふのである。中央行政を行ふものは、前に述べた内閣、内閣總理大臣、各省大臣などである。

第一節 官制と職制

行政機關は行政官廳と、公共團體との二つに分れて居る。その公共團體は人格を有し、自己獨立の生存目的を有する間接の國家機關である。行政官廳は人格を有しない國家機關である。そして行政官廳によつて行はれる行政を、官治行政又は單に行政と稱する。官制はこの行政官廳の組織及び權限を定めた規則である。官廳の組織を定めるといふことは、官廳が一人で組織されるか、數人を以て組織されるか、其他の補助機關の員數を如何にすべきかを定める謂ひである。又權限を定めるとは、官廳が國家の機關として國家を代表し得る事務の

特に他の特別官廳に屬せしめるものゝ外は、廣く管轄區域全般にわたつて總ての行政事務を掌る。府縣知事は又國家の機關であると同時に、他方では府縣自治體の行政機關であるから、同一府縣知事の行爲であつても、官廳としての行政行爲と、自治體の機關としての行政行爲とは嚴格に區別せねばならぬ。例へば府縣知事が過料を科するのは官廳としてするのであるが、府縣の財産を管理するのは府縣の機關としてするのである。府縣知事は内務大臣の指揮監督の下に、各省の主務について各省大臣の指揮監督を受け、法律命令を施行し、部内の行政事務を處理するもので、職務執行については

範圍を定める謂ひである。これを例へば地方官々制に於て「各府縣に左の職員を置く、知事、内務部長、警察部長、事務官、警視、技師、屬、警部……」と規定する類である。官制の制定は憲法上天皇の大權に屬するから、原則としては勅令に依るべきものであるが、法律を以ても亦これを定めることが出来る而して官廳は人を以て組織し、一定範圍内の國家事務を外部に對して行ふ所の機關である。官職は一人の官吏に委任される國家事務の全部をいふ。國家の行政事務は多數の官廳に分配し、この官廳はその分配を受けた事務を更に幾多の官吏に委任して處理せしめる。この處理する全部の事務が官職である。又地方廳は府縣廳の如く、全國中一定の地域を劃し、その一地方のみを管轄する行政廳で、内地一般の地方制度はその行政區劃を府縣及び市町村の二階級に分ち、府縣は知事をして國家の行政と自治行政を掌らしめ、市町村は自治團體の吏員をして、自治行政を行はしめると共に、國家の行政をも委任して行はしめて居る。

第二節 地方行政機關

府縣知事 府縣は單獨制の地方官廳で、府縣知事は法令を以て

一 内部の行政事務につき、その職權又は特別の委任によつて管内一般又はその一部に府縣令を發することを得る。この府縣令には五十圓以内の罰金、科料又は拘留の罰則を附することが出来る。其他行政執行法第五條により、行政處分を強制するために執行罰として、十圓以内の過料を科することが出来る。

二 非常急變の場合に際し又は警護のために兵備を必要とする時は、師團長に移牒して出兵を求めることが出来る。

三下級官廳及び部下の官吏を指揮監督し、支廳長、島司、警察署長の處分又は命令が正規に反して公益を害し權限を犯した場合は、その命令や處分を取消し又は停止することが出来る。市長に對しても同一の權限があり、部下奏任官の功過及び懲戒を内務大臣に具申し、判任官以下については自らその進退及び懲戒を行ふ。

四自治法規の規定により市町村、町村組合、水利組合等の行政に對し監督權を行ふことが出来る。

北海道廳長官は内務大臣の指揮命令を受け、各省の主務に就ては各省大臣の指揮命令に基いて法律命令を執行し、北海道の拓殖、植民の事務及び部内の行政事務を總理する外、他の權限職務は府縣知事と同一であるが、北海道には、長官の下に支廳長を置き、長官の指揮命令によつて法律命令を執行し、部内行政事務の掌理及び部下官吏の指揮監督等の職權を與へて居る。

朝鮮總督 朝鮮總督府は單獨制の地方行政官廳で、朝鮮總督は文官又は武官を以て之に當て、官等は親任官である。朝鮮はその民度、風俗、慣習等が著しく内地と異なるものがあるから、此處に行はれる法令もまた内地と趣を異にし、その

區域が頗る廣大なため特に總督府を設け、總督をして全朝鮮を管轄せしめるのである。總督の下には内地の府縣知事に相當する道知事、舊郡長に相當する府尹、郡守、島司等が配屬されて居る。總督の地位は天皇に直隸するが、諸般の政務、奏任文官の進退などは、内閣總理大臣を経て、上奏し裁可を受ける。その權限は頗る廣く、法律で定める事項でも、制令で規定して發布することが出来る。

臺灣總督 臺灣總督府は臺灣及び澎湖列島とその管轄區域とする單獨制の地方官廳で臺灣總督を親任官とし、文武官を以て任ぜられる。臺灣は國防上重要な位置にあるのみでなく、内地と遠隔の地にあり、その區域も廣大で、且つ民情、風俗も内地と趣き異にして居るから、朝鮮と同じく特に總督府を設け、他の一般地方廳に比して特別の地位を與へて居る。總督は拓務大臣の監督を受け奏任文官の進退等は、拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て上奏裁可を仰ぐ。總督の下には知事及び廳長がある。

樺太廳長官 樺太廳は單獨制の地方官廳である。樺太も朝鮮と等しく内地と事情を異にして居るが、舊來の人民は少く、地域も比較的狭いから長官の權限も從つて狭い。樺太廳長

官は拓務大臣の指揮監督を受けて法律命令を執行し、部内の行政事務を管理するが、郵便電信等に關する事務は逓信大臣、貨幣、銀行、關稅に關する事務に就ては、大藏大臣の監督を受ける。長官の下には支廳長を置いて事務を分掌せしめて居る。

關東州廳長官 關東州廳は關東州の長たる單獨制の官廳で、關東州廳長官は勅任である。滿洲國駐劄特命全權大使の指揮監督を受け、關東州内の行政事務を管理する。

南洋廳長官 南洋廳は南洋の長官たる單獨制の官廳で、南洋廳長官は拓務大臣の指揮監督を受けて部内の事務を管理するが、郵便電信に關する事務に就ては逓信大臣、貨幣、銀行及び關稅に關する事務に就ては大藏大臣、度量衡及び計量については商工大臣の監督を受ける。廳内を内務、財務、拓殖の三部に分ち部長をして管理せしめ、學校、法院、郵便局等がこれに屬して居る。

第八章 府縣行政

第一節 府縣の組織

現在の府縣制は明治三十二年三月、法律第六十四條を以て發

布せられ、その後明治四十一年には法律第三號、大正三年には法律第三十五號、大正十五年には法律第七十五號、大正十五年には法律第七十五號、昭和四年には法律第五十五號、昭和十年には法律第四十四號を以て改正を加へられたもので、府縣の組織については、從來の區域に依り市町村及び島嶼を以て組織すべきことを規定されて居る。地方團體としては最上級に位置するが、その固有の事務を有すること、法人であること等は市町村と異なる所はない。

府縣會 府縣會は市町村の公民で、市町村會議員選舉有權者を以て選舉有權者と定め、是等の人々から選舉された議員を以て組織される。その定員は人口七十萬未満の府縣では三十人、七十萬以上百萬未満の府縣では人口五萬を加へる毎に議員一人を増し、人口百萬以上の府縣では七萬人を加へる毎に議員一人を増す規定となつて居る。府縣會の議決すべき事項は一府縣條例及び府縣規則を設け又は改廢すること。

- 二歳出入の豫算を定めること。
- 三決算報告に關すること。
- 四法律命令に定めるもの、外使用料、手数料、府縣稅及び夫役、現品の賦課徵收に關すること。

五 不動産の處分並に賣買譲渡に關すること。
 六 積立金穀等の設置及び處分に關すること。
 七 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外、新たに義務の負擔をなし又は權利の拋棄をなすこと。
 八 財産及び營造物の管理方法を定むること。
 などがその主なるものである。

府縣參事會 府縣參事會は議長及び名譽職府縣參事會員を以て組織する。府縣參事會の職務權限は

- 一 府縣會の權限に屬する事件にして、その委任を受けたものを議決すること。
- 二 府縣會閉會中府縣會の權限に屬する事件で、輕易なるものを府縣會に代つて議決すること。
- 三 府縣會が成立しないとき、招集に應じないとき、府縣知事が府縣會を招集する暇がないと認めるときに、府縣會の權限に屬する事件を代つて議決すること。
- 四 府縣會の議決したる範圍内に於て、財産及び營造物の管理に關し、重要な事項を議決すること。
- 五 府縣費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決すること。

六 府縣に係る訴願、訴訟及び和解に關する事項を議決すること。
 七 其他法律命令により、府縣參事會の權限に屬する事項等である。

府縣官吏及び吏員 府縣には知事の外に官吏、吏員及び委員を置く。官吏は別に定めた官制によつて任免し、吏員は府縣知事が任免し、委員は府縣會の議決を経て府縣知事がこれを定める。委員は名譽職であるが其他は皆有給である。

第二節 府縣稅

府縣稅は府縣に要する費用を支辨するために賦課徵收するもので、府縣收入の主體となつて居る。稅目及び徵收方法について、法律に規定あるもの、外は勅令の定める所による。又勅令の定める所により、府縣は管内の市町村に對しその費用を分賦することが出来る。

第三節 府縣の監督

府縣はその區域廣大で、國家との利害關係が密接である。従つてその監督權の範圍も嚴重で、國家はその執行機關である府

縣知事に對し法規に依つて監督する外、絕對の指揮命令權を有するのである。而して府縣に對する監督は一般的には内務大臣であるが、特定の事項に付ては各省大臣も亦監督權を有する。内務大臣は府縣の行政が法律命令に違反しないか、又は公益を害しないかを監督するため左の權限を有するものである。

- 一 行政事務に付き報告を爲さしめ、書類、帳簿を徴し、又は實地に付て事務を視察し、出納を検査すること。
- 二 府縣行政の監督上必要な命令を發し又は處分を爲すこと。
- 三 府縣の豫算中不適當と認めたるものは之を削減すること。
- 四 府縣會又は府縣參事會の議決が、權限を超え又は法規に違反したときは、その決議を取消すること。
- 五 府縣に代つて府縣の意思を決定すること。
- 六 一定の事項に對して許可を與へること。
- 七 勅裁を経て府縣會の解散を命ずること。
- 八 訴願に對して裁決を與へること。
- 九 府縣吏員の服務規律を定めること。

第九章 市町村行政

第一節 市町村の構成

自治 一般に廣く自治とは、自から自己の事を處理する謂ひであるが、行政法上の自治は、自治團體が法律に依つて與へられた行政事務を自己の生存目的として行ふことである。だから自治行政は、國家の事務であると同時に又自治團體の事務でもある。例へば市が市政を行ひ、町村が町村政を行ひ、府縣が府縣政を行ふが如きは皆自治である。

自治團體 自治團體は一定の土地とその住民によつて構成する公共團體で、國家から與へられた權能によつて團體の公共事務を自ら施行し、同時に國家から委任された行政を行ふもので、現行法では市町村はこれに依り、府縣は自治行政と官治行政を兼ねた體裁となつて居る。

市町村の組織 市町村は土地及び住民を以て組織されるが、その土地は市町村の區域を示すものであり、區域は又同時に國家の行政區劃ともなつて自治權の行はれる標準となる。市町村は直接人民に接して國家の事務を行ふものであるから、その區域は餘りに廣くしてはいけない。若し廣きに過るときは風俗習慣を異にする諸地方を合一するの結果、最小下級自治體である實を失ふことになる。然し區域が餘りに狭きに過るとときは又費用の支辨に堪えられないから、餘り狭くても

いけないのである。

市町村住民 市町村に住居を有する者は、老幼男女たるに論なく、又本籍地たると寄留地たるを問はず、悉くその市町村の住民である。市町村住民は市町村制に従ひ、その市町村の財産及び營造物を共用する権利を有し、これに對して市町村の費用を負担する義務を帯びて居る。

公民及公民権 市町村の住民にして、その市町村機關の組織に參與し得る資格ある者を、市町村公民と稱し、この資格を得るには

- 一 帝國臣民たる男子にして満二十五歳以上であること。
- 二 二年以上その市町村の住民たること。
- 三 禁治産者、準禁治産者、破産者で無いこと。
- 四 一定の住所を有すること。
- 五 貧困に因り生活のため、公私の救助又は扶助を受けた者で無いこと。

六 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者でないこと。

等の條件を具備せねばならぬ。若しこの條件の一を失ふときは公民権は失はれる。又次の各號の一に該當しない者で、名譽職の當選を辭し或はその職を辭し、又はその職務を實際に執行し

ないときは、市町村は一年以上四年以下、その公民権を停止することが出来る。

- 一 疾病により公務に堪えない者。
- 二 業務の都合上常にその市町村内に居ることの出来ない者。
- 三 年齢六十年以上の者。
- 四 官公職のため市町村の公務を執ることの出来ない者。
- 五 四年以上市の名譽職、市町村吏員、市町村會議員の職に任じ爾後同一の期間を経過しない者。
- 六 其他市町村の決議に依り正當の理由ありと認めめる者。

この外滞納處分中又は破産の宣告を受け、その確定の時から復讐の決定確定するまで、禁錮以上の宣告を受けた時からその執行を終り、若くは執行を受けることの無くなるまでは公民権は停止される。市町村公民は公民でない普通住民の持つて居る權利義務の外、市町村の選挙に參與し、市町村の名譽職に選挙される權利を有し、同時に又これを擔任する義務を負はねばならぬ。

第二節 市町村條例及び規則

市町村はその自主權に依つて條例及び規則を設定することが

出来る。その條例及び規則は市町村長が提案し、市町村會議の議決を経た上一定の許可の手續を履み、公告式によつて告示することを要する。條例はその市町村の事務及び住民の權利義務に關して設けるものであり、規則は營造物に關し條例を以て規定しない部分に對して設定する。例へば營造物自體については條例を以てし、その使用に關する事項並に使用料等については、規則で補足するのである。この條例及び規則は一般の法令と同様に、市町村民に對して拘束力を持つて居るが、法律命令の範圍内に於て存在するものであるから、法令に反した規定は許されないものである。

第三節 市町村の機關

市町村會 市町村會は市町村公民の選挙した議員を以て組織する合議制の決議機關で、市町村の意思を決定することが主要な任務であり、外部に對しては市町村を代表しないのである。市町村會の決議事項は左の通りである。

- 一 條例及び規則を設定し、又はこれを改廢すること。
- 二 市町村費を以て支辨すべき事業に關する事項。
- 三 歳入出豫算を定むること。

四 決算報告を認定すること。

五 法令に定めるものを除く外使用料、手数料、加入金、市町村税又は夫役、現品の賦課徴収に關すること。

六 不動産の管理處分取得に關すること。

七 基本財産及び積立金穀等の設置管理及び處分に關すること。

八 歳入出豫算に定むるものを除く外、新たに義務の負擔をなし及び權利の拋棄をなすこと。

九 財産及び營造物の管理方法を定むること。

一〇 市町村吏員の身元保證に關すること。

一一 市町村に係る訴訟及び和解に關すること。

又市町村會は市町村の事務に關する書類や計算書を檢閲し、市町村長の報告を請求して事務の整否を調べ、豫算に準據して收支の當否をも調べる事が出来る。

市町村會議員の定數 市會議員の定數は人口五萬未満の市では三十人、五萬以上十五萬以下の市では三十六人、十五萬以上二十萬以下の市では四十人、二十萬以上三十萬以下の市では四十四人、三十萬人以上の市では四十八人、人口三十萬を越ゆる市では人口十萬、五十萬を越ゆる市では人口二十萬を加へる毎に各議員四人を増加するが、この定數は市條例を以て

増減することが出来る。

町村會議員の定数は、人口五千以下の町村では十二人、五千以上一萬以下の町村では十八人、一萬以上二萬以下の町村では二十四人、人口二萬以上の町村では三十人と規定されて居るが、この定数は町村條例を以て増減することが出来る。

市参事會 市参事會は市長、名譽職参事會員を以て組織する。

名譽職参事會員の定員は十六名であるが東京、京都、大阪市等ではこれを十五人まで増加することが出来る。名譽職参事會員は、市會議員から隔年選舉する。参事會は

一 市會の權限に屬する事件で、その委任を受けたものを議決すること。

二 市會の閉會中市會の權限に屬する事件で、輕易なものを市會に代つて議決すること。

三 市會が成立しないとき、市會が議員の定数を缺くため會議を開くことが出来ないとき、又は市長が市會を招集する暇がないと認めるとき、市會の權限に屬する事件を市會に代つて議決すること。

四 其他法令により市参事會の權限に屬する事件についての權限を有する。

市参與 市参與は現今發展しつつある瓦斯、水道、電燈、電車等の如き、市の經營する事業の事務を管掌するに當り、特別な吏員としてその事業に參與する者である。

町村公民總會 特別の事情ある町村に於ては、公民權ある町村民全員が總會を開いて町村會に代へることが出来る。町村會が決議機關として町村會を設ける理由は、多數の町村民を一黨に會することが困難なため代議員を選出して議決せしめるのであるが、人口の少い町村では必ずしも町村會を設ける必要なく、公民が全部集つて共同事務を議定するのが、寧ろ實際に適切であるから、かゝる事情のある町村では公民總會を以て、町村會に代へることが出来るのである。

市町村吏員 市町村吏員はその市町村の事務を擔任する執行機關で、市町村に對する是等吏員の關係は、國家に對する官吏の關係と同様である。然し市町村吏員は官吏でないから、官吏に對する法規は特別の明文のある場合の外は市町村の吏員に適用されない。

市町村長 市町村長は市町村會で選舉する市町村の執行機關で市町村を統轄してこれを代表するもので、その權限は

一 市町村會の議決を経べき事件について、その議案を發し、

務に従事する。

第四節 町村吏員の選任、待遇

又その議決を執行する。

二 財産及び營造物を管理する。

三 収入支出を命令し又會計を監督する。

四 證書及び公文書を保管する。

五 法令又は市町村會の議決により使用料、手数料、加入金、市町村税又は夫役、現品を賦課徴収する。

助役 助役は市町村長の事務を補助する。又市町村長に故障のある場合はこれを代理するが、助役が數名あるときは市町村長の定めた順序によつてその任に當る。

収入役 収入役は市町村の出納其他會計事務、及び國府縣其他公共團體の出納又は會計事務を掌る。

副収入役 副収入役は収入役の事務を補助し、収入役に故障ある場合は之を代理する。

區長 區長は市町村長の命を承けて、市町村長の事務に屬するその町村内の事務を取扱ふ。

委員 委員は市町村長の指揮監督を受け、財産又は營造物を管理し、其他委託を受けた市町村の事務を調査し又これを處辨する。

有給吏員 有給吏員は市町村長の命を受けて、各委任された事

町村長及び町村助役は任期四年の名譽職であるが、町村條例によつて有給とする事が出来る。町村長は町村會に於て選舉し、助役は市町村長の推薦により、町村會がこれを定める。すべて府縣知事の認可を受くべきものであるが、若し府縣知事の不認可に對して町村長又は市町村會が不服あるときは、内務大臣に具狀して認可を請ふことが出来る。収入役は有給吏員で町村長の推薦により町村會がこれを定めるが、町村長又は助役と父子兄弟である者は収入役となることは出来ぬ。町村委員には臨時と常設との二種がある。いづれも名譽職で町村會が之を選舉するが、委員長は町村長又はその委任を受けた助役を以てこれに充てる。町村長、助役、議員等の名譽職は職務のために要する費用の辨償を受けることが出来る。又名譽職町村長、助役、區長、委員等に對しては費用辨償の外勤務に相當する報酬を給與することが出来る。その額方法等は町村會の議決を経てこれを定める。有給吏員に對しては條例により退職料、退職給與金、死亡給與金、又は遺族扶助料を支

給することが出来る。尚ほ市吏員の選任及び待遇も町村と略ぼ同様である。

第五節 市町村税

市町村税とは市町村がその財産から生じた収入、使用料、手数料、過料、過怠金其他法令によつて、市町村に属する収入を以て支出に當て、尙不足する場合に賦課徴収するもので、附加税と特別税との二種に分れる。附加税は既に在る国税、府縣税を根據とし、その税額の幾分を市町村税として賦課徴収するものをいふ。又特別税は市町村に限り、別に定めて賦課するものであるが、市町村税は附加税を先にし、その附加税のみで不足する場合に限り、特別税を賦課徴収するのが原則である。

第六節 市町村組合

市町村組合は二個以上の市町村が、その事務を共同して處理する組合で、これには協議上の組合、強制組合、一部組合、全部組合の種類がある。協議上の組合は關係市町村の協議により、府縣知事の許可を得て設けるものであり、強制組合は公益上必要がある場合に府縣知事が關係市町村の意見を聞き、府縣参事

會の議を経た上、内務大臣の許可を受けて設けるものである。又一部組合は市町村が或事務の一部を共同處理するために設ける組合であり、全部組合は特別の必要がある場合に於て、或事務の全部を共同處理するために設けられる。全部組合を設けるときは、町村の合併を行つた方が得策であるが、地方の事情によつて合併することの出来ないときはこの組合を組織する。

第七節 市町村の監督

市町村は地方自治團體であると同時に國家の行政機關であるから、その市町村の事務が完全に行はれると否とは、延て國家の利害に關係を及ぼすので、國家は市町村に對し常にこれを監督するの必要を生ずる。その監督の機關は府縣知事と内務大臣であるが、特別の事務に關しては大藏大臣、行政裁判所等が監督權を持つて居る。監督の目的は、消極的には町村が法律命令に違反し、權限を超え又は公益を害することを防ぎ、積極的には町村をして適當にその公共事務を執行せしめるにある。

第十章 警察行政

警察行政は社會公共の安寧秩序を維持するために、危難を

防ぐ目的で、臣民の自由を制限する統治權の發動である。それで危難を防ぐ目的と、自由を制限する手段との二要素を備へなければ警察とは言はれない。例へば火災豫防の目的から、燃焼し易い家屋の建築を禁止したり、市街交通上の危害を防ぐため左側通行を強制するの類は警察行政であるが、普通教育を受けしめるために、臣民を強制してその児童を入学せしめるが如きは、私人の自由を制限するけれども、危害を防ぐといふ要素はないから、これを警察作用とは言ひ得ないのである。

第一節 警察の分類

警察はその觀察を異にするに依つて、種々に分類される。その主なるものは次の如くである。

保安警察と行政警察 保安警察は一般に社會公共の安寧秩序に對する危害を防ぐのを目的とするので、獨立の區域と一定の範圍とを有する。例へば集會、結社、出版物等の取締の如きである。行政警察とは獨立一定の範圍を有しないで、各種の行政事務に附隨して安寧秩序を維持するを目的とする作用である。例へば森林行政に伴ふ森林警察、鑛山行政に伴ふ鑛業警察の如きである。

司法警察と行政警察 司法警察は犯罪の捜査と犯人を逮捕するのを目的とする作用で、犯罪發生後に司法權の行使を補助するものである。この警察は本來純然たる警察作用ではないが事實上警察機關がこれに従事して居るから、世人は警察といへば直に司法警察を指すものと思つて居る。行政警察は警察作用中の司法警察を除いた總ての警察をいふので、前に述べた保安警察も行政警察もこの中に含まれる。

高等警察と普通警察 前に述べた保安警察は、更にこれを高等警察と普通警察とに區別することが出来る。高等警察は直接に國家又は公共全體の安寧秩序に對する危害を防止するを目的とする。普通警察は直接に一個人の身體財産に對する危害を防止するを目的とする。故に高等警察に屬するものは、集會、結社、出版等に關する事項で、普通警察に屬するものは泥酔者の檢束、衛生に關して個人に清潔法の執行を命令するなどである。

國の警察と地方警察 國の警察は國家全般又は大部分に涉つて執行する警察で、國家の官廳が掌る警察である。地方警察は市町村の区域内に限り執行する警察で、市町村長が法律命令に依つてその事務を掌るものである。

第二節 警察官廳

茲に警察官廳といふのは、公安を維持するために特に設けられた機關を指すのである。

内務大臣 内務大臣は最上級に在る普通警察官廳で單獨の官廳である。その補助機關として、一般警察事務のために警保局を置き、衛生警察事務のために衛生局を置く。

地方長官及び警視總監 地方長官は中級に在る普通警察官廳で最も重要な地位に在る。警視總監は東京府に限り設けられた中級の警察官廳である。

警察署長 警察署長は最下級に在る普通警察官廳で、警視、警部又は警部補がこれに當つてゐる。

第三節 警察執行機關

警察官吏 前に述べた内務大臣、地方長官などは警察権を行ふものであるが、實力を行ふ權限を有しない。それで實力を行ふ機關が必要である。この機關は地方長官などの補助機關である警察部長、警視、警部、警部補及び巡查等である。是等を警察官吏といふのである。

憲兵 憲兵も警察執行機關の一種である。然し憲兵は軍事警察を掌るを本來的職務とするから、行政警察事務を行ふのは、警察官吏を援助する程度に過ぎないのである。

軍隊 軍隊は通常警察事務に關與するものではないが、戦時や事變に當つて、普通の警察力で公安を維持し得ない場合に、軍隊に依つて警察権を行ふ必要がある。天皇が戒嚴の宣告をした場合、又は地方長官が軍隊の出動を要求した場合などは、軍隊が警察執行機關となるのである。

第十一章 行政救済

行政救済とは國家の行政作用によつて、臣民の權利又は利益を侵害された場合にこれを救済することをいふ。行政救済の種類は請願、行政訴訟、行政訴訟の三種である。

第一節 請願

請願は臣民が天皇又は國家機關に對して、行爲又は不行爲を請ひ願ふことである。請願は公共の利益に關する事項でも、又個人の利害に關する事項でも、過去、將來の事項でも爲すことを得る。又請願は天皇を始め奉り如何なる官廳に對しても

爲すことが出来る。請願が請願令に反しない限りはこれを受理すべきものであるが、これに對しては何等の指令をも與へないから、その效力は頗る薄弱である。

請願の中帝國議會に對して爲すものは、議院法に規定されてあるが、其他の請願は請願令に依つて文書を以て爲すべきものである。

第二節 行政訴訟

行政訴訟は行政官廳又は地方自治團體などの違法な處分や不當な處分の審査を求めるとき、他の行政官廳に對して救済を求め手續である。例へば警察署長が不當に營業の許可を取消した場合に、府縣知事に對してその處分の取消を求めるときである。

訴訟は法律、勅令で特にこれを許した事項に付てのみなし得るもので、總ての行政處分に付て訴訟を許してゐない。一般的に訴訟をなし得る事項は左の通りである。

- 一 租税及び手数料の賦課に關する件。
- 二 租税滞納處分に關する件。
- 三 營業免許の拒否又は取消に關する件。

四 水利及び土木に關する件。

五 土地官民有區分に關する件。

六 地方警察に關する件。

訴訟をするには一定の期間内に一定の形式を備へた文書で、一定の順序を経て爲すべきものである。

第三節 行政訴訟

行政訴訟は行政官廳の違法なる行政處分に付て、行政裁判所にその取消又は變更を求むる救済手續である。行政訴訟も亦訴訟と同じやうに、特に法律、勅令でこれを許した事項に付てのみなし得るもので、その事項は前に述べた行政裁判所の部に掲げてある。又行政訴訟も一定の期間内に、一定の形式を具へた文書で提起すべきものである。

行政裁判所は行政訴訟に付き當事者を呼出し、裁判の形式で審理して判決を爲すのである。

第四編 法律知識

民法

民法は一般民衆の社會生活につき、主として人の身分、能力、財産に關し、彼此相互間の權利義務を規定したもので、吾人の日常生活に最も密接な關係を有する法律である。

第一章 總則

第一節 人

人及び法人は權利義務の主體であるが、茲にいふ人は自然人のことで、その男性と女性たるを問はぬ。然し民法第一條に「私權の享有は出生に始まる」と規定してある通り、胎兒は自然たる資格はないのが原則である。

第二節 能力

能力には權利能力、意思能力、行為能力等の區別がある。權利能力は權利を享有し得る資格のことで、この資格ある者を法

律上の人格者又は主體といふのである。意思能力は正常な認識力及び判斷力のことで、嬰兒、幼兒、白痴等の如く、正常なる意思作用をなし得る能力のない者を意思無能力者といふ。行為能力は例へば成年者が物權を設定したり、債權契約をなすが如く、有効に法律行為をなし得る資格のことで、權利能力を有する者は一般に行為能力ある者と看做されて居るが、意思能力を有せぬ者や民法上の無能力者に對しては、行為能力を制限して居るのである。

第三節 民法上の無能力者

未成年者、妻、禁治產者、準禁治產者の如きを民法上の無能力者といひ、法律行為能力を制限されて居る。未成年者とは、滿二十歳に達しない者のことで、精神作用が未だ充分に發達して居ないから、法律は是等未成年者の法律行為に就ては、一定の例外を除く外、法定代理人の同意あることを必要として居る。従つて法定代理人の同意のないときは之を取消し得るのである。禁治產者とは心神喪失の狀況にあつて正常の意思能力を缺くため、一定の手續に従ひ裁判所に於て禁治產者の宣告を受けたものである。禁治產者の行為はこれを取消すことが出來

る。而して禁治產者の法律行為は後見人が代つて爲さねばならぬ。準禁治產者とは心神耗弱者、啞者、盲者及び浪費者で、一定の手續に従ひ裁判所から準禁治產者の宣告を受けた者であつて、法律行為をなすには保佐人の同意を必要とする。妻を民法上の無能力者としたのは家族制度を重んずる結果、家族の統一を圖る必要上、夫の權利を保護するため、その法律行為能力に制限を加へたものである。

第四節 住所

住所は人の生活關係の中心たる場所であるから、一人に就いて住所は一箇所に限られて居る。住所は本籍や寄留地とは意味を異にする。若し住所の知れない場合は法律上その居所を以て住所と看做すのである。

第五節 法人

自然人のやうに體軀は有しないが、私法上の權利に就ては、人と同一な權利を享有し得べき人の集團又は財産の集團を法人と稱する。法人にあつては理事がその機關の主となつて、一切の事務を執行し、外部に對しては法人を代表する。理事の外法人の機關としては監事及び社員總會がある。

第六節 物

民法上の物とは、外界の一部で私權の客體となり得る形體のあるものゝことで不動産と動産とに分れる。不動産とは土地又は土地に定着せる建物、立木法による立木の集團等をいひ、不動産以外のもので自由に處分し得るものはすべて動産である。

第七節 法律行為

その行為に依つて法律上の權利を發生し或は義務を負ひ、その效力を取消し又は變更することが法律行為で、契約がその主なるものとなつて居る。この外遺言、催告、通知、追認、取消等も法律行為である。法律行為はこれをなすべき能力あることを要し、公の秩序や善良な風俗に反することなく、眞實に且つ自由なる意思表示であらねばならぬ。

第八節 時 效

時効は時の經過によつて權利が消滅し、又は反對にこれを取得する原因のことで、消滅時効と取得時効とに分れる。時効の效力は起算の日に遡り、請求、差押、假差押、假處分、承認によつて中断される。取得時効は所有の意思をもつて二十年間善意に且つ平穩に公然と他人の物を占有した者が、その所有權を

取得し、又は十年間同様他人の不動産を占有することによつて、その所有権を取得することである。消滅時効は債権にあつては権利を行使し得る時より算へて、十年間これを行はざるこ

第二章 物權法

第一節 物 權

物權とは一定の物につき、直接利益を享有することを内容とする權利で、所有權、占有權、地上權、永小作權、地役權、留置權、先取得權、質權、抵當權等の種類がある。

第二節 所有權

所有權は物について、一般的にこれを使用、收益及び処分し得る權利である。例へば自己所有の土地を耕作し、或は家屋を建築し、こゝに住居し或は他人に貸し、又は賣却するなどはすべて所有權の作用である。

第三節 所有權に關する實際問題

自分の所有地に家を建てたり、塀を築いたりするときは、これと相接する隣地を使用せねばならぬことがある。この場合隣地の持主に向ひ正式に請求すれば、請求を受けた者は拒むことは出来ぬ。袋地となつて居る場合も正式に請求して隣地の土地を通行することが出来る。そのため生じた損害は賠償する責がある。隣接の高地から水が流れて来る場合、低地の人は抗議を申込むことが出来る。然しこの水は自然の理によつて流出する水に限られて居り、人工的に流し込むものに就ては拒むことが出来る。自分の土地に家屋を建築するときは、隣接地との境界線から、一尺五寸以上の距離を置かねばならぬ。他人の宅地を窺み得る窓、縁側などが境界線から三尺未満の所にある場合は目隠をつけねばならぬ。下水溜、用水溜、井戸等は境界線より六尺以上、池、圃等は三尺以上離すべきことを規定されて居る。都會等で人家稠密のため、隣家同志が窓越に家屋内を見通される場合は、住宅の所有者は隣家との協議を経て、板圍土塀、垣根等を繞らす權利がある。隣地の竹や木の根が、境界線を越えて来たならば、無断で切断することが出来るが、若し枝

である場合は切り去るやうに請求せねばならぬ。

第四節 占有權

占有權とは自分のためにする意思で、物を所持する權利である。現實に物を支配する事實から生ずる權利が占有權である。それで占有權は人が物を現實に所持する状態を保護するために認められたものであるから、占有者が占有物の上に行ふ權利は適法に有つて居るものと推定される。例へば盗んだ物を占有して居ても正當に有つて居るものと推定されるのである。

第五節 地上權

地上權は建物其他地上地下に設ける建設物、又は竹木を所有する目的で、他人の土地を借入れて使用する權利である。地上權の期間は地主と借地人との契約によつて定め、若し期間の定めのないときは、地上權者は何時でもその權利を放棄することが出来る。然し地代を拂ふべき場合は一年前に警告し、且つ期限の來ない一年度の地代を支拂はねばならぬ。地上權者は權利消滅のとき、土地を原状に復し、工作物や竹木を取去らねばならぬが、若し地主が其時の相場で購入しようとする場合、地上

權者は理由なくしてこれを拒むことは出来ない。

第六節 地上權と土地賃借權の異同

土地の賃借權は地上權と同様な目的のために設定することが出来るが、法律上では全然その性質を異にして居る。先づ地上權は地主の意思如何に拘らずこれを自由に譲渡し得るが、賃借權は賃借人の承諾のない間は、その權利を譲渡することは出来ぬ。期間に就ても地上權には制限はないが、賃借權は二十年以下と限定されて居る。地上權では借地人が二年以上地代の支拂を怠るか、破産の宣告を受けた場合でなくては、地主は土地の返還を請求することは出来ぬが、賃借權は一ヶ月地代を怠つてもその支拂を求め、若し支拂のないときは、土地の明渡しを請求することが出来る。

第七節 永小作權

他人の土地に農業を営む形式に二種ある。一つは地主との賃借契約で債權關係により土地を借る方法であり、他の一つは物權たる永小作權である。永小作權は小作料を拂ひ、他人の土地に於て農牧をなし得る權利で、その期限を二十年以上五十年

以下の長期として居る。期限二十年以下のものは單なる借地又は小作で、債權とはなるが永小作權とはならない。單なる借地や小作の場合、地主が變ればその要求に應じて土地を返還せねばならぬが、永小作權では地主の交代によつて、その權利に何等の影響も受けないのみならず、當事者との特約があれば、又貸をしたり譲渡したりすることも出来る。

第八節 地役權

地役權は自己の土地の利用のために、他人の土地を利用することを内容とする權利で、例へば自己の土地から他人の土地を通行する權利、又は他人の土地から用水を汲み取る權利の如きである。故に地役權は土地以外の物には行はれない。

第九節 留置權

留置權は他人の物を占有する者がその物に對して生じた債權につきその辨償を受けるまで、物の引渡しを拒み得る權利のことである。例へば仕立屋が他人から衣服の裁縫を依頼されたとして、仕立屋は當然その衣服の仕立賃を受ける權利があるからそれを受取るまで、裁縫を依頼された衣服を自分の手許へ留め

置き得る類である。然し留置權は債權のかたでは無く、必ずその物に對して直接生じた債權であらねばならぬ。又その債權は辨濟期にあるもので無くてはならぬから、品物を渡すべき約束の期日が、その代金を受取る期日の以前であれば、相手はその債務を果すと否とに拘らず品物は引渡さなくてはならぬ。

第十節 先取特權

先取特權は一人の債務者に對し、數人の債權者のあつた場合その債務者の財産につき、他の債權者に先立つて辨濟を受ける權利である。この權利は法律の規定によつて發生し、當事者の契約によつて定まるものではない。我民法の認めて居る先取特權の主なるものは左の通りである。

- 一 共益の費用。
- 二 葬式の費用。
- 三 雇人の受くべき給料。
- 四 日用品の賣掛代金。
- 五 土地家屋の賃貸料。
- 六 旅館の宿泊料。
- 七 旅客、荷物の運輸料。
- 八 公吏の職務上の過失に因る損害金。
- 九 不動産の保存料。
- 一〇 種苗、肥料の供給代金。
- 一一 農工業勞役者の賃銀。
- 一二 不動産の保存費、工事費、賣買代金。

第十一節 質 權

質權は債權の擔保として受取つた物を占有し、その辨償を受

けなかつた時には、相手方の承諾なくもこれを賣却し、その代金を以て辨濟に當てることを得る權利であるが、民法では擔保物を處分することを辨濟期前に豫め契約することを禁じて居る。質の目的物は原則として有體物であることを條件とするが貸金の債權、手形の債權等の非有體物も權利質と稱して質權の目的とすることが出来る。然し質權は債務者が返濟を怠つたとき、他に賣却してその代金を收めるのであるから、恩給、年金、扶助料等の如く、他に讓渡することの出来ないものは質の目的とする事は出来ない。

第十二節 抵當 權

抵當權は不動産を擔保として金錢其他の物を融通した場合、その不動産について債權者が他の債權者に先立つて辨濟を受ける權利であるが、これは登記を経て初めて完全になる。登記を経なければ第三者に對抗することは出来ぬから、債務者が一旦抵當に入れた自己の不動産を更に他に賣渡して、その貸金を辨濟せぬ場合でも、債權者はその不動産の讓受人に對して權利を主張することは出来ない。

第十三節 附加物と從物

附加物とは家屋を抵當に入れた者が、その後納屋を増築した場合にその納屋のことをいひ、從物とは家屋を抵當に入れた場合それに附屬せしめた疊、建具の類をいふ。附加物は抵當權設定の際反對の定めのない限りは抵當權の目的の中に含まれ、抵當權設定後は無條件で抵當權の目的の中に加へられるのである。又從物についてもその通りである。

第十四節 賣渡抵當と根抵當

賣渡抵當は不動産を抵當にするとき、その抵當物の所有權を債權者の名義に書きかへ、債務辨濟の後再び債務者に所有權の移轉をする方法である。根抵當は不動産を抵當として或金額を借用する際、債務者は一時にその金額を受取らず、必要に應じて受取り、順次に約束の金額まで達せしめる方法である。又現在の金錢貸借に關係なく將來貸借のあつた場合として、この抵當權を設定することも出来るのである。

第二章 債權法

第一節 債 權

債權は或人をして、或事を爲さしめ、又は反對にこれを爲さ

しめない權利で、契約、事務管理、不當利得、不法行為など人爲又は法律の規定の原因に依つて發生する。債權は金錢に見積ることの出来ないものでも、その目的とすることが出来るが、不法なこと、人として爲し得ないこと、其他確定し得ないことを目的とするものは出来ない。

第二節 債權の効力

債權者は債務者がその債務の履行をしない場合は、裁判所に強制履行を請求することが出来る。又契約を解除することも出来るし、債務不履行に因つて生じた損害を賠償せしめることも出来る。又債權者は自分の債權を保全するため、その債務者の有つて居る權利をも行ふことが出来るものである。

第三節 債權の消滅

債權は辨濟、相殺、更改、免除等によつて當然消滅するが、この他にも時効によつて消滅する。即ち一定の年數を経過した場合に、法律上債權が消滅するのが時効消滅で、時効にかゝる年限を權利の性質によつて分けると、
一 貸金其他の債權は十年。
二 債權又は所有權以外の財産權は二十年。

- 三 利息、會社の配當金など一年より短かい時期で定めた金錢其他の物の給付を目的とする債權は五年。
- 四 醫師、産婆、藥劑師の施術費、藥代、技師、棟梁、請負人の工事請負の債權は三年。
- 五 辯護士、公證人、執達吏の債權は二年。
- 六 商品及び産物の賣掛代金、居職人、製造人の工賃、生徒の授業料及び寄宿舎の膳料は二年。
- 七 雇人の月給又は日給、勞力者及び藝人の賃銀、運送業者の運送賃、旅店、料理店、貸席及び娛樂場の宿泊料、飲食代、席料、木戸錢、消費物代價、立替金、動産の損料は一年。
- 八 商行爲の債權は五年。
- 九 損害又は生命保険の保険金額支拂の義務及び保険料返還の義務は二年。
- 一〇 保険料支拂の義務は一年。
- 一一 生命保険の積立金を拂戻す義務は二年。
- 一二 引受人又は約束手形の振出人に對する債權は満期日より三年。
- 一三 所持人の前者に對する償還請求權は支拂拒絶證書作成の日より一年。
- 一四 裏書人の前者に對する償還請求權は償還をなした日より六ヶ月。
- 一五 船長の船主に對する債權は一年。
- 一六 共同海損又は船舶衝突の債權、又はこの場合に於ける救助料は一年。

第四節 時効の中断

第六節 金錢貸借上の實際問題

契約の中で最も問題の起り易いのは、貸借の契約であるが、それも金錢貸借に於て特に多くの問題が生ずる。金を貸してその取立が出来ぬからと言って、債務者の家へ押しかけて居催せでもすると、家宅侵入罪に問はれることがある。貸金のかたゝからと言って、勝手に債務者の家財道具を持ち出すやうなことをすれば、強盜として訴へられても仕方がない。書替のとき元の證文を返さず、その古證文を利用して二重取りをしやうとすれば立派な詐欺罪が構成する。又債務者の側からいへば、勝手に親や兄弟の印鑑を持ち出し、是等を連帶債務者として借金をすれば、それが原因で他人に損害をかけた場合は、債權者が告訴しなくとも、私印盗用行使詐欺罪が成立する。貸金の返済を強制するには法律の力を借りなければならぬのである。この場合は先づ、債務者に對して請求訴訟を起すとか、支拂命令の送達を裁判所に申請し、その結果によつて、假執行や強制執行を行ふとかの方法を執るのである。

第七節 保證と連帶

金錢貸借の場合の保證に、普通の保證と連帶保證との區別が

債權は時効によつて自然に消滅し、法律上強制する權利が無くなる。これは時効中断によつて豫防する方法がある。その手續は時効年數の來ない前に、債務者に交渉して更に債務の承認書を取るのである。又裁判所に訴へて請求してもよい。時効を中断するときは、更に十年とか五年とかの期間内は債權は消滅しないのである。即ち時効は債權者の請求、差押、假差押又は假處分、債務者の債務の承認などで中断されるのである。然し債權者が債務者に催促して時効を中断するには、催告後六ヶ月内に裁判上の手續をしなければならぬのである。

第五節 契約

契約は二人以上の意思の合致によつて法律上の效果を生ずるものである。意思の合致は申込と承諾によつて成り、申込は相手方に達したときから、承諾はこれを發したときから效果を發生する。契約は公安を害せず、法律や善良な風俗に反せず、不可能事でない限り如何なるものでも成立せしめることが出来るが、民法では贈與、賣買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の十三綱目を擧げて居る。

ある。普通の保証人は借主が破産したとか、行方不明となつたとか、又は強制執行をしても債務を充たすことが出来ぬ場合に借主に代つてこれを辨済する義務を負ふものであるから、借主をさしおいて保証人に債務の辨済を迫ることは出来ぬ。又保証人は借主に代つて債務を果した場合は、借主に對してその元利金、返済後の法定利子、其他の費用を請求することも出来るし借主が保証人の同意を得ずして、貸借關係の條件を變更した場合、保証人はそれに従ふ義務を負はない。連帯保証は主たる債務者が債務を履行せぬ場合、その主たる債務者の資産の有無に關係なく、直ちに連帯保証人にかゝることが出来る。即ち保証人に對して最初から請求が出来る。他の點は連帯債務と異なる所はない。連帯債務は債務者間で債務額の全部を支拂する責任があつて義務に輕重がない。例へば三人連帯で三千元を借りたとすれば三人共各三千元宛の債務を負ふ譯で、三人で三千元だから、一人の債務は一千圓といふことは出来ぬ。貸主は連帯債務者の誰に對しても三千元の辨済を求めることが出来る。

第八節 貸金の利子

利子は貸金に對する謝禮だから、道徳上から言へば當然支拂

ふべきものであるが、法律上では必ずしも支拂はねばならぬものでない。當事者間の協議により無利息貸借で、元金だけ返しても差支ない場合もある。又利子をつける契約をして、その利率を定めなかつた場合は法定利子だけ支拂へばよい。法定利子は民法では年五分、商法では年六分である。貸借者相互の契約により、非常な高率な利子を定めることがあるが、利息制限法は相互契約上の利子を制限して居るから、制限以上の利子は必ずしも支拂ふ必要はない。即ち元金百圓未満は年一割五分、百圓以上千圓未満は年一割二分、千圓以上は年一割の利子を限つて利子を支拂へばよいのである。利子の支拂が一年以上滞つた場合は、貸主は借主に催告状を發送せねばならぬ。この催告状を受取つても、尙ほ借主が支拂はないときはその利子を元金に加へ、更に其日から利息に利息をつけることが出来る。

第九節 債權の賣買

債權は讓渡することが出来る。金を貸して證文は取つたが、催促しても返さぬとか、自分で取立てにかゝつて居る暇が無いとかのときは、これを第三者に賣渡した方が便利である。この場合は内容證明の書留郵便などによつて、通知しなければ債務者

外の者に讓渡を主張し得ないのである。

第十節 金錢債務臨時調停法

昭和七年十月一日から、金錢債務臨時調停法が實施されることとなつた。これは借金の重壓に苦んで居る農山村の人々や中商工業者を、法律によつてその借金を整理し、少しづつでも返せる道を開けてやるといふのが精神であるが、債權者のためにも亦これによつて貸金取立の見込がつかから、双方とも便益を與へられることになる。活用については例へば一千元の金を借りて居る商人があつて、毎月十圓づつ返す契約になつて居る。不景氣のため返せないとした場合、商人は調停法によつて區裁判所に申立てると、區裁判所では判事一名と民間から選任され調停委員二名以上から組織される調停委員會にかけ、その席上へ債務者の商人と債權者の金貸とを呼び、膝を突合せてお互の事情を陳述せしめ何とか折合はせる。この結果十圓づつ返すところを五圓にする者もあり、當分据置いて何時頃か月賦で返すといふ風に調停する場合もある。又高利貸から借金して返金に苦んで居る者が、この委員會に持出して話のつかないやうな場合は、裁判所は調停委員の意見を徴し、これが適當

だといふ點まで利子を引下げることが出来るし、手数料、延滞料、調査料等の名義で既に支拂つた金が殆ど借金の元金に達して居るやうな場合にも、この法律で話をつけることが出来る。調停申立の手續は、區裁判所へ行つて用紙を買ひ受けそれ／＼の項に記入して一定の手数料を納めればよい。手續料は金額一口につき、五十圓までは二十錢、百圓までは三十錢、二百五十圓までは五十錢、五百圓までは一圓、一千圓までは二圓である。然しこの法律は小作料、地代、家賃、保険料、無盡の掛金は取扱はない。又昭和七年七月三十一日以前のものに限り、それ以後の借金には適用されないことになつてゐる。

第十一節 買戻契約

不動産はこれを賣買するに際して、後日買戻しの契約をすることが出来る。買戻しの代金は賣渡代金と同額の金員と、契約に要する費用を加算したものでよい。買戻しの契約は賣渡と同時に登記せぬと第三者に對しては效力なく、期間は十年以上を許さない。期間について特別の契約がないときは五年以内に買戻さなければ無効となる。

第十二節 不動産貸借の實際問題

地主が土地を他人に賃貸した場合は、その土地に對して他に所有權を主張する者があれば、これを引受けて妨害物を取除き又土地が破壊されて居たならばこれを修繕し、借主に對してその土地の用法に従ひ、使用に堪へ得るやう取計ふ義務がある。家主が他人に借家を賃貸した場合も同様破損した箇所を修繕しその家屋を完全に使用せしめるやうにせねばならぬ。又借主がその賃借した土地又は建物を改良し従前より價値あるものとした場合は、賃貸借契約の終了と共に、貸主は改良によつて得ただけの利益を借主に支拂ふ義務がある。然し改良するときは貸主の同意を得ることを要し、無斷で改良した場合は貸主に賠償の責任はないのである。

第十三節 事務管理

事務管理は法律上何等の義務なくして、他人のために事務を管理し、その性質に従つて最も本人の利益に適する方法を取ることである。例へば甲の土地に隣接せる乙の土地の所有者が、その土地に溝を掘つた場合、掘り出した土は當然乙が處理すべきであるが、乙がこれを處理せず甲の土地との境界に積んで置いたとすると、甲は甚だ迷惑を感じるから、乙に代つてその土

を取拂ひ、地ならしをするなどのことである。この場合甲が、乙の利益のために費用を出したならば、これを乙に向つて請求することが出来る。

第十四節 不當利得

不當利得は法律によらず、他人の勞務又は財産によつて利益を受けることで、そのため他人に損害を及ぼした場合、收得した利益の有する限りこれを返還すべき義務がある。又若し悪意の受益であつたならば、受益者はその利益に利息を附して返還し、尙ほ損害があればこれを賠償しなければならぬ。

第十五節 不法行爲

不法行爲は故意又は過失により、他人の身體、生命、財産、名譽等の權利を侵害すること、これに對しては損害賠償の義務がある。不法行爲による損害賠償の請求權は、被害者又はその法定代理人が、損害及び加害者を知つたときより三年間これを行はなかつたならば、時効によつて消滅し、又不法行爲のときから二十年を経過した場合も失効する。賠償は金錢を以てするのが原則であるが、名譽毀損等の不法行爲に對しては、新聞紙などに謝罪廣告を掲載させる如き方法もある。

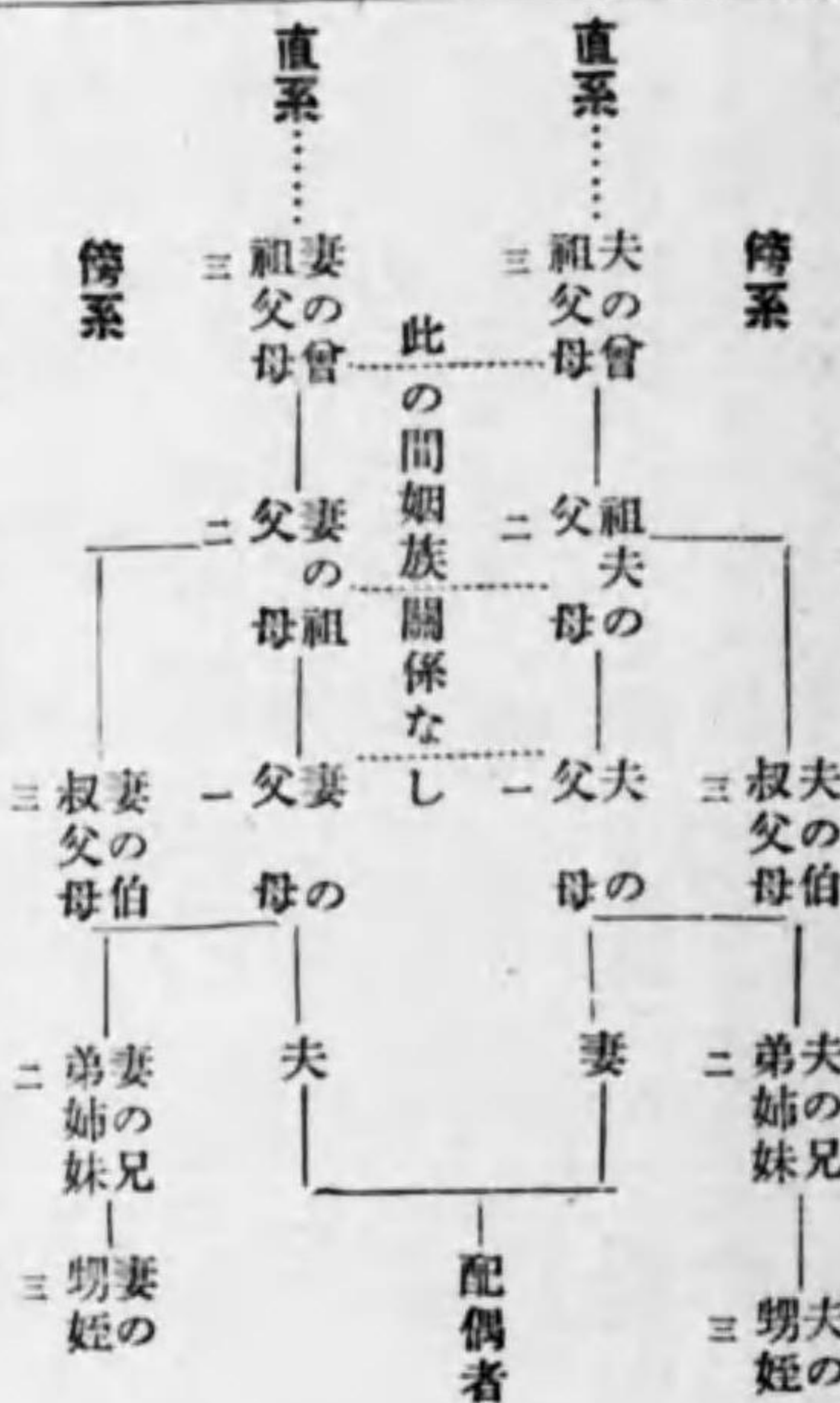
第四章 親族法

第一節 親族

法律上の親族とは六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族のことである。血族とは自己と血統を同じくする者、姻族とは夫婦の一方と、その配偶者の血族との關係、親等とは自己に對する血族及び姻族との關係の遠近であつて、親等は次の如くな居る。(但數字は一親等、二親等々の親等である)



三親等内の姻族親等



第二節 準血族

準血族とは自然の血縁はないが、法律上血族と看做す所謂法定血族のことで、養子と養親及びその血族との間柄、繼父母と繼子、嫡母と養子との關係の類である。血族關係は消滅することはないが、準血族、配偶者及び姻族は離婚又は離縁によつて消滅するのである。

第三節 戸主

戸主は一家の長としてその家を統轄する者で、原則としては

代々長男が継ぐべきものであるが、若し男子のない場合は長女が継いで女戸主となる。女戸主が入夫婚姻により他家から夫を迎へたときは、その入夫が戸主となるのが通常であるが、夫婦協議の上ならば、そのまゝ女が戸主となつて差支はない。

第四節 家族

家族は戸主の親族及びその配偶者で、その家に在る者をいふが、家に在るといつても現在同居せる者の意味ではなく、戸籍上その家に籍のある者はすべてその戸主の家族である。

第五節 戸主権

戸主の権利には家族の住所指定権、家族の婚姻及び養子縁組の同意権等がある。この権利に對して戸主は家族を教育し、これを扶養すべき法律上の義務を負ひ、又道徳上からは一家を主宰し、家族の生活を維持するため家運を發展せしめる義務がある。戸主は満六十歳に達し完全な家督相続人の相続の單純承認を得た場合は隠居することが出来る。戸主は疾病又は本家の相續再興其他止むを得ぬ事由のため、爾後家政を執ることが出来なくなつた場合には、裁判所の許可を得て隠居することが出来る。又女戸主は適當な相續人さへあれば、夫の同意を得て何時

でも隠居が出来るのである。

第六節 婚姻

婚姻は男子は満十七歳、女子は満十五歳以上に達すると法律上公然と出来るのであるが、男子は満三十歳以下、女子は満二十五歳以下の場合は、戸主及び父母の同意を要する。而して左の場合には法律上婚姻を許されぬことになつて居る。

- 一 配偶者のある者。
- 二 女子が離婚して六ヶ月を経過せぬ場合。
- 三 姦通した男女同志。
- 四 直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にある男女。

又養子及びその配偶者、直系卑族又はその配偶者と養親又はその直系尊族との間に於ては、死亡又は離婚等により親族関係が止んだ後でも婚姻することを許さぬ。

第七節 離婚

離婚には協議上の離婚と裁判上の離婚とがある。前者は夫婦とも承諾の上の離婚であるが、裁判上の離婚は配偶者の一方が不服であるにかゝらず、他の一方が裁判所に訴へて判決を受ける離婚である。裁判上の離婚は左の條件を必要とする。

- 一 配偶者が重婚をなしたとき。
- 二 妻が姦通をしたとき。
- 三 夫が姦通罪の刑を受けたとき。
- 四 配偶者が破産罪を犯し、又は其他の罪により三年以上の懲役に處せられたとき。
- 五 配偶者が同居に堪へざる虐待又は重大な侮辱を加へたとき。
- 六 惡意を以て配偶者から遺棄されたとき。
- 七 配偶者の親又は父祖母から虐待又は重大な侮辱を加へられたとき。
- 八 配偶者が自己の親又は祖父母を虐待し、又は重大な侮辱を加へたとき。
- 九 配偶者の生死が三年以上分明ならざるとき。
- 一〇 婿養子縁組の場合は離縁のあつたとき、又は養子が家女と婚姻をなした場合に於て、離縁若しくは縁組の取消のあつたとき。

第九節 實子

實子には嫡出子、庶子、私生子の區別がある。即ち正式に婚姻した夫婦の間に生れた子は嫡出子、婚姻関係のない男女間に生れた子は私生子、私生子にして父が認知した子は庶子である。庶子は父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するのである。庶子にしてその父に正當の妻あるときは、その妻を嫡母、實際の母を生母といふ。

- 一 配偶者が重婚をなしたとき。
- 二 妻が姦通をしたとき。
- 三 夫が姦通罪の刑を受けたとき。
- 四 配偶者が破産罪を犯し、又は其他の罪により三年以上の懲役に處せられたとき。
- 五 配偶者が同居に堪へざる虐待又は重大な侮辱を加へたとき。
- 六 惡意を以て配偶者から遺棄されたとき。
- 七 配偶者の親又は父祖母から虐待又は重大な侮辱を加へられたとき。
- 八 配偶者が自己の親又は祖父母を虐待し、又は重大な侮辱を加へたとき。
- 九 配偶者の生死が三年以上分明ならざるとき。
- 一〇 婿養子縁組の場合は離縁のあつたとき、又は養子が家女と婚姻をなした場合に於て、離縁若しくは縁組の取消のあつたとき。

第八節 婚姻豫約の問題

婚姻の豫約といふのは婚姻の届出はしないけれども、事實上男女が夫婦關係を結んで、將來婚姻届をすべきことを目的とするものである。故に當事者の一方が正當な理由なくして、婚姻を爲すことを拒んだ場合は、裁判所に訴へてこれにより被つた損害の賠償として慰籍料を請求することが出来る。例へば男と女が各々兩親の承諾の下に、三々九度の儀式を擧げると、社會

第十節 養子

實際の親子ではないが、法律上親子と認められた者を養子といふ。養子は普通の養子と婿養子との二種に分れる。元來養子は一家の斷絶を防ぐため、養子縁組に依つて生ずる關係であるから、養子縁組を爲すには養親と養子との合意の届出を必要とするのである。

第十一節 養子縁組

養子縁組には成年に達した者であれば、自己の意思で養子と

なることが出来るが、左の場合は何れも縁組をなすことが出来ない。

- 一 尊族又は年長者を養子とすること。
- 二 法定推定家督相續人である男子のある者は男子を養子とすること（但女婿となすためにする場合を除く）。
- 三 後見人は被後見人を養子とすること（但遺言でする養子の場合を除く）。
- 四 配偶者のある者はその配偶者と共にせざるとき。

第十二節 養子離縁

養子の關係は、實子と異り離縁によつて消滅するのであるが、この離縁には、協議上の離縁と裁判上の離縁との二種に分れる。協議上の離縁については、養子が満十五歳以下のときは、當人の父母又は戸主が代つて協議しなければならぬが、満二十五歳以下の場合は、父母の同意を必要とする。養親が死亡した後離縁するには、養家に戸主があれば、その戸主の同意を要するのである。而して裁判上の離縁については左の條件を必要とするのである。

- 一 他的一方から虐待又は重大な侮辱を受けたとき。
- 二 他的一方から悪意を以て遺棄されたとき。
- 三 養親の父又は祖父母から虐待又は重大な侮辱を受けたとき。
- 四 他的一方が一年以上の懲役に處せられたとき。

第十三節 親 權

親權は父又は母が、その家に在る未成年の子の身上、財産又は獨立の生計を營まない成年の子の身上に對して行使する監督教育、懲戒、財産管理等の權利で、その内容は、

- 一 未成年の子の監督教育をなす權利義務を有し、その結果として居所指定、兵役志願の許否、職業許否の權利。
- 二 未成年の子の財産を管理し、その子に代つて行ふ戸主權及び親權（但成年に達し、既に獨立の生活を立てる子は父母と同居して居ても親權に服しない）。
- 三 父でも戸籍面が違へば親權を行使することは出来ぬ。又戸籍面は父母でも母や繼父母や嫡母である場合は、親權にいろ／＼の

制限がある。

第十四節 後 見

後見は未成年者に對して親權を行ふ者のないとき、又は親權者が財産管理權を有しないとき、及び禁治產の宣告を受けたときに開始される。後見と親權の異なる所は重大事項について、母、繼父母、嫡母が親權を行ふ場合の外、親族會の同意を必要としないが、後見の場合にはこれを必要とする點である。後見人には指定と法定と選定との三種がある。指定は最後に親權を行つた者が遺言を以て指定する後見人、法定は法律の規定による後見人、選定は親族會に於て選定された後見人である。後見人の地位は公職ではないが、公職に準ずべきものであるから、後見人となつた者は婦人を除くの外、特別の事由がなければ、その任務を辭することは出来ぬ。又無能力者や公權を剝奪され或は停止された者は、後見人となることが出来ないのである。

第十五節 親族會員

親族會は會員三人以上を以て組織し、一家の重大事件を議するため設けられるもので、會議を要する事件の本人、戸主、

第十六節 親 族 會

親族會を招集するときは本人、戸主、家に在る父母、配偶者分家の戸主、後見人、後見監督人、保佐人等にその旨を通知することを要し、通知を受けた者は親族會に列して意見を述べる事が出来る。親族會の決議に對しては、會員又は親族會招集請求者から、一ヶ月以内に不服を裁判所に訴へることが出来る。親族會で決議を見ることの出来なかつた場合は、會員は裁判所に決議に代るべき裁判をなすことを申請し得る。

第十七節 扶 養 義 務

道徳上から言つても、親族間は互ひに扶養すべきが當然であるが、然し生活の困難なものは、無制限にこれを救助することが出来ないのも又當然である。それ故法律は一定の親族間に扶養の義務を認めて居る。即ち

一 戸主は家族を扶養すべきこと。
 二 夫婦は互に扶養すべきこと。
 三 直系血族は同一の家に在ると、他家に在るとを問はず扶養すべきこと。
 四 兄弟姉妹の間は同一の家に在ると否とを問はず、又養子たすると否とを問はず扶養すべきこと。
 五 親族間では夫婦の一方と他の一方の直系尊族との間でその家に在る者に限り互に扶養すべきこと。
 等がこれであるが、是等の者の間にも一定の順序があつて

一 配偶者。
 二 直系尊族。
 三 直系尊族。
 四 戸主。
 五 夫婦の一方と他の一方の直系尊族にしてその家に在る者。
 六 兄弟姉妹。
 の順に従つて扶養の義務がある。又扶養を受ける権利ある者が數人あつて、扶養義務者の資力がその全部を救助し能はざる場合は、扶養義務者は

一 直系尊族。
 二 直系尊族。
 三 配偶者。
 四 夫婦の一方と他の一方の直系尊族でその家に在る者。
 五 兄弟姉妹。
 六 以上に該當せざる家族の順序によつて扶養する義務を負ふ

第十八節 扶養義務の發生

扶養の義務は、扶養を受ける者が、自己の資産又は勞務に依つて生活し得ないとき、教育を受け得ないときにのみ發生する。兄弟姉妹の間では、扶養を受ける必要が、これを受ける者の過失でなく生じたときにのみ發生するのである。

第五章 相續法

第一節 家督相續

相續は家督相續と遺産相續との二に分れる。家督相續とは戸主の死亡した場合、又は戸主がその身分を失つた場合、戸主に屬する權利義務を繼承することをいふのである。即ち家督相續は戸主たる身分を承継せしめて、家を斷絶させないために認められた制度である。

第二節 遺産相續

遺産相續は家族の死亡に原因し、その遺産上の權利義務を承継するものである。家督相續では相續人は一人に限つて居るが遺産相續の場合は相續人は數人に及ぶことがあり、各自の相續

分は相等しきものとなつて居る。家督相續でも遺産相續でも法定の場合に自己に不利であると認めるときは、法定家督相續人の外、相續を拋棄することが出来る。

第三節 單純承認

家督相續又は遺産相續の承認については、單純承認と限定承認との二つがある。單純承認は被相續人の一切の權利義務を承認するものであるが

一 相續人が相續財産の全部又は一部を處分したとき（但保存行為及び民法第六百二條に定めた期間を越えざる貸貸を爲すのは差支ない）。

二 相續人が民法第十七條の期間内に限定承認又は拋棄を爲さざりしとき（註一相續人が自己のために相續の開始されたことを知つたときより三ヶ月間内に限定承認又は拋棄を爲さなかつたとき）。

三 相續人が限定承認又は拋棄を爲さざりし後と雖も、相續財産の全部若しくは一部を隠匿し、私かにこれを消費し又は悪意を以てこれを財産目録中に記載せざりしとき（但その相續人が拋棄をなしたるに因り相續人となりたる者が承認をなしたる後はこの限りにあらず）。

等の場合には單純承認をしたものと看做される。而して民法第六百二條の規定は

民法第六百二條 處分ノ能力又ハ權限ヲ有セザル者力貸貸借

第四節 限定承認

限定承認は受繼いだけの財産で、被相續人の負債を辨済することを豫め留保して承認する方法である。限定承認をなすには相續開始のあつたことを知つた日から、三ヶ月以内に財産目録を調製し、これを裁判所に提出して限定承認をなす旨を申述べねばならぬ。この手續を怠るときは單純承認をなしたものと認められ、法律上被相續人の全責任を負はねばならぬことになるのである。

第五節 相續の拋棄

相續財産を相續して被相續人の負債を償却しても、幾分殘餘の財産がある場合は、單純承認をしても不利益とはならぬが、若し相續財産で被相續人の負債を辨償することの出来ぬ場合は、相續人は相續の開始ありたることを知つた日から、三ヶ月内に裁判所に申述して相續の拋棄をした方が利益である。

第六節 家督相續人の廢嫡

法定の推定家督相續人につき次の原因がある場合は、被相續人はその廢嫡を裁判所に請求することが出来る。

- 一 被相續人を虐待し又は重大なる侮辱を加へたとき。
- 二 疾病其他身體又は精神狀態により家政を執るに堪へぬとき。
- 三 三名を遺す罪により處刑せられたとき。
- 四 浪費者として準禁治産の宣告を受け改悛の望みなきとき。

右の外正當の事由があれば、被相續人は親族會の同意を得て、相續人の廢除を請求するを得るのである。

第七節 遺言

遺言の方式は、普通と特別との二種に分れてゐる。普通遺言は自筆證書、公正證書、秘密證書等によつて行はれ、特別遺言は口授によつて行はれるのである。而して遺言は満十五歳に達した者は何人でも爲すことが出来る。遺言は遺言者の死亡のときからその效力を生ずるのであるが、若し停止條件を附した場合は、その條件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は條件成就の日から效力を發生する。公正證書に依る遺言の外、遺言書の保管者は相續の開始を知つた後遅滞なく、これを裁判所に提出してその檢認を請求せねばならぬ。封印のある遺言書は

裁判所に於て、相續人又はその代理人立會の上でなくては開封することは出来ぬ。遺言者は何時でも遺言の方式によつて、遺言の一部又は全部を取消することが出来る。この場合前の遺言と後の遺言とが抵觸した際は、その抵觸する部分のみ後の遺言を以て、前の遺言を取消したものと看做されるのである。

第八節 遺留分

被相續人である戸主又は親は、相續財産の一部を必ず相續人に讓渡せねばならぬ。その割合は相續人が子又は孫の場合には全財産の二分の一、其他の相續人の場合には全財産の三分の一となつて居る。かくの如く法律上相續分として必ず讓渡すべき義務ある財産が遺留分である。被相續人の所有財産は自己の努力によつて得たものであるから、全部勝手に處分してよいやうであるが、それでは相續者が家督を相續して一家の戸主となつた場合、家族を扶養することの出来ない場合があり、我國獨得の家族制度が破壊されるから、法律によつて遺留分の制度を設け、その戸主又は親は家督相續たる遺留分を相續人とを問はず、相續人の遺留分を侵害することの出来ないことを規定し、これに違反して爲された贈與、遺贈等は相續人の請求によつて減殺されることになつて居る。

借地借家法

借地法も借家法も都會に於ける借地借家人を保護するため制定せられ、大正十年法律第四十九號を以て公布せられ、同年五月十五日から施行されたのである。

第一章 借地法

第一節 借地法の特質

借地法では建物の所有を目的とする地上權又は土地の賃借權は、特別の規定なき限り、石造、土造、煉瓦造などの愛宕な建物では六十年、普通の建物では三十年を法律上の存續期間とし、この期間内は地主の都合によつて解約することは出来ないたとへ借地證書に地主の請求により何時にても明渡す旨が書いてあつても、法律上これは無効である。この法律の施行前に建物を所有する借地人は、既に経過した期間を算入して、鞏固な建物では三十年、普通の建物では二十年を存續期間とする。又現在その年限を超えて建物を所有して居るものは、二十年毎に契約を改約したものと看做されるのみならず、借地權の消滅期

間が来たときには地主は借地人に對し、その建物の腐朽せぬ間は契約の解約を請求することが出来ない。地代は一定の期限のある間は、その特約に従ひ期限後の地代に就ては土地の状況によつて、相當の増減を要求することが出来る。借地權又は地代等につき、地主と借地人との間に紛争を生じた場合は、區裁判所其他の調停機關の調停によつて解決せられる。

第二節 借地法の解釋

第一條 借地法で借地權と稱するものは、建物の所有を目的とする地上權と借地權のことである。

第二條 借地權の存續期間は前節に述べた通りである。

第三條 契約を以て借地權を契約する場合、建物の種類や構造を定めないとときは、堅固な建物以外の所有を目的とするものと看做すのである。

第四條 借地權消滅のとき建物のある場合は、借地權者は更に契約を改めて請求することが出来る。この場合地主がその契約の更新を欲しないときは、時價を以て、その土地に附屬して居る建物、其他借地權者が土地に附屬せしめた物を買取るべきことを地主に請求することが出来る。

第五條 當事者が契約を更新する場合は、借地権の存続期間は更新の時から起算し、その期間は堅固な建物ならば三十年、其他の建物ならば二十年と規定されて居る。この場合若し建物が期間満了前に腐朽して居たならば、借地権はこれによつて消滅する。當事者が若しこの規定より長期間を定めるときはその定めに従ふのである。

第六條 借地権者が借地権の消滅後、土地の使用を繼續する場合、土地の所有者が異議なく異議を申立てなかつたならば、前の契約と同一の條件で更に借地権を設定したものと看做される。此場合権利の存続期間は第五條の規定を準用する。

第七條 借地権の消滅前に建物が滅失した場合は、残存期間を超えて存続すべき建物の築造に對し、地主が遅滞なく異議を申立てなかつたならば、借地権は建物消滅の日から起算して堅固なものならば三十年、其他の物ならば二十年間存続せられるが、残存期間がこれより長いときはその期間による。

第八條 第六條と第七條との規定は、借地権者が更に借地権を設定した場合に準用される。

第九條 以上掲げた規定は、臨時設備のために借地権を設定した場合には適用されない。

第十條 第三者が賃借権の目的である土地の上にある建物、其他借地権者が権限に因つて、土地に附屬して居るもの取得した場合に、賃借人が賃借人の譲渡又は賃貸を承諾しない場合は、賃借人に對し時價を以て建物其他借地権者の権限によつて、土地に附屬せしめた物を買取るべきことを請求することが出来る。

第十一條 第二、第四、第五、第六、第七、第八、第十の各條の規定に反する契約條件で、借地権者に不利益なものは、これを定めぬものと看做される。

第十二條 地代又は借賃が、土地の租税其他の公課の増減や土地の價格の高低により、又は近隣の土地の地代や借賃に比較して相當でなかつたときは、契約の條件に拘らず當事者は、將來に向つて地代又は借賃の増減を請求することが出来る。但一定の期間地代又は借賃を増加しないとの特約があればその定めに従はねばならぬ。

第十三條 土地所有者又は賃借人は辨済期に至つた最後の二年分の地代又は借賃につき、借地権者がその土地の上に於て所有する建物の上に先取特権を有する。この先取特権は地上権又は借地権の登記をなすことによつて、その効力が保存される。

るのである。

第十四條 前述の先取特権は、他の權利に對して優先の效力を有するが、國稅徵收法によつて徵收し得る請求權、共益費用、不動産保存、不動産工事の先取特権及び地上権、又は賃借權の登記前に登記した質權や抵當權に後れるものである。

第三節 借地法施行地區

借地法の施行地區は、現在のところ東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の六大都市に限られて居り、他の地方に於ては一般に従前の如く民法の規定に従はねばならぬ。

第二章 借家法

第一節 借家法の特質

借家法は都會地に於ける借家人の權利を保護するために制定されたもので、この法に依るときは家主は借家人に對し、勝手に借家の明渡を請求することは出来ない。當事者の契約の如何に拘らず、家主が解約を申込むには明渡しの六ヶ月以前になさねばならぬ。又明渡しの際借家人が附加した造作物があつたな

らば、時價を以てその造作物を家主に對して買取るべきことを請求することが出来る。借家期限が定めてあつて、その期限が來ても家主は別に異議を申立てなかつたならば、借家人は前の契約と同一の條件を以て、更に契約を爲したものと看做されるが、家賃について特約のある場合は、その契約に従はねばならぬ。家主と借家人との間に争ひの生じた場合は、借地法同様に區裁判所の調停によつて決せられる。

第二節 借家法の解釋

第一條 建物の賃貸借は登記をしなくとも、引渡後建物について物權を取得した者に對しても效力を生ずる。民法第五百六十六條第一項及び第三項の規定は、登記しない賃貸借の目的の建物が、賣買の目的物である場合に準用される。民法第五百三十三條の規定も亦この場合に準用される。

第二條 賃貸借の期間満了後、賃借人が建物の使用又は收益を繼續する場合、賃借人が遅滞なく異議を申立てなかつた場合は、前賃貸借と同一の條件を以て、更に賃貸借をなしたものと看做されるのである。

第三條 賃貸人の解約申込は六ヶ月以前になさねばならぬが、

六ヶ月未満の賃貸借は、期間の無いものと看做されるのである。又第二條の規定は賃貸借が解約申入れによつて終了した場合に準用される。

第四條 解約申込によつて終了すべき賃貸借のあつた場合、賃貸借が終了したときは、賃貸人は轉借人に對しその旨を通知せねばならぬ。若しこの通知を怠つたときは、その終了を以て轉借人に對抗することは出来ぬのである。賃貸人がこの通知をなしたときは、轉賃借はその通知後六ヶ月を経過することによつて終了する。

第五條 賃貸人の同意を得て、建物に附加した疊、建具其他の造作物のあるときは、賃借人は賃貸借終了の場合に於て、その際に於ける賃借人に對し、時價を以てその造作物を買取るべきことを請求することが出来るのである。又賃貸人から買受けた造作物も同様である。

第六條 第一條から第五條までの規定に反する特約をした場合に、賃借人に不利益であるものは、これをなさないものと看做されるのである。

第七條 建物の借賃が土地又は建物に對する租税其他の負擔の増減により、土地若しくは建物の價格の高低により、又は近隣の借家法の施行地區は、借地法の施行地區と同様、東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の六大都市に限られてゐるから、其他の各地に於ける借家については、民法の規定に従ふべきものである。

第四節 借家法の實際問題

借家人は自己の借りた家を他人に又貸し、又は間賃をなす場合は、家主の承諾を得なくてはならぬ。承諾なくして是等の行為をした場合は、家主から契約の解除をされても仕方がない。借家人がその借家に對し他に所有權を主張したり、其他の物權を主張したりする者がある場合は、直にその旨を家主に通告せねばならぬ。借家人が借家中建物の一部分が破損したときは、その修繕を家主に請求するか、或は破損の部分に應じて家賃の減額を請求することが出来る。破損の修繕を家主に請求しても家主がこれに應じないときは、自分で修繕費用を立替へて修繕し、その費用を家賃から差引くことが出来るが、この場合は修繕費の受取書を取つて置いて後日の證據とせねばならぬ。又破損したため住家として使用することが出来ず、家主もこれを修繕しないときは借家人は契約の解除を請求することが出来る。

の建物の借賃に比して、不相當であつたときは契約の條件に拘らず、當事者は將來に向つて借賃の増減を請求することが出来る。又一定の期間借賃を増減しない特約のあるときは、その定めに従はねばならぬ。

第八條 借家法は一時使用の建物の賃貸借をしたことの明かな場合には適用されない。民法第五百六十六條、同第五百三十三條の規定は

民法第五百六十六條 賣買ノ目的ガ地上權、永小作權、地役權、留置權又ハ質權ノ目的タル場合ニ於テ、買主ガ之ヲ知ラザリシトキハ之ガタメニ契約ヲナシタル目的ヲ達スル能ハザル場合ニ於テハ買主ハ契約ノ解除ヲナスコトヲ得、其他ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ノミヲナスコトヲ得。

前項ノ規定ハ賣買ノ目的タル不動産ノタメニ存セリト稱セシ地役權ガ存セザリシトキ及ビ其ノ不動産ニ付キ登記シタル賃貸借アリタル場合ニ之ヲ準用ス。

前二項ノ場合ニ於テ、契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主ガ事實ヲ知リタル時ヨリ一年内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。

民法第五百三十三條 雙務契約當事者ノ一方ハ相手ガ其ノ債務ノ履行ヲ提供スルマデハ自己ノ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得、但シ相手方ノ債務ガ辨濟期ニ在ラザル時ハ此限リニ在ラズ。

第三節 借家法施行地區

民事訴訟法

民事に關する事は頗る複雑を極めて居るので、吾人の日常生活に於ても間斷なく紛争が生ずるのである。是等の紛争が當事者間の互譲により圓滿な解決がつけば事が済むのであるが互に主張を曲げないときには、結局訴訟を提起して法の裁斷に俟つの外はないのである。即ち民事訴訟法は是等に關する一般の手續方法、及び執行方法等を規定した法律である。

第一章 裁判所の取扱事件

區裁判所 區裁判所に於て取扱ふ事件は、金額によつて制限のあるものと制限のないものと二つがある。前者については千圓を超えぬ金額、又は價格千圓以下の物に關する請求の訴訟に限られてゐる。後者については

一 住家其他の建物又はその或部分の受取、明渡、使用、占據若しくは修繕に關すること、又は賃借人の家具或は所持品を賃貸人が差押へた事件に關すること、賃借人と賃貸人との間に起つた訴訟。

二 不動産の境界のみに關する訴訟。

三 占有のみに關する訴訟。

四 雇人と雇主との間に雇傭期間一年以下の契約に關して起つた訴訟。

五 賄料又は宿料、旅人の運送料又はこれに伴ふ手荷物、金銭有價物について旅人と旅店若しくは飲食店の主人、又は運送人との間に起つた訴訟。

六 支拂命令の申請。

七 破産事件。

等の時件が即ちそれである。

地方裁判所 區裁判所に於て取扱はぬ事件の第一審、區裁判所の第一審判決に對する控訴を裁判する。

控訴院 普通には地方裁判所の第一審判決に對する控訴、地方裁判所の決定及び命令に對する法定の抗告を裁判するが、東京控訴院に限つて、皇族に對する民事訴訟につき、第一審、第二審の裁判權を有して居る。

大審院 地方裁判所及び控訴院の第二審判決に對する上告、及び第一審にして同時に終審であるところの皇室並に國事に關する犯罪、及び皇族の犯した禁錮以上の罪を裁判する。

管轄裁判所 訴訟は被告の住所地を管轄する裁判所に訴へるのが原則であるが、例外として一定の地に居住する者に對しては、その住所地を管轄する裁判所に訴へ得られるは勿論、その現住所の裁判所へも訴へ得られる。又住所以外に營業上の

證明せねばならぬ。裁判所は證據調の結果事實の有無について心證を得、その事實に基いて訴訟に關する終局の判決をなし、この結果として原被告の勝敗が決するのである。

第二節 和解

裁判所が訴訟を受理したらこれを被告に通告し、それから口頭辯論の期日を定めて、原被告双方を呼出すのである。若し和解を望むならば、最初起訴するとき、相手方の普通裁判籍のある土地の裁判所に和解のため、相手方を呼出してもらひたい旨を申立て、それによつて相手方が出頭したら、双方立會の上協議上の條件で和解するのである。この場合和解の願末は、區裁判所書記が調書に明記するが、この和解調書は非常に有效なもので、其後若し相手方が和解の條件を履行しなかつた場合は、これを以て直に強制執行をなすことが出来る。

第三節 支拂命令

一定の金額の支拂、其他の代替物又は有價證券の一定の數量を支拂命令によつて請求する場合には、債務者の住所地の區裁判所に支拂命令の申請をすればよい。この申請に對し裁判所は

店舗を持つて居る者に對する營業上の訴は、その店舗所在地の裁判所が管轄して居るのである。財産上から起つた訴訟は、債務者がその義務を履行すべき土地の裁判所で提起されるが、原告と被告との合意で第一審裁判所に限り、その事件に關する管轄裁判所を定めることが出来る。又訴訟物の價格が千圓以上の場合でも、原被告の合意により區裁判所へ訴訟を提起し得られるのである。

第一章 訴訟

第一節 訴訟の手續

訴訟は原告が訴狀を裁判所に提出し、これを受理した裁判所が口頭辯論の期日を定め、被告に通告することに依つて開始される。この場合被告が應訴せんとすれば、先づ答辯書を裁判所に差出し、口頭辯論の期日に裁判所へ出頭してこれを爲すのである。法廷に於ける口頭辯論は、書面に基いて當事者がその訴訟事件に關する事實上及び、法律上の關係事項を陳述し、原告は自己の權利を主張してこれを明確にし、被告はそれらに對して防禦の目的を達せんとするものである。この場合當事者の主張した事實が争ひとなるときは、その證據方法を提出して事實を

法律に遵つたものと認められたならば、債務者に對して支拂命令を發するのである。支拂命令には異議を申立てる期日が定められているが、この場合に債務者が異議の申立をしなかつたならば、債權者は假りに執行することを得る旨の宣言を受け、執行命令を申請することが出来る。

第四節 訴訟費用

訴訟費用は原則として、裁判に負けた者が負擔せねばならぬが、被告が原告の請求を認諾し、且被告の作爲によつて訴を起した場合はなければ、原告は勝訴になつても費用を負擔せねばならぬ。又當事者の一方が期日期間を懈怠したり、自己の過失によつて期日の變更、辯論の延期、辯論の續行のためにする期日の指定及び延長、其他訴訟の運滞を生ぜしめた場合は、これがために生じた費用は勝訴になつてもこれを負擔する。訴訟費用の負擔責任は裁判所で判定して貰うが、愈々訴訟費用額を定める決定を受けるには、當事者から費用計算書、相手方に附與すべき計算書の謄本、各個費用額の疏明に必要な受取書等を添へ、第一審を受付けた裁判所へ申請し、裁判所はそれによつて、裁判所書記に計算をなさしめ、訴訟費用額の確定決定をな

すのである。

第五節 訴状に貼用の印紙

訴状に貼付すべき印紙額については訴訟物の價格に應じ、民事訴訟用印紙法第二條に次の如く規定されて居る。

- 一 圓迄 二十五錢
- 二 十圓迄 八十錢
- 三 五十圓迄 一百五十錢
- 四 一百圓迄 二百五十錢
- 五 二百五十圓迄 五百圓迄 三百五十錢
- 六 五百圓迄 一千圓迄 五百圓迄 三百五十錢
- 七 一千圓迄 二千五百圓迄 五百圓迄 三百五十錢
- 八 二千五百圓迄 五千圓迄 五百圓迄 三百五十錢
- 九 五千圓以上は千圓に達する毎に三圓を増す

以上の外に、尙ほ同法に次の如き規定がある。

- 第三條 財産權上ノ請求ニ非ザル訴訟ニ付テハ其訴訟物ノ價格ヲ百圓ト看做シテ印紙ヲ貼用スルコトヲ要ス
- 第十條 答辯書ニハ訴訟物ノ價格、又ハ請求ノ價格二十圓以下ノ場合ニ於テハ二十錢ノ印紙ヲ、二十圓ヲ超過スル場合ニ於テハ二十五錢ノ印紙ヲ貼用スルコト
- 第四條 本訴ト反訴ト其ノ目的ガ同一ノ訴訟物ナルトキハ反訴ノ訴狀ニ印紙ヲ貼用スルヲ要セズ
- 第五條 控訴狀ニハ右ニ掲ゲタル印紙ノ半額ヲ、上告狀ニハ其ノ全額ノ印紙ヲ加貼スルコトヲ要ス
- 第八條 再審ヲ求ムル訴狀ニハ其ノ訴ヲ差出スベキ裁判所ノ審級ニ依リ相當ノ印紙ヲ貼用スルコトヲ要ス

第六條ノ二 期日ノ變更、辯論ノ延期又ハ辯論期日ノ指定又ハ中止シタル訴訟手續ノ受續ノ申立、從參加ノ申請、和解其他ノ申出及ビ申請ニハ訴訟物ノ價格二十圓以下ハ二十錢二十圓ヲ超過スルトキハ四十錢ノ印紙ヲ貼用スルコト

第三章 上訴

第一節 控訴

金錢の貸借、物品の賣買、其他の紛争に關し裁判所へ訴を起したとき、その訴を受けた裁判所の裁判を第一審といひ、第一審の判決に對し不服を唱へて第二審の裁判所に上訴することが控訴である。控訴は第一審が區裁判所であつた場合は、地方裁判所が控訴審となり、地方裁判所が第一審として判決を言渡した事件については、控訴院に控訴するのである。

第二節 上告

第一審の判決に對して控訴し、更に第二審の判決にも不服のある場合、これを上訴するのが上告である。この場合は第二審が控訴院であつても、地方裁判所であつても、共に大審院に向つて上告するのである。而して上告は判決が法令に違背したことを理由とするときに限り爲すことを得るものである。

第四章 再審

裁判所の判決に對しては、一定の期間内上訴の期限を與へられて居り、その期間に上訴しないときは、判決は確定して最早動かすことが出来なくなる。然しこの場合でも民事訴訟法第四百二十條、同第四百二十一條の規定の一に該當するときは、再審の訴を起して何處までも争ふことが出来る。今試みに該條を摘記すれば

- 第四百二十條 左ノ場合ニ於テハ確定ノ終局判決ニ對シ、再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得、但シ當事者ガ上訴ニ依リ、其事由ヲ主張シタルトキ、又ハ之ヲ知りテ主張セザルトキハコノ限リニ在ラズ
- 一 法律ニ從ヒテ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ
- 二 法律ニ依リ裁判ニ關與スルコトヲ得ザル判事ガ裁判ニ關與シタルトキ
- 三 法定代理權、訴訟代理權又ハ代理人ガ、訴訟行爲ヲナスニ必要ナル授權ノ欠缺アリタルトキ
- 四 裁判ニ關與シタル判事ガ事件ニ付、職務ニ關スル罪ヲ犯シタルトキ
- 五 刑事上罰スベキ他人ノ行爲ニ依リ、自白ヲ爲スニ至リタルトキ、又ハ判決ニ影響ヲ及ボスベキ攻撃若ハ防禦ノ方法ヲ提出スルコトヲ妨ゲラレタルトキ
- 六 判決ノ證據トナリタル文書其ノ他ノ物件ガ偽造又ハ變造

セラレタルモノナリシトキ

七 證人、鑑定人、通事又ハ宣誓シタル當事者若クハ法定代理人ノ虚偽ノ陳述ガ判決ノ證據ト爲リタルトキ

八 判決ノ基礎トナリタル民事若クハ刑事ノ判決其他ノ裁判又ハ行政處分ガ後ノ裁判又ハ行政處分ニ依リ變更セラレタルトキ

九 判決ニ影響ヲ及ボスベキ重要ナル事項ニ付判決ヲ遺脱シタルトキ

一〇 不服ノ申立アル判決ガ前ニ言渡サレタル確定裁判ト抵触スルコトキ

前項第四號乃至第七號ノ場合ニ於テハ罰スベキ行爲ニ付有罪ノ判決若クハ過料ノ裁判確定シタルトキ、又ハ證據欠缺外ノ理由ニ依リ有罪ノ確定判決若クハ過料ノ確定裁判ヲ得ルコト能ハザルトキニ限リ、再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

控訴審ニ於テ事件ニ付、本案判決ヲ爲シタルトキハ、第一審ノ判決ニ對シ、再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四百二十一條 判決ノ基本タル裁判ニ付、前條ニ定メタル事由アルトキハ其ノ裁判ニ對シ、獨立ノ不服ノ方法ヲ定メタル場合ニ於テモ其ノ事由ヲ以テ判決ニ對スル再審ノ理由ト爲スコトヲ得

再審は不服申立があつた判決をなした裁判所の專屬管轄とする。再審の訴訟手續には、その性質に反しない限り、各審級の訴訟手續に關する規定を準用するのである。

再審の訴は當事者が判決確定後、再審の事由を知つた日から

ら三十日以内にこれを提起すべきものである。判決確定後五年を経過したときは、絶対に再審の訴を提起することは出来ないものである。

第五章 強制執行

第一節 執行の手續

法律上の争ひでは、たとへ自分が預けて置いた物でも、先方が拒絶する場合は勝手に持ち出すことは出来ない。裁判で勝つても自分で債務者の許に押しかけて品物を持出すことを許さぬ。必ず法律の規定に従ひ、裁判所に申請し、又は執達吏に委任して執行すべきもので、裁判に於て勝訴となつた場合は、判決又は公正證書等に執行力がある正本を裁判所又は公證人からもらひ受け、それを執達吏に差出さねばならぬ。この場合執達吏は債権者の依頼に應じて債務者の家に赴き、その財産を差押へて債権者に引渡し、又は競賣に附するのである。

第二節 差押の範圍

差押は債務を弁済する額と、その執行のために要する費用だけを範圍とし、それ以上を差押へることは出来ない。又差押へ

ても執行費用さへ弁償し得ないやうな状態にある場合は差押へは出来ない。他に擔保となつて居る物品は、これを差押へることが出来るが、この場合は擔保に取つた者が、その物の競賣代金に對して優先權を持つて居る。

第三節 差押の出來ぬ物件

左記の物件は、民事訴訟法第五百七十條により差押へることは出来ない。然しその中には債務者が承諾すると、差押の出來るものもあり、又差押へる債権が一ヶ年間に三百圓を超えると、その超過額の半額を差押へることが出来るものもある。
一 衣類、寝具、家具及び厨具等債権者の家族の生活上に必要な物品（着替等の餘分の物を除く）。
二 債務者及びその家族に必要な三ヶ月間の食料及び薪炭。
三 技術者、職工、勞役者、産婆等に就てはその營業上必要な物。
四 農業者にあつては農具、家畜、肥料及び次の收穫まで農業を続けるに必要な農産物。
五 文武官、神職、僧侶、公私立學校の教師、辯護士、公證人及び醫師などにあつては、その職を執行するに必要な物及び身分相當な衣服。
六 藥師は調藥上必要な器具、藥品。
七 神體、佛像其他禮拜の用に供する物。
八 系譜、

- 九 債務者又は其の家族が未だ公表しない發明に關する物及び著述、及び著述の稿本。
- 一〇 債務者及びその家族が學校に於て使用する書籍。
- 一一 成熟期まで未だ一ヶ月以上の間ある果實及び未だ上簇せぬ菓。
- 一二 勳章及び名譽の證據。
- 一三 實印其他職業に必要な印。
- 一四 文武の官吏、神職、僧侶、公私立學校の教師等の職務上の收入、恩給又は扶助料。
- 一五 民法に規定する扶助料（但その額一年三百圓を超ゆるときは超過額の二分の一は差押へ得られる）。
- 一六 債務者が第三者の恩惠によつて受くる繼續收入（この場合に於ては生活上必要なものに限る）。
- 一七 下士、兵卒の給料並に恩給及びその遺族扶助料。
- 一八 出陣の軍隊又は勞役に服したる軍艦の乗組員に屬する軍人、軍屬の職務上の收入。
- 一九 職工、勞役者又は雇人がその勞力又は役務のため受くる報酬。

九 債務者又は其の家族が未だ公表しない發明に關する物及び著述、及び著述の稿本。
一〇 債務者及びその家族が學校に於て使用する書籍。
一一 成熟期まで未だ一ヶ月以上の間ある果實及び未だ上簇せぬ菓。
一二 勳章及び名譽の證據。
一三 實印其他職業に必要な印。
一四 文武の官吏、神職、僧侶、公私立學校の教師等の職務上の收入、恩給又は扶助料。
一五 民法に規定する扶助料（但その額一年三百圓を超ゆるときは超過額の二分の一は差押へ得られる）。
一六 債務者が第三者の恩惠によつて受くる繼續收入（この場合に於ては生活上必要なものに限る）。
一七 下士、兵卒の給料並に恩給及びその遺族扶助料。
一八 出陣の軍隊又は勞役に服したる軍艦の乗組員に屬する軍人、軍屬の職務上の收入。
一九 職工、勞役者又は雇人がその勞力又は役務のため受くる報酬。

第四節 不法なる差押

他人から預つた物、借用した物件等はこれを差押へることは出来ない。若し差押へられた場合は直に本人に通知し、差押に對する異議と競賣停止命令の申請をせねばならぬ。當然差押への出來ぬ物件を差押へられた場合も同様である。差押へられた物の

は日を定めて競賣されるが、それを防ぐには裁判所に對し差押へに對する異議の申立てをなし、その間に債権者と示談をするのが得策である。

第五節 假差押

假差押は金錢の債權又は金錢に代へることを得る請求に對し假りに差押へをして置かぬときは、後日に至り債務者の財産が無くなるやうな處のある場合に行ふ手續で、貸金請求の手段として盛んに利用されて居る。そして本訴を起して勝訴の確定判決で本差押をするのである。然かし本訴に勝つか負けるか判らないから、假差押をするには裁判所の定めた金額だけの保證金を積まねばならぬ。この保證金を積ませるのは、差押のために債務者が損害を受けた場合に、その保證金で弁償させるためである。故に最初から公正證書を作つて貸借すれば、何時でも差押が出来るから、假差押の問題などは起らぬのである。

第六節 假差押の取消

假差押の命令書には、債務者が一定の金額を供託すれば、その執行を取消し得られる旨が記載してあるから、債務者がその

金額を供託した場合は、執達吏は假差押をすることは出来ぬ。又既に執行された假差押は取消さねばならぬから、債務者から見てもその債務が當然支拂ふべきものであり、且つ金の融通がつかぬならば、債務を支拂つて取消申請を提出すればよい。假差押の命令に對しては債務者は異議の申立をすることが出来るが、この申立は支拂命令のときと異り、假差押の取消、又は變更を要求する理由を明示しなければならぬ。本訴を起さぬ債権者が假差押をした場合は、債務者は相當の期間を定め、債権者に對してはその期間内に、起訴すべき旨命令されんことを裁判所に請求する権利がある。

第七節 假處分

假處分は現に裁判所に於て争ひとなつて居る物件が、事件の落着までに變質するとか、賣却されるとか、抵當に入れられるとかの虞れあるとき、それを防ぐ方法として債権者から裁判所に申立てる手續である、裁判所はその申立により抵當に入れてはならぬとか、賣却してはならぬとか、保管人を命ずるとか、適宜の處分を行ふのである。然し假處分假差押も同様は本訴の提起前に行ふもので、それを裁判所が許したとしても、本訴と

なつた後必ず勝つと決つてゐないから、假處分では一定の保證金を積立てることになつて居る。

第八節 破産

債務者が強制執行の處分を受けた後、その義務を完済する資力がなかつたならば、裁判所はその債務者に對し、本人又は債権者の申立によつて、裁判所は破産を宣告する。破産者は各種の選舉權や被選舉權を失ふばかりでなく、一切の公務に就くことは出来ない。又私法上でも後見人や親族會員等になることは出来ない。

第九節 強制執行の費用

有體動産や有價證券の差押、假差押手續料は、強制執行額の價格に應じ、執達吏手續料規則第三條に於て次の如く規定されて居る。
二十 圓迄 四十 圓 五十 圓迄 六十 圓
百 圓迄 九十 圓 二百五十圓迄 一圓二十圓
五百 圓迄 一圓五十圓 千 圓迄 一圓八十圓
千圓を超える時は二圓四十圓
但右の手續料には大正八年法律第四十一號と勅令第九百九十三號に依つて百分の五十迄は増加されて居る。

第十節 競賣手續料

動産、不動産及び船舶の競賣に就ては競賣金額に應じ、その手續料を執達吏手續料規則第九條により左の如く規定して居る
二十 圓迄 七十 圓 五十 圓迄 一圓二十圓
百 圓迄 一圓八十圓 二百五十圓迄 二圓四十圓
五百 圓迄 三 圓 千 圓迄 四圓五十圓
千圓以上は千圓を加へる毎に一圓を増す
右の手續料も百分の五十迄増加されて居る。尙ほ競賣費用に就ては、執達吏手續料規則に次の如き規定がある。
第十條 強制執行中途中止メタル場合ニ於テ、其ノ執行場所ニ臨マザル以前ナル時執達吏ハ所定手續料ノ十分ノ三ヲ受ケル、但シ競賣手續料ノ場合ハ四十圓トス
第十一條 若シ臨場シタルトキハ、所定手續料ノ半額ヲ受ケル、此場合ニ於ケル競賣手續料ハ六十圓トス
第十二條 以上ノ手續料ト稱スルモノノ中ニハ強制執行ノ場合ニ於ケル左ノ行爲ヲ包含スルモノトス
一 警察ノ援助ヲ求メ又ハ證人、鑑定人ノ申請ヲ爲サシムルコト
二 執行行爲ニ關スル催告其他ノ通知ヲ爲シ又ハ書類ヲ送達ヲ爲スコト
三 記名證券ヲ買主ノ氏名ニ書換ヘ及ビ、必要ナ陳述ヲ債務者ニ代ツテ爲スコト

四 支拂其他ノ給付、差押金、及ビ賣却金ヲ受取り、交付シ、若クハ供託シ又ハ受取證書ヲ交付シ、又ハ差押物ヲ還付スルコト
五 競賣ノ公告ヲ爲スコト

商 法

商法は商人に對して特に設けられた法律である。商人には普通にいふ商人と法律上の商人との二種類がある。法律上の商人は、自ら商業上の名義人となり、その取引によつて生ずる權利義務を負ふことを以て營業とするもので、その個人たる社會社たるによつて區別はない。商法は言ふまでもなく、法律上の商人に適用されるものである。而して商法の規定には任意のものも多く、當事者間に於て任意に商法の規定と異なる契約をなし得るのを原則とするが、會社の規定に至つては強行的のものが多く、その規定に反する契約をすることが出来ないのである。

第一章 商行爲

第一節 絕對的商行爲

商行爲は利益を目的として、貨物の轉換を行ふことを本體とする法律行爲で、絕對的商行爲、相對的商行爲、附屬的商行爲

等に分類される。絶對的商行為は營業として行はれると否とに拘はらず、又それが商人の行爲たる否とに關係なく、商行為として取扱はれるもので、その種別は

- 一 動産、不動産又は有價証券を高く賣り、その差額を利益とするため安く買入れる行爲(營利買入)。
- 二 營利買入に類する方法により、買った品を利益を得る目的で賣る行爲(轉賣)。
- 三 現品は手元にないが後に安く買入れる目的で、先づ高く賣渡す契約をなす行爲(營利販賣)。
- 四 以上の如く賣渡しの約束を果さんがため、その物品の仕入をなす取引。
- 五 取引所の取引。
- 六 手形其他の商業證券に關する行爲(手形の振出、引受裏書、保證又は船荷證券の發行、裏書等)。

第二節 相對的商行為

左に列擧の行爲を營業のためにする場合に商行為となるのでこれを相對的商行為といふ。従つて賃金を得る目的で、物を製造したり、勞務に服する者の行爲は商行為とはいはない。

- 一 貸貸する意思で物品を買入れ、それを貸貸する行爲(貸貸行爲)。
- 二 又貸をする行爲(轉貸行爲)。
- 三 製造、加工に關する行爲。

商事は商行為よりも範圍が廣く商號、會社、商業使用人の關係等々の如く商行為以外に、商法の規定する種々の法律關係を含んで居る。夫等の中商行為は最も重要なものゝ一で、商法の規定の大部分はこれに關するものである。

第五節 小商人

戸々について物を賣買するもの、道路等に於て物を賣るものなど、資本金五百圓未満の者は商法に規定する小商人で、是等の者に對しては商業登記、商號、商業帳簿に關する商法上の規定を適用しないことになつてゐる。

第六節 商業上の契約

商人がその營業の部に屬する契約の申込を受けたときは、遲滞なく諾否の通知をなさねばならぬ。若しこの通知を怠るときは承諾したものと看做される。又その部に屬する契約を申込まれ、それと同時に受取つた物品があつた場合は、たとへ申込を拒絶するにしても物品だけは保管せねばならぬ。尤も保管の費用は申込者の負擔であるから、申込者にしてその義務に反したときは損害の賠償をなさねばならぬ。

- 四 電氣、瓦斯の供給に關する行爲。
- 五 運送に關する行爲。
- 六 作業又は勞務の請負、家屋の建築、不動産に關する工事の請負。
- 七 印刷、出版、撮影に關する行爲。
- 八 客の來集を目的とする旅店、浴場、飲食店、寄席、劇場等の行爲。
- 九 兩替其他の銀行取引。
- 一〇 保險。
- 一一 寄託の引受、倉庫營業の類。
- 一二 仲立又は取次に關する行爲。
- 一三 商行為の代理の引受、運送、保險の代理。

第三節 附屬的商行為

商人が營業のためにする行爲は、その範圍が頗る廣汎にわたつて居て、一々これを列擧することは煩に堪へないが、商人がその營業のためにする行爲は、悉くこれを商行為とする。而して商人の行爲はその營業のためにするものと推定されるのである。故に商人が自分の行爲が營業のためにするものでないと主張するには、その事實を證明しなければならぬのである。

第四節 商事

第二章 運送及び寄託

第一節 運送

運送人は他人の財産を預り、これを安全確實に目的地に輸送することを引受ける者で、運送店に託した物品が毀損滅失した場合は、貨物の依託者は運送業者に對し損害の賠償を請求することが出来る。従つて運送業者は自己又はその使用人が、運送に關する一般の注意を怠らなかつたことを證明しない限りは、運送品の毀損、滅失、延着等について損害賠償の責を負はねばならぬ。然し天變地異等の不可抗力による損害はこの限りでない。運送品の毀損、滅失等に關する損害の賠償は一年を経過すれば、時効によつて消滅するから請求權が失くなる。

第二節 寄託物損滅の實際問題

浴場、旅館、料理店等の如く、客の來集する場所の主人が、客から寄託された物を毀損、紛失した場合は、主人はその損害を賠償する責任がある。然し貨幣、有價證券、其他の貴重品については、客は特にその種類及び價格を明かに告げて寄託せねばならぬ。浴場等で客が金品を窃取された如き場合、それが主

人又は使用人の不注意から起つたものならば、これも損害賠償の責任がある。

第三節 倉庫の寄託物

倉庫業者に物品を寄託すると、倉庫業者は寄託者に對してその物品の預證券及び倉荷證券、質入證券を交付する。この證券は自由に譲渡することが出来る。寄託者がこの證券を紛失した場合は、所有者は相當の擔保を供して證券の再交付を請求することが出来る。寄託品が在庫中倉庫業者の不注意により變質又は損滅した場合、寄託者はその損害の賠償を請求することが出来るのである。

第三章 保險

第一節 火災保險

保險には損害保險と生命保險とがあり、火災保險は損害保險の代表的なものとなつて居る。火災保險を契約するときは、失火たと放火たと、又落雷たとを問はず、保險會社から契約の保險金を受取ることが出来る。家が焼けた場合のみでなく延焼を防ぐため、消防等によつて生じた損害も會社は填補する。

義務がある。質借人其他人の物を保管する者が、家屋を保險に附して置いた場合は、家屋の所有者は直接に保險會社に對し、損害填補の請求をなすことが出来る。然し保險詐欺の目的で自ら放火して家屋を焼失せしめた場合、戰爭其他の變亂によつて生じた損害、大震災の如き不可抗力によつて生じた損害に對しては、會社はその填補の責任は持たない。

第二節 生命保險

保險契約は自己の生命のみならず、他人の生命についても保險をなすことが出来る。この場合には本人の同意を得る必要があるが、被保險者が保險金を受取る場合であればこの同意を必要としない、保險契約を結んだ當時保險契約者又は被保險者が惡意又は重大過失のためその重要なことを告げず、或は不實を告げた場合は保險契約を解除されることがある。

第四章 手形及び小切手

第一節 手形

手形は法定の形式を備へた一種の有價證券で、發行者自身で支拂をなす約束手形と、發行者が第三者に支拂を委託して、そ

の支拂をなさしめることを約束する爲替手形がある。手形は支拂の期日が来たならば、その所持人はこれを支拂人に呈示せねばならぬ。普通の債權には呈示の必要なく、支拂請求の期日を經過しても償還請求權は消滅しないが、手形は支拂請求の期日に手形を呈示して支拂を求めないと、償還請求權が無くなるから、所持人はその時期を誤らずに請求せねばならぬ。

第二節 手形の不渡

手形所持人は、満期又は其後二日以内に振出人に對してその手形を呈示して支拂の請求をなさねばならぬが、このとき若し支拂をなさなかつたらば、満期日より三日以内に執達吏又は公證人役場に就て、支拂拒絶證書を作製し、その作製の日又はその後二日以内に裏書人に對して償還請求の通知をしなければならぬ。若しこの手續を怠つたならば手形の所持人は裏書人に對し償還請求權を失ふことになる。

第三節 手形の裏書

手形の裏書は普通はその原本にすべきであるが、謄本でも原本の複製でも差支はない。裏書の法定の形式としては、被裏書

人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載して捺印すべきものであるが、例外としては單に署名のみをする。白地裏書、略式裏書、無記名裏書等の方法もある。

第四節 引受人

爲替手形は支拂人が引受けて、初めて手形上の債務を負擔することになるから、爲替手形を受取つた場合はその手形に、支拂人として示された者に手形を呈示して、支拂を引受けてもらはねばならぬ。支拂人が引受けることは手形を安全確實にする方法であるが、支拂人が引受けたからと言って、それがため振出人又は裏書人の擔保義務が免れた譯ではない。引受はしたがその引受人が支拂はなければ、裏書人や振出人が責任の位置に立つべきもので、若しこの場合振出人が、その償還の請求に應じたならば、次に引受の義務に違反した引受人に對し、振出人は手形上の債權者として、その權利を行ひ得るのである。

第五節 小切手

小切手は銀行を支拂人とする流通證券で効果は手形以上に確實である。小切手はその振出日附後、十日以内に指定の銀行へ

持參すれば、額面の金高を支拂つて呉れるが、若し銀行が支拂を拒絶した場合はその旨を小切手に記載して貰ひ、振出人に對し、嚴重に談判することが出来る。普通の小切手以外に先附小切手がある。この小切手は振出當日よりも、幾日か先の日附を書いたものである。小切手法は先附小切手を認め、第二十八條第二項に「振出の日附として記載した日より前に支拂の爲め呈示した小切手は呈示の日これを支拂ふべきものとす」と定め

刑法

刑法は人の反社會的行爲と、これに對する制裁とを規定した法律で、四十章二百六十四條から成り、明治四十年四月二十四日法律第四十五號を以て公布せられ、更に大正十年改正せられて今日に及んで居る。

第一章 總則

第一節 刑の種類

刑には死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料等の種類があり是等を主刑とし沒收を附加刑とする。懲役と禁錮とは無期と有

期とに分れ、有期懲役は一月以上十五年以下、懲役は刑務所に於て勞役に服さねばならぬ。罰金は二十圓以上、拘留は一日以上三十日以下、科料は十錢以上三十圓未満と規定せられ、若し罰金や科料を納付することの出来ない者は、換刑處分によつて規定の期間内勞役場に拘置されるのである。

第二節 刑の執行猶豫

刑法上の罪を犯し罰せられても、次の場合は情狀に依り一年から五年迄の間その執行を猶豫されることがある。そしてこの期間を無事に經過すると、刑の言渡はその効力が失くなる。一前に禁錮以上の刑に處せられたことのない者。二前に禁錮以上の刑に處せられたことがあつても、その刑の執行を終り、又はその執行の免除を得た日から、七年以内に再び禁錮以上の刑に處せられたことのない者。刑の執行猶豫の言渡を受けた者は、次の場合には執行猶豫を取消され、直ちに刑に服さなくてはならない。一猶豫期間中更に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられたとき。二猶豫の言渡前に犯した罪につき禁錮以上の刑に處せられたとき。

三猶豫の言渡前他の罪に付て、禁錮以上の刑に處せられたことが發覺したとき。

第三節 時効

刑事上の時効には、刑の時効と公訴の時効との二種がある。前者は刑の言渡を受けながら何れへか逃じして、身を隠したまふ捕へられずに居て罰せられずに済むことをいふ。左にその種類と年數を擧ぐれば

- 一 死刑は三十年。
 - 二 無期の懲役又は禁錮は二十年。
 - 三 有期の懲役又は禁錮は、十年以上の刑ならば十五年、三年以上の刑ならば十年、三年未満の刑ならば五年。
 - 四 罰金は三年。
 - 五 拘留及び科料沒收は一年。
- によつて刑罰の執行權が消滅するのである。又公訴の時効については
- 一 死刑に當る罪は十五年。
 - 二 無期の懲役又は禁錮に當る罪は十年。
 - 三 長期十年以上の懲役又は禁錮に當る罪に付ては七年。
 - 四 長期十年未満の懲役及び禁錮に當る罪に付ては五年。
 - 五 長期五年未満の懲役又は禁錮又は罰金に當る罪に付ては三年。

六刑法第百八十五條の罪に付ては六ヶ月。七拘留又は科料に當る罪に付ては六ヶ月。によつて公訴權は消滅するから、檢事は公訴を提起することが出来なくなるのである。

第百八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス一ノ時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

第四節 犯罪の構成

犯罪の構成には責任能力ある者の故意の行爲にして、刑法に規定された事項に該當するものであることを必要とする。責任能力とは刑罰能力のこと、精神狀態の發達に障礙ある者は犯罪はあつても刑罰を受けず又は輕減される。心神喪失者、心神耗弱者、癡癡者、十四歳未満の者は刑法上責任無能力者となつて居る。次に犯罪には犯意あることを要する。即ち犯罪の事實を認識し決意して行はれた行爲でなくては犯罪にはならぬ。例外として過失行爲を罰することもあるが、これは刑法各條に定められた場合に限る。次に違法である行爲であらねばならぬ。違法とは社會一般の常規に反すること、たとへ行爲が刑法各條に該當してゐても、正當防衛や緊急避難の如く社會通念から見て正當な場合には犯罪とはならぬ。

第五節 正當防衛

自己又は他人のため急迫不正の侵害を防禦する目的で、犯人を突き殺し又は負傷せしめた場合は、正當防衛として罪にはならぬ。然し防衛の程度を越えたと罪になる。強盗が兇器を以て己に危害を加へんとする場合、これに向つて突き殺しても罪にはならぬが、その強盗が家の外まで逃げ出したのを追ひかけて殺したとすると、防衛の程度を超えるものとして罰せられる。

第六節 緊急避難

自己又は他人の生命、身體、自由、財産等に對する現實の危険を避けんが爲め、已むを得ずして爲した行為は、その行為から生じた害が、避けんがために爲した害の程度を超えない場合は緊急避難行為として罪にならぬ。高所から墜落した人が木の枝に縋りついて、辛うじて身を支へて居る所へ、己れも同じく高所から墜落してその枝に縋りついたが、二人では枝が折れそうだから、他の一人を枝から振り落して墜死せしめ、自分が助かつたといふ如き場合は、己れも枝に取りつかねば助からぬといふ、已むを得ないことから起つた行為であるから、人を墜死せ

しめても罪にはならぬのである。

第七節 未遂罪

犯罪には犯意を有しその實行を決意して行為に現はし、その行意の結果が惹起されなければ成立しない。犯意があつても實行を缺いたり、實行はしても結果が惹起されないやうなものは不完全な犯罪でこれを未遂罪といふ。未遂罪はその原因によつて障礙未遂、中止未遂、不能未遂、着手未遂、缺効未遂等の種類がある。即ち犯人に意外な障礙の起つたため、豫期した結果が生じなかつたのは障礙未遂、犯人が故意に犯罪を不完全に終了したものは中止未遂、毒藥の効力なきものを有るものと思つて毒殺用に用ひるが如く、到底犯人の豫期した結果を惹起せしめ得ない如きものは不能未遂、實行中途にして行為を停止したるものは着手未遂、實行は終了しても豫期の結果を生じなかつた如きは缺効未遂である。未遂罪は刑法に於て特に規定された犯罪については罰せられるが、その刑は減輕又は免除される。

第八節 共犯

共犯には教唆と幫助と共同正犯とがある。教唆とは人をして

犯罪の決意を生ぜしめる動作で、教唆が無かつたならば罪を犯さなかつたやうな例も少なくないから、教唆者も正犯に準じて罰せられ、教唆者を教唆した者も亦處罰される。幫助は犯罪者の行為を手傳ふことで、殺人罪を犯す者に銃槍を與へたり、豫備の手段を教へてその手傳をするなどがこれに類し、從犯として罰せられるのであるが、殺人の現場に於て兇器を與へたりすると從犯ではなく、正犯として罰せられる。共同正犯は二人又は二人以上の者が共同して同一犯罪事實を實行したことをいふ。

第九節 併合罪

併合罪とは、未だ確定判決を経ない數罪のことを言ひ、若し或る罪につき確定判決があつた場合は、その罪とその裁判確定前に犯した罪とを併合罪とする。それで併合罪には數罪何れも確定判決を経ない場合と、數罪の中確定判決を経た罪とを併合罪とする場合がある。例へば竊盜、詐欺、横領の三罪を犯し、何れの犯罪も確定判決を受けない以前に發覺したときは、その三罪を併合罪とするけれども、若し三罪中詐欺罪について、確定判決あるときは、詐欺罪とその以前の竊盜罪とを併合罪とする。若し横領罪が詐欺罪の確定判決後に行はれたものであれ

ば、併合罪ではなく累犯となるのである。而して併合罪は合一して判決するけれども、一罪でなく數罪である。即ち併合罪は數罪を併合して重い一個の刑に處罰するのである。

第十節 累犯

犯罪で懲役に處せられた者が刑の服役を終り、又は服役の免除のあつた日から五年以内に再び罪を犯し、有期懲役に處すべきときは再犯となる。懲役に該する罪と同質の罪により死刑に處せられた者が、その執行の免除ありたる日又は減輕刑によつて懲役に減輕せられてその執行を終り、又は執行の免除ありたる日から五年以内に、更に罪を犯して有期懲役に處すべき時と同様である。再犯の刑はその罪について定められた懲役の長期の二倍以下を以て處斷されるが、如何に加重してもその刑期は二十年を超へることは出来ない。

第十一節 酌量減輕

犯罪の情狀に輕諒すべき點がある場合には、裁判官がこれを酌量してその刑を減輕する、これを酌量減輕といふのである。又刑法は特定の事由ある場合には、その刑を減輕せよと命

じ、その機能を裁判官に與へて居るけれども、更に犯罪の情状の輕むべきものに對しては、裁判官に於てその刑を自由に減輕することが出来るものと定められてゐるのである。

第二章 罪

第一節 罪と刑罰

刑法第二編には、罪に對する刑罰が規定されてある。其大要を左に摘記する。

- 第一章 皇室に對する罪 自第七十三條至第七十六條
- 第二章 内亂に關する罪 自第七十七條至第八十條
- 第三章 外患に關する罪 自第八十一條至第八十九條
- 第四章 國交に關する罪 自第九十條至第九十四條
- 第五章 公務執行を妨害する罪 自第九十五條至第九十六條
- 第六章 逃走の罪 自第九十七條至第一百二條

- 第七章 犯人の藏匿及證憑湮滅の罪 自第一百三條至第一百五條
- 第八章 騷擾の罪 自第六六條至第六七條
- 第九章 放火及び失火の罪 自第八八條至第八十九條
- 第十章 盜水及び水利に關する罪 自第二九條至第三三條
- 第十一章 往來を妨害する罪 自第二百二十四條至第二百二十九條
- 第十二章 住居を侵す罪 自第三十條至第三十二條
- 第十三章 秘密を侵す罪 自第三百三十三條至第三百三十五條
- 第十四章 阿片煙に關する罪 自第三百三十六條至第三百四十二條
- 第十五章 飲料水に關する罪 自第四百十二條至第四百十七條

- 第六章 通貨偽造の罪 自第四十八條至第五十三條
- 第七章 文書偽造の罪 自第五十四條至第八十一條
- 第八章 有價證券偽造の罪 自第六十二條至第六十三條
- 第九章 印章偽造の罪 自第六十四條至第六十八條
- 第十章 偽證の罪 自第六十九條至第七十一條
- 第十一章 誣告の罪 自第七十二條至第七十三條
- 第十二章 猥褻姦淫及重婚の罪 自第七十四條至第八十四條
- 第十三章 賭博及富籤に關する罪 自第八五條至第八七條
- 第十四章 禮拜所又は墳墓に關する罪 自第八八條至第九三條
- 第十五章 瀆職の罪 自第九十三條至第九十八條

- 第十六章 殺人の罪 自第九十九條至第二百三條
- 第十七章 傷害の罪 自第二百四條至第二百八條
- 第十八章 過失傷害の罪 自第二百九條至第二百一十一條
- 第十九章 墮胎の罪 自第二百十二條至第二百十六條
- 第二十章 遺棄の罪 自第二百十七條至第二百十九條
- 第二十一章 逮捕及監禁の罪 自第二百廿條至第二百二十一條
- 第二十二章 脅迫の罪 自第二百二十二條至第二百二十三條
- 第二十三章 略取及誘拐の罪 自第二百廿四條至第二百廿九條
- 第二十四章 名譽に關する罪 自第二百三十條至第二百三十三條

- 重刑 一年以上の懲役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金
- 輕刑 拘留又は科料
- 第三章 信用及業務に對する罪 自第二三三條至第二三四條
- 三年以下の懲役又は千圓以下の罰金
- 第三章 竊盜及強盜の罪 自第二卅五條至第二卅九條
- 重刑 死刑又は無期懲役
- 輕刑 免除
- 第三章 詐欺及恐喝の罪 自第二四六條至第二五一條
- 重刑 十年以下の懲役
- 輕刑 五年以下の懲役又は千圓以下の罰金
- 第三章 横領の罪 自第二五十二條至第二五五條
- 重刑 一年以上十年以下の懲役
- 輕刑 一年以下の懲役又は百圓以下の罰金若しくは科料
- 第三章 贓物に關する罪 自第二五十六條至第二五七條
- 重刑 十年以下の懲役及び千圓以下の罰金
- 輕刑 免除
- 第四章 毀棄及隱匿の罪 自第二五八條至第二六四條
- 重刑 三月以上七年以下の懲役
- 輕刑 六月以上の懲役若しくは禁錮又は五十圓以下の罰金
- 又ハ科料
- 公選の投票を偽造する罪
- 重刑 一年以上五年以下の懲役
- 輕刑 一年以上一年以下の禁錮
- 傳染病豫防規則に關する罪
- 重刑 一年以上一年以下の禁錮
- 輕刑 二十圓以上二百圓以下の罰金

決闘に關する罪

- 重刑 一年以上五年以下の懲役
- 輕刑 一年以上一年以下の懲役
- 爆發物に關する罪
- 重刑 死刑
- 輕刑 百圓以下の罰金

罪と刑罰の大要は右の通りであるが、社會生活上一般に最も起り易い犯罪の範圍はさまで廣くない。次に現代の社會に於て最も多く行はれる犯罪につき、一通りの説明を加へることにする。

第二節 騷擾の罪

騷擾の罪は刑法第六六條乃至第六七條に規定されたもので、多數の人々が集合して暴行をなし又は脅迫して社會を恐怖せしめる罪である。かゝる犯罪についてはその首魁は一年以上十年以下の懲役又は禁錮に處せられ、他人を指揮したり又は他人に率先した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮である。この場合單に多數の者に附加随行したのみならば、五十圓以下の罰金で済む。暴行や脅迫の目的で、多數の者が集まつて居る場合警察官がこれを發見し、解散を命じてもこれに服従せず、三回まで解散の命に従はぬときは、暴行脅迫の事實はなくとも、首

魁は三年以下の懲役又は禁錮、其他の者は五十圓以下の罰金に處せられるのである。

第三節 放火及び失火の罪

現在人の住つて居る家屋や建築物でなくとも、人の現在居る建物、汽車、電車、艦船、鑛坑等に火を放つときは總て放火である。保險金詐欺の目的で放火した場合は刑罰は一層重くなる。放火した家が自分の所有物でも、六月以上七年以下の範圍で懲役に處せられる。放火はしたが早く發見されて消止められたり燃料不足で放火の目的を達しなかつた場合は、その損害は多くないのが常であるが、それでも多少刑罰を軽くされるといふだけで、矢張り放火罪を以て處罰される。放火しなくとも火災の際消火を妨げた者は一年以下の懲役に處せられる。失火は自分の家と他人の家とに拘らず、これを焼いた者は三百圓以下の罰金となる。火藥、汽罐其他爆發すべき物を破壊させ、人家其他の物を損壞した場合は、それが故意の行爲であれば放火、過失ならば失火の例によつて處罰される。瓦斯、電氣、蒸氣等を漏出又は流出せしめ、或はこれを遮斷したために、人の生命、身體財產に危険を生ぜしめたときは、三年以下の懲役又は百圓以

下の罰金となる。又このため人を死傷せしめたときは傷害罪と比較して重く處断される。

第四節 住居を侵す罪

住居を侵す罪には家宅侵入と、横暴なる行爲を加へるものと二つがある。暴力團や押賣商人が承諾を得ずして他人の住居に入り、立退きを要求されてもその場所から退去しないのが家宅侵入罪で、三年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處せられる。貸金の居催など矢張りこの罪に問はれる。故なくして皇居、禁苑、離宮、行在所、神宮、皇陵等に侵入した者は三年以上五年以下の懲役である。家主が借家人に對して立退きを迫つて居る場合、借家人が猶豫期間を願つて居るに拘らず、家主はこれに應ぜずして人足を差向け、強制的に兩戸を外したり、家財道具を屋外へ持出したりしたならば、借家人は家主に向つて苦情を申込み、辯護士に依頼して告訴すれば立派に家宅侵入の罪となるのである。

第五節 文書偽造の罪

公私の文書、爲替券、公債券、手形、小切手等總て有價證券

及び公私の印章を偽造し、若くはこれを使用した者はそれらの規定に従つて處刑される。然し一を壹と改め、殖民を植民とする如く、文書中の部分を改めたり、誤字を訂正したりしてもその信憑力を害しない限りは變造とはならぬ。又他人に對して貸金がないに拘らず、自己の名義を用ひて、それを有る如く自己の帳簿に記載しても、眞に記録者たる資格を許らなければ偽造とはならぬ。人の氏名のある紙に權利なくして或事實を記入する者は事實の眞否に拘らず、記録者たる資格を許るから偽造となる。記録者自身がその氏名を署名した白紙を以て他人に委任した場合は、その不實である時に限つて他の罪に問はれることもあるが文書偽造とはならぬ。これに反し他人の名義を用ひてその借用證書を作れば、記録者の資格を許るものであるから偽造罪となる。又他人に無證文で金を貸した後、その債務者が財産を失つたことを知り、自分の債權を認めしむるため、勝手に債務者の名を用ひて、金圓借用證書を作つたときは、その記載することは事實でも、記録者たる資格を許るものであるから文書偽造となるのである。

第六節 過失死傷の罪

過失により人を傷害したときは被害者の告訴によつて傷害罪となり、五百圓以下の罰金又は科料に處せられ、過失によつて人を死に至らしめたときは千圓以下の罰金である。電車や自動車、運轉手や車掌が自己の不注意から人を死傷せしめた如く、業務上必要な注意を怠つたことが原因となり、人を死傷に致したときは三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處せられる。過失傷害の場合は、被害者又はその父兄は加害者に對し損害賠償をも請求することが出来る。

第七節 名譽毀損の罪

公然と大衆の耳目に入る處で、他人の名譽に關することを吹聴したり、封書で攻撃した場合、その事實の有無に拘らず、被害者の告訴を待つて一年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられる。新聞紙上に人の悪口を書いた場合は、それが社會公益上不法、不道德者を排斥する意味で、一般民衆に警告するためならば誹毀罪とならぬが、若し私行に涉つて攻撃したときは罪となる。公衆の面前で人を罵り、泥棒とか非國民とかいつて侮辱したときも、被害者の告訴によつて拘留又は科料に處分されるのである。

第八節 業務を妨害する罪

他人の信用や業務を妨害する行爲は、三年以下の懲役又は千圓以下の罰金となる。虚偽の風説を流布して信用を害し、新聞を利用して有りもせぬ非事を發表し、銀行の取付などを流布して業務を妨害するなどは皆業務妨害罪である。

第三章 盜犯防止法

盜犯防止及び處分に關する法律は、彼の一時世間を騒がせた説教強盜が出没した昭和五年六月から施行された。本法の趣旨は、従來の正當防衛に關する規定を一層擴張されたものである。その概要を摘記すれば

- 一 盜犯を防止したり、盜贓を取り返さんとしたとき。
- 二 兇器を携帯したり、門戸壁障等を損壞踰越したり、鎖鑰を開いて人の住居又は人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入する者を防止せんとしたとき。
- 三 故なくして人の住居又は人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入した者、又は要求を受けて是等の場所より退去せぬ者を排斥せんとする場合等に於て、それが自己及び他人の身體、

生命、貞操等に對する現在の危險を感じて犯人を殺傷したときは、正當防衛の行爲と認むる。又以上の場合に於て自己又は他人の生命、身體、貞操に對する現在の危險はなくとも、恐怖驚愕の餘り、興奮又は狼狽によつて、その現場で犯人を殺傷してもこれを罰しない。

- 又その第二條の概要を摘記すれば
- 一 兇器を携帯し
- 二 二人以上現場に於て共同し
- 三 門戸壁障等を損壞踰越し又は鎖鑰を開き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入し
- 四 夜間人の住居又は、人の看守する邸宅、建造物、艦船に侵入し、刑法第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪又はその未遂罪を犯した者に對し、竊盜を以て論ずるときは三年以上、強盜を以て論ずるときは七年以上の有期懲役となる。又常習として前條の罪又はその未遂罪を犯した者で、その行爲が十年以内に、是等の罪又は是等の罪と他の罪との併合罪につき三回以上六月以上の懲役に處せられ、又はその刑の執行の免除を得た者に對して刑を科するときは前條の例によつて處斷される。更に常習として刑法

第二百四十條前段の罪及び第二百四十一條の前段の罪又はその未遂罪を犯した者は、無期又は十年以上の懲役に處せられる。

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪トシ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪トシ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒ミ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲暴行又ハ脅迫ヲナシタルトキハ強盜ヲ以テ論ズ

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其ノ財物ヲ竊取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ズ

第二百四十條 強盜人ヲ傷ケタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス(下略)

第四章 暴力行為處罰法

世相の悪化するに伴ひ、各種の紛争問題を團體を背景に直接行動によつて解決せんとする恐るべき傾向を生じて來たのである。本法は是等暴力行為の取締に關する法律で、主として暴力團取締のために設けられたものである。故に實際團體の威力を

第五章 不穩文書臨時取締法

不穩文書臨時取締法は文書に發行者の氏名、住所を記載せず或は許りの記載を爲し、或は出版法や新聞紙法に依つて紙本を

爲さず、軍隊の秩序を紊し、財界を攪亂し、其他人心を惑亂する目的で、出版又は頒布する不穩な怪文書を絶滅させる爲めに制定せられた法律で、その法文は僅かに四條である。

軍秩を紊亂し、財界を攪亂し其他人心を惑亂する目的で、治安を妨害すべき事件を掲載した文書圖書で、發行責任者の氏名及び住所の記載を爲さず、若くは虚偽の記載を爲し、又は出版法、新聞紙法に依る紙本を爲さないものを出版、頒布した者は三年以上の懲役又は禁錮に處分する(第一條)。尙ほ此の未遂罪でも處罰するが、印刷者が印本引渡前に自首したときはその刑を免除する(第三條)。

地方長官は右に當るものと認める文書圖書に付ては、眞實の記載を爲し、又は成規の紙本を爲す迄その頒布を差止め、必要の場合には、その印本及び刻版を差押へることが出来る。此の場合に頒布を差止められたにも拘らず、その文書圖書を頒布した者は五百圓以下の罰金に處分する(第四條)。

又前に述べた不穩文書臨時取締法第一條の事項を掲載した文書圖書で、發行責任者の氏名及び住所の記載を爲さず、若くは虚偽の記載を爲し、又は出版法、新聞紙法に依る紙本を爲さないものを出版頒布した者は、二年以下の懲役又は禁錮に處分す

る(第二條)。此の未遂罪も處罰するが、印刷者が印本引渡前に自首したときは、前の場合と同じ様にその刑を免除する(第三條)。

地方長官は右に當るものと認める文書圖書が、眞實の記載をするか、又は成規の紙本を爲す迄その頒布を差止め、必要な場合にはその印本及び刻版を差押へることが出来る。此の場合に頒布を差止められた文書圖書を頒布した者は、矢張り三百圓以上の罰金に處分するのである(第四條)。

第六章 警察犯處罰令

警察犯處罰令(明治四十一年内務省令第十六號)は、同二十三年法律第八十四號に基く委任に依つて、同年勅令第二百八號で認められた拘留又は科料の制裁を規定したものであるから、法律の中に含まれるものと言ふべきである。

警察犯處罰令は刑罰を定めたものであるから、裁判所で警察犯處罰令に違反する行為を裁判する場合には、刑事訴訟法に依るべきものであるが、警察官署が警察犯處罰令を適用して、拘留、科料の言渡を爲さんとするには、違警罪即決例に依るべきものである。

第一節 拘留のみに處すべき場合

警察犯處罰令第一條に依り、左の各號の一に當る者は三十日未滿の拘留に處分する。三十日未滿とは最短期が一日で最長期は二十九日のこと、三十日未滿と言ふのは、三十日に足りない日數を示すのみで、三十日目を含まないからである。若し三十日以下と言ふときは、三十日目をも含むので、未滿と以下とは斯様な相違がある。

- 一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潜伏シタル者
- 二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者
- 三 一定ノ居住又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者
- 四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

第二節 拘留又は科料に處すべき場合

警察犯處罰令第二條に依り、左の各號の一に當る者は三十日未滿の拘留、又は二十圓未滿の科料に處分される。

- 一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者
- 二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ物品入場券等ヲ配布シタル者
- 四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ

- 其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者
- 五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 七 新聞紙、雜誌其ノ他出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者
- 八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者
- 九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若クハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知りテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者
- 前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者
- 十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者
- 十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者
- 十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者
- 十四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者
- 十五 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ背セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者
- 十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虛報ヲ爲シタル者
- 十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類

- ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者
- 十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ借用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者
- 二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ背セサル者
- 二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者
- 二十三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨ケヘキ行爲ヲ爲シタル者

- 二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
- 二十五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者
- 二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚穢シ若ハ撤去シタル者
- 二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ背セスシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者
- 二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者
- 二十九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
- 三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者
- 三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者

第三節 科料のみに處すべき場合

警察犯處罰令第三條に依り、左の各號の一に當る者は二十圓未滿の科料に處分される。

- 一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者
- 二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸體シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者
- 三 街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ物ヲ玩ヒタル者
- 五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者
- 六 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル者ノ取扱ヲ忽ニシタル者

- 七 開業ノ産婆故ナク妊婦、産婦ノ招キニ應セサル者
- 八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者
- 九 炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者
- 十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者
- 十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者
- 十二 濫ニ犬其ノ他獸類ヲ嘯シ又ハ驚逸セシメタル者
- 十三 狂犬、猛獸等ノ繋鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者
- 十四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者
- 十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚漬シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、賣貨家札其ノ他標標ノ類ヲ汚漬シ若ハ撤去シタル者
- 十六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繋キタル者
- 十七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者

第四節 教唆者、従犯者の處分

刑法第六十四條は、拘留又は科料に處分すべき犯罪の教唆者や従犯者は、特別の規定がなければ、之を罰しないものとしてある。これは軽い犯罪行為の間接な行為であるから、之を罰す

る必要がないと認められた結果である。然るに警察犯處罰令第四條本文では、本令に規定した違反行為を教唆、補助した者は各本條に照して之を罰すべきものとしてある。それで此の規定は刑法第六十四條に對する例外である。而して警察犯處罰令第四條の但書は、情狀に依つてその刑を免除することが出来るものとしてあるから、教唆者、従犯者を罰するかどうかは、警察官が情狀に依つて決定すべきものである。

刑事訴訟法

刑事訴訟は刑罰權が在るかどうか、若し之が在るとすれば幾何の刑罰を定めるかを目的とする裁判所、検事、被告人のする行為の全體を言ふ。刑事訴訟法は是等の者の關係を定めた手續法である。故に刑事訴訟法は公法であつて、原則として強行法で、當事者の處分權を認めないのである。

第一章 裁判所の管轄

裁判所の管轄には法定管轄と裁定管轄とがある。又法定管轄は事物管轄と土地管轄との二つに分れて居る。事物管轄は事件

の種類に依つて、區裁判所に屬するか又地方裁判所、控訴院、大審院に屬するかを定めるもので、土地管轄は同等の裁判所間で事件の歸屬を定めるのである。亦裁判管轄は具體的に發生した事件の歸屬を定めるものと、指定に依るものと移轉に依るものとがある。

第一節 事物管轄

事物管轄は裁判所構成法に依り、事件の種類を標準にして區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院との間に分配した裁判權行使の範圍である。この管轄に付ては本編中司法の部に説明してあるから、重複を避ける爲めに省略する。

第二節 土地管轄

土地管轄は事件とその地域との關係で定まるもので、刑事訴訟法はその標準を定めて居る。この管轄を定める一般の標準は犯罪地、被告人の住所、居所又は現在地が或る裁判所の管轄區域内であれば、その裁判所はその事件に付て土地管轄を有するのである。

犯罪地とは犯罪を構成する要件である事實が發生した

總ての土地を含む。故に犯罪事實が多數の裁判所の管轄に涉ると、同一の事件に對して多數の裁判所が管轄權を有することになる。例へば千葉縣と東京府の境界で、甲が千葉縣内より東京府内に在る乙に向ひ發射して乙を傷つけたが、乙は川崎市で死亡した場合は、千葉地方裁判所、東京刑事地方裁判所、横濱地方裁判所が、何れも此の事件に對して管轄權があるが如きである。

被告人の住所 此の住所は民法の住所と同様で、人の社會的活動の中心點を言ふ。そして活動の中心點であるかどうかは、その人が一定の場所に常住して居るかどうかに依つて決定すべきである。

被告人の居所 居所とは人が多少繼續して滞在する場所をいふ。故に居所は二個以上を有することがある。例へば出張所と別荘を有つて居る者は兩方に居所がある。

被告人の現在地 現在地とは検事が起訴の當時被告人が現在する場所をいふ。現在地は起訴のときを以て標準とするから、犯人を逮捕したとき又は犯罪のときをその標準としない。

以上の土地の外に帝國外に在る日本軍艦、船舶内で行はれた犯罪については、艦船の本籍、船籍の所在地及び犯罪後その

艦船の繋泊した總ての地を以て管轄の標準とする。

第二章 公訴權

公訴權は検事が裁判所に對して行ふもので、犯罪につき刑罰を適用することを求める權利である。故に公訴權の目的は刑の宣告とその執行とである。

第一節 公訴權の發生

公訴權は刑罰權の發生に伴ふものであるから、法律上犯罪が成立すると、公訴權は當然發生するが、公訴權は裁判所の審理を請求するものであるから、苟くも犯罪があるとの嫌疑を生じたときは、公訴權は發生するものと解すべきである。

第二節 公訴提起の方式

公訴の提起は裁判所に對する検事の意思表示で、その方式は左の通りである。

書面を以てするを原則とす 公訴の提起は公判の請求でも、又豫審の請求でも、書面を以てすることを要する。然し豫審の請求は急速を要する場合に限り、口頭又は電報を以てすこ

とが出来た。又公判開廷中被告人に他の犯罪あることを發見したときは、口頭で公判を請求することが出来るのである。

被告人を指定し犯罪事實及び罪名を指示すること 如何なる人に對して公訴を起したかを明かにするため、被告人の氏名を記載しなければならぬ。然し氏名の判らない者に對しては容貌、體格其他の徵表で表示することが出来るのである。又如何なる犯罪につき公訴を提起したかを知り得る程度で、犯罪事實を指示しなければならぬ。尙ほ罪名をも表示すべきものである。

第三節 公訴權の消滅

公訴權の消滅に付ては、刑事訴訟法は正面から定めず、裏面から定めてある。それを擧げると次の通りである。

確定判決 確定判決とは判決が確定力を生じて動かすことが出来ない状態になつたことを言ふので、この状態は上訴期間を過ぎたとき、上訴の方法が無くなつたとき、上訴を取下げたとき、上訴を許さない場合は、判決の言渡と共に發生するのである。

刑の廢止 判決の確定しない前に、舊法律で犯罪として罰した

行爲を、新法律で犯罪としない場合には公訴權は消滅するのである。

大赦 大赦は天皇の大權作用に依つて生ずるもので、法律の適用を廢止するものであるから、公訴權は消滅して判決の效力をも消滅せしめるのである。

時効 時効とは時日の経過に因つて、犯罪の法律上の結果を消滅せしめる制度で、刑の時効と公訴の時効とがある。刑の時効は刑法で説明してあるから、茲では公訴の時効に付て説明する。公訴の時効とは犯罪の發生した時から、一定の期間内検事が起訴せずに経過したときは、公訴權を消滅せしめるものである。その期間は

- 一 死刑に當る罪に付ては十五年
 - 二 無期の懲役又は禁錮に當る罪に付ては十年
 - 三 長期十年以上の懲役又は禁錮に當る罪に付ては七年
 - 四 長期十年未満の懲役又は禁錮に當る罪に付ては五年
 - 五 長期五年未満の懲役若しくは禁錮に當る罪に付ては三年
 - 六 刑法第八十五條(賭博罪)の罪に付ては六ヶ月
 - 七 拘留又は科料に當る罪に付ては六ヶ月
- 公訴の時効期間は以上の如くであるが、その期間内に公訴の

提起、公判などが在つたときは公訴の時効は中斷される。

被告人の死亡 自然人が死亡した場合は、刑罰の客體が無くなり、訴訟當事者を缺くから公訴權が消滅する。

告訴の拋棄及び取消 告訴の拋棄と取消とは、親告罪に特有のもので、拋棄とは告訴權者が犯罪の訴追を求めない旨の意思表示をいひ、告訴の取消とは、告訴權者が一旦爲した告訴を消滅せしめることをいふ。

公訴の取消 検事は一旦提起した公訴を一定の條件の下に取消すことが出来る、この場合には公訴權は消滅するのである。

第三章 訴訟關係者

刑事訴訟で訴訟に關係する者は裁判所、検事及びその補助者、被告人及び代理人、辯護人等である。

第一節 裁判所

刑事訴訟法で裁判所とは各個の事件に付て實際に司法權を行使機關を指すので、例へば合議裁判所の部、豫審判事、區裁判所の單獨判事などである。そして裁判所は判事、裁判所書記、執達吏等の職員で構成されるのである。

除斥 除斥とは判事又は裁判所書記が法律の規定に依り當然その職務の執行より脱退せしめられることをいふ。判事又は書記に刑事訴訟法第二十四條に定められた原因がある場合は、裁判を公平無私にすることが出来ないといふ疑ひを抱かしめるから、この場合は當然その職務の執行から除斥するのである。例へば判事が被害者又は被害者の親族などであるときは、裁判の公平無私が疑はれるが如きそれである。

忌避 忌避とは訴訟關係人が判事又は裁判所書記を職務の執行から脱退せしめることを請求することをいふ。その原因は一判事又は裁判所書記に除斥の原因あるとき、二偏頗の裁判をする慮れあるとき等である。

回避 回避とは判事又は裁判所書記が、自らその職務の執行から脱退することを請求することをいふ。

第二節 検事及び其補助者

検事 検事は國家を代表して公訴を提起し之を實行する機關である。その重なる職務を擧げると左の通りである。

- 一 公訴の準備
- 二 公訴の提起
- 三 公訴の追行
- 四 裁判執行の指揮

第三節 被告人及び代理人

五 非常上告及び再審の提起 六 私訴の立會

検事は裁判所と獨立し、裁判所と對等の關係に在るもので、地方裁判所の検事局には検事正、控訴院の検事局には検事長、大審院の検事局には検事總長を置き、その検事局と下級検事局とを統括して居る。

司法警察官 司法警察官は犯罪を捜査する職務を有する機關であるが、検事の指揮命令を受けない者と、検事の補佐としてその指揮命令を受ける者がある。

一 警視總監、地方長官及び憲兵司令官 是等の者は各々その管轄区域内に於て、犯罪捜査に付て地方裁判所の検事と同様の権限を有するのである。然し是等の者が犯罪を捜査する場合には、成るべく捜査を検事に讓るべきである。

二 廳府縣の警察官、憲兵の將校、准士官、下士 是等の者は検事の補佐としてその指揮命令を受けて犯罪の捜査をするものである。

三 巡查、憲兵卒 是等の者は検事及び司法警察官の下に在りて、其指揮命令に従ひ犯罪の捜査を補助するものである。

被告人 被告人とは刑事訴訟の當事者をいふので、自然人と法人とである。法人が被告人と爲つた場合には訴訟行為はその代表者がこれを爲すのである。

代理人 被告人の法定代理人が、刑事訴訟について形式上被告人となり、又被告人のために代理行為を爲す場合がある。親権者、後見人等は刑事訴訟法の法定代理人である。訴訟代理人は被告人の委任に依り、被告を代理して訴訟行為を爲す者である。被告人が訴訟代理人を使用し得る場合は、違警罪又は罰金刑に當るときに限る。

第四節 辯護人

辯護人とは被告人を辯護する人で、検事の公訴に依る攻撃に對し、被告人の利益を防禦するのである。辯護人は辯護士中より之を選任すべきものであるが、裁判所の許可を得たときは、辯護士以外の者を辯護人に選任することが出来る。但し上告審では辯護士でない者を辯護人に選任することは出来ない。

第四章 起訴の準備及起訴

第一節 公訴の準備

公訴の準備手續は捜査である。捜査は検事又は司法警察官が犯罪あることを知り、又は犯罪があると思料したときに開始するものである。捜査は告訴、告發、自首、匿名の申告及び風説等に依つて開始される。

一般捜査 はその目的を達するに必要な取調を爲し得るが、原則として強制力を用ゆることは出来ない。故に被疑者其他の者から事實を聴取するにしても、その者の任意に依るのでこれを強制することは出来ない。然し變死體の檢視及び檢證等の場合は例外として強制處分を爲すことが出来る。

特別捜査 は現行犯其他特定の場に行ふもので、この場合には被疑者の身體を拘束し、押收、搜索及び檢證を爲し、又は被疑者、證人を訊問する等強制して爲すことが出来る。

公訴の提起 は検事が捜査處分後に科刑を必要とする犯罪と認められた場合に、豫審又は公判を請求することである。公訴を提起するかどうかは、検事の専權に屬するので、他の者は絕對に公訴の提起を爲すことは出来ない。検事は犯人の性格、年齢及び境遇並に犯罪の情狀、犯罪後の情況に依つて公訴を提起せず

に不起訴処分に出る。公訴の提起は書面で行うのであるが、豫審の請求は急速を要する場合に限り、口頭又は電報でも行うことができる。

検事が公訴を提起したときは、その事件は検事の手を離れて裁判所に繫属するから、裁判所は何等かの裁判を爲さなければならぬのである。

第三節 豫審

豫審は検事の起訴に依つて開始するもので、公判の準備手續である。それで豫審は被告事件を公判に廻すや否やを定めるために必要な事項を取調べるのが目的であるから、犯罪の證據を集め、被告人に犯罪の嫌疑が充分あると思ふ程度に達すると、その目的が達せられるのである。

豫審事は色々取調べた上豫審の終結をして、その事件に付き公判を開くかどうかを決定しなければならぬ。これを豫審終結決定と言ふ。この決定には左の種類がある。

公判を開く決定 この決定に依つて、その事件は公判裁判所に繫属するのである。

公判を開かない決定 この決定は左の如く三種に分れて居る。

- 一 管轄の違ひの決定
- 二 免訴の決定
- 三 公訴棄却の決定

第五章 公判

公判は判決裁判所で、科刑権の有無とその範圍とを審判するため辯論することをいふ。辯論は判決の基礎と爲るものであるが、この辯論の前提と爲り、又はこれに附帯する多くの手續がある。例へば検事の起訴、豫審終結決定、期日の指定、被告人の呼出、勾引、勾留、保釋、責付等の如きである。

公判では裁判所、検事及び被告人は訴訟の主體となり、検事は國家を代表して科刑権の確定を請求し、被告人は検事と相對立して防禦權を行ひ、裁判所は兩者の間に立つて、公平無私に裁判するのである。

公判には判事、裁判所書記、検事が出廷しなければならぬ。被告人の出廷も公判の要件である。尙重罪事件の公判には辯護人の出廷をも必要とする。

第一節 公判前の手續

公判前の手續は公判の審理を円滑迅速に進行せしめるためにその準備をすること、先づ被告人其他公判の取調に必要な訴

訟關係人を呼出さなければならぬ。その呼出状を發するには裁判長又は單獨判事が期日を指定する。この指定があつたときは裁判所書記は呼出状を作り、執達吏又は送達吏(配達人)をして、これを被告人に送達せしめる。その送達と被告人の出頭との間には、少くとも三日の猶豫がなければならぬ。

辯護人を選任したときは之を届出づべきもので、若し届出を怠つたときは、裁判所は辯護人を呼出さずに公判を開いても、被告人は異議の申立は出来ない。重罪事件につき被告人が辯護人を選任しないときは、裁判所は職權を以て、その所屬辯護士會中より選任するのである。

第二節 公判の審理

公判は次の順序に依つて進行するものである。

第一に判事は被告人の氏名、年齢、身分、職業、住所、出生地を問はねばならぬ。

第二に検事は被告事件を陳述する。即ち犯罪事實の陳述である

第三に判事は被告事件に付て被告人を訊問する。

第四に判事は被告人を訊問した後に證據の取調をする。區裁判所で被告人が犯罪事實を自白したときは、検事及び民事原告

人に異議のない場合は、他の證據を取調べる必要はないが、地方裁判所では被告人が犯罪事實を自白しても、尙ほ證據物件を取調べなければならぬ。

第五に判事は證據の取調を終る毎に被告人に意見があるかどうかを訊ね、且利益となる證據を差出し得ることを告げ、證據物件は被告人に示して之が辯解を求めねばならぬ。

第六には訴訟關係人の最後の辯論で、證據を取調べた後、検事其他訴訟關係人は事實及び法律の點に付て、相互に辯論をなすのである。

第七には最後に裁判所は被告事件に對して無罪又は有罪の判決をなすべきものである。

第六章 上訴

上訴は下級裁判所の裁判に對し、自己の權利を保護するため上級裁判所に更に審判を求め不服の申立て、確定しない裁判の取消、變更を目的とするものである。

上訴には控訴、上告、抗告の三つがある。上訴の申立てを爲し得る者は、検事、被告人並にその法定代理人、保佐人、夫又は辯護人等である。

上訴の期間は上訴の種類に依つて異なる。控訴は七日、上告は五日、抗告は即時抗告は三日である。而して控訴、上告の期間は判決言渡の日より起算し、即時抗告は決定の日より起算するのである。

第一節 控 訴

控訴は區裁判所又は地方裁判所を爲したる第一審判決に對する不服申立方法で、事件の覆審を目的とするのである。この申立は期間内に書面で爲すべきものである。検事は控訴の申立があつた場合には附帯控訴を爲すことが出来る。

控訴の申立があつた場合は、控訴裁判所はその申立の範圍内で覆審する。この手續に付ては別段の規定ある場合の外、第一審の公判に關する規定を準用するから、第一審裁判所と同一の手續で審理して判決する。

控訴裁判所で爲すべき判決には、控訴棄却の判決、覆審の判決、差戻の判決、公訴棄却の判決等がある。

第二節 上 告

上告は法律に定めた事由に因つて判決の取消、變更を求め不服申立方法で、上告裁判所が上告を理由ありと認めたるとき

は、原判決を破毀し更に事件につき判決するを原則とする。上告は原判決が法律に違反した場合の外、重大な事實の誤りあることを疑ふに足る顯著なる事由あるとき、刑の量定が甚だしく不當であると思料すべき顯著な事由あるとき、再審を開始する原因に當る事由あることを理由とする場合に爲し得る。上告は第二審裁判所の判決に對して爲すのが原則であるが、例外として、或る場合には第一審の判決に對し控訴せずに、直ちに上告をなすことが出来る。

第三節 抗 告

抗告は裁判所の決定若しくは豫審終結決定に對する不服申立方法で、原決定の取消又は變更を求めものである。抗告には即時抗告と單純抗告との二つがある。即時抗告は特に各本條で定めてある場合に限り、決定の日より三日内に爲し得るものであるが、單純抗告は特に禁止した場合の外、總ての決定に對して何時でも爲し得るのである。抗告はその申立書を原裁判所に差出すべきものである。

第七章 再 審

再審は確定判決のあつた事件につき、更に事實を審理して判

決を爲すことである。故に再審の請求は確定しない判決や既に效力を失つた判決に對して爲すことは出来ぬ。

第一節 再審の原因

再審の原因は被告事件に付き爲した判決に對する場合と、上告棄却の判決に對する場合とによつて差異がある。又被告事件について爲した判決に對する場合でも、言渡を受けた者の利益の爲めにする原因と、言渡を受けた者の不利益の爲めにする原因とがある。是等に付ては刑事訴訟法第四百八十五條、第四百八十六條、上告棄却の判決に對する場合は、同法第四百八十八條を参照されたい。

第二節 再審の請求

再審の請求は原判決を爲した裁判所で管轄する。この請求を爲し得る者は、刑の言渡を受けた者の利益の爲めにする場合は管轄裁判所の検事、受刑者、その法定代理人、保佐人及び夫である。若し受刑者が死亡せるときは、その配偶者、家督相続人、兄弟姉妹がこれを爲し得るのである。刑の言渡を受けた者の不利益の爲めにする場合は、管轄裁判所の検事のみが再審の請求を爲し得る。

被告人の利益の爲めにする再審の請求に付ては、時日の經過によつて失權しないのだから、刑の執行を終つても再審の請求が出来るが、被告人の不利益の爲めにする再審の請求は、判決確定後、公訴の時効期間に相當する期間を経過した場合は出来ないものである。

第八章 非常上告

非常上告は判決の確定した後、法令の違反を理由として、判決又は訴訟手續の破毀を求めをいふ。この制度は法律適用の統一を主たる目的とし、判決確定後に法令に違反したことを發見した場合に、被告人の利益不利益に拘らず、非常上告を爲すことが出来るのである。非常上告の申立は検事總長より大審院に爲すので、大審院がその申立を受けたときは公判を開いて審判する。

第九章 略式手續

略式手續は裁判所が公判を開かずに、刑の言渡をする簡便手續である。この手續で刑を言渡す裁判を略式命令と言ふ。略式手續は輕微な事件に付てのみ爲し得るので、その事件は區裁判

所に屬し、罰金又は科料に當るものでなければならぬ。故に地方裁判所では略式命令を發することは出來ぬ。

略式命令の請求は、檢察官が公訴の提起と共に書面にて之を請求するのである。區裁判所はその請求により、裁判書の謄本を被告に送達すると同時にその效力を生ずることになる。

略式命令の送達を受けた被告人は、略式命令に不服ならば送達の日より七日内に、正式裁判の請求が出来る。この請求をする時略式命令は效力を失つて、裁判所は普通の手續で公判を開いて審理しなければならぬ。

被告人が期間内に正式裁判の請求をしないときは、略式命令は確定して執行力を生ずるので、確定判決と同一の效力を有することになる。

第十章 刑の執行

裁判の執行は特別の命令を要する場合とか、法律によつて執行を停止する場合の外、裁判が確定したら直ちに之を執行すべきものである。而してその執行は檢察官が指揮するのである。

第一節 死刑の執行

死刑を言渡した判決が確定したときは、檢察官は速かに訴訟記録を司法大臣に差出し、その執行は司法大臣より命令があつてから爲すべきものである。その命令があつた場合は五日以内に執行する。死刑の執行には檢察官及び裁判所書記が立會ひ、刑務所内の死刑執行場を爲すのである。

第二節 自由刑の執行

死刑の言渡を受けた者に一定の事故がある場合は、司法大臣の命令に依つて一時死刑の執行を停止し、その事故が無くなつてから、司法大臣の命令に依つて執行するのである。

第三節 財産刑、科料、沒收の執行

懲役、禁錮、拘留などの自由刑の執行方法は盛衰法の規定に依るので、刑事訴訟法は執行の指揮と、その停止に付てのみ規定してある。執行の指揮は、檢察官が裁判の確定と同時に爲すのである。執行の停止は法律で強制する場合と、檢察官の自由裁量による場合とがある。

民事訴訟法の債務名義(執行名義)と同一の效力があるから、その手續は民事訴訟法の規定に準じ強制して爲すのである。

第十一章 私 訴

私訴は犯罪を原因とする民事上の請求で、公訴に附帯して提起するものであるから、犯罪に因つて生命、身體、自由、名譽又は財産を侵害された場合にその救済を求めものである。民法に從ひ請求し得るものは、總て私訴で請求が出来る。私訴は公訴に附帯するから公訴と運命を共にするのである。

私訴を提起し得る者は、犯罪に依つて損害を受けた者でなければならぬ。この場合私訴の被告人となる者は公訴の被告人に限る。私訴を提起し得る場合に之を提起せずに、民事訴訟によつて請求することも出来るのである。

第十二章 陪 審 法

陪審法は刑事訴訟法の特別法とも看做すべきもので、大正十二年四月に公布せられ、昭和二年六月よりその一部を、翌三年度から全部を施行されることとなつた。本法の趣旨は裁判を常職司法官の専行に一任せず、廣く一般人をしてこれに參與せし

め、裁判に對する國民の信頼を厚からしめんとするにある。實施日尚ほ淺きに拘らず、相當の成績を収めて居るやうであつたが、近來は陪審を請求する者が非常に少なくなつて、その廢止の聲さへ聞くに至つて居る。

第一節 陪審に付すべき事件

陪審法はすべての裁判に對し、普通人を干與せしめるといふのではなく、その範圍には一定の制限がある。即ち一死刑若しくは無期の懲役又は禁錮に當る事件。二長期三年を超ゆる有期の懲役又は禁錮に該り、地方裁判所の管轄に屬する事件で、被告人の請求ありたるものに限られて居る。然し是等の事件でも皇族の犯した罪、皇室に對する罪、内亂に關する罪、外患に關する罪、國交に關する罪、騷擾の罪、軍機保護法及び陸軍刑法又は海軍刑法の罪、法令に依り行ふ公選に關して犯した罪は除外される。申請によつて陪審に附せられるものは、公判期日の召喚を受けた日から十日を経過するときは、その申請權を失ひ、又被告人が公訴事實を認めたとときも陪審に附せられないのである。

第二節 陪 審 員